

総務文教常任委員会審査日程

日 時 令和7年12月8日（月）

本会議終了後

場 所 第1委員会室

～審査内容～

- 1 議案第103号 市民体育館整備事業（建築主体工事）請負契約の締結について（文ス）
- 2 議案第104号 市民体育館整備事業（機械設備工事）請負契約の締結について（文ス）

市民体育館整備事業
(建築主体工事)

山 陽 小 野 田 市

さくら設計株式会社

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
	表紙	A-037	アリーナ展開図2(改修前)				
A-000	図面リスト	A-038	アリーナ展開図1(改修後)				
A-001	建築改修工事特記仕様書 10-1	A-039	アリーナ展開図2(改修後)				
A-002	建築改修工事特記仕様書 10-2	A-040	便所(1)・多目的便所展開図(改修前)				
A-003	建築改修工事特記仕様書 10-3	A-041	便所(1)・多目的便所展開図(改修後)				
A-004	建築改修工事特記仕様書 10-4	A-042	便所(2)・シャワー室展開図(改修前)				
A-005	建築改修工事特記仕様書 10-5	A-043	便所(2)・シャワー室展開図(改修後)				
A-006	建築改修工事特記仕様書 10-6	A-044	便所(3)展開図(改修前)				
A-007	建築改修工事特記仕様書 10-7	A-045	便所(3)展開図(改修後)				
A-008	建築改修工事特記仕様書 10-8	A-046	1階建具キープラン(改修前)				
A-009	建築改修工事特記仕様書 10-9	A-047	1階建具キープラン(改修後)				
A-010	建築改修工事特記仕様書 10-10	A-048	2階・屋根裏建具キープラン(改修前)				
A-011	工事概要・付近見取り図・配置図	A-049	2階・屋根裏建具キープラン(改修後)				
A-012	仕上げ表(改修前後)	A-050	建具表1(改修前)				
A-013	1階平面図(改修前)	A-051	建具表1(改修後)				
A-014	1階平面図(改修後)	A-052	建具表2(改修後)				
A-015	2階平面図(改修前)	A-053	建具表3(改修後)				
A-016	2階平面図(改修後)	A-054	仮設計画図(外部)				
A-017	屋根裏平面図	A-055	仮設計画図(1階)				
A-018	地階平面図	A-056	仮設計画図(屋根裏)				
A-019	北・東立面図	A-057	防火区画図				
A-020	南・西立面図	A-058	空調機器置場基礎詳細図1				
A-021	断面図(改修前)	A-059	空調機器置場基礎詳細図2				
A-022	断面図(改修後)	A-060	防護ネット備伏図				
A-023	1階天井伏図(改修前)	A-061	標準SAKクラブ吊ボルト用詳細図				
A-024	1階天井伏図(改修後)	A-062	標準RCアンカー詳細図・ダクト落下防止詳細図				
A-025	2階天井伏図(改修前)	A-063	部分詳細図1				
A-026	2階天井伏図(改修後)	A-064	部分詳細図2				
A-027	アリーナ平面詳細図(改修前)	A-065	部分詳細図3				
A-028	アリーナ平面詳細図(改修後)	A-066	部分詳細図4				
A-029	便所(1)・多目的便所平面詳細図(改修前後)	A-067					
A-030	便所(2)・シャワー室(1)(2)平面詳細図(改修前後)	A-068					
A-031	便所(3)(4)平面詳細図(改修前後)	A-069					
A-032	矩計図1(改修前)	A-070					
A-033	矩計図1(改修後)	A-071					
A-034	矩計図2(改修前)	A-072					
A-035	矩計図2(改修後)	A-073					
A-036	アリーナ展開図1(改修前)	A-074					

	TITLE 市民体育館整備事業(建築改修工事)		JOB TITLE 図面リスト	SCALE S=1/100 (23x719x)
	ARCHITECTURAL OFFICE さくら設計株式会社 <small>札幌市中央区南一条西五丁目1番1号</small>		REVISED	JOB No. A-000

建築改修工事特記仕様書

- 1. 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官庁官庁建築部建築課の「公共建築改修工事仕様書(建築工事)令和4年版」(以下「改修仕様書」という)、「建築改修工事監理指針(令和4年版)」及び、「公共建築工事標準仕様書(令和4年版)」(以下「標準仕様書」という)、「建築工事監理指針(令和4年版)」による。
2. 特記仕様の適用方法
(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項に○印の付いたものを適用する。
(3) 項目に記載の表示番号は、各仕様仕様書の当該項目を示す。
特記事項について、() は改修標準仕様書の記載内容、() は標準仕様書の内容を示す。

Table with 2 columns: 項目 (Item) and 特記事項 (Remarks). Items include 1. 一般共通事項, 2. 一般事項, 3. 施工時の提出図書, 4. 施工計画書・総合図・施工図, 5. 工期の変更に係る資料の提出, 6. 環境文化財その他の物件, 7. 電気保安技術者, 8. 施工条件, 9. 安全衛生管理体制, 10. 発注者の処理等, 11. 環境への配慮.

Table with 2 columns: 1. 建築材料等, 1.3 施工数量調査, 1.4 石綿含有建材の施工計画書及び事前調査, 1.5 施工数量調査のための破壊部分の採取, 1.6 技能士, 1.7 化学物質の濃度測定, 1.8 技術検査, 1.9 工事写真.

Table with 2 columns: 完成写真 (Completion Photos) and 完成時の提出図書等 (Documents to be submitted at completion). Includes a table for photo specifications and a list of required documents like 完成図 (Completion Drawing) and 保証書 (Warranty Certificate).

- 2.6 撤去部分
耐荷重及び耐力
- 2.6 工事の一時中止に
係る計画の作成
(1.1.9)
- 2.1 足場等
(2.2.1)
- 2 騒音・粉じん等の
対策 (2.1.3)
- 3 既存部分の養生
(2.3.1)
- 4 仮設間仕切り
(2.3.2)
- 5 監督員事務所
(2.4.1)
- 6 工事表示板

設備工事との取合い
設備設置工事を含む設備設置の取組及び感知部の配管・配線
電気設備工事を含む電線の配管・配線
衛生設備の埋込ボックス
電気閉鎖式大便器用洗浄弁の一次側電線の配管・配線
電気閉鎖式大便器用洗浄弁とスイッチ側の配管・配線
電気閉鎖式大便器用洗浄弁とスイッチ側の配線
ガス給湯器のガス配線
屋内、屋外雨水管

コンクリート、モルタル等の撤去部分と既存構造物との項目は、ダイヤモンドカッター切りとする。
「建築基準法」に基づき定められた風速 (V0) 及び「建築基準法」に基づき定められた地表面積区分
風速 (m/s) 3.4
地表面積区分 (Ⅱ Ⅲ)
撤去体積 (30) m³

工事契約書に基づく工事の一時中止の通知を受けた場合、中止期間における工事現場の維持・管理に関する計画 (以下「基本計画」という。) を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。
なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来高、期日の体制、労務配置、撤去材料及び建設機械器具等の確認に関する事項、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事項及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項、工事再開に向けた方策及び基本計画に変更が生じた場合の手続きを記載すること。

内部足場の種類 ○ 固定、足場架設 ○ 内部閉鎖足場
外部足場の種類 ○ 特種足場 ○ くさび架台式足場 ○ 単管足場
外部足場の防護シート等による養生 ・ 行う ○ 行わない
材料、撤去材等の運搬方法 ○ A種 ○ B種 ○ C種 ○ D種 ○ E種

養生方法 ○ ビニールシート、合板等による
○ 固定された家具 (備品、机、ロッカー等) の移動 ・ 行う (指示) ○ 行わない
○ 既存部分における養生器具等の養生 ○ ビニールシート等による
○ 既存ブラインド、カーテン等の養生 (養生方法、取外し再取付)

仮設間仕切り
設置箇所 ・ 指示による
種類 ○ A種 ○ B種 ○ C種
A種又はB種を用いる場合の材質等
材質、厚さ
合板 (厚さ 9mm)
せつこうボード (厚さ 9.5mm)
片面への塗装等の仕上げ ・ 行う ○ 行わない
A種のグラスウール等の充填材 ・ 行う (JIS A 6301グラスウール吸音材2号32K(厚50mm))
行わない

仮設扉
設置箇所 ・ 指示による
種類 ・ 合板張り木製扉程度
○ 構内に新設する 監督員事務所の規模 (m²程度)
○ 既存建物内の一層を使用する (場所)

監督員事務所の標準仕様は下表とし、下表によらない場合は監督員との協議による。

部位等	仕上げ
床	合板張り又はビニール床シート張り
内壁、天井	合板又はせつこうボード張り、合成樹脂エマルジョンペイント塗り
屋根	塗膜耐熱塗料めっき鋼板張り、又は鉄板張り、防錆ペイント塗り

設置する設備・備品等 (机、いす、冷暖房機、消火器、保護帽、ゴム長靴、雨合羽、他) の種類及び数量は監督員との協議による。
表示内容について監督員の確認を受けること。

工事概要
工事名 工事
建築物名
用途
平面図
階数 地上 階 地下 m
工期 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

お留意
工事のため、ご迷惑をおかけしますが、よろしく協力をお願いします。
なお、お気づきの点は係員、または下記の監督者等へご連絡下さい。

施工者 建設会社
現場代理人 TEL
監督者 TEL

ラワン合板 7.5・5 T-1
白ペンキ塗り (文字黒)

7 工事現場における
指示物等

「建築基準法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律」等に基づき、必要な指示物を工事現場に掲示すること。
(例) 建設業の許可制 (元請業者のみ)、労務保護関係成立業、建設業連帯金共済制度加入現場ステッカー、施工体系図、石綿調査結果、再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書 (石綿調査結果記載例 ※A3以上とすること)

指定仮設物等

通用は以下のとおりとし、仕様は指示による
仮囲い ・ ゲート ・ 敷き板 ・ 交通誘導員A (人) ・ 交通誘導員B (人)
○ その他 (ガードフェンス)

1 埋戻し及び破土 (8.2.3)
建設発生土の処理 (8.2.3.1)

1 砂利地盤 (8.2.4)

種類	A種	B種	C種	D種
埋戻し	建設発生土	建設発生土	建設発生土	建設発生土
破土	建設発生土	建設発生土	建設発生土	建設発生土

2 捨コンクリート
地盤 (8.28.4)

5 鉄筋 (8.2.1)

規格番号	種類の記号	規格名称	径
JIS 0 3112	SD 2 9 5	鉄筋コンクリート用棒鋼	D 10、D 13、D 16
JIS 0 3112	SD 3 4 6	鉄筋コンクリート用棒鋼	D 19、D 22、D 26
JIS 0 3112	SD 3 9 0	鉄筋コンクリート用棒鋼	D 29

2 溶接金網 (8.2.2)

規格番号	網目の形状	寸法及び鉄線の径	施工箇所
JIS 0 3551		100×100×φ6.0	

3 縄手及び定着 (8.3.4)

鉄筋の種類	種類	径	
規格番号			
JIS 0 3112	SD 2 9 5	鉄筋コンクリート用棒鋼	D 10、D 13、D 16
JIS 0 3112	SD 3 4 6	鉄筋コンクリート用棒鋼	D 19、D 22、D 26
JIS 0 3112	SD 3 9 0	鉄筋コンクリート用棒鋼	D 29

2 溶接金網 (8.2.2)

規格番号	網目の形状	寸法及び鉄線の径	施工箇所
JIS 0 3551		100×100×φ6.0	

3 縄手及び定着 (8.3.4)

鉄筋の紐手方法等	紐手方法	径
ガス圧接法、原則D19以上を対象とする。		
斜位		
柱、梁の主筋	ガス圧接紐手	
その他の鉄筋 ()	重ね紐手	

4 鉄筋のかぶり厚さ (8.3.5)

5 帯筋 (8.3.7)

6 壁の配筋及び補強 (8.3.7)

7 圧接部・紐手の試験 (8.3.8)

試験を行う紐手の方法 ・ ガス圧接紐手 ・ 塊積式紐手 ・ 溶接紐手
外観試験 ・ 行う ○ 行わない
抜取試験 ・ 超音波探傷試験 ・ 引張試験

1 一般事項

2 コンクリートの種類
単位容積質量による
種類及び強度 (8.1.3)

設計基準強度F _c (N/mm ²)	スランプ (cm)	適用箇所
24	15cm・18cm	
21	15cm・18cm	躯体(軸脚)
21	15cm・18cm	躯体(基礎脚)、設備基礎
18	15cm・18cm	土間コンクリート

3 コンクリートの種類 (8.1.3)

種類
○ I類 (JIS A 5308への適合を認定されたコンクリート)
○ II類 (I類を除くJIS A 5308に適合したコンクリート)

工場の選定
JISマーク表示認証製品を製造している工場、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場 (全国生コンクリート品質管理協会主催の認定した統一審査基準に基づく監査に合格した工場) から選定し、JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) に適合するものを用いること

4 コンクリートの仕上り (8.1.4)

5 混和材料 (8.2.5)

6 配合管理強度 (8.2.5)

施工時期	構造体種別強度 (N/mm ²)
2/17 ~ 7/8	+9 +5 +0 +3
7/9 ~ 9/8	+9 +6 +3
9/9 ~ 12/3	+9 +6 +3
12/4 ~ 2/16	+9 +6 +3

7 型枠のせき板 (8.2.7)

8 既存部分の撤去 (8.21.2)

9 既存部分の処理 (8.21.3)

10 コンクリートの打ち込み (8.21.8)

11 既存構造物との取合い (8.21.9)

12 仕上げ (8.21.10)

13 高力コンクリート (8.11.1)

7 鋼材 (8.2.8)

8 高力ボルト (8.2.9)

9 溶接部の試験 (8.15.12)

10 鋼材の試験 (8.17.2)

鋼材の種類、材質、形状、寸法は指示による。
高力ボルト
種類 ・ トルシア形高力ボルト
・ JIS形高力ボルト
・ 溶接部めっき高力ボルト
おじの呼び 指示による
溶接部の外観試験の方法
「実合せ紐手の食い違い仕口ずれの検査・補強」3.5.2 受入検査による。
JASS 10.4 (受入検査) 「e. 溶接部の外観試験(1)から(5)」による。
完全溶込み溶接の超音波探傷試験 ・ 実施する ○ 実施しない
耐火被覆材の接着する面の塗装範囲 (指示による)
耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲 ()

8 防水改修工事	1 防水層の施工	防水層の下地 含水率8%以下 既存防水層(立上り部等)及び保護層の撤去 行う 行わない	表3.1.1
	2 改修工法の種類及び 工程 (3.1.4)	保護層の撤去 行う(保護層の仕様:ウレタン底面のみ) 行わない シーリング改修工法の種類 ・ シーリング充填工法 撤換シーリング再充填工法 ・ シーリング再充填工法 ブリッジ工法	表3.1.2
	3 改修用ルーフレッド (3.2.5)	POAS工法、POAS1工法、POD工法、POD1工法、POS工法、POS1工法、及びPOX工法 ・ 設けない(取付け方法等 新設防水材製造所の仕様) ・ 設けない	
	4 既存下地の処理・ 調整 (3.2.6)	既存下地の処理 調査 積層面の形状、長さ、数量等は図示による 既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の積層 (POS工法及びPOSI工法) ・ 改修標準仕様表3.2.6(4) (a)①~③による 設備保護套管、配管受野、パラベット、貫通パイプ回り、手すり・丸理の取付け部、塔屋出入口等の 欠損部及び防水層未積層部等の納まり部 標準仕様表5-1による 図示による	
	5 アスファルト防水 (3.3.2~5)	適用箇所 図示による 屋根保護防水断熱工法の断熱材 厚さ 25mm 50mm 屋根露出防水断熱工法の断熱材 厚さ 25mm 50mm 保護層等材料 成材種類目録材(製造所:詳欄名簿による)	表3.3.1
6 改質アスファルト シート防水 (3.4.2~3)	防水層の種類 表3.3.3~10	表3.3.3~10	
	屋根保護防水	新設防水層の種類	施工箇所
	新設防水層の種類	備考	
	屋根保護防水	新設防水層の種類	施工箇所
7 外壁改修工事 (コンクリート打ち上げ外壁)	1 合成分子系 ルーフィング シート防水 (3.5.2~4)	材料 樹脂シート及び可塑剤併用防止用シート 発泡ポリエチレンシート 固定金具の材質及び形状 ・ 防錆処理した鉄板(厚さ0.4mm以上) ステンレス鋼板(厚さ0.4mm以上) 断熱材 材質 改修標準仕様書3.5.2(D)による 厚さ 25mm 50mm	表3.5.1~3
	防水層の種類	新設防水層の種類	施工箇所
	新設防水層の種類	備考	
	屋根保護	屋根保護の種類は主材料製造所の仕様による 屋根保護の数量、位置は図示による	
外壁改修工事(モルタル張り仕上げ外壁)	8 塗膜防水 (3.1.4) (3.2.6) (3.6.2~3)	工法 ・ ウレタンゴム系 塗膜防水 ・ コムアスファルト系 塗膜防水	表3.6.1~2
	9 シーリング用材料 (3.7.2~3)	種類及び施工箇所 図示以外は表3.7.11による 目地寸法 図示による 仕上げ あり なし	
	10 シーリングの試験 (3.7.8)	接着性試験 簡易接着性試験(改修標準仕様表3.7.8(2)(7)による) 引張接着性試験(JIS A 1439) 実績に基づく試験成績書	
	11 とい (3.8.2~3)	材質 ・ 配管用鋼管 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管(VP) (カラー) ・ ステンレス管	表3.8.1
	12 アルミニウム製笠木 (3.9.2~3)	・ 押出し型材 型材の種類 250形 300形 350形 表面処理 BB-1形 BB-2形 コーナー部及び突出部等の役割 製造所の仕様による ・ 曲げ材 幅 285mm 板厚 2.0mm 表面処理 BB-1形 BB-2形 C種	表3.9.1 表3.9.2 表3.9.2
外壁改修工事(一般等標準仕様)	1 外壁改修工法の種類 (4.1.4)	コンクリート打ち上げ外壁 工法の種類 ・ 「コンクリート打ち上げ外壁の改修工法選定フロー」による。 モルタル塗り仕上げ外壁 工法の種類 「モルタル塗り仕上げ外壁の改修工法選定フロー」による。 タイル張り仕上げ外壁 工法の種類 「タイル張り仕上げ外壁の改修工法選定フロー」による。 鉄筋コンクリートによる劣化に起因する改修については、改修特記仕様書のA工法及びB工法による	
	2 改修後の塗り仕上げ (4.1.5)	改修後の新規仕上げの種類 ・ 薄付け仕上げ塗材塗り ・ 厚付け仕上げ塗材塗り ・ 複層仕上げ塗材塗り ・ 可とう形改修用仕上げ塗材塗り ・ 各種塗料塗り(「12塗膜改修工事」参照) ・ マスチック塗料塗り ・ 複層用塗料塗り ・ 外壁用塗膜防水塗り	
外壁改修工事(モルタル張り仕上げ外壁)	1 材料 (4.2.4)	・ 《樹脂注入工法用材料》 ・ 建築補修用注入エポキシ樹脂 (JIS A 6024) ・ 《Uカットシール材充填工法用材料》 ・ シーリング材料 ポリウレタン系 (1成分形 2成分形) ・ 可とう性エポキシ樹脂 (JIS A 6024) ・ ポリマーセメントモルタル (製造所: 詳欄名簿による) 《シール工法用材料》 ・ パテ状エポキシ樹脂 (JIS A 6024) ・ 可とう性エポキシ樹脂 (JIS A 6024) ・ 《充填工法用材料》 ・ エポキシ樹脂モルタル (JIS A 6024) ・ ポリマーセメントモルタル (製造所: 詳欄名簿による) ・ 《樹脂注入工法》	表3.9.3 表3.9.4
	2 ひび割れ部改修工法 (4.2.2)	ひび割れ部の注入状況確認方法 ・ コア抜き取り ・ コア抜きによるひび割れ部の注入状況確認 ・ コア抜きによるひび割れ部の注入状況確認 行う 行わない 抜取回数 500mmごと及びその断面積につき1箇所 抜取り部の積層方法 エポキシ樹脂モルタル充填 ・ 《Uカットシール材充填工法》 ・ シーリング材を充填(接着性試験 行う 行わない) ・ ポリマーセメントモルタル充填 行う 行わない ・ 可とう性エポキシ樹脂を充填 ・ 《シール工法》 ・ 《充填工法》	注入間隔 注入量
	3 欠損部改修工法 (4.2.3) (4.2.8)	・ 《樹脂注入工法用材料》 ・ 建築補修用注入エポキシ樹脂 (JIS A 6024) ・ 《Uカットシール材充填工法用材料》 ・ シーリング材料 ポリウレタン系 (1成分形 2成分形) ・ 可とう性エポキシ樹脂 (JIS A 6024) ・ ポリマーセメントモルタル (製造所: 詳欄名簿による) 《シール工法用材料》 ・ パテ状エポキシ樹脂 (JIS A 6024) ・ 可とう性エポキシ樹脂 (JIS A 6024) ・ 《充填工法用材料》 ・ エポキシ樹脂モルタル (JIS A 6024) ・ ポリマーセメントモルタル (製造所: 詳欄名簿による) ・ 《モルタル塗替え工法用材料》 モルタル 現場調合材料 既調合材料 改水調整材 (製造所: 詳欄名簿による) ・ 《アンカーピンニング工法用材料》 エポキシ樹脂 ・ 建築補修用注入エポキシ樹脂 (JIS A 6024) ・ パテ状エポキシ樹脂 (JIS A 6024) ・ ポリマーセメントスラリー(実績等の資料を監督職員に提出) アンカーピンの材質等 ステンレス鋼 (SUS304) (厚み4mmの丸棒で全ネジ切リ加工) ・ 《注入口付アンカーピンニング工法用材料》 エポキシ樹脂 ・ 建築補修用注入エポキシ樹脂 (JIS A 6024) ・ ポリマーセメントスラリー(実績等の資料を監督職員に提出) 注入口付アンカーピンの材質等 ステンレス鋼 (SUS304) (厚み4mmの丸棒で全ネジ切リ加工)	表3.9.5 表3.9.6
	4 材料 (4.3.5)	・ 《樹脂注入工法用材料》 ・ 建築補修用注入エポキシ樹脂 (JIS A 6024) ・ 《Uカットシール材充填工法用材料》 ・ シーリング材料 ポリウレタン系 (1成分形 2成分形) ・ 可とう性エポキシ樹脂 (JIS A 6024) ・ ポリマーセメントモルタル (製造所: 詳欄名簿による) 《シール工法用材料》 ・ パテ状エポキシ樹脂 (JIS A 6024) ・ 可とう性エポキシ樹脂 (JIS A 6024) ・ 《充填工法用材料》 ・ エポキシ樹脂モルタル (JIS A 6024) ・ ポリマーセメントモルタル (製造所: 詳欄名簿による) ・ 《モルタル塗替え工法用材料》 モルタル 現場調合材料 既調合材料 改水調整材 (製造所: 詳欄名簿による) ・ 《アンカーピンニング工法用材料》 エポキシ樹脂 ・ 建築補修用注入エポキシ樹脂 (JIS A 6024) ・ パテ状エポキシ樹脂 (JIS A 6024) ・ ポリマーセメントスラリー(実績等の資料を監督職員に提出) 注入口付アンカーピンの材質等 ステンレス鋼 (SUS304) (厚み4mmの丸棒で全ネジ切リ加工)	表3.9.7 表3.9.8
	5 ひび割れ部改修工法 (4.3.6) (4.3.6-8)	モルタルを撤去して改修 ・ 《樹脂注入工法》 工法 ・ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 200~300mm ・ 手動式エポキシ樹脂注入工法 ・ 複層式エポキシ樹脂注入工法 ひび割れ部の注入状況確認方法 ・ コア抜き取り ・ コア抜きによるひび割れ部の注入状況確認 行う 行わない 抜取回数 500mmごと及びその断面積につき1箇所 抜取り部の積層方法 エポキシ樹脂モルタル充填 ・ 《Uカットシール材充填工法》 ・ シーリング材を充填(接着性試験 行う 行わない) ・ ポリマーセメントモルタル充填 行う 行わない ・ 可とう性エポキシ樹脂を充填	注入間隔 注入量

・(シール工法)
撤去後の修繕方法 ・ 充填工法 (面積0.25㎡以下/箇所程度の場合)
・ モルタル塗替え工法

モルタルを撤去しないで改修
・ (樹脂注入工法)

工法	注入間隔	注入量
・ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	・ 200~300mm	・ ml
・ 手動式エポキシ樹脂注入工法		・ ml
・ 機械式エポキシ樹脂注入工法		・ ml

ひび割れ部の注入状況確認方法 ・ コア抜き取り ・ 注入量測定
採取回数 ・ 500mmごと及びその隣数につき1個

採取部の修繕方法 ・ エポキシ樹脂モルタル充填

・ (Uカットシール材充填工法)
・ シーリング材を充填 (接着性試験 ・ 行う ・ 行わない)
・ ポリマーセメントモルタル充填 ・ 行う ・ 行わない
・ 可とう性エポキシ樹脂を充填

・ (シール工法)
・ (充填工法) (欠損部の面積が0.25㎡/箇所程度以下の場合)
・ (モルタル塗替え工法)
・ 塗り厚が25mmをこえる場合の措置 ・ 明示による

モルタルを撤去して改修
・ (充填工法) (モルタル撤去部の面積が0.25㎡以下の場合)
・ (モルタル塗替え工法)
・ 塗り厚が25mmをこえる場合の措置 ・ 明示による

モルタルを撤去しないで改修
・ (アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法)
アンカーピン本数
一般部 ・ 16本/㎡
指定部 ・ 25本/㎡
・ 図4.3.11による (浮き面積が1㎡以下の場合)
注入量 ・ 25ml (注入口箇所あたり)
・ (アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法)
アンカーピン本数及び注入口の枚数
一般部 ・ 表4.3.5による
指定部 ・ 表4.3.2による (浮き面積が1㎡以下の場合)
注入量 ・ 25ml (注入口箇所あたり)
・ (アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法)
アンカーピン本数及び注入口の枚数
一般部 ・ 表4.3.5による
指定部 ・ 表4.3.2による (浮き面積が1㎡以下の場合)
注入量 ・ 50ml (注入口箇所あたり)

9
4
3
4

外壁改修工事
(タイル張り
仕上げ)

・ (注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法)
注入口付アンカーピンの本数
一般部 ・ 表4.3.6による
指定部 ・ 表4.3.6による (浮き面積が1㎡以下の場合)
注入量 ・ 50ml (注入口箇所あたり)

・ (樹脂注入工法用材料)
・ 建築修繕用注入エポキシ樹脂 (JIS A 6024)
・ (Uカットシール材充填工法用材料)
・ シーリング材料 ポリウレタン系 (1成分形 ・ 2成分形)
・ 可とう性エポキシ樹脂 (JIS A 6024)
・ ポリマーセメントモルタル (製造所: 詳細名簿による)
・ (モルタル塗替え工法用材料)
モルタル ・ 現場調査材料 ・ 既調合材料
吸水調整材 (製造所: 詳細名簿による)
・ (アンカーピンニング注入工法用材料)
・ エポキシ樹脂
・ 建築修繕用注入エポキシ樹脂 (JIS A 6024)
・ パチエポキシ樹脂 (JIS A 6024)
・ ポリマーセメントスラリー (実験等の資料を監督職員に提出)
アンカーピンの材質等 ・ ステンレス鋼 (SUS304) (呼び径4φの丸棒で全ネジ切り加工)

・ (注入口付アンカーピンニング注入工法用材料)
・ エポキシ樹脂
・ 建築修繕用注入エポキシ樹脂 (JIS A 6024)
・ ポリマーセメントスラリー (実験等の資料を監督職員に提出)
注入口付アンカーピンの材質等 ・ ステンレス鋼 (SUS304) (呼び径は外径6mm)

・ (タイル部分修繕工法用材料)
接着剤 ・ ポリマーセメントモルタル (製造所: 詳細名簿による)
・ エポキシ樹脂 (製造所: 詳細名簿による)
外装タイル張り用有機系接着剤 (JIS A 5557)
タイルの形状、寸法等 (JIS A 5209)

施工箇所	形状	寸法	敷本率による区分		うわすり	役物	色	耐凍害性	耐凍融性	備考
			Ⅰ類	Ⅱ類						

構成 床の場合 ・ 標準詳細図 1-0-1 による ・ 明示による
壁の場合 ・ 標準詳細図 2-0-1 による ・ 明示による

役物
役物使用箇所

内装

外装

・ (タイル修繕工法用材料)
タイルの見本焼き ・ 行わない ・ 行う (適用箇所:)
タイルの試験張り ・ 行わない ・ 行う (適用箇所:)
接着剤 ・ セメントモルタル (・ 現場調査材料 ・ 既調合材料)
・ 外装タイル張り用有機系接着剤 (JIS A 5557)

タイルを撤去して改修
・ (樹脂注入工法)

工法	注入間隔	注入量
・ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	・ 200~300mm	・ ml
・ 手動式エポキシ樹脂注入工法		・ ml
・ 機械式エポキシ樹脂注入工法		・ ml

ひび割れ部の注入状況確認方法 ・ コア抜き取り ・ 注入量測定
採取回数 ・ 500mmごと及びその隣数につき1個

採取部の修繕方法 ・ エポキシ樹脂モルタル充填

・ (Uカットシール材充填工法)
・ シーリング材を充填 (接着性試験 ・ 行う ・ 行わない)
・ ポリマーセメントモルタル充填 ・ 行う ・ 行わない
・ 可とう性エポキシ樹脂を充填

撤去後の修繕方法
・ (タイル部分修繕工法) (欠損部の面積が0.25㎡以下の場合及び下地モルタルを撤去しない場合)
・ (タイル修繕工法) (下地モルタルを撤去する場合)
伸縮調整目地及びひび割れ発生目地の位置は明示による
下地モルタルの塗り厚が25mmをこえる場合の措置は明示による
コンクリート素地面の下地処理方法 ・ 目尻らし工法による下地調整
下地モルタル塗り及び下地調整材塗りの接着力試験 ・ 行う ・ 行わない

9
4
3
4

外壁改修工事
(タイル張り
仕上げ)

表4.4.5, 4.4.6

タイルの種類	タイルの大きさ	工法
・ 外装タイル	・ 小口平 ・ 二丁掛 ・ 100角	・ 密着張り ・ 改良密着張り ・ 外装タイル接着剤張り
・ ユニットタイル	・ 50二丁以下	・ マスク張り ・ モザイクタイル張り ・ 外装タイル接着剤張り

タイルを撤去しないで改修
・ (樹脂注入工法)

工法	注入間隔	注入量
・ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	・ 200~300mm	・ ml
・ 手動式エポキシ樹脂注入工法		・ ml
・ 機械式エポキシ樹脂注入工法		・ ml

ひび割れ部の注入状況確認方法 ・ コア抜き取り ・ 注入量測定
採取回数 ・ 500mmごと及びその隣数につき1個

採取部の修繕方法 ・ エポキシ樹脂モルタル充填
・ (タイル部分修繕工法) (欠損部の面積が0.25㎡以下の場合及び下地モルタルを撤去しない場合)
・ (タイル修繕工法) (下地モルタルを撤去する場合)
伸縮調整目地及びひび割れ発生目地の位置は明示による
下地モルタルの塗り厚が25mmをこえる場合の措置は明示による
コンクリート素地面の下地処理方法 ・ 目尻らし工法による下地調整
下地モルタル塗り及び下地調整材塗りの接着力試験 ・ 行う ・ 行わない

表4.4.5, 4.4.6

タイルの種類	タイルの大きさ	工法
・ 外装タイル	・ 小口平 ・ 二丁掛 ・ 100角	・ 密着張り ・ 改良密着張り ・ 外装タイル接着剤張り
・ ユニットタイル	・ 50二丁以下	・ マスク張り ・ モザイクタイル張り ・ 外装タイル接着剤張り

タイルを撤去して改修
・ (アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法)
アンカーピン本数
一般部 ・ 16本/㎡
指定部 ・ 25本/㎡
・ 図4.3.11による (浮き面積が1㎡以下の場合)
注入量 ・ 25ml (注入口箇所あたり)
・ (アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法)
アンカーピン本数及び注入口の枚数
一般部 ・ 表4.3.5による
指定部 ・ 表4.3.2による (浮き面積が1㎡以下の場合)
注入量 ・ 25ml (注入口箇所あたり)



市市民体育館整備事業 (建築改修工事)

建築改修工事特記仕様書 10-4

さくら設計株式会社

ROLE S = 1~ (S3~7/14)

JOB TITLE 建築改修工事特記仕様書 10-4

DESIGNER 建築改修工事特記仕様書 10-4

DATE A-004

5 目地改修工事 (4.5.16)

1 材料 (4.5.2)

1 5 外壁改修工事 (仕上り塗料、仕上り化粧)

・〈アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法〉
アンカーピン本数及び注入口の数
一般部 ・ 表4.3.5による
指定部 ・ 表4.3.5による (浮き面積が1㎡以下の場合)
注入力量 ・ 50ml (注入口箇所あたり)
・〈注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法〉
注入口付アンカーピンの本数
一般部 ・ 9本/㎡
指定部 ・ 16本/㎡
注入力量 ・ 表4.3.3による (浮き面積が1㎡以下の場合)
・〈注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法〉
注入口付アンカーピンの本数
一般部 ・ 表4.3.5による
指定部 ・ 表4.3.5による (浮き面積が1㎡以下の場合)
注入力量 ・ 25ml (注入口箇所あたり)
・〈注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法〉
注入口付アンカーピンの本数
一般部 ・ 表4.3.5による
指定部 ・ 表4.3.5による (浮き面積が1㎡以下の場合)
注入力量 ・ 50ml (注入口箇所あたり)
・〈注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入工法〉
注入口付アンカーピン本数 () 本
目地ひび割れ改修工法
・ 伸縮目地改修工法 位置及び寸法は図示による

1 厚付け仕上塗料 表4.5.1

種類	仕上りの形状	工法
外装厚塗材E	・ 砂壁状	・ 着色骨材砂壁状
外装厚塗材S	・ 砂壁状	・ 吹付け

1 厚付け仕上塗料 表4.5.1

種類	仕上りの形状	工法	上塗材
外装厚塗材C	・ スタッコ状	・ 吹付け	・ 吹付け
外装厚塗材E	・ 凸凹処理	・ 吹付け	・ 吹付け

1 保層仕上塗料 表4.5.1~2

種類	仕上りの形状	工法	上塗材 (耐水性 耐候形3種)
保層塗材S1	・ 砂ず肌状	・ ローラー	・ 水系
保層塗材E	・ 凸凹処理	・ 吹付け	・ 79系
保層塗材R	・ 凸凹処理	・ 吹付け	・ 79系
保層塗材RS	・ 凸凹処理	・ 吹付け	・ 79系
保層塗材CE	・ 凸凹処理	・ 吹付け	・ 79系

1 上塗り材の塗付量 1㎡当り 0.4kg/㎡以上 79系/79系系、フッ素系 0.25kg/㎡以上

1 外装用塗料防水材 表4.7.1

種類	仕上りの形状	工法	外装用仕上塗料
外装用塗料防水材	・ 凸凹状	・ 吹付け	・ 耐水性1種
	・ 砂ず肌状	・ ローラー	
	・ さざ波状		

1 可とう耐改修用仕上塗料 表4.5.1

種類	仕上りの形状	工法
可とう耐改修塗材E	・ 平たん状	・ ローラー塗り
可とう耐改修塗材RE	・ さざ波状	・ ローラー塗り
可とう耐改修塗材CE	・ 砂ず肌状	・ 吹付け

2 既存建物の除去、下地処理及び下地調整 (4.5.4)

3 マスチック塗料塗り (4.6.2)

1 0 1 建築改修工事

1 0 1 一般事項 (5.1.3~7)

2 アルミニウム製建具 (5.2.2~5)

3 鋼製建具 (5.1.4) (5.4.2~5)

4 鋼製軽量建具 (5.5.2~5)

5 木製建具 (5.7.2~4)

・ その他使用材料

種類	使用材料	備考
・ マスチック塗料	・ 監督職員の承諾するもの	
・ アルカリ性付着剤	・ 監督職員の承諾するもの	
・ 発錆防錆剤	・ 監督職員の承諾するもの	
・ 含浸剤	・ 監督職員の承諾するもの	

建築はく離剤 (実験等の資料を監督職員に提出)
 既存建物の劣化部の除去、下地処理及び下地調整の工法
 ・ サンダー工法 ・ 高圧水洗工法 ・ 塗膜はく離剤工法 ・ 水洗い工法
 下地調整 ・ 下地調整塗料に代えてポリマーセメント塗料を使用
 サンダー工法の処理範囲 ・ 既存仕上面塗料 ・ 図示の範囲
 高圧水洗工法の処理範囲 ・ 既存仕上面塗料 ・ 図示の範囲
 塗膜はく離剤工法の処理範囲 ・ 既存仕上面塗料 ・ 図示の範囲
 水洗い工法の処理範囲 ・ サンダー工法、高圧水洗工法及び塗膜はく離剤工法以外の既存仕上面塗料 ・ 図示の範囲

表4.6.1

改修工法
 ○ 既存建具を改修
 ・ カバー工法 (・ カバー工法 ・ 持出工法 ・ ノンシール工法)
 ○ 撤去工法 ・ 図示による
 ○ 新規に建具を設置
 壁部分の開口の開け方、建具用部の仕様方法は図示による。

性能値等

アルミニウム製建具の性能等級等	A種	B種	C種
防音ドアセット、防音サッシの遮音性の等級	・ T-1	・ T-2	・ T-3
断熱ドアセット、断熱サッシの断熱性の等級	・ H-1	・ H-2	
耐震ドアセットの面内変形追従性の等級	・ D-1	・ D-2	・ D-3

納戸等
 防虫網の材質

材質	仕様	網目
・ ステンレス製 (SUS316)	・ 0.25mm以上	・ 16~18メッシュ
・ ガラス繊維入り合成樹脂製		
・ 合成樹脂製		

 防虫網の材質 ○ ステンレス製 (SUS304) 径1.5mmピッチ15mm
 遮音気密ドアセット ○ 適用しない

外装に面する鋼製建具の耐風圧性
 防音ドアセット、防音サッシの遮音性の等級
 断熱ドアセット、断熱サッシの断熱性の等級
 耐震ドアセットの面内変形追従性の等級
 ・ S-4 ・ S-5 ・ S-6
 ・ T-1 ・ T-2 ・ T-3
 ・ H-1 ・ H-2
 ・ D-1 ・ D-2 ・ D-3

材料 (製造所: 評価名簿による)
 ○ 鋼板 ・ ステンレス鋼板 ・ 形鋼
 鋼板類
 鋼板
 めっきの付着量
 ○ Z12又はF12を満足するもの
 ステンレス鋼板
 種類
 ・ SUS304 ・ SUS430JIL ・ SUS443J1
 〈つずりの仕上り〉
 ・ ステンレス鋼板 (HL)

図示による

表5.7.6

材質、形状及び寸法 図示による
 フラッシュ戸
 空気穴を2箇所以上設けること
 表面板の厚さ 普通合板 ○ 2.5mm以上
 天然木化粧合板 3.2mm以上
 特殊加工化粧合板 2.4mm以上

かまち戸・ふすま・戸ぶすま・揺すり障子の取付寸法 図示による
 工法 引き戸の引合せかまち (いんろう付き)
 取合い ・ 仕様詳細図4- による 図示による

6 建具用金物 (5.7.2~4)

7 重量シャッター (5.10.2~5)

8 軽量シャッター (5.12.2~4)

9 オーバーヘッドドア (5.13.2~5)

10 ガラス (5.14.2)

11 付属電気設備

材質、形状及び寸法 図示による
 評価名簿によるもの
 シリンダー指錠、シリンダー本持り錠
 ドアクローザー (○ バラレ型)
 ヒンジクローザー (・ 丁番形 ・ 持出し吊り込み型 ・ 中心吊り込み型)
 フロアヒンジ (・ 中心吊り込み (両自由))
 ・ マスターキー ・ 有 () 組 ・ 無

形式及び機構
 種類 図示による
 安全装置の設置箇所 図示による
 防火又は、防煙シャッターは、自動閉鎖装置及び防煙閉鎖装置付とし、運動制御盤及び煙感知器は別途とする。
 耐風圧強度 (管理用シャッター、外装用防火シャッター) ○ 図示による
 閉鎖機能による種類 ○ 電動式 (手動併用) ○ 手動式 表5.11.1
 危害防止装置 改修標準仕様書5.11.2(4) (併) による
 シャッターケース (防火・防煙以外) ○ 設ける ○ 設けない
 材料 (製造所: 評価名簿による)
 スラット及びシャッターケース用鋼板 種類 ()
 めっきの付着量 ・ Z12又はF12を満足するもの

形式及び機構
 開閉方式 ・ 電動式 (手動併用) ・ 手動式 表5.12.1
 耐風圧強度 図示による
 材料 (製造所: 評価名簿による)
 スラットの材質
 ・ 塗装溶剤塗めっき鋼板及び鋼板 (JIS B 3312)
 めっきの付着量
 ・ Z06又はF06を満足するもの

形式及び機構
 セクション材料による区分
 ・ スチールタイプ ・ アルミニウムタイプ ・ ファイバーグラスタイプ
 耐風圧性能JIS A 47151による
 荷重の区分 (・ 500Pa ・ 750Pa ・ 1000Pa ・ 1250Pa) に耐えるもの
 開閉方式による区分 ・ バランス式 ・ チェーン式 ・ 電動式
 収納形式による区分
 ・ スタンダード形 ・ ローヘッド形 ・ ハイリフト形 ・ パーチカル形
 材料 (製造所: 評価名簿による)
 ガイドレールの材質 ・ 溶融亜鉛めっき鋼板
 ・ ステンレス鋼板
 種類
 ・ SUS304 ・ SUS430JIL ・ SUS443J1

板ガラス (改修仕様書の規定による材質又は評価名簿による)
 下記以外 (品種・厚さの呼び等) は評価名簿による。
 ・ フロート板ガラス (JIS R 3202による)
 ・ 型板ガラス (JIS R 3203による)
 ・ 網入板ガラス (JIS R 3204による)
 ・ 網入板ガラス (JIS R 3204による)
 ・ 合わせガラス (JIS R 3205による)
 ・ 強化ガラス (JIS R 3208による)
 ・ 熱線吸収板ガラス (JIS R 3208による)
 ・ 複層ガラス (JIS R 3209による)
 ・ 熱線反射ガラス (JIS R 3221による)
 ・ 倍強度ガラス (JIS R 3222による)

ガラス留め材

建具の種類	材質
鋼板	・ シーリング材
アルミニウム製	・ シーリング材 ・ ガスケット (・ グレージングチャンネル形)
ステンレス製	・ シーリング材
木製	・ シーリング材
上記建具のFIXの場合	・ シーリング材

 防火戸のガラス留め材は、「建築基準法」に基づく防火性能の認定を受けた条件による。
 電動シャッター、自動閉鎖の施工範囲は下記による。
 制動装置は2次側は本工事とする。
 防煙シャッターの運動制御盤及び煙感知器は本工事に含まない。

③ 素地ごしらえ (7.3.2~7) (新機面)

④ 新止め塗料塗り (7.3.2~3)

⑤ 仕上げ塗料塗り (7章5節~13節)

装飾の種類	装飾面	工種	塗替え	新規
◎合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP)	コンクリート面		B1種	A1種 B1種
	モルタル面		B1種	A1種 B1種
	せっころプaster面		B1種	A1種 B1種
	せっころボード面		B1種	A1種 B1種
	その他ボード面		B1種	A1種 B1種
・ウレタン樹脂ワニス塗り (U)	廊内の木部		A1種 B1種	A1種 B1種
・ステン塗り	木部		B1種	A1種 B1種
・木材保護塗料塗り (P)	廊内の木部		A1種 B1種	A1種 B1種

装飾の種類	装飾面	工種	塗替え	新規
◎合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP)	コンクリート面		B1種	A1種 B1種
	モルタル面		B1種	A1種 B1種
	せっころプaster面		B1種	A1種 B1種
	せっころボード面		B1種	A1種 B1種
	その他ボード面		B1種	A1種 B1種
・ウレタン樹脂ワニス塗り (U)	廊内の木部		A1種 B1種	A1種 B1種
・ステン塗り	木部		B1種	A1種 B1種
・木材保護塗料塗り (P)	廊内の木部		A1種 B1種	A1種 B1種

① 除去工事共通事項 (9.1.2)

2 石綿含有 吹付け材の除去 (9.1.3)

3 石綿含有 保潔材等の除去 (9.1.4)

4 石綿含有 成形板等の除去 (9.1.5)

5 石綿含有 仕上塗材の除去 (9.1.6)

④ 長尺金属板 (13.2.2~3)

⑤ 折板 (13.3.2~3)

装飾の種類	装飾面	工種	塗替え	新規
◎合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP)	コンクリート面		B1種	A1種 B1種
	モルタル面		B1種	A1種 B1種
	せっころプaster面		B1種	A1種 B1種
	せっころボード面		B1種	A1種 B1種
	その他ボード面		B1種	A1種 B1種
・ウレタン樹脂ワニス塗り (U)	廊内の木部		A1種 B1種	A1種 B1種
・ステン塗り	木部		B1種	A1種 B1種
・木材保護塗料塗り (P)	廊内の木部		A1種 B1種	A1種 B1種

装飾の種類	装飾面	工種	塗替え	新規
◎合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP)	コンクリート面		B1種	A1種 B1種
	モルタル面		B1種	A1種 B1種
	せっころプaster面		B1種	A1種 B1種
	せっころボード面		B1種	A1種 B1種
	その他ボード面		B1種	A1種 B1種
・ウレタン樹脂ワニス塗り (U)	廊内の木部		A1種 B1種	A1種 B1種
・ステン塗り	木部		B1種	A1種 B1種
・木材保護塗料塗り (P)	廊内の木部		A1種 B1種	A1種 B1種

3 粘土瓦葺 (13.4.2~3)

① フリーアクセスフロア (20.2.2)

② トイレブース (20.2.5)

3 異板及びホワイトボード (20.2.9)

④ 表示 (20.2.11)

5 ブラインド (20.2.14)

6 カートン及びカートンレール (20.2.16)

7 点検口

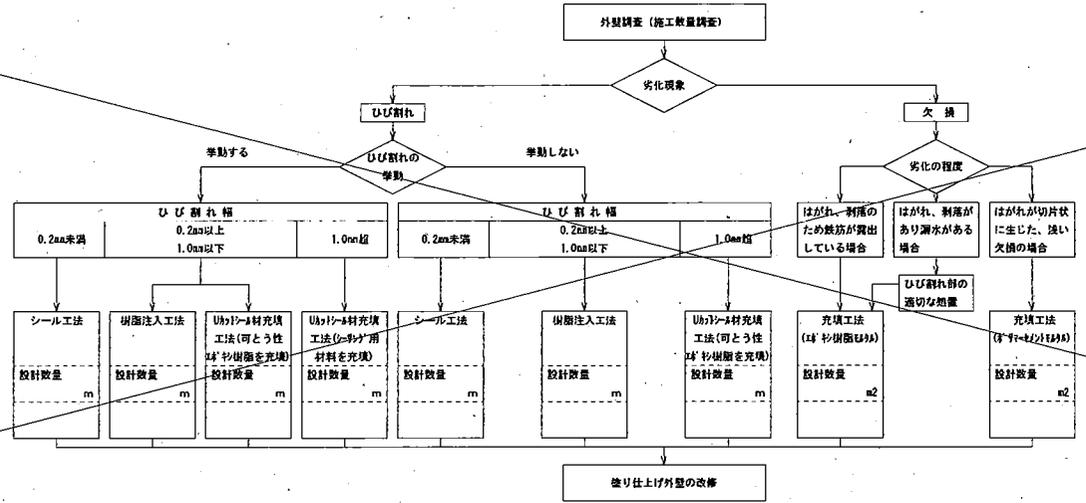
装飾の種類	装飾面	工種	塗替え	新規
◎合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP)	コンクリート面		B1種	A1種 B1種
	モルタル面		B1種	A1種 B1種
	せっころプaster面		B1種	A1種 B1種
	せっころボード面		B1種	A1種 B1種
	その他ボード面		B1種	A1種 B1種
・ウレタン樹脂ワニス塗り (U)	廊内の木部		A1種 B1種	A1種 B1種
・ステン塗り	木部		B1種	A1種 B1種
・木材保護塗料塗り (P)	廊内の木部		A1種 B1種	A1種 B1種

装飾の種類	装飾面	工種	塗替え	新規
◎合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP)	コンクリート面		B1種	A1種 B1種
	モルタル面		B1種	A1種 B1種
	せっころプaster面		B1種	A1種 B1種
	せっころボード面		B1種	A1種 B1種
	その他ボード面		B1種	A1種 B1種
・ウレタン樹脂ワニス塗り (U)	廊内の木部		A1種 B1種	A1種 B1種
・ステン塗り	木部		B1種	A1種 B1種
・木材保護塗料塗り (P)	廊内の木部		A1種 B1種	A1種 B1種

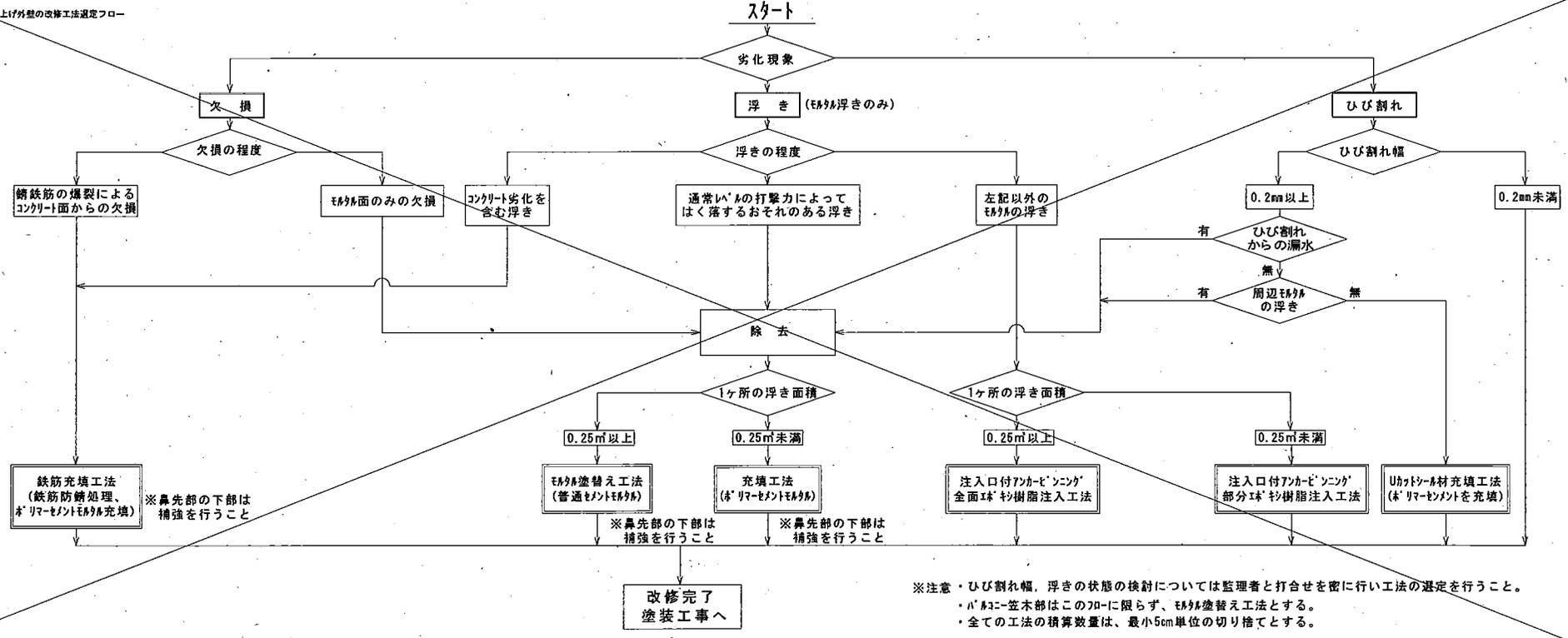
8	金属工事 (軽鉄骨天井 下地を除く) (14.1.3)	<ul style="list-style-type: none"> 床 材質 ・ アルミニウム製 寸法(mm) ・ 450×450 ・ 600×600 ・ ステンレス製 寸法(mm) () ・ 珪藻 寸法(mm) () 用途区分 ・ 一般形 ・ 密閉型 ・ 結露防止形 使用箇所による区分 ・ 屋内外用 ・ 屋内用 仕上り材による区分 ・ 貼付用 ・ 充填用 ・ 貼付・充填用 目地形状による区分 ・ アルミニウム製 ・ ステンレス製 ・ 珪藻製 錠 ・ 有 ・ 無 製造所：評価名簿による 																																																																																				
	9	錆び防止 切戻り	<p>切戻り発生する排水を回収し、産業廃棄物として適正に処理すること。 回収した排水を現場から搬出する場合は、搬出時点で排水のpHを測定し、その結果を写真等に記録すること。この際、pHが12.5以上の場合には特別管理型産業廃棄物となることに留意すること。 pHの測定方法 (・ 携帯式簡易測定器) 処理施設、処理方法、運搬方法等は任意とするが、産業廃棄物の種類・取扱いについては山口県環境生活部及び千代田市環境部(千代田市内のみ)の取扱いに準ずること。 監督職員へマニフェストを提示する際、併せてpHの測定結果の提示を行うこと。</p>																																																																																			
15	1 1 1	1 1 1	<p>1 あと施工アンカー (8.2.4)</p> <p>適用箇所 ・ RC耐震壁 ・ 開口閉塞 ・ 在来鉄骨ブレース 既許コンクリート強度 (24) N/mm² (4階以上は 21N/mm²) アンカーの種類 ○ 金属系 ・ 接着系 径 () mm</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">本体</th> <th colspan="2">接合部</th> </tr> <tr> <td>径 (mm)</td> <td>埋め込み深さ (mm)</td> <td>セット方式</td> <td>種類</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ 本仕打込み式改良型</td> <td></td> </tr> </table> <p>・ 接着系アンカー 引張耐力 () せん断耐力 () 接着剤の材質 ・ 有機系 (球 粒系) ・ 無機系 カプセルの種類 ・ カプセル方式の回転打撃式 (・ ガラス管式)</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">アンカー筋の種類 記号</th> <th rowspan="2">径</th> <th rowspan="2">設計引張 強度 (kN/本)</th> <th colspan="2">・ 頭部付付き ・ 頭部付なし ・ 図示</th> </tr> <tr> <th>埋め込み深さ (mm)</th> <th>新設壁内への埋着長さ</th> </tr> <tr> <td>・ SD295A ・ SD345</td> <td>D13</td> <td></td> <td>・ 図示 ・ 80以上</td> <td>・ 図示 ・ 300以上</td> </tr> <tr> <td>・ SD295A ・ SD345</td> <td>D16</td> <td></td> <td>・ 図示 ・ 80以上</td> <td>・ 図示 ・ 300以上</td> </tr> <tr> <td>・ SD295A ・ SD345</td> <td>D19</td> <td></td> <td>・ 図示 ・ 80以上</td> <td>・ 図示 ・ 300以上</td> </tr> <tr> <td>・ SD295A ・ SD345</td> <td>D10</td> <td></td> <td>・ 図示 ・ 80以上</td> <td>・ 図示 ・ 300以上</td> </tr> </table> <p>2 施工管理技術者 及び技能資格者 (8.12.2~3) あと施工アンカー の確認試験 (8.12.7)</p> <p>・ 配置する ・ 配置しない 施工管理技術者は、(社)日本建築あと施工アンカー協会が定める「あと施工アンカー技術管理士」、技能者は、同「第1種あと施工アンカー施工士」の資格以上の能力をそれぞれ有する者とする 施工確認試験 ・ 行う ・ 行わない</p> <table border="1"> <tr> <th>アンカーの種類</th> <th>アンカー径 (mm)</th> <th>確認強度 (kN/本)</th> <th>1ロット当たりの試験体の数 (本)</th> </tr> <tr> <td>・ 金属系 ・ 接着系</td> <td>13 (100mm×40mm)</td> <td>27.3kN</td> <td>3 又は 3%以上</td> </tr> <tr> <td>・ 金属系 ・ 接着系</td> <td>16 (100mm×40mm)</td> <td>29.2kN</td> <td>3 又は 3%以上</td> </tr> <tr> <td>・ 金属系 ・ 接着系</td> <td>19 (100mm×40mm)</td> <td>46.8kN</td> <td>3 又は 3%以上</td> </tr> <tr> <td>・ 金属系 ・ 接着系</td> <td>13 (100mm×40mm)</td> <td>48.9kN</td> <td>3 又は 3%以上</td> </tr> <tr> <td>・ 金属系 ・ 接着系</td> <td>16 (100mm×40mm)</td> <td>54.2kN</td> <td>3 又は 3%以上</td> </tr> <tr> <td>・ 金属系 ・ 接着系</td> <td>19 (100mm×40mm)</td> <td>56.1kN</td> <td>3 又は 3%以上</td> </tr> <tr> <td>・ 金属系 ・ 接着系</td> <td>13 (100mm×40mm)</td> <td>66.0kN</td> <td>3 又は 3%以上</td> </tr> <tr> <td>・ 金属系 ・ 接着系</td> <td>16 (100mm×40mm)</td> <td>66.0kN</td> <td>3 又は 3%以上</td> </tr> <tr> <td>・ 金属系 ・ 接着系</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 金属系 ・ 接着系</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	本体		接合部		径 (mm)	埋め込み深さ (mm)	セット方式	種類			・ 本仕打込み式改良型		アンカー筋の種類 記号	径	設計引張 強度 (kN/本)	・ 頭部付付き ・ 頭部付なし ・ 図示		埋め込み深さ (mm)	新設壁内への埋着長さ	・ SD295A ・ SD345	D13		・ 図示 ・ 80以上	・ 図示 ・ 300以上	・ SD295A ・ SD345	D16		・ 図示 ・ 80以上	・ 図示 ・ 300以上	・ SD295A ・ SD345	D19		・ 図示 ・ 80以上	・ 図示 ・ 300以上	・ SD295A ・ SD345	D10		・ 図示 ・ 80以上	・ 図示 ・ 300以上	アンカーの種類	アンカー径 (mm)	確認強度 (kN/本)	1ロット当たりの試験体の数 (本)	・ 金属系 ・ 接着系	13 (100mm×40mm)	27.3kN	3 又は 3%以上	・ 金属系 ・ 接着系	16 (100mm×40mm)	29.2kN	3 又は 3%以上	・ 金属系 ・ 接着系	19 (100mm×40mm)	46.8kN	3 又は 3%以上	・ 金属系 ・ 接着系	13 (100mm×40mm)	48.9kN	3 又は 3%以上	・ 金属系 ・ 接着系	16 (100mm×40mm)	54.2kN	3 又は 3%以上	・ 金属系 ・ 接着系	19 (100mm×40mm)	56.1kN	3 又は 3%以上	・ 金属系 ・ 接着系	13 (100mm×40mm)	66.0kN	3 又は 3%以上	・ 金属系 ・ 接着系	16 (100mm×40mm)	66.0kN	3 又は 3%以上	・ 金属系 ・ 接着系				・ 金属系 ・ 接着系			
本体		接合部																																																																																				
径 (mm)	埋め込み深さ (mm)	セット方式	種類																																																																																			
		・ 本仕打込み式改良型																																																																																				
アンカー筋の種類 記号	径	設計引張 強度 (kN/本)	・ 頭部付付き ・ 頭部付なし ・ 図示																																																																																			
			埋め込み深さ (mm)	新設壁内への埋着長さ																																																																																		
・ SD295A ・ SD345	D13		・ 図示 ・ 80以上	・ 図示 ・ 300以上																																																																																		
・ SD295A ・ SD345	D16		・ 図示 ・ 80以上	・ 図示 ・ 300以上																																																																																		
・ SD295A ・ SD345	D19		・ 図示 ・ 80以上	・ 図示 ・ 300以上																																																																																		
・ SD295A ・ SD345	D10		・ 図示 ・ 80以上	・ 図示 ・ 300以上																																																																																		
アンカーの種類	アンカー径 (mm)	確認強度 (kN/本)	1ロット当たりの試験体の数 (本)																																																																																			
・ 金属系 ・ 接着系	13 (100mm×40mm)	27.3kN	3 又は 3%以上																																																																																			
・ 金属系 ・ 接着系	16 (100mm×40mm)	29.2kN	3 又は 3%以上																																																																																			
・ 金属系 ・ 接着系	19 (100mm×40mm)	46.8kN	3 又は 3%以上																																																																																			
・ 金属系 ・ 接着系	13 (100mm×40mm)	48.9kN	3 又は 3%以上																																																																																			
・ 金属系 ・ 接着系	16 (100mm×40mm)	54.2kN	3 又は 3%以上																																																																																			
・ 金属系 ・ 接着系	19 (100mm×40mm)	56.1kN	3 又は 3%以上																																																																																			
・ 金属系 ・ 接着系	13 (100mm×40mm)	66.0kN	3 又は 3%以上																																																																																			
・ 金属系 ・ 接着系	16 (100mm×40mm)	66.0kN	3 又は 3%以上																																																																																			
・ 金属系 ・ 接着系																																																																																						
・ 金属系 ・ 接着系																																																																																						
16	1 1 2 3	1 1 2 3	<p>1 構造躯体用モルタル (8.2.12)</p> <table border="1"> <tr> <td>圧縮強度 (N/mm²)</td> <td>フロー値 (mm)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>2 柱底等の均し モルタル (8.2.12)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無収縮モルタル材 (製造所 評価名簿による) ・ 無収縮モルタル材 (製造所 評価名簿による) <p>3 グラウト材 (8.2.12)</p> <table border="1"> <tr> <td>圧縮強度 (N/mm²)</td> <td>施行箇所</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>新設壁、増打り壁、梁補強箇所</td> </tr> </table> <p>圧縮強度試験 ・ 行う (・ 3日 ・ 28日) ・ 行わない コンステンション試験 ・ 行う (・ J・ロード試験 ・ 簡易J・A70試験) ・ 行わない</p>	圧縮強度 (N/mm ²)	フロー値 (mm)			圧縮強度 (N/mm ²)	施行箇所	30	新設壁、増打り壁、梁補強箇所																																																																											
圧縮強度 (N/mm ²)	フロー値 (mm)																																																																																					
圧縮強度 (N/mm ²)	施行箇所																																																																																					
30	新設壁、増打り壁、梁補強箇所																																																																																					

	TITLE	市民体育館整備事業 (建築改修工事)	JOB TITLE	建築改修工事特記仕様書 10-8	SCALE	S = 1:- (A3~11A)
	NUMBER	ARCHITECTURAL OFFICE	さくら設計株式会社	REVISION	JOB No.	A-008

コンクリート打放し仕上げ外壁の改修工法選定フロー

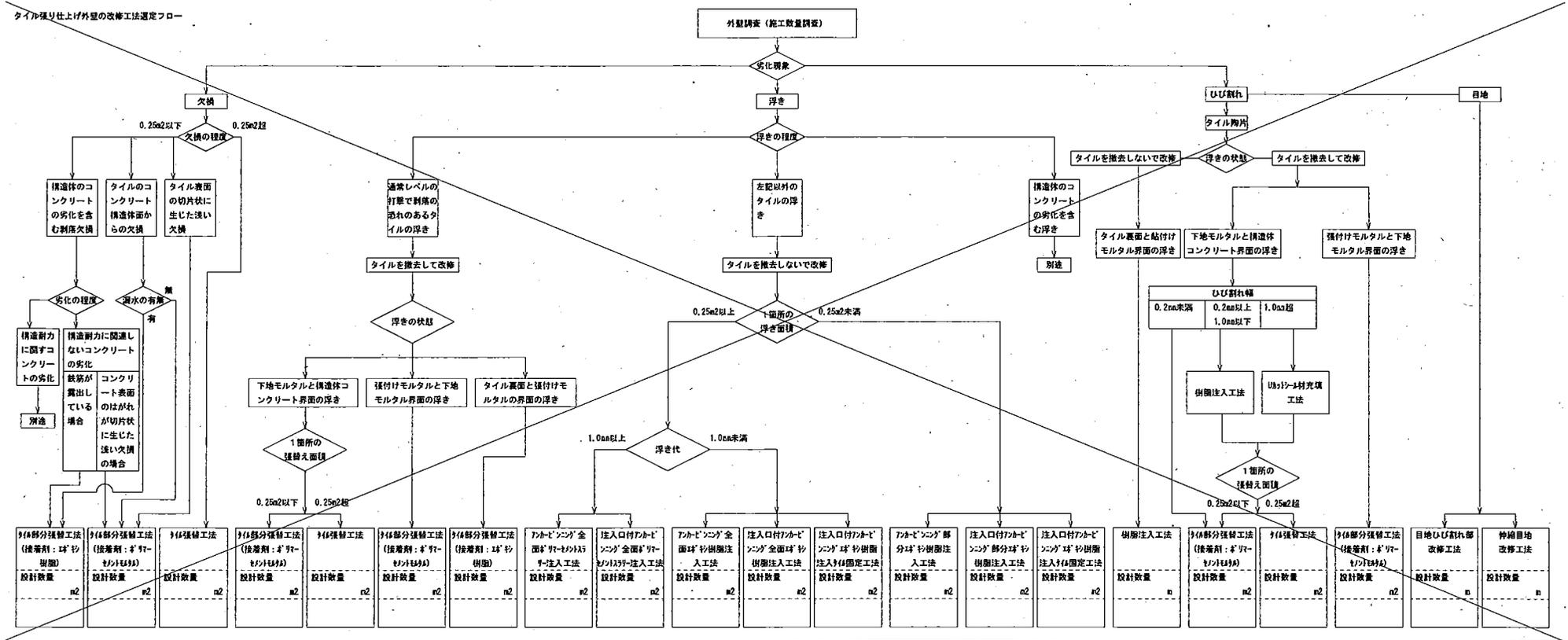


モルタル塗り仕上げ外壁の改修工法選定フロー



※注意・ひび割れ幅、浮きの状態の検討については監理者と打合せを密に行い工法の選定を行うこと。
 ・Uレジン材塗本部はこのフローに限らず、モルタル塗替え工法とする。
 ・全ての工法の積算数量は、最小5cm単位の切り捨てとする。

	TITLE 市民体育館整備事業（建築改修工事）	JOB TITLE 建築改修工事特記仕様書 10-9	SCALE S = 1:-(A3~1/16)
	ARCHITECTURAL OFFICE さくら設計株式会社 <small>〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1</small>	REVISION 	JOB No. A-009



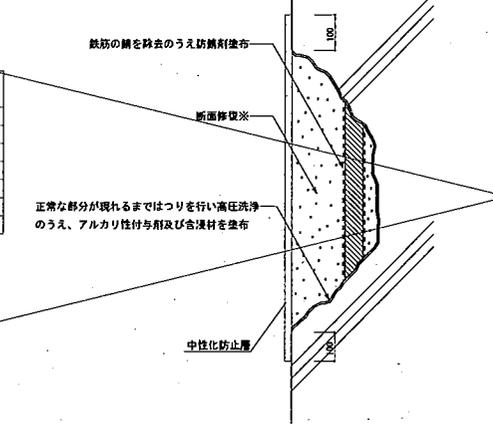
A 工法 適用範囲: 壁面等、面積が大きく、比較的に鉄筋露出部が深い場合。

断面修復の材料 ・ポリマーセメントモルタル ・エポキシ樹脂モルタル

断面修復は、「コンクリート打ち放し仕上げ外壁」、「モルタル塗り仕上げ外壁」及び「タイル張り仕上げ外壁」のそれぞれ欠損部改修工法による。

- (工法)
- ① 欠損クラック部を電動ピック、ブレーカー等を用いて、周辺破損部と共にはつりを行い、正常な部分が現れるまで鉄筋を露出させる。
 - ② 鉄筋に生じている錆を、ワイヤーブラシ、サンドペーパー及び工具を用いて除去する。
 - ③ 下地を高圧洗浄する。
 - ④ コンクリート面にアルカリ性付与剤をハケ又はローラーで2回塗る。(塗布量は1㎡仕様)
 - ⑤ さらにコンクリート面に含浸材をハケ又はローラーで2回塗る。(塗布量は1㎡仕様)
 - ⑥ 鉄筋に防錆剤を塗り付ける。
 - ⑦ 断面修復を行う。
 - ⑧ 中性化防止層を塗る。
- 施工手順は、製造所の仕様によることとし、上表と異なる場合は監督職員の承認を得ること。

複数の鉄筋が連続して露出	単一の鉄筋が連続して露出	10cm角程度の鉄筋の露出
設計数量	m ²	m ²
		箇所



B 工法 適用範囲: 柱のコーナ部等、比較的に鉄筋露出部が深い場合。

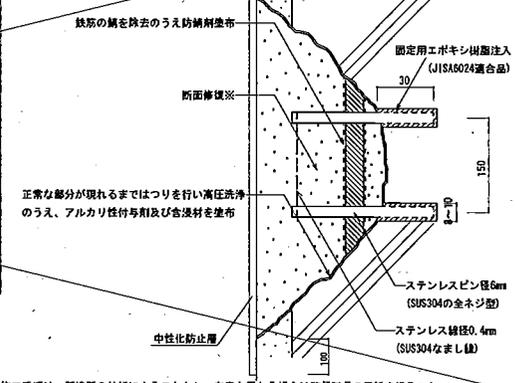
断面修復の材料 ・ポリマーセメントモルタル ・エポキシ樹脂モルタル

断面修復は、「コンクリート打ち放し仕上げ外壁」、「モルタル塗り仕上げ外壁」及び「タイル張り仕上げ外壁」のそれぞれ欠損部改修工法による。

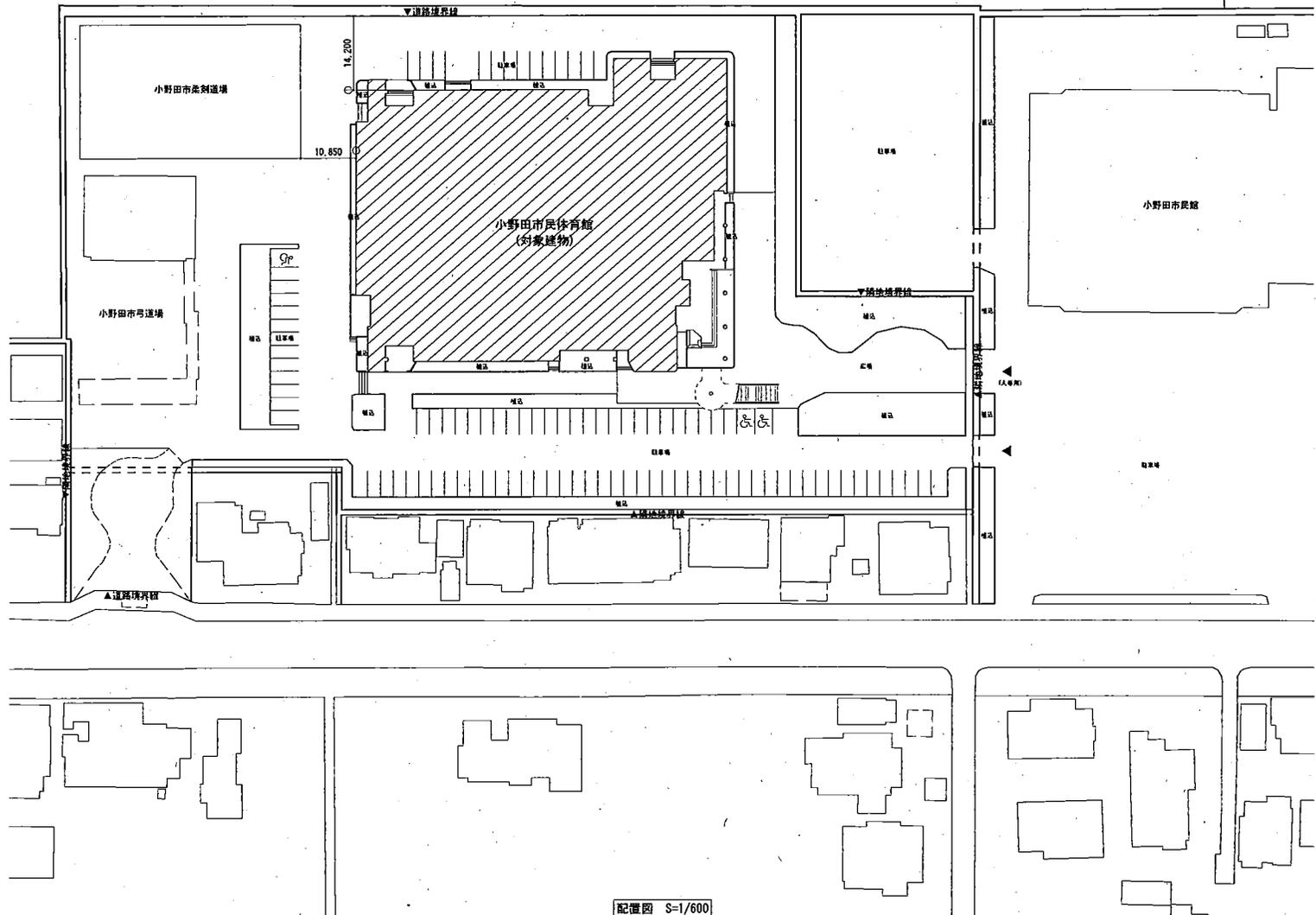
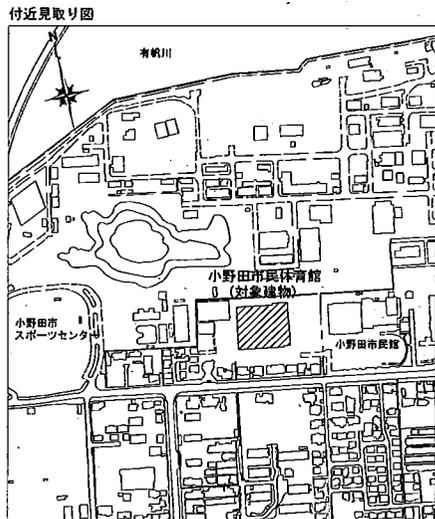
- (工法)
- ① 欠損クラック部を電動ピック、ブレーカー等を用いて、周辺破損部と共にはつりを行い、正常な部分が現れるまで鉄筋を露出させる。
 - ② 鉄筋に生じている錆を、ワイヤーブラシ、サンドペーパー及び工具を用いて除去する。
 - ③ 下地を高圧洗浄する。
 - ④ 直径8~10mmのステンレスピン挿入孔を、150mm間隔にコンクリート層中に深さ30mm程度まで穿孔する。
 - ⑤ 穿孔後は、ブラシ、ブロー等で十分に清掃する。
 - ⑥ ステンレスピンは、コンクリート層の面から2~10mm程度に納まる長さに切断する。
 - ⑦ 固定用エポキシ樹脂をグリガン等により、1孔当たり約20gを巣入れより徐々に、気泡をいれずに注入する。
 - ⑧ 注入後、直ちにステンレスピンを穿孔部まで確実に挿入する。
 - ⑨ 挿入後に樹脂が固化するまで衝撃をあてないように養生をする。
 - ⑩ ステンレスピン露出部分をステンレス網にて接続する。
 - ⑪ コンクリート面にアルカリ性付与剤をハケ又はローラーで2回塗る。(塗布量は1㎡仕様)
 - ⑫ さらにコンクリート面に含浸材をハケ又はローラーで2回塗る。(塗布量は1㎡仕様)
 - ⑬ 鉄筋に防錆剤を塗り付ける。
 - ⑭ 断面修復を行う。
 - ⑮ 中性化防止層を塗る。
- 施工手順は、製造所の仕様によることとし、左表と異なる場合は監督職員の承認を得ること。

複数の鉄筋が連続して露出	単一の鉄筋が連続して露出	10cm角程度の鉄筋の露出
設計数量	m ²	m ²
		箇所

断面修復は、「コンクリート打ち放し仕上げ外壁」、「モルタル塗り仕上げ外壁」及び「タイル張り仕上げ外壁」のそれぞれ欠損部改修工法による。



工事概要		
工事名称	市民体育館整備事業(実業設計業務委託)	
工事場所	山形小野田市中川五丁目6833番1 地内	
用途地域	第二種住居地域	
防火地域	・ 防火 ・ 準防火 ○ 22条 ・ 指定なし	
その他の地域	-	
建物概要	構造	RC造
	階数	地上2階建て
	高さ	最高の高さ:18.17m 最高軒高:15.20m
	敷地面積	14,691.98㎡
	延床面積	5,237.03㎡
	竣工年	1986年



配置図 S=1/600



TITLE		市民体育館整備事業(建築改修工事)	
NAME		さくらら設計株式会社	

JOB TITLE	工事概要・付近見取り図・配置図
JOB NO.	A-011

SCALE	S = 1:1000 (A3:1/100)
-------	--------------------------

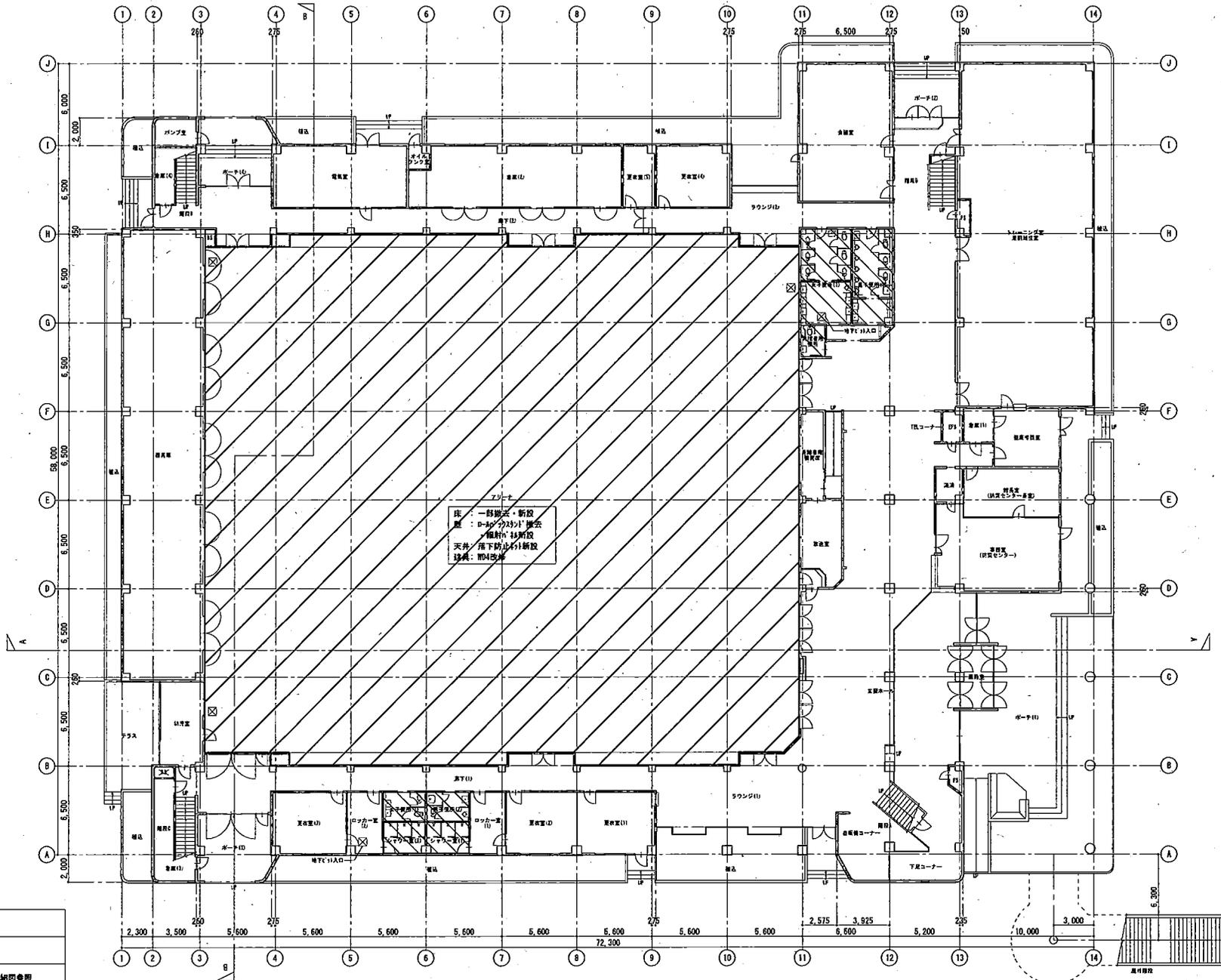
内部仕上げ表(改修前)  : 存置部分を示す ※改修工事に係る室の仕上げを示す ※AS含有: アスベスト含有建材を示す。(特記なき限りレベル3)

階	室名	床 ※1	巾木 ※1	壁	柱・壁・梁型	天井	高さ	廻縁	備考
1	アリーナ	加ダケツクワW80乱尺 t=18特殊貼り PUP3同塗り (一部撤去)	タワ裏成材 PUP (一部撤去)	H=100 汁合板 t=9 / 有孔汁合板 t=9 市松模様の貼り SOP コケシ打放し VE ※AS含有	---	タワ天井 (タワケ吸音材) 64K t=25 コケシ打放し ひる石吹付	CH= ~14,000	---	
	男子便所・女子便所(1)	理イタ体 (前室) ビニ床シート ※AS含有	---	100角タ体 (前室) 理イタ体金ごて 無機質加A ※AS含有	---	石綿タ体板 t=5 AEP (男子) ※AS含有 (女子)	CH=2,500 CH=2,200	塩ビ製	タワ製出入口枠 / 床下床後口 洗面カケ、鏡、便器・SK、トイレノズ
	多目的便所	ビニ床シート ※AS含有	---	理イタ体金ごて 無機質加A ※AS含有	---	石綿タ体板 t=5 AEP ※AS含有	CH=2,200	塩ビ製	身障者用タワ手摺、便器、洗面器
	男子便所・女子便所(2)	理イタ体	---	100角タ体	---	石綿タ体板 t=5 AEP ※AS含有	CH=2,300	塩ビ製	タワ製出入口枠 洗面カケ、鏡、便器・SK、トイレノズ
	シャワー室(1)(2)	理イタ体	---	100角タ体	---	パタタ	CH=2,300 ~2,600	塩ビ製	タワノズ、タワ製既製棚、タワノズ及びビニカー
	玄関ホール (0~F通り間)	ビニ床シート貼 t=3.0	コケシ打放し VE (入巾木) ※AS含有	H=75	コケシ打放し (打増 t=25) 内部用複層模様吹付	壁と同じ	PBt=12 ひる石吹付 ※AS含有	CH=3,800	---
	放送室	ニドカケカベシ (静電気防止)	---	H=75	コケシ打放し AEP	---	タワケ吸音板 t=9 AEP 下地: PB t=12	CH=2,300	塩ビ製
	身障者用観覧席	ニドカケカベシ (静電気防止)	---	H=75	コケシ打放し AEP	---	タワケ吸音板 t=9 AEP 下地: PB t=12	CH=2,200	塩ビ製
	客席	タワ系樹脂塗床	---	H=75	コケシ打放し VE ※AS含有 不燃タ体 t=6 / 有孔不燃タ体 t=6 市松模様の貼り AEP ※AS含有	---	タワ天井 (タワケ吸音材) 64K t=25	CH= ~14,000	---
	男子便所・女子便所(3)(4)	理イタ体	---	100角タ体	---	石綿タ体板 t=5 AEP ※AS含有	CH=2,200	塩ビ製	タワ製出入口枠 洗面カケ、鏡、便器・SK、トイレノズ、開き戸
共通	階段A・B	ビニ床シート	コケシ打放し VE (入巾木) ※AS含有	H=75	コケシ打放し (打増 t=25) 内部用複層模様吹付 LGS下地PB t=9+12 内部用複層模様吹付	---	CH=2,300 下地: PB t=9	塩ビ製	階段手摺

内部仕上げ表(改修後)  : 存置部分を示す ※改修工事に係る室の仕上げを示す ※AS含有: アスベスト含有建材を示す。(特記なき限りレベル3)

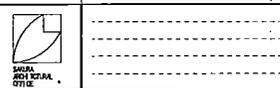
階	室名	床 ※1	巾木 ※1	壁	柱・壁・梁型	天井	高さ	廻縁	備考
1	アリーナ	加ダケツクワW80乱尺 t=18特殊貼り 研磨の上 PUP3同塗り (タワ系M207同等品)	タワ裏成材 PUP	H=100 汁合板 t=9 / 有孔汁合板 t=9 市松模様の貼り SOP コケシ打放し VE	---	タワ天井 (タワケ吸音材) 64K t=25 コケシ打放し ひる石吹付	CH= ~14,000	---	特定天井落下防止ネット
	男子便所・女子便所(1)	長尺塩ビシート t=2.0 (防汚・抗菌) 下地: 特殊金コ押し	タワ巾木	H=60 化粧タ体加シタ板 t=6 下地: 耐水PB t=12.5	---	タワ加シタ板 目透 t=6 EP-G (男子) CH=2,200 (女子)	CH=2,500 CH=2,200	塩ビ製	タワ製出入口枠 / 床下床後口 洗面カケ、鏡、便器・SK、トイレノズ、タワノズ、床見切、壁掛フック
	多目的便所	長尺塩ビシート t=2.0 (防汚・抗菌) 下地: 特殊金コ押し	タワ巾木	H=60 化粧タ体加シタ板 t=6 下地: 耐水PB t=12.5	---	タワ加シタ板 目透 t=6 EP-G	CH=2,300	塩ビ製	車椅子使用者用タワ汚物流し付き
	男子便所・女子便所(2)	長尺塩ビシート t=2.0 (防汚・抗菌) 下地: 特殊金コ押し	タワ巾木	H=60 化粧タ体加シタ板 t=6 下地: 耐水PB t=12.5	---	タワ加シタ板 目透 t=6 EP-G	CH=2,300	塩ビ製	タワ製出入口枠 洗面カケ、鏡、便器・SK、トイレノズ、床見切、壁掛フック
	シャワー室(1)(2)	長尺塩ビシート t=2.0 (防汚・抗菌) 下地: 特殊金コ押し	タワ巾木	H=60 化粧タ体加シタ板 t=6 下地: 耐水PB t=12.5	---	タワ加シタ板 目透 t=6 EP-G	CH=2,600	塩ビ製	タワシート、パタ型タワ式タワ、タワ材、床見切
	玄関ホール (0~F通り間)	ビニ床シート貼 t=3.0	コケシ打放し VE (入巾木) ※AS含有	H=75	コケシ打放し (打増 t=25) 内部用複層模様吹付	壁と同じ	PBt=12.5 ひる石吹付	CH=3,800	---
	放送室	ニドカケカベシ (静電気防止)	---	H=75	コケシ打放し AEP	---	タワケ吸音板 t=9.0 下地: PBt=12.5	CH=2,300	塩ビ製
	身障者用観覧席	ニドカケカベシ (静電気防止)	---	H=75	コケシ打放し AEP	---	タワケ吸音板 t=9.0 下地: PBt=12.5	CH=2,200	塩ビ製
	客席	タワ系樹脂塗床	---	H=75	コケシ打放し VE ※AS含有 不燃タ体 t=6 / 有孔不燃タ体 t=6 市松模様の貼り AEP ※AS含有	---	タワ天井 (タワケ吸音材) 64K t=25	CH= ~14,000	---
	男子便所・女子便所(3)(4)	長尺塩ビシート t=2.0 (防汚・抗菌) 下地: 特殊金コ押し	タワ巾木	H=60 化粧タ体加シタ板 t=6 下地: 耐水PB t=12.5	---	タワ加シタ板 目透 t=6 EP-G	CH=2,200	塩ビ製	タワ製出入口枠 洗面カケ、鏡、便器・SK、トイレノズ、タワノズ、床見切、壁掛フック
共通	階段A・B	ビニ床シート	コケシ打放し VE (入巾木)	H=75	コケシ打放し (打増 t=25) 内部用複層模様吹付 LGS下地PB t=9+12 内部用複層模様吹付	---	CH=2,300 下地: PBt=9.5	塩ビ製	階段手摺

※撤去するアスベスト含有の床材及び巾木については接着剤に含有しているため、湿潤化した後に撤去し床材と共に適切に処分すること。
 ・不燃材認定番号 PB t=12.5: NM-8615 耐水PB t=12.5: NM-9639 タワケ吸音板 t=9.0: NM-8599 タワ加シタ板 t=6.10: NM-3522
 化粧タ体加シタ板 t=6: NM-4227

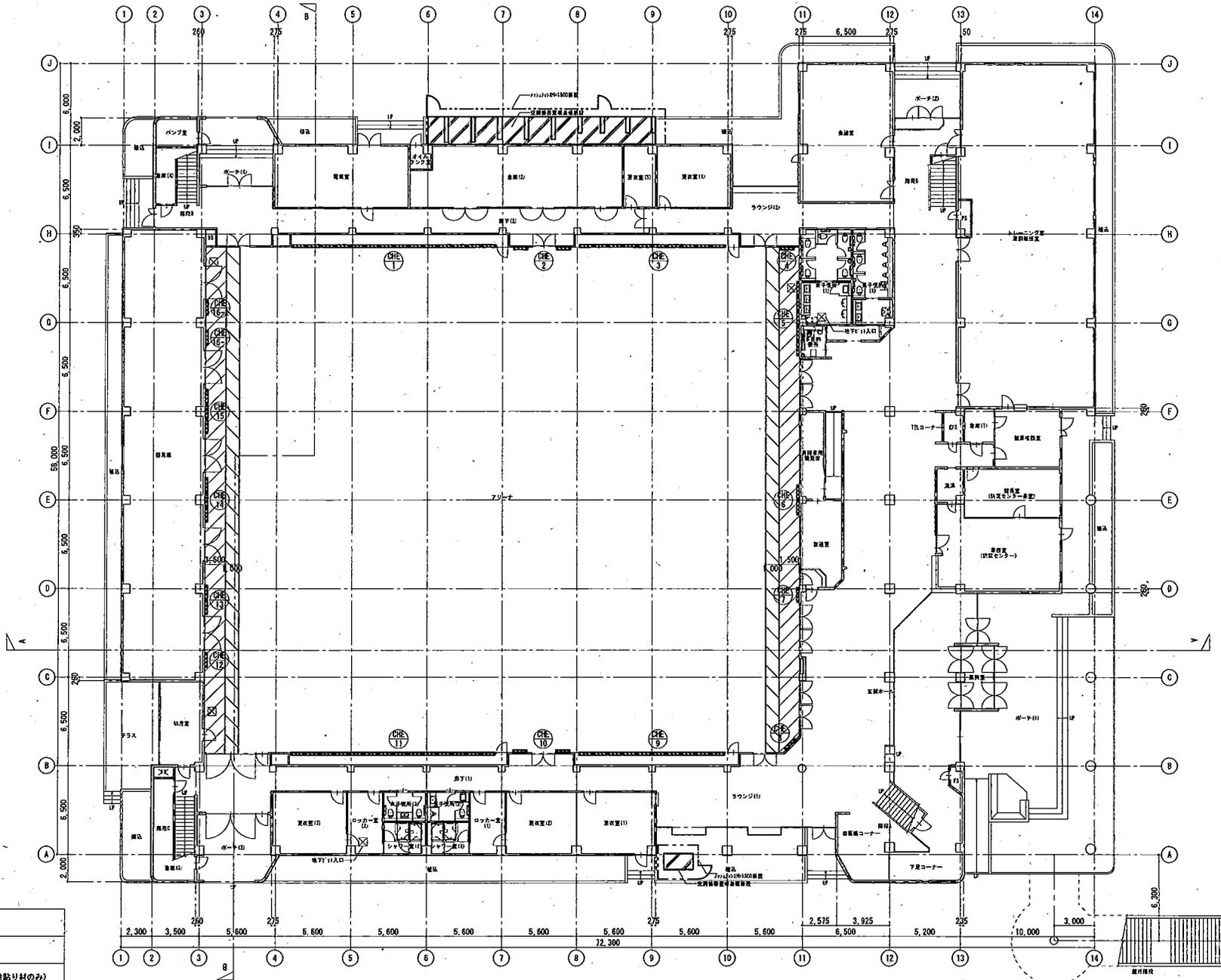


床:一部撤去・新設
 床:0-600mmの引上げ
 柱脚:一部新設
 天井:落下防止板新設
 緑地:部4改修

凡例	
	改修範囲
	全面改修範囲 平面詳細図参照

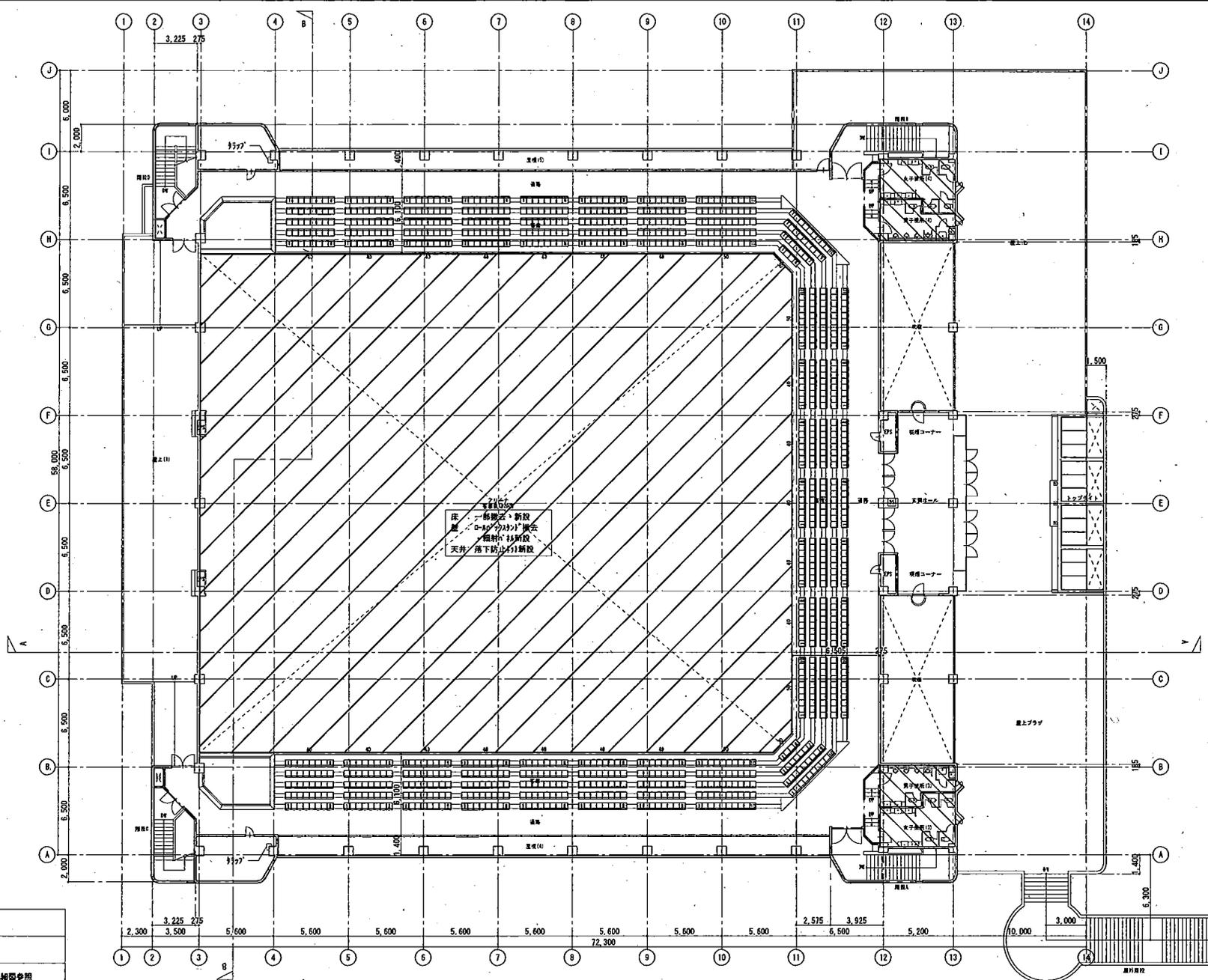


TITLE 市民体育館整備事業（建築改修工事）	JOB TITLE 1階平面図(改修前)	SCALE S = 1:200 (13)7/15(2)
NAME 1400172346 0712 さくら設計株式会社 <small>1400000000 0727140000 0727200000</small>	DESIGNER 1400000000 0727140000 0727200000	JOB No. A-013



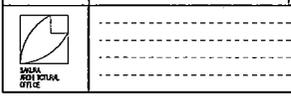
凡例	
	新設範囲
	新設範囲(仕上げ材、捨貼り材のみ)

 SAKURA DESIGN CO. LTD.	TITLE 市民体育館整備事業(建築改修工事)	JOB TITLE 1階平面図(改修後)	SCALE S = 1:200 (A3/11%)
	ARCHITECTURAL OFFICE さくら設計株式会社	ARCHITECT 1-1 東京都中央区 築地 2-1-1 電話 03-3542-1111	JOB NO. A-014



床 - 新張り・新設
 壁 - 一部新設・一部撤去
 天井 - 一部新設
 天井 - 落下防止新設

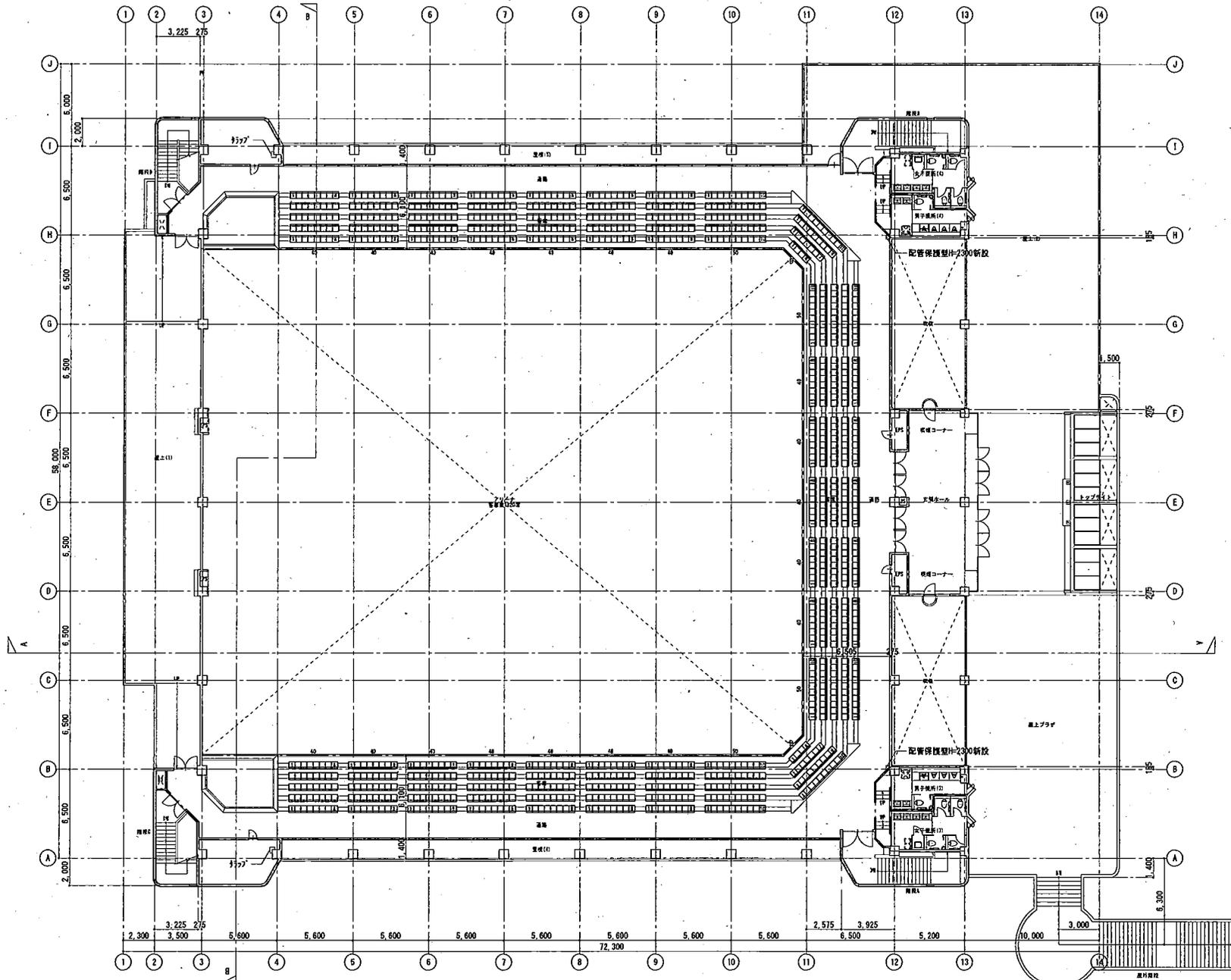
凡例	
	改修範囲
	全面改修範囲 平面詳細図参照



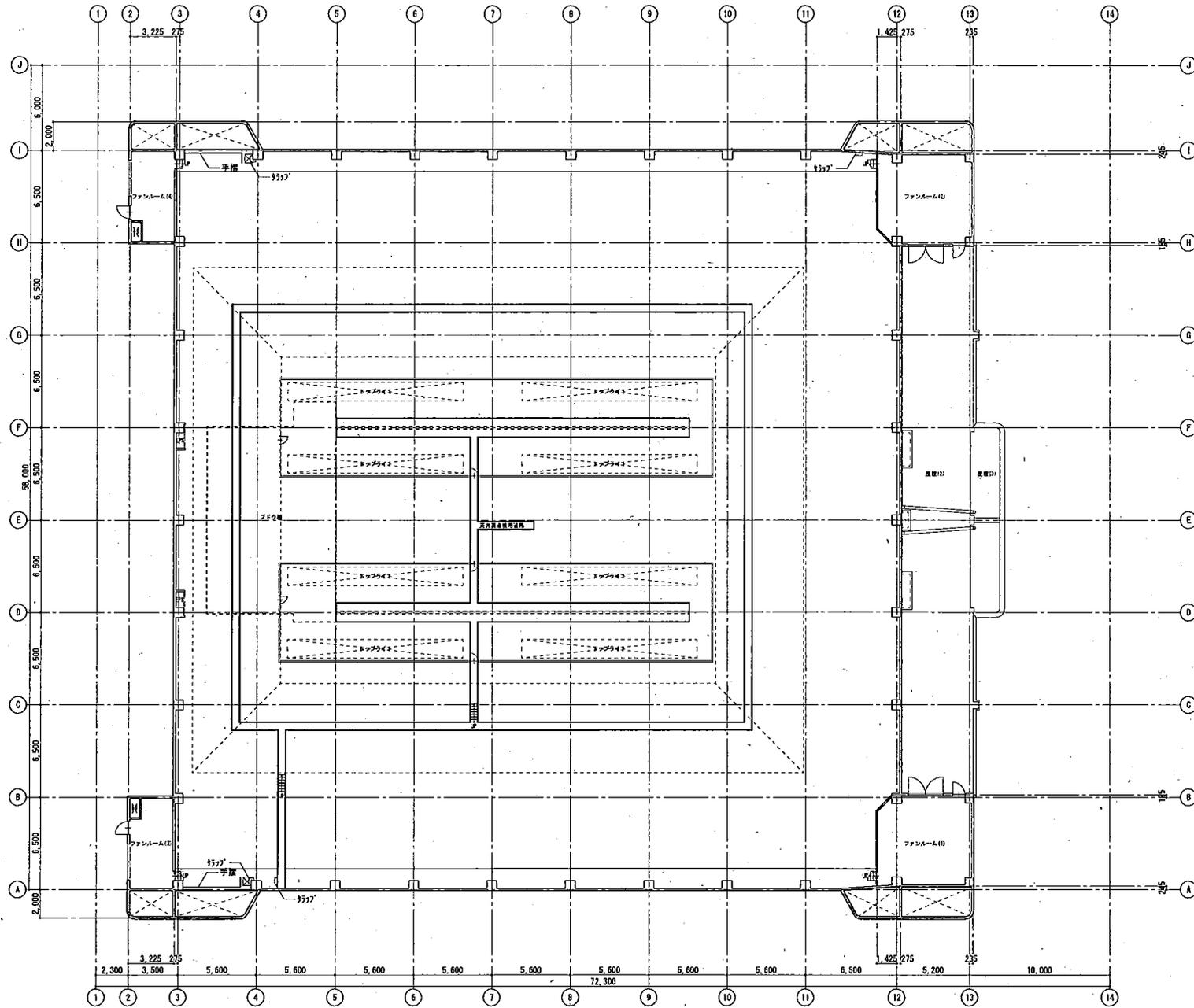
NAME	
TITLE	市民体育館整備事業（建築改修工事）
ARCHITECTURE OFFICE	さくらら設計株式会社 1-10-10 東京都中央区新富町 2-10-10

JOB TITLE	2階平面図(改修前)
JOB NO.	A-015

SCALE	S = 1:200 (A3=1/1%)
-------	------------------------



	TITLE 市民体育館整備事業（建築改修工事）	JOB TITLE 2階平面図（改修後）	SCALE S = 1:200 (A2=1/1%)
	ARCHITECTURE OFFICE さくら設計株式会社 <small>1680東京支店 03-2440-0404 東京都港区</small>	JOB NO. A-016	

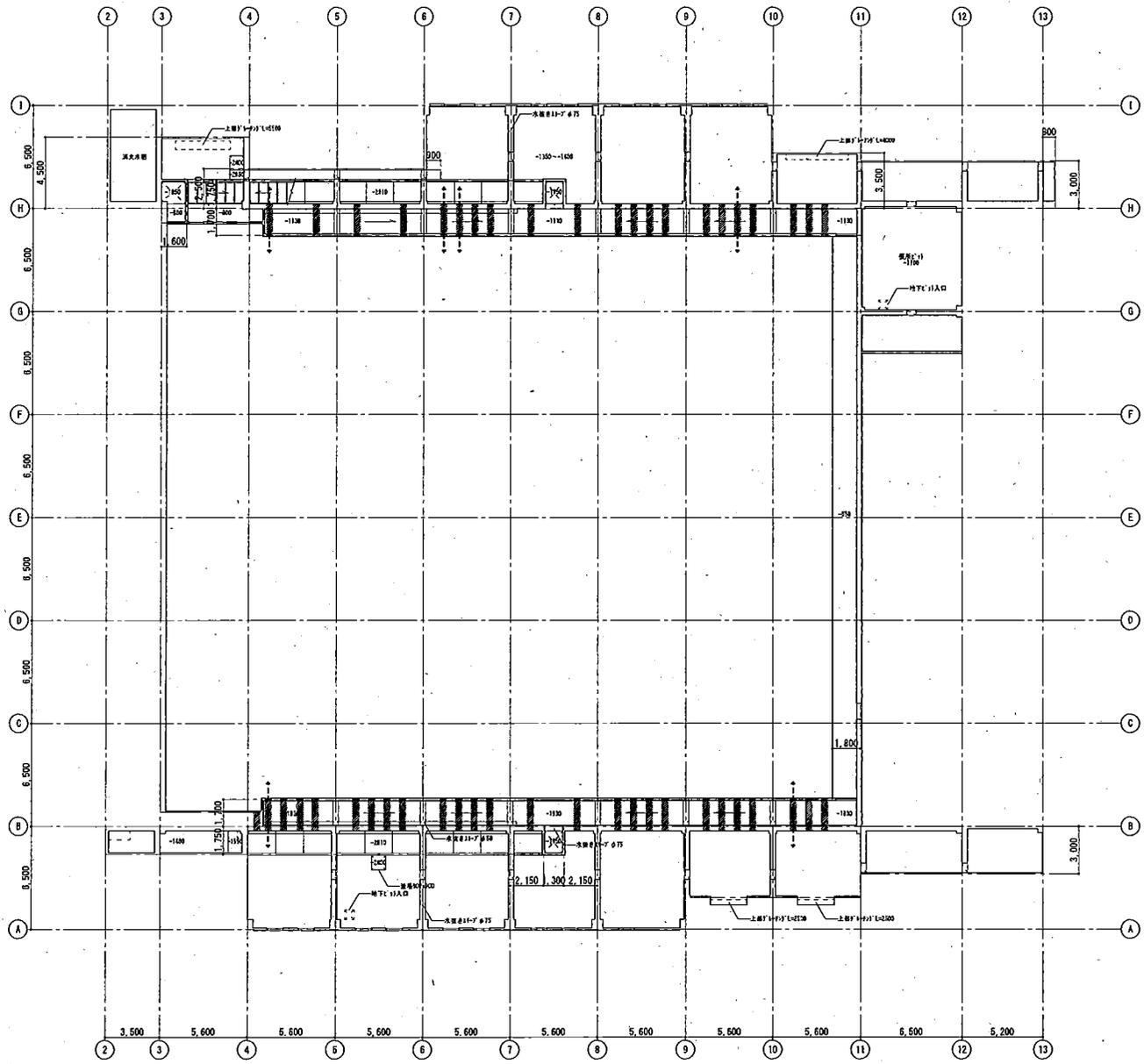


SAKURA ARCHITECTURAL OFFICE

TITLE 市民体育館整備事業 (建築改修工事)
 ARCHITECTURAL OFFICE さくら設計株式会社
(有限会社 東京都港区新橋 3-10-1)

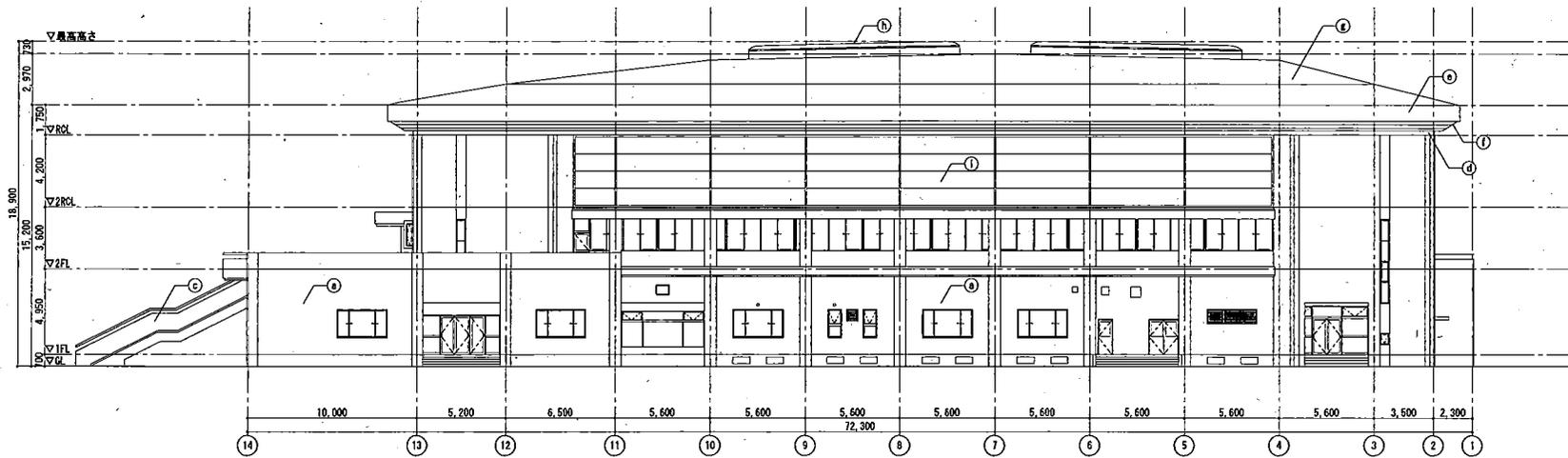
JOB TITLE 屋根裏平面図
 JOB NO. A-017

SCALE S = 1:200
 (1/200)

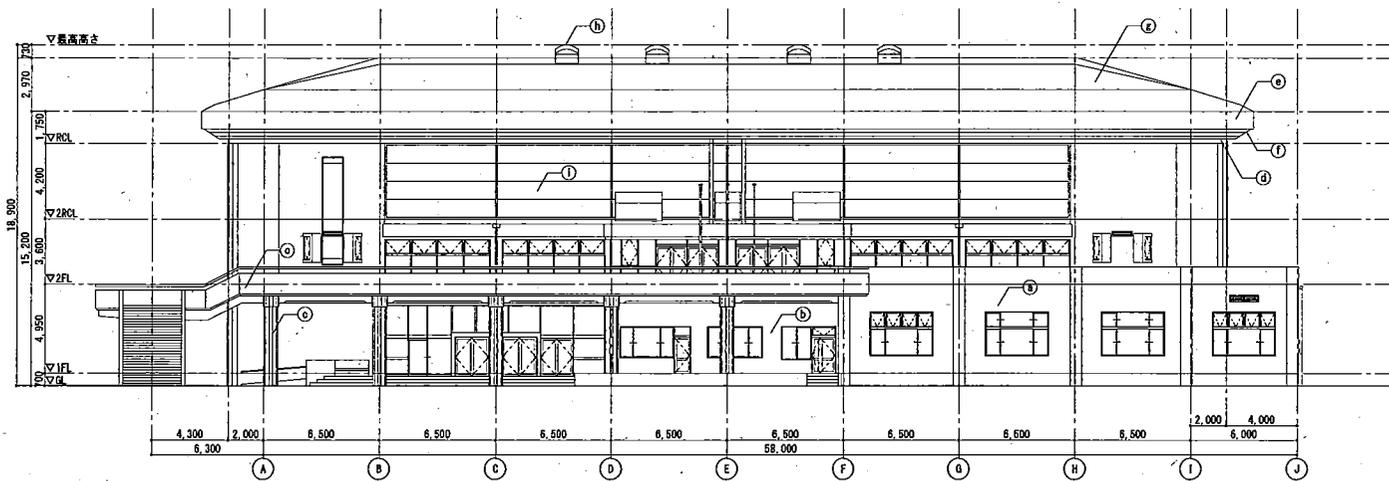


凡例	
	通気口蓋部 蘇分詳細参照 合計:47箇所
	配管ルート

	TITLE 市民体育館整備事業（建築改修工事）	JOB NAME 地階平面図	SCALE S = 1:200 (A3-7115)
	ARCHITECTURAL OFFICE さくら設計株式会社 <small>1484東京支店 東京都中央区新富町一丁目1番1号</small>	DESIGNER A-018	



北立面图



東立面图

Ⓐ	コウキ-1打放し(打増t=25) 複層複投収付
Ⓑ	拓器貫94#挿り
Ⓒ	磁器貫二丁掛分#挿り
Ⓓ	[-180X175X]X10.5 耐摩性塗料塗り
Ⓔ	4-O-鋼板
Ⓚ	石綿ス-1成形板t=6.0 AU塗
Ⓛ	5-1防水t=2.0(着色仕上)
Ⓜ	177 511 799#製 網入型A' 51t=6.8
Ⓝ	特殊樹脂化粧塗料 複層複投収付



SAKURARA
DESIGN
CO., LTD.

FILE
市民体育館整備事業(建築改修工事)

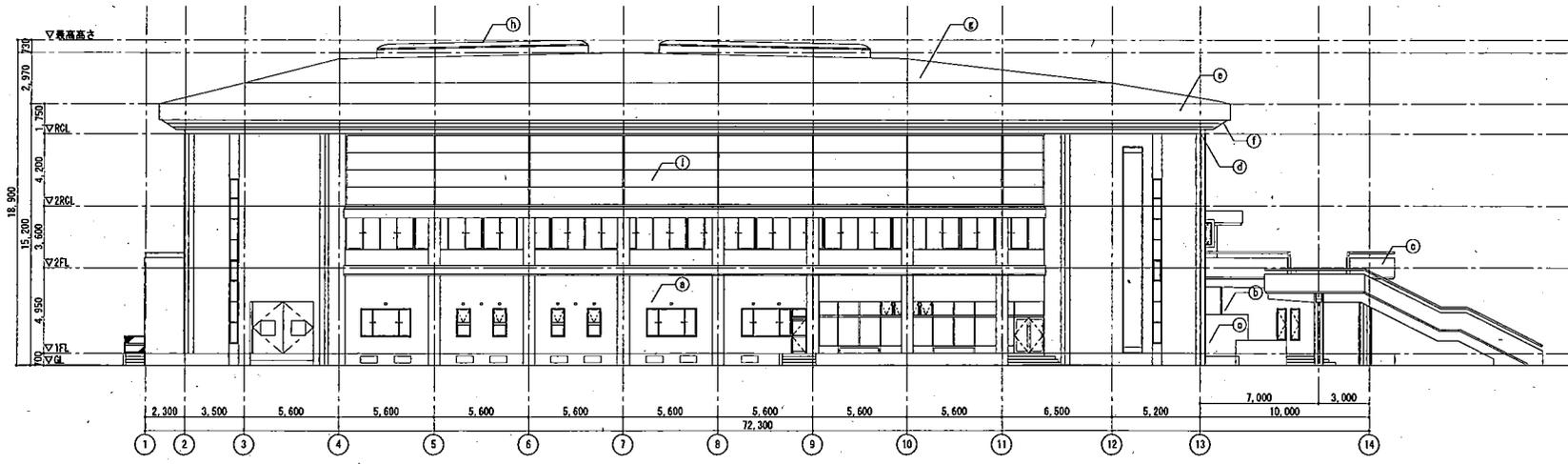
JOB TITLE
北・東立面图

SCALE
S = 1:200
(A3=1/50)

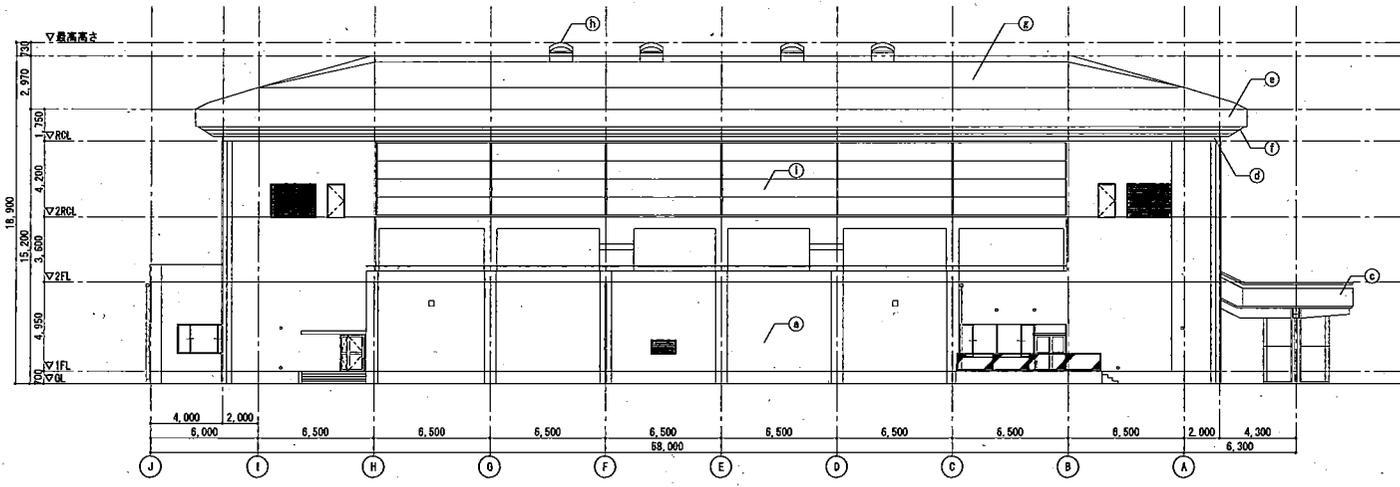
MODIFIED BY
さくら設計株式会社

REV BY

JOB No.
A-019

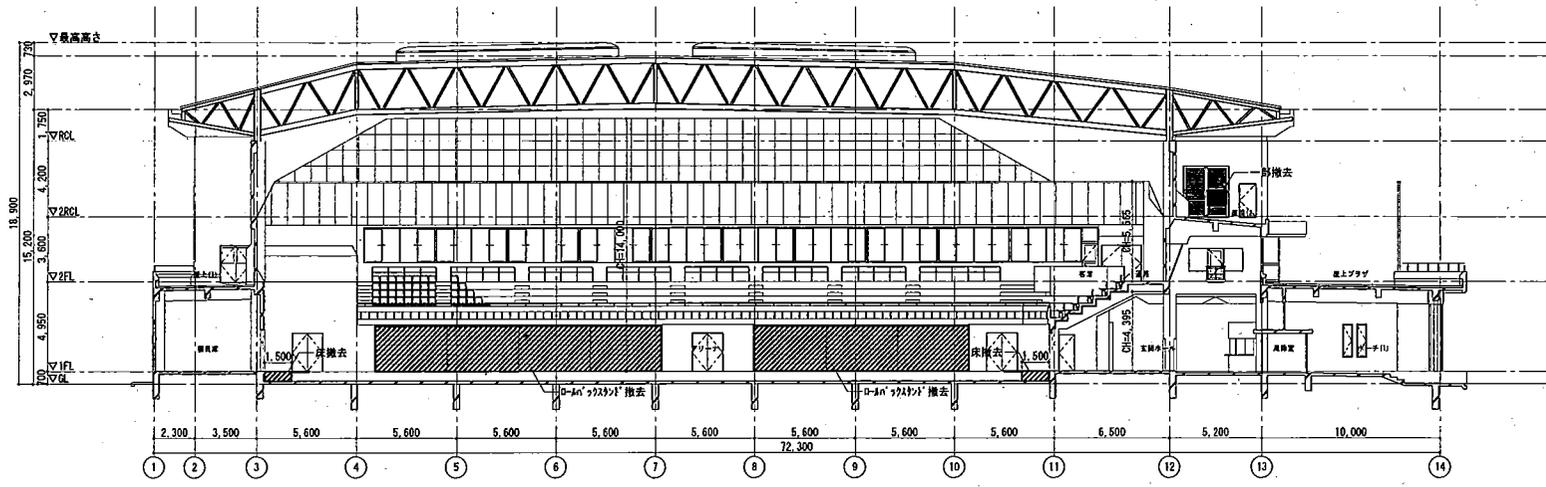


南立面図

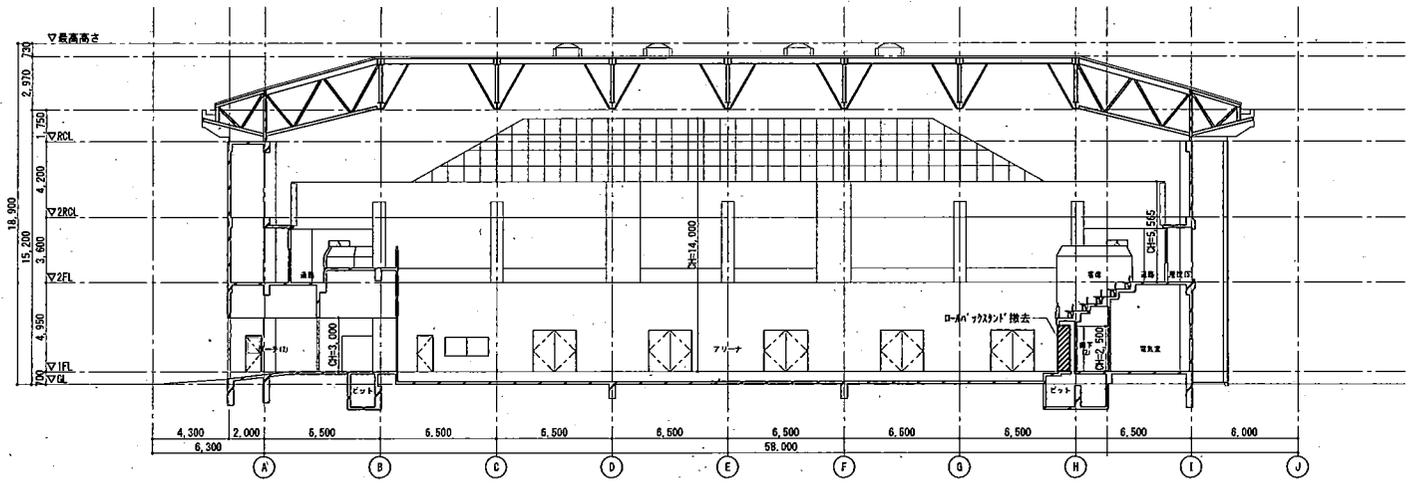


西立面図

(a)	コウキ-1打設し(打増t=25) 複層複縁吹付
(b)	炬燵貫344挿し
(c)	窓簾貫二丁掛(φ錠鎖リ)
(d)	f-180X1075X10.5 附集性塗料塗リ
(e)	#-0-鋼板
(f)	石綿板-1成形板t=6.0 AU塗
(g)	5-1防水t=2.0(着色仕上)
(h)	1φ7.5H 77%製 網入型A' 防水t=6.8
(i)	特殊鋼強化型鋼枠 複層複縁吹付



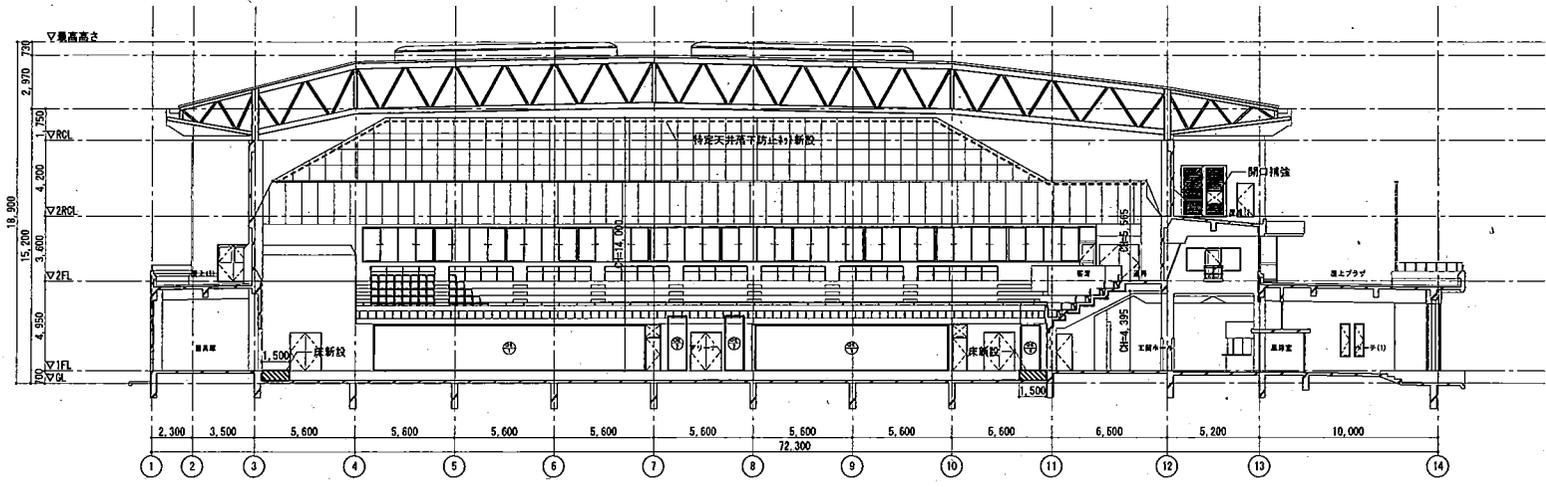
A-A断面図



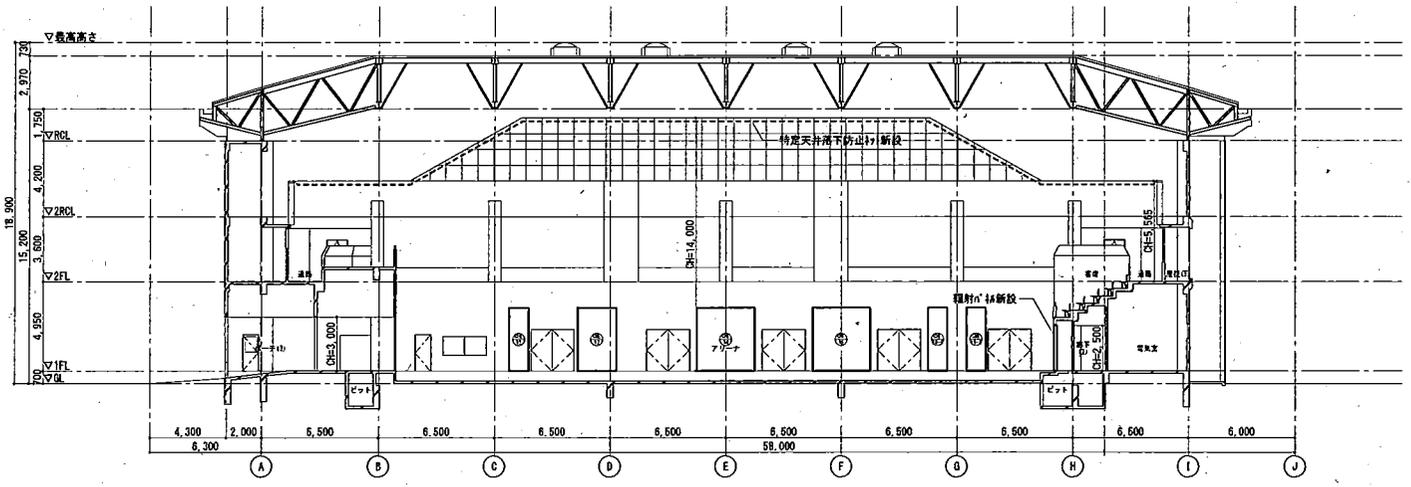
B-B断面図

凡例	
	撤去範囲

	TITLE	市民体育館整備事業 (建築改修工事)	JOB NO FILE	断面図 (改修前)	SCALE	S = 1:200 (A2/E1156)
	OWNER	設計事務所 さくら設計株式会社 10000000 00000000 00000000	DATE		JOB NO.	A-021

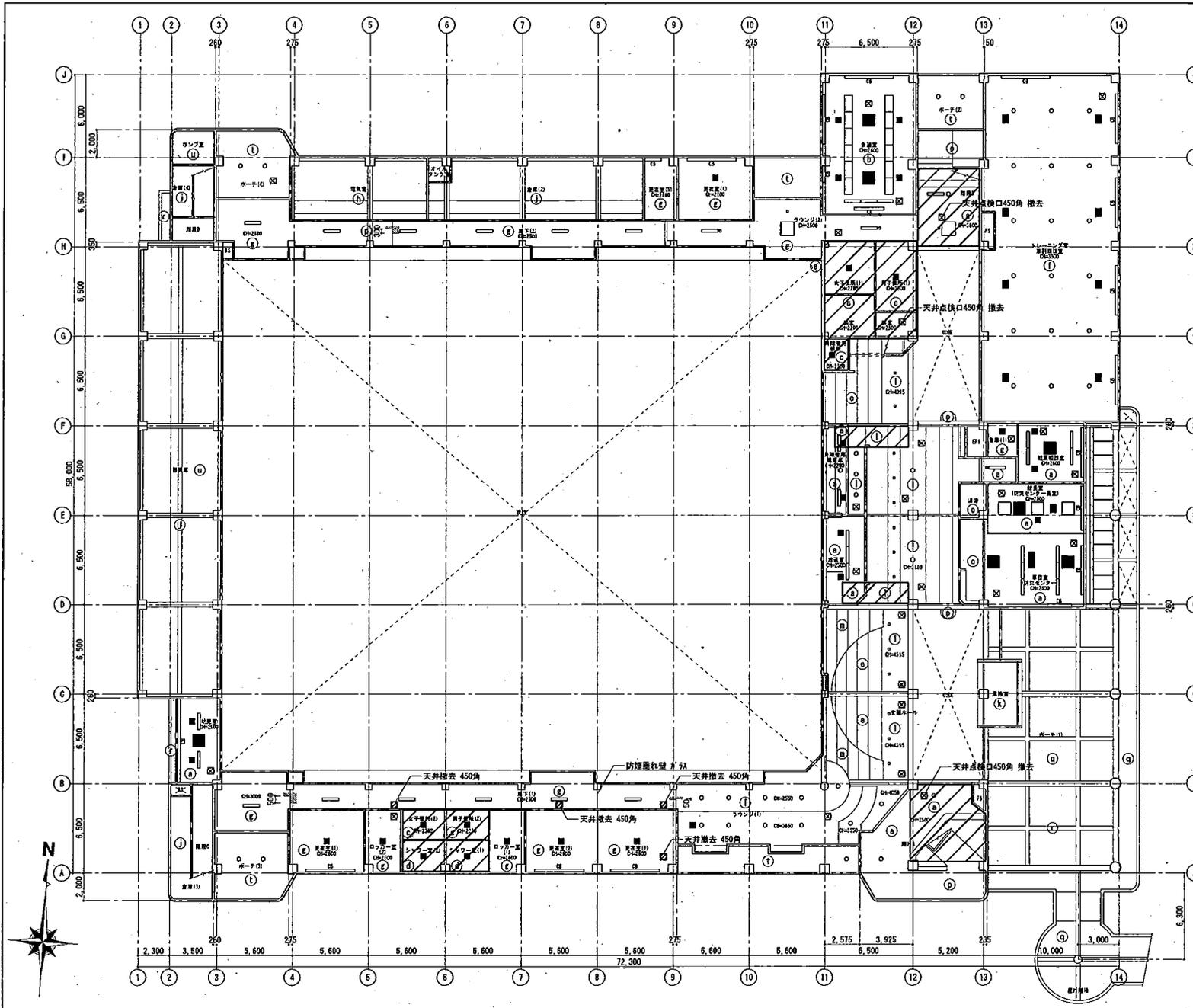


A-A断面図



B-B断面図

 SHOKA ARCHITECTURAL OFFICE	TITLE 市民体育館整備事業（建築改修工事）		JOB TITLE 断面図（改修後）	SCALE S = 1:200 (A3:21156)
	NAME ざくら設計株式会社 <small>1666東京都港区 8221404 03-3541-1111</small>		DESIGNER ざくら設計株式会社	JOB NO. A-022



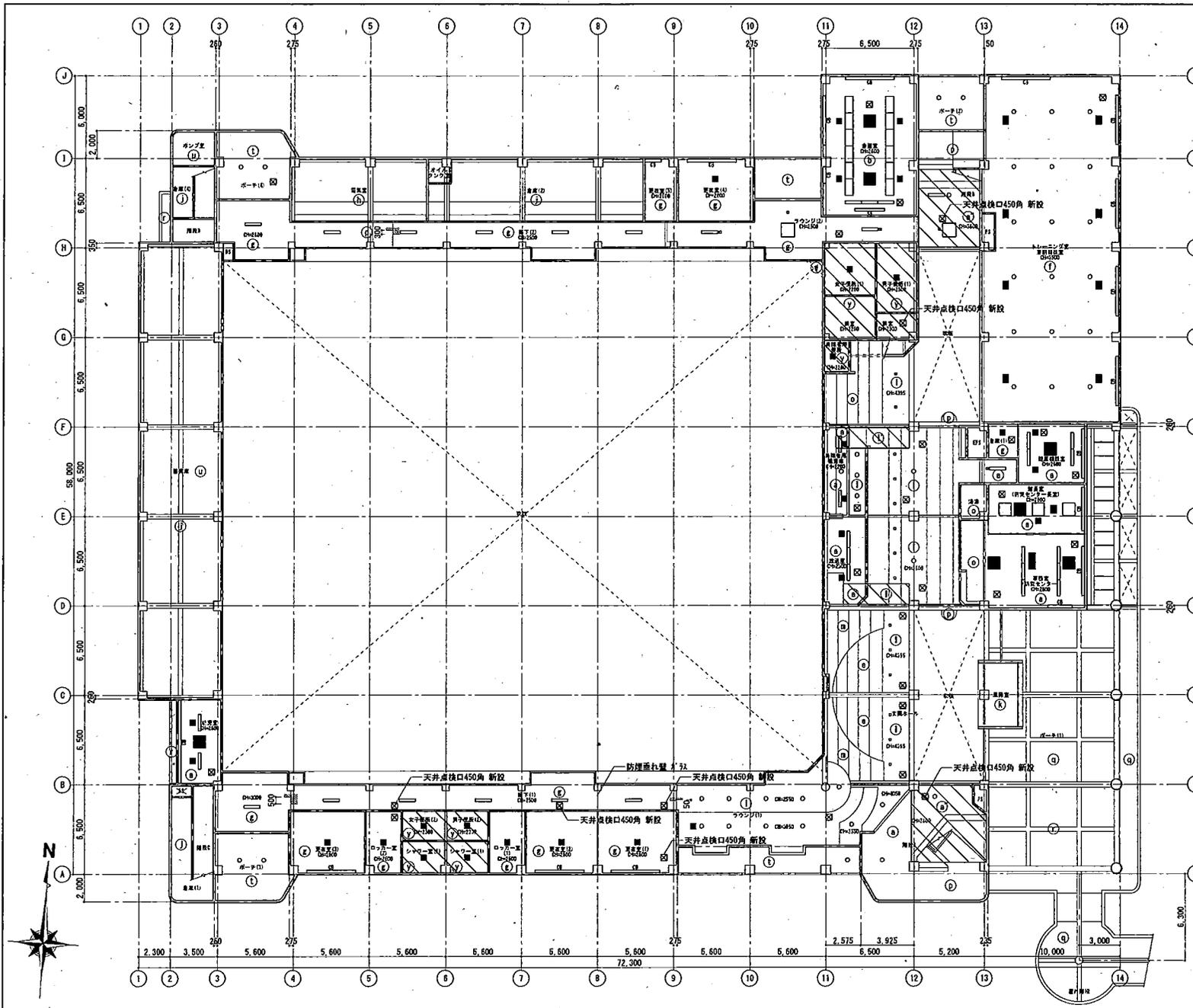
凡例

	撤去範囲
--	------

天井開口積算

記号	開口寸法	積所数
■	350 x 350	7
	400 x 400	4
	450 x 450	21
	500 x 500	1
	550 x 550	1
	450 x 600	9
■	1000 x 1000	7
	300 x 3500	44
■	500 x 1200	1
○	120φ	9
	150φ	7
	200φ	38
	300φ	18
	400φ	6
	600φ	72
●	150 x 150	14
	150 x 190	3
	190 x 1260	17
—	250 x 1260	3
	300 x 1260	12
	450 x 1260	12
□	1000 x 1000	9
⊠	450 x 450	29
	100φ	42

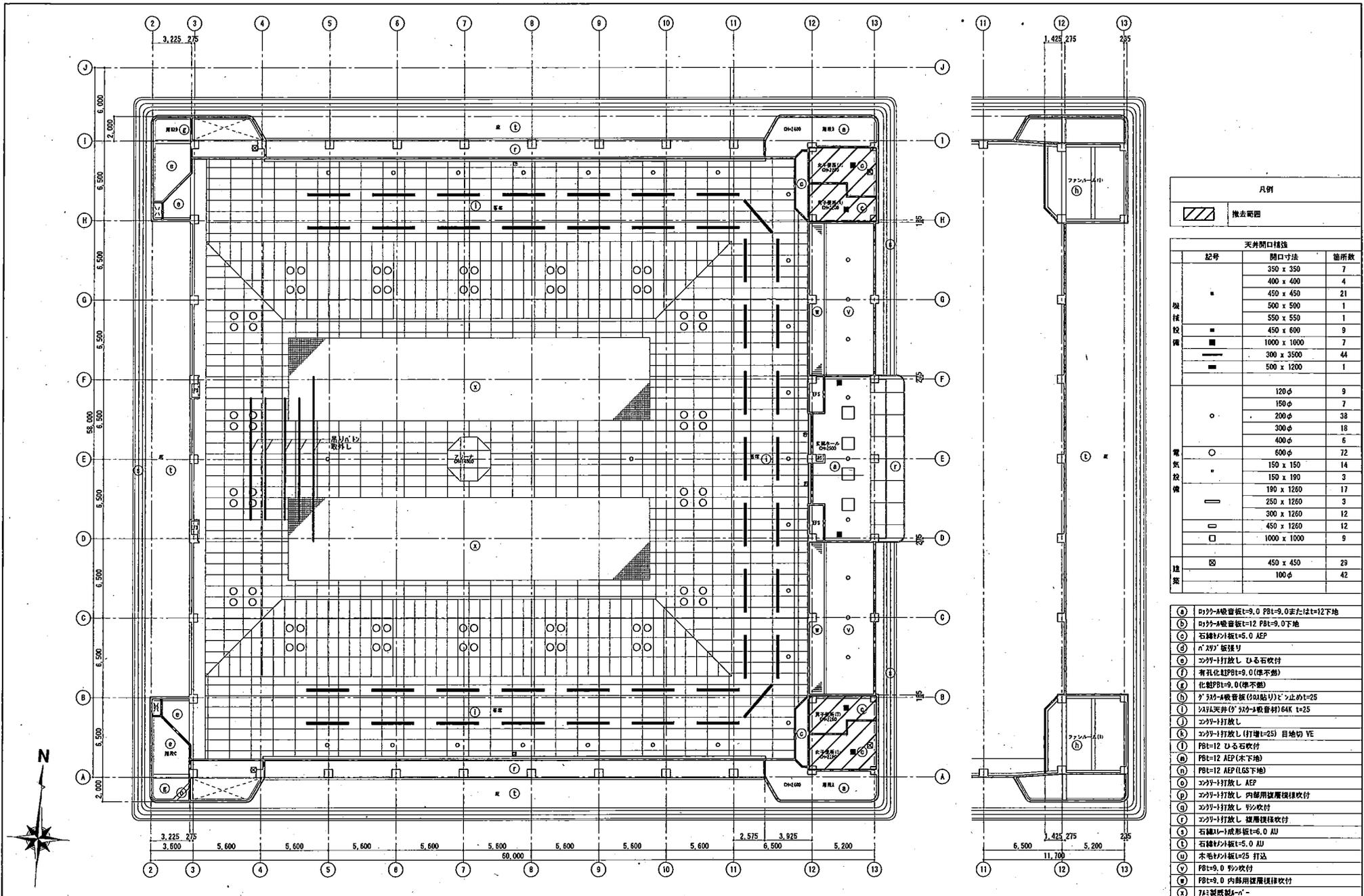
- (a) ロック吸音板 t=9.0 PBL=9.0 または t=12 下地
- (b) ロック吸音板 t=12 PBL=9.0 下地
- (c) 石綿入り板 t=5.0 AEP
- (d) n 207 板様式
- (e) コア材打放し ひる石吹付
- (f) 有孔仕掛PBL=9.0 (床不敷)
- (g) 化粧PBL=9.0 (床不敷)
- (h) グラス吸音板 (0.02粘り) ビニル t=25
- (i) 5A7A天井 (7A) 吸音材 64K t=25
- (j) コア材打放し
- (k) コア材打放し (打増 t=25) 自地切 VE
- (l) PBL=12 ひる石吹付
- (m) PBL=12 AEP (床下地)
- (n) PBL=12 AEP (UGS下地)
- (o) コア材打放し AEP
- (p) コア材打放し 内廊用破層様吹付
- (q) コア材打放し 90吹付
- (r) コア材打放し 破層様吹付
- (s) 石綿入り成形板 t=6.0 AU
- (t) 石綿入り板 t=5.0 AU
- (u) 木毛小板 t=25 打込
- (v) PBL=9.0 90吹付
- (w) PBL=9.0 内廊用破層様吹付
- (x) 7A: 巻上機 A-7A



凡例	
	新設給配

天井開口種別		
記号	開口寸法	個数
■	350 x 350	7
	400 x 400	4
	450 x 450	21
	500 x 500	1
	550 x 550	1
	450 x 600	9
■	1000 x 1000	7
	300 x 3500	44
	500 x 1200	1
○	120φ	9
	150φ	7
	200φ	38
	300φ	18
	400φ	6
	500φ	72
	150 x 150	14
	150 x 150	3
	150 x 1260	17
	250 x 1260	3
□	300 x 1260	12
	450 x 1260	12
□	1000 x 1000	9
■	450 x 450	29
○	100φ	42

- (a) 0.77-A吸音板t=9.0 PBt=9.0またはt=12下地
- (b) 0.77-A吸音板t=12 PBt=9.0下地
- (c) 石綿材/小板t=5.0 AEP
- (d) A'3U7'板張り
- (e) コウキ1打放し びる石吹付
- (f) 有孔化粧PBt=9.0(縦不廻)
- (g) 化粧PBt=9.0(縦不廻)
- (h) 0.77-A吸音板(0.4貼付)で止むt=25
- (i) 0.77-A天井(0.77-A吸音材)64K t=25
- (j) コウキ1打放し
- (k) コウキ1打放し(打増L=25) 目地切 VE
- (l) PBt=12 びる石吹付
- (m) PBt=12 AEP(床下地)
- (n) PBt=12 AEP(LGS下地)
- (o) コウキ1打放し AEP
- (p) コウキ1打放し 内部用縦層様吹付
- (q) コウキ1打放し 90吹付
- (r) コウキ1打放し 縦層様吹付
- (s) 石綿材/成形板t=6.0 AU
- (t) 石綿材/小板t=5.0 AU
- (u) 木毛材/小板t=25 打込
- (v) PBt=9.0 90吹付
- (w) PBt=9.0 内部用縦層様吹付
- (x) 743製紙製A'-A'
- (y) 0.400A/4板 自由 L=6 EP 軽天下地
- (z) 0.77-A吸音板t=9.0 PBt=12.5下地
- (aa) 0.77-A吸音板t=9.0 PBt=9.5下地
- (ab) PBt=12.5 A'-3吹付



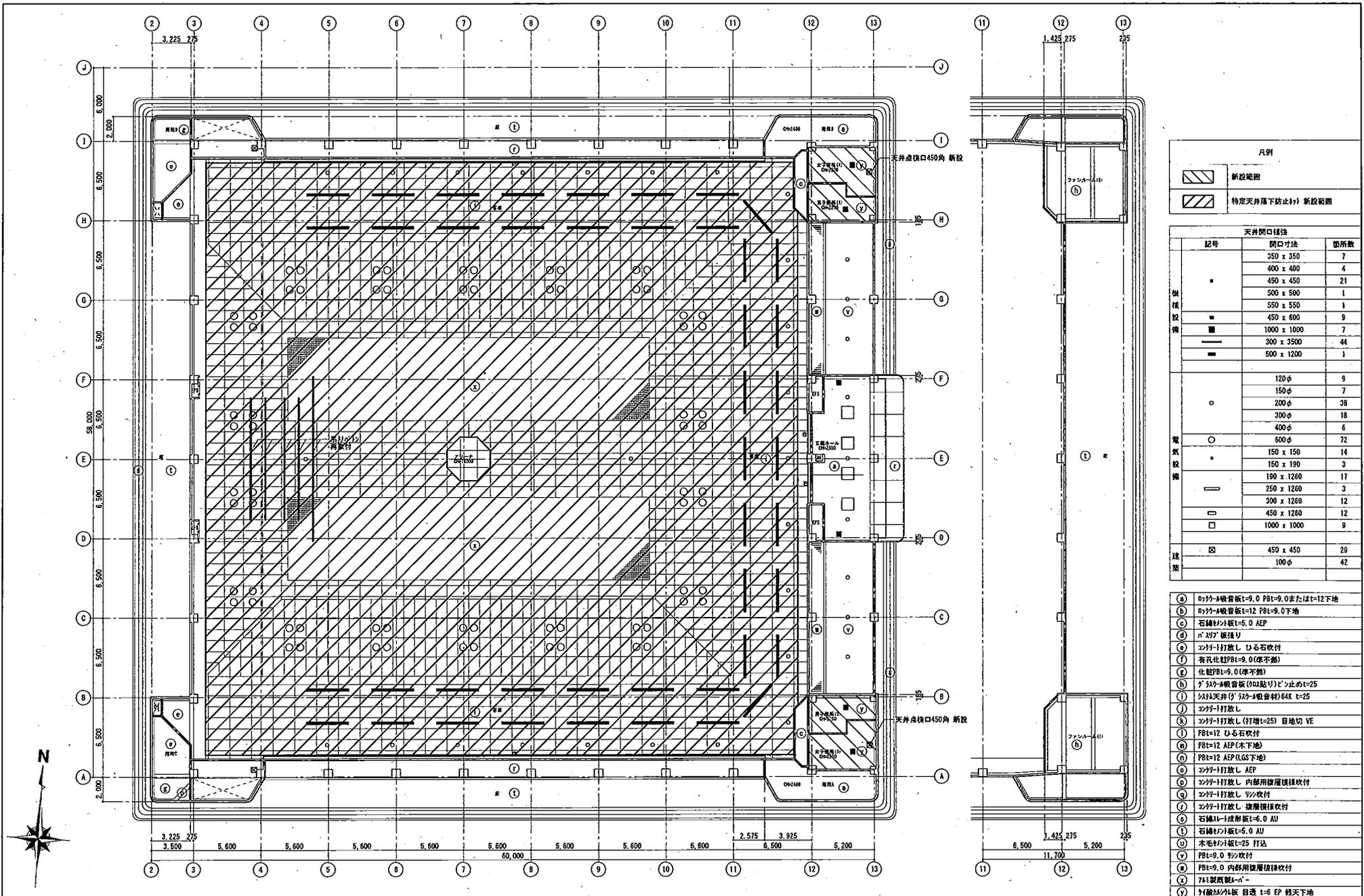
凡例

	撤去範囲
--	------

天井開口構造

記号	開口寸法	箇所数	
■	350 x 350	7	
	400 x 400	4	
	450 x 450	21	
	500 x 500	1	
	550 x 550	1	
	450 x 600	9	
□	1000 x 1000	7	
	300 x 3500	44	
	500 x 1200	1	
	○	120φ	9
		150φ	7
200φ		38	
300φ		18	
400φ		6	
600φ		72	
—	150 x 150	14	
	150 x 190	3	
	190 x 1260	17	
	250 x 1260	3	
	300 x 1260	12	
	450 x 1260	12	
	1000 x 1000	9	
	450 x 450	29	
100φ	42		

- (a) ロックウール吸音板t=9.0 P8t=9.0またはt=12下地
- (b) ロックウール吸音板t=12 P8t=9.0下地
- (c) 石綿材/小板t=5.0 AEP
- (d) n°297 板張り
- (e) コウリ→打放し ひる石吹付
- (f) 有孔化P8t=9.0(準不燃)
- (g) 化粧P8t=9.0(準不燃)
- (h) グラスウール吸音板(ひんぱり)と止めt=25
- (i) 3桁天井(グラスウール吸音材)6AK t=25
- (j) コウリ→打放し
- (k) コウリ→打放し(打増t=25) 目地切 VE
- (l) P8t=12 ひる石吹付
- (m) P8t=12 AEP(木下地)
- (n) P8t=12 AEP(LSS下地)
- (o) コウリ→打放し AEP
- (p) コウリ→打放し 内部用保層複吹付
- (q) コウリ→打放し 9%吹付
- (r) コウリ→打放し 複層複吹付
- (s) 石綿材/小板t=5.0 AU
- (t) 石綿材/小板t=5.0 AU
- (u) 木毛材/小板t=25 打込
- (v) P8t=9.0 9%吹付
- (w) P8t=9.0 内部用保層複吹付
- (x) 7% 縦横型A-n°



凡例

	新設範囲
	特定天井落下防止付 新設範囲

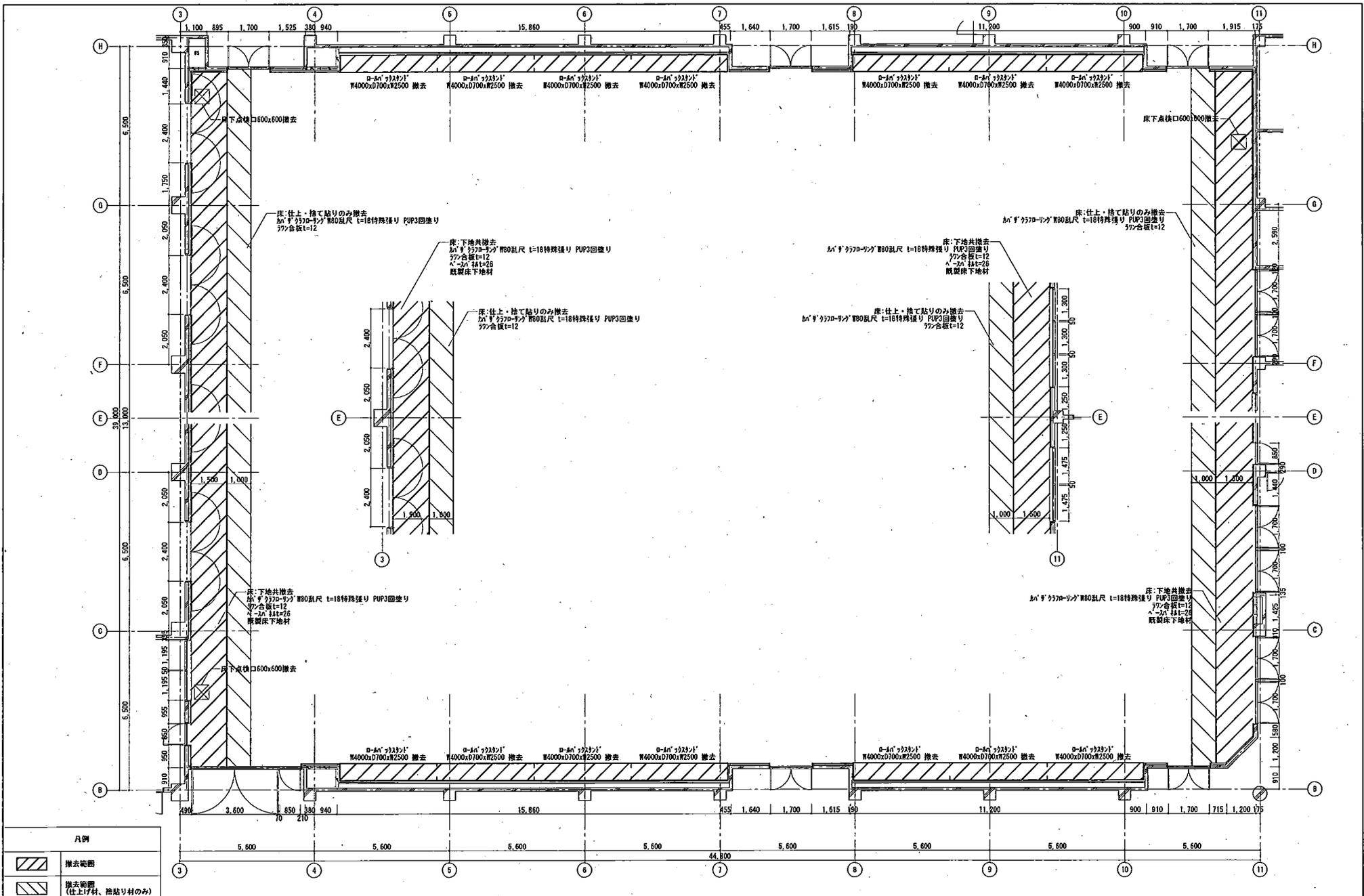
天井開口仕様

記号	開口寸法	箇所数
■	350 x 350	7
	400 x 400	4
	450 x 450	21
	500 x 500	1
	550 x 550	1
■	450 x 600	9
	1000 x 1000	7
	300 x 3500	44
	500 x 1200	1

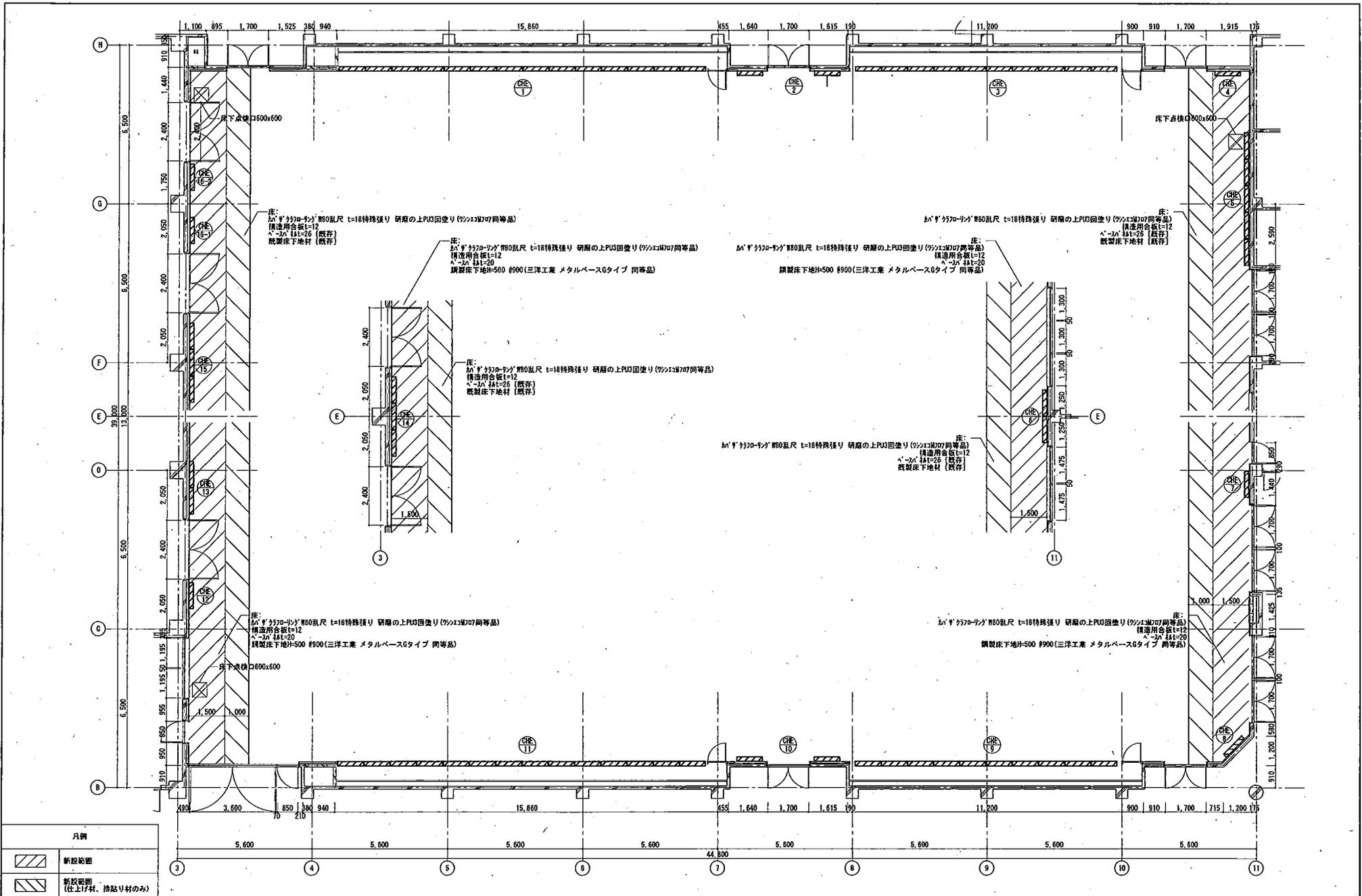
電気設備

○	120φ	9
	150φ	7
	200φ	38
	300φ	18
	400φ	6
	600φ	72
	150 x 150	14
	150 x 190	3
	190 x 1280	17
	250 x 1280	3
□	300 x 1280	12
	450 x 1280	12
	1000 x 1000	9
□	450 x 450	29
	100φ	42

- (a) 5ヶ所-4吸音板 t=9.0 PBL-9.0またはt=12下地
- (b) 5ヶ所-4吸音板 t=12 PBL-9.0下地
- (c) 石綿入り板 t=5.0 AEP
- (d) 石膏ボード
- (e) コツリ-1 開放し ひる石吹付
- (f) 有孔化粧PBL-9.0 (標準)
- (g) 化粧PBL-9.0 (標準)
- (h) 5ヶ所-4吸音板 (0.02貼付) t=25
- (i) 5ヶ所天井付 5ヶ所-4吸音材) 64K t=25
- (j) コツリ-1 開放し
- (k) コツリ-1 開放し (打増t=25) 目地切 VE
- (l) PBL-12 ひる石吹付
- (m) PBL-12 AEP (木下地)
- (n) PBL-12 AEP (LGS下地)
- (o) コツリ-1 開放し AEP
- (p) コツリ-1 開放し 内部用遮層模様吹付
- (q) コツリ-1 開放し 9ヶ所吹付
- (r) コツリ-1 開放し 複層模様吹付
- (s) 石綿入り成形板 t=6.0 AU
- (t) 石綿入り板 t=5.0 AU
- (u) 木毛材入り板 t=25 打込
- (v) PBL-9.0 9ヶ所吹付
- (w) PBL-9.0 内部用遮層模様吹付
- (x) 7ヶ所底盤 t=6.0
- (y) 5ヶ所入り板 自透 t=6 EP 鏡天下地

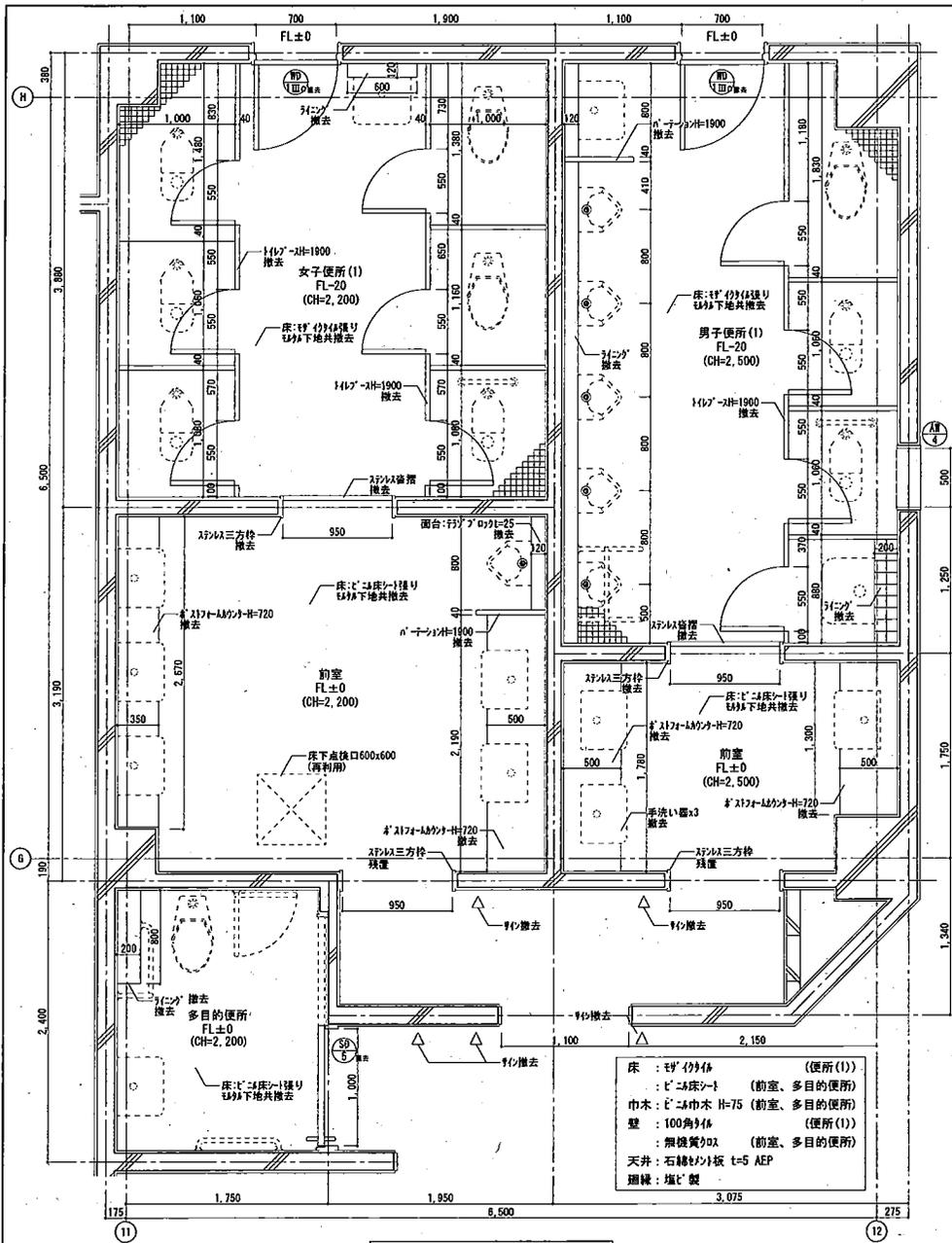


市民体育館整備事業 (建築改修工事) 市民体育館整備事業 (建築改修工事)		アリーナ平面詳細図 (改修前) アリーナ平面詳細図 (改修前)		SCALE S = 1:100 (A3=116)
さくら設計株式会社 さくら設計株式会社		建築設計 建築設計		JOB No. A-027

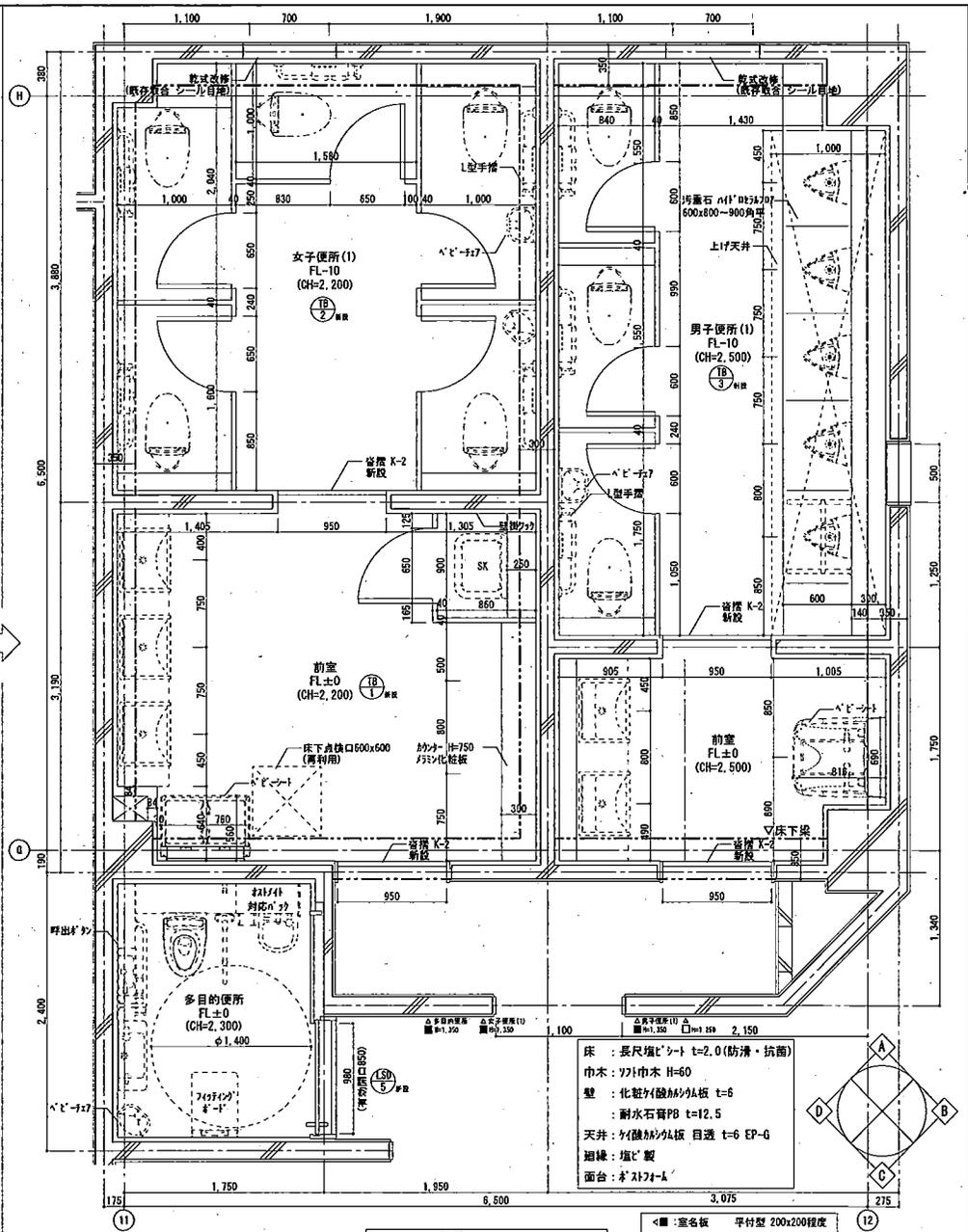


凡例	
	新設構面
	新設構面 (仕上げ材、塗貼り材のみ)
	SAIWA ARCHITECTURAL OFFICE

TITLE	市民体育館整備事業（建築改修工事）	JOB TITLE	アリーナ平面詳細図（改修後）	SCALE	S = 1:100 (A3-J156)
REMARK		DESIGNER	さくら設計株式会社	JOB NO.	A-028



男子女子便所(1)・多目的便所
平面詳細図(改修前)



男子女子便所(1)・多目的便所
平面詳細図(改修後)

※1...特記なき限り、建築図面は建具・枠・設備とも撤去とする。
※2...特記なき限り、建築新設は建具・枠・設備とも新設とする。



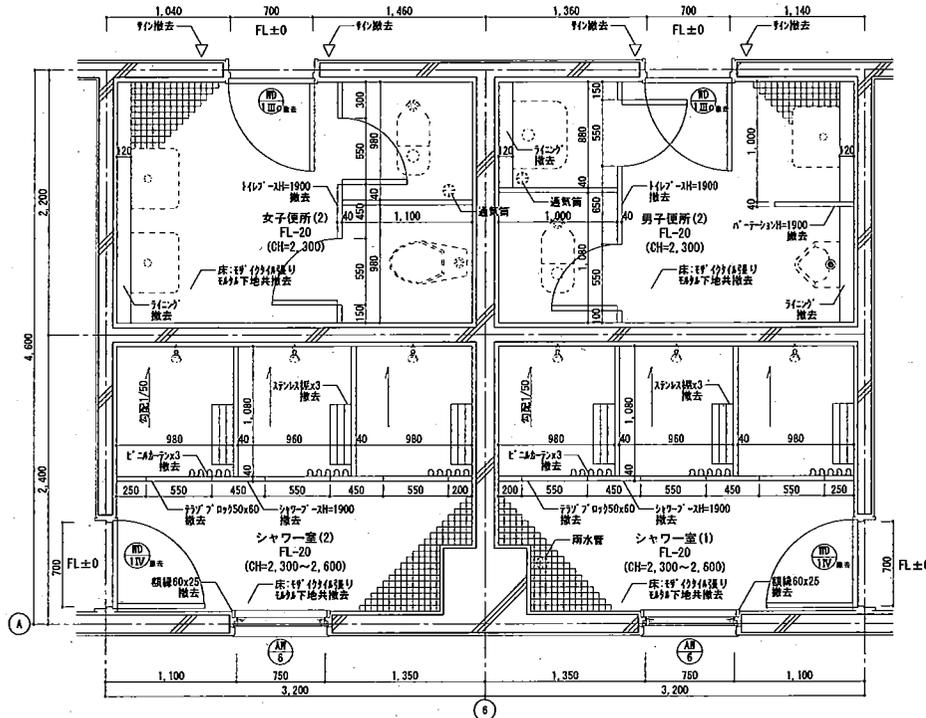
市民体育館整備事業 (建築改修工事)

ARCHITECTURAL OFFICE
さくら設計株式会社

便所(1)・多目的便所平面詳細図(改修前後)

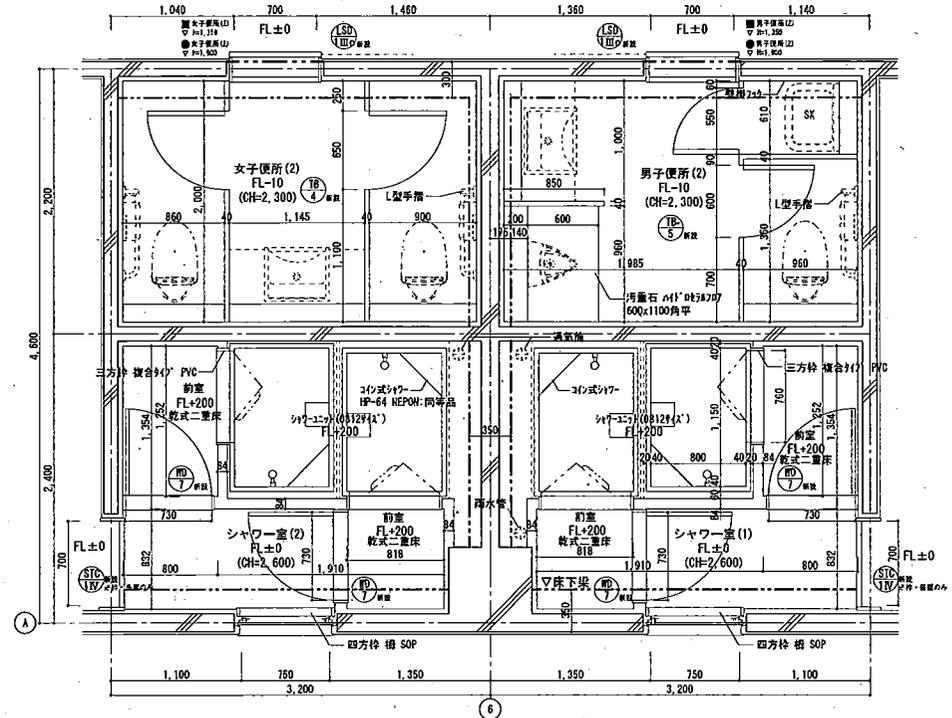
SCALE
S = 1:30
(A3/1/16)

DATE
A-029



男子女子便所(2)・シャワー室(1)(2)
平面詳細図(改修前)

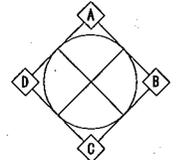
床: 珪石タイル
 巾木:
 壁: 100角タイル
 天井: 石綿タイル板 t=5 AEP (便所(2))
 : パスガ (シャワー室)
 廻縁: 塩ビ製



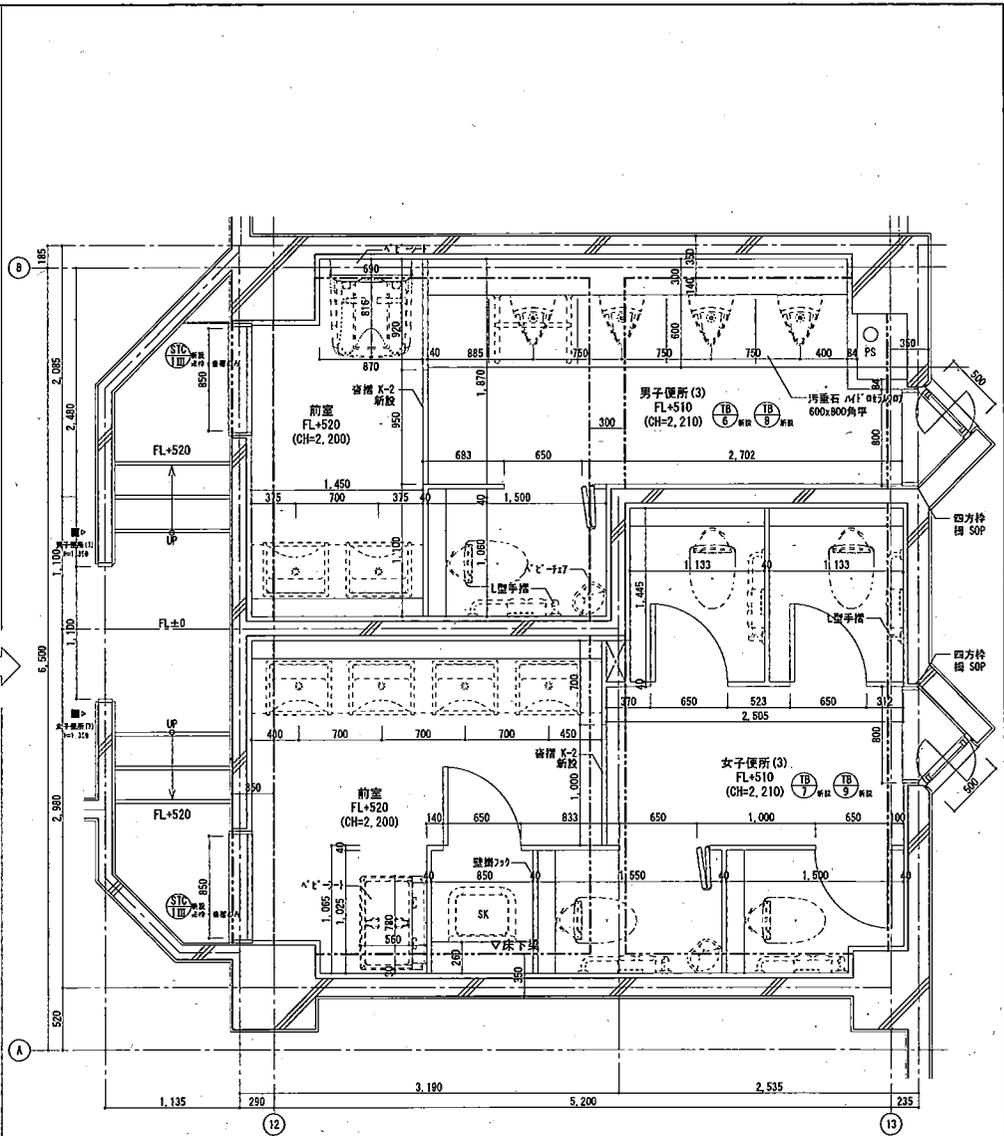
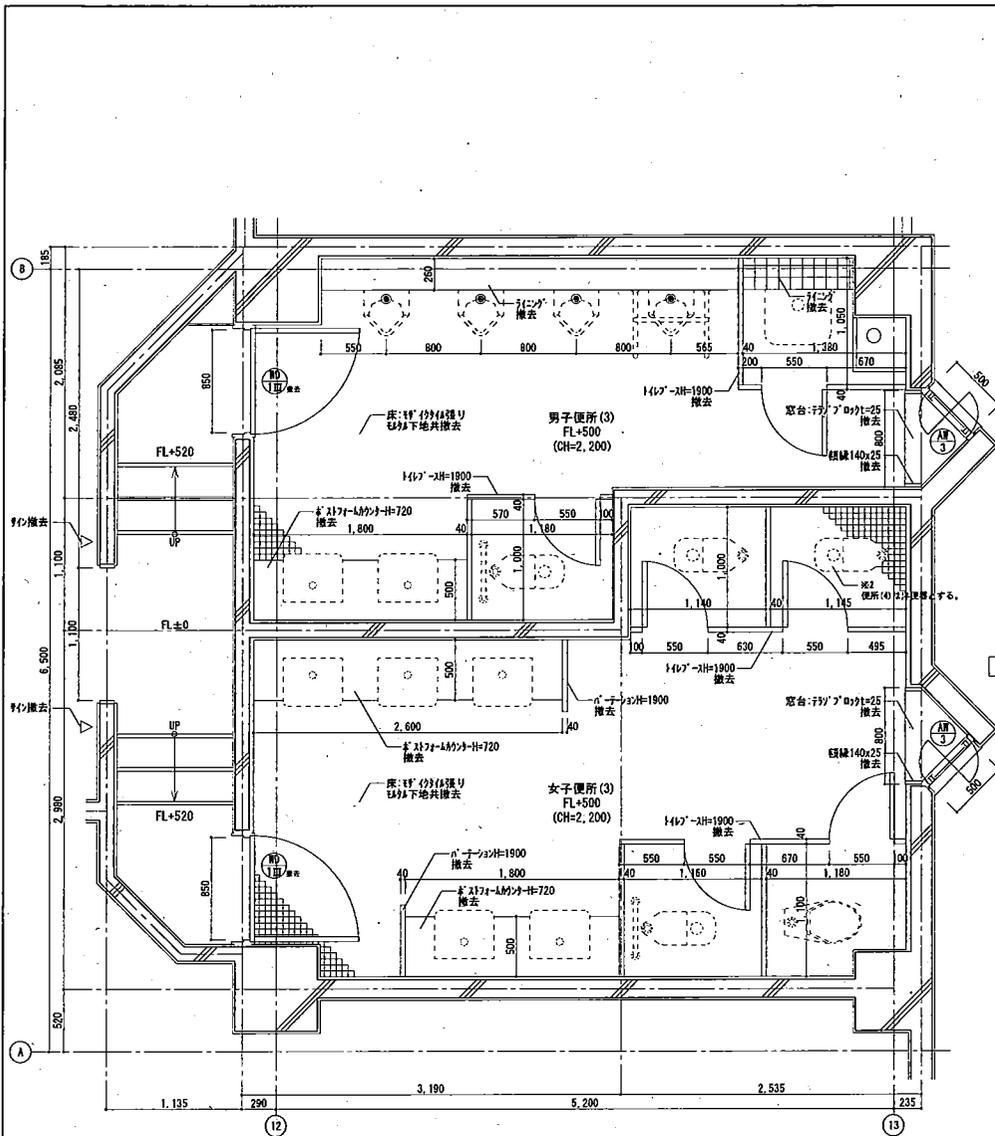
男子女子便所(2)・シャワー室(1)(2)
平面詳細図(改修後)

床: 長尺塩ビシート t=2.0(防滑・抗菌)
 巾木: ツリ巾木 H=60
 壁: 化粧タイル板 t=6
 : 耐水石膏PB t=12.5
 天井: 化粧タイル板 目透 t=6 EP-G
 廻縁: 塩ビ製
 面台: 塩ビタイル

- ◀: 選名板 平付型 200x200程度
- ◻: 点字案内板 平付型 400x400程度
- : 選名板 突出型 200x200程度



	※1...特記なき限り、建築除去は建具・枠・音障とも撤去とする。 ※2...特記なき限り、建具新設は建具・枠・音障とも新設とする。	TITLE 市民体育館整備事業(建築改修工事)	JOB TITLE 便所(2)・シャワー室(1)(2) 平面詳細図(改修前・改修後)	SCALE S = 1:30 (A3=1196)
	NAME ざくら設計株式会社	ARCHITECTURAL OFFICE ざくら設計株式会社	REV. DATE 18歳未満者 2023/04/06 改修前	REV. NO. A-010



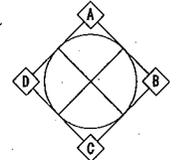
床 : 杉¹1994
 巾木 :
 壁 : 100角¹4
 天井 : 石綿¹板 t=5 AEP
 廻縁 : 塩¹製

男子女子便所 (3)
 平面詳細図 (改修前)
 ※1-男子女子便所 (4)は、男子女子便所 (3)のX軸対称とする。

床 : 長尺塩¹ t=2.0 (防滑・抗菌)
 巾木 : ヲト巾木 H=60
 壁 : 化粧¹板 t=6
 耐水石膏PB t=12.5
 天井 : 化粧¹板 目透 t=6 EP-G
 廻縁 : 塩¹製
 面台 : 化粧¹板

男子女子便所 (3)
 平面詳細図 (改修後)
 ※1-男子女子便所 (4)は、男子女子便所 (3)のX軸対称とする。

◁■ : 畳名板 平付型 200x200程度
 ◁□ : 畳字案内板 平付型 400x400程度
 ◁● : 畳名板 突出型 200x200程度

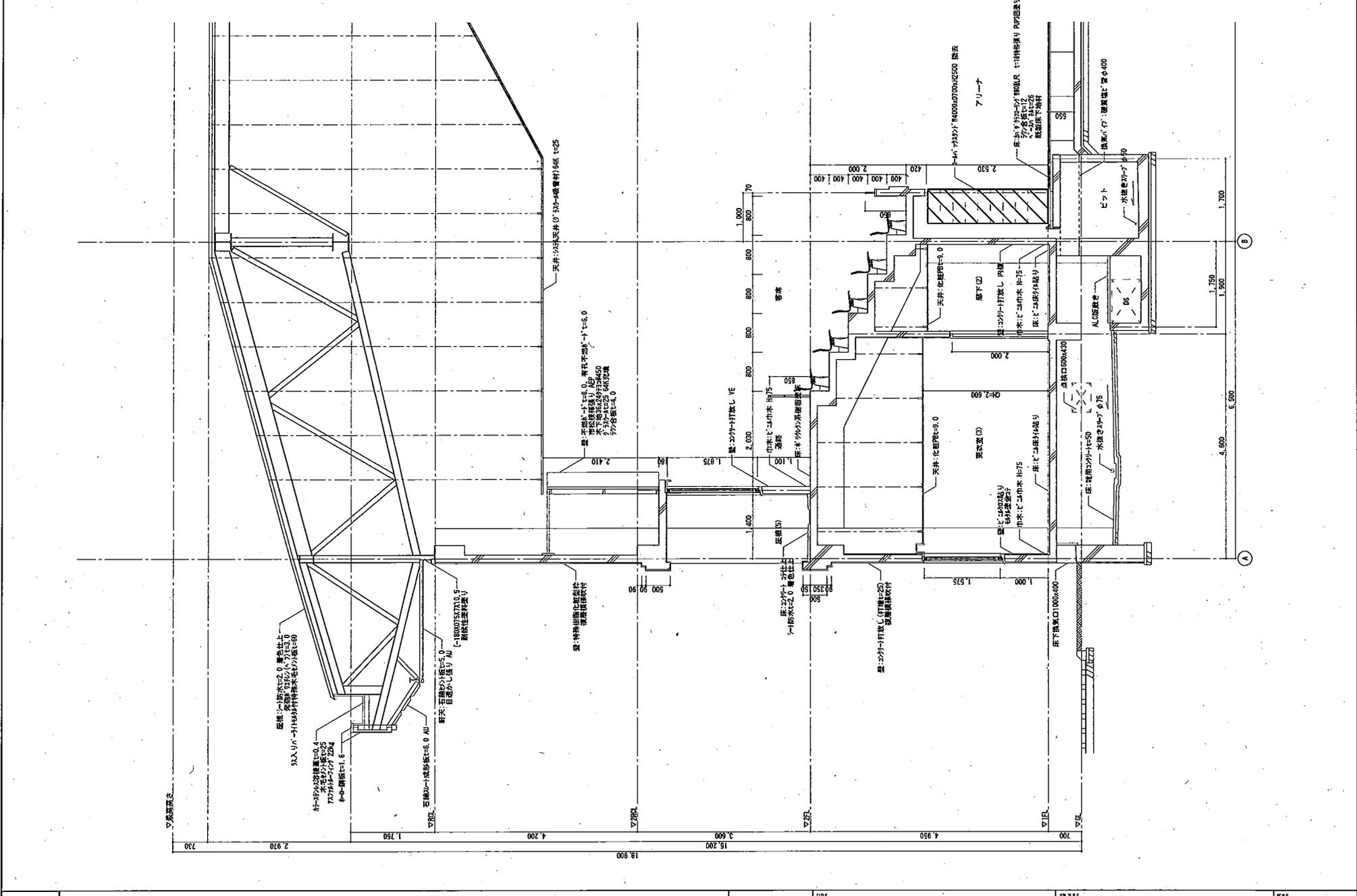


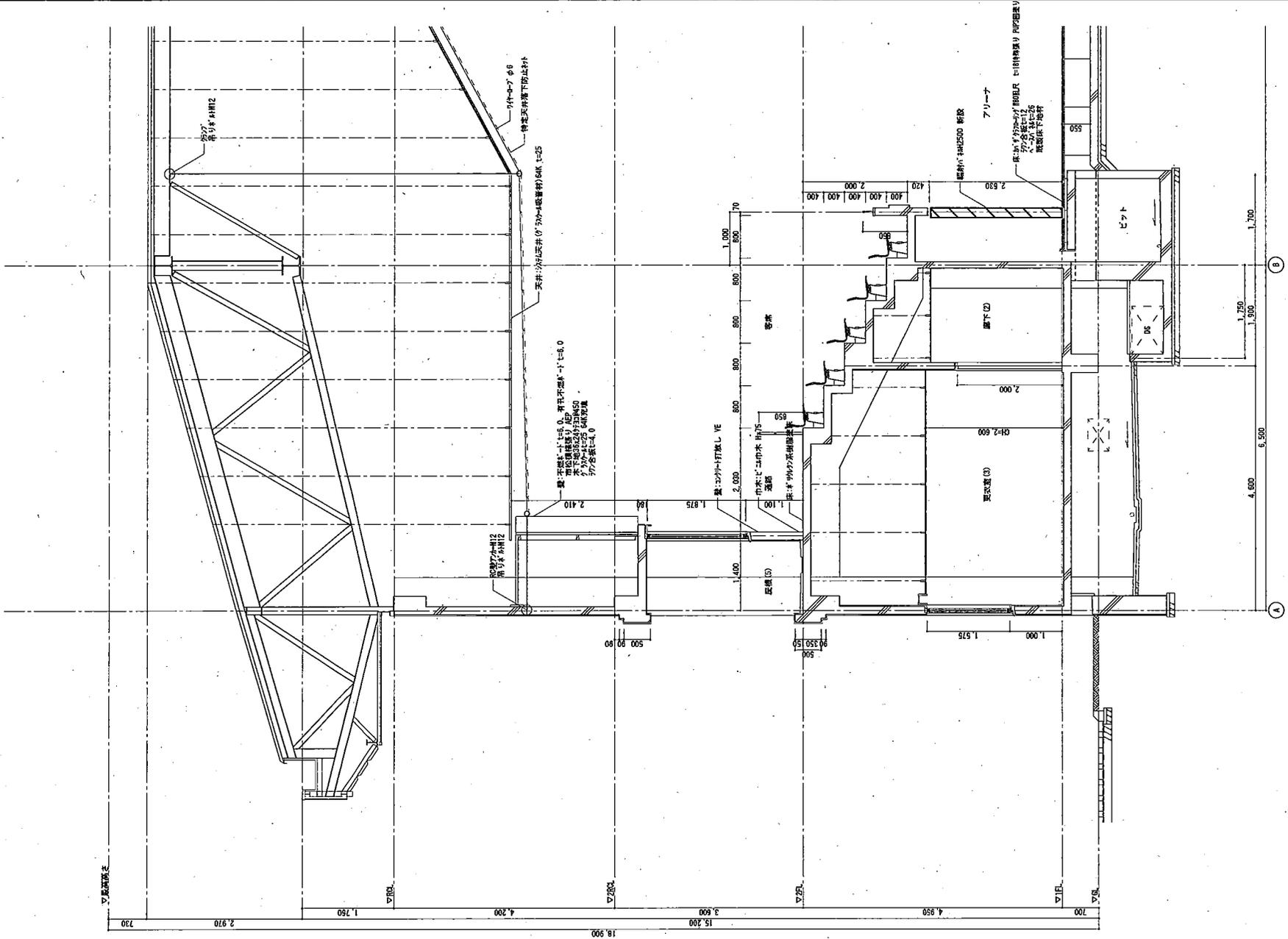


NAME	市公民館整備事業（建築改修工事）
ARCHITECTURAL OFFICE	設計株式会社

SCALE	5 = 1:50 (A1-E11%)
JOB NO.	A-032

矩計図1 (改修前)



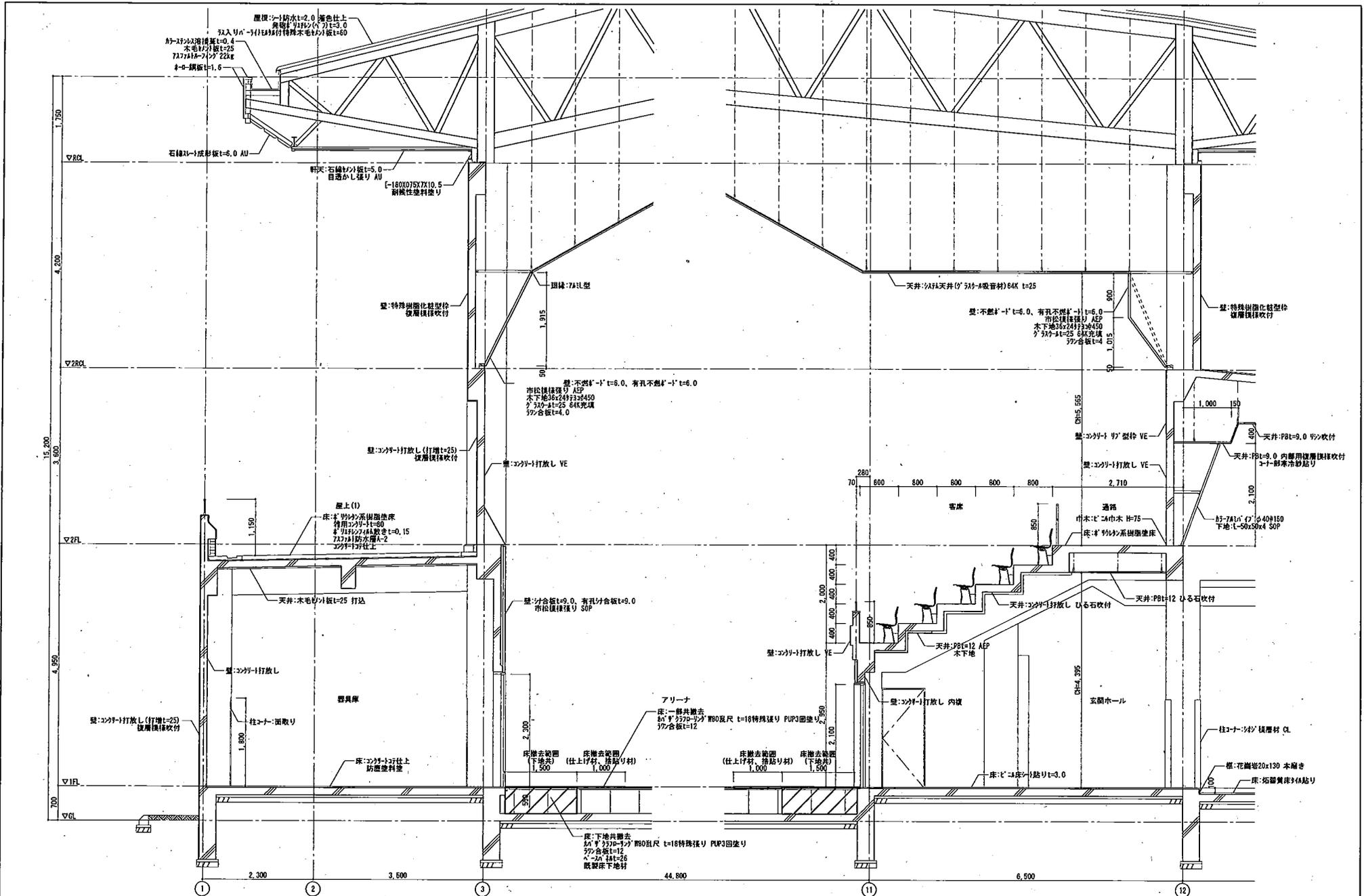


18,900
 15,200
 3,800
 4,290
 1,790
 2,970
 730

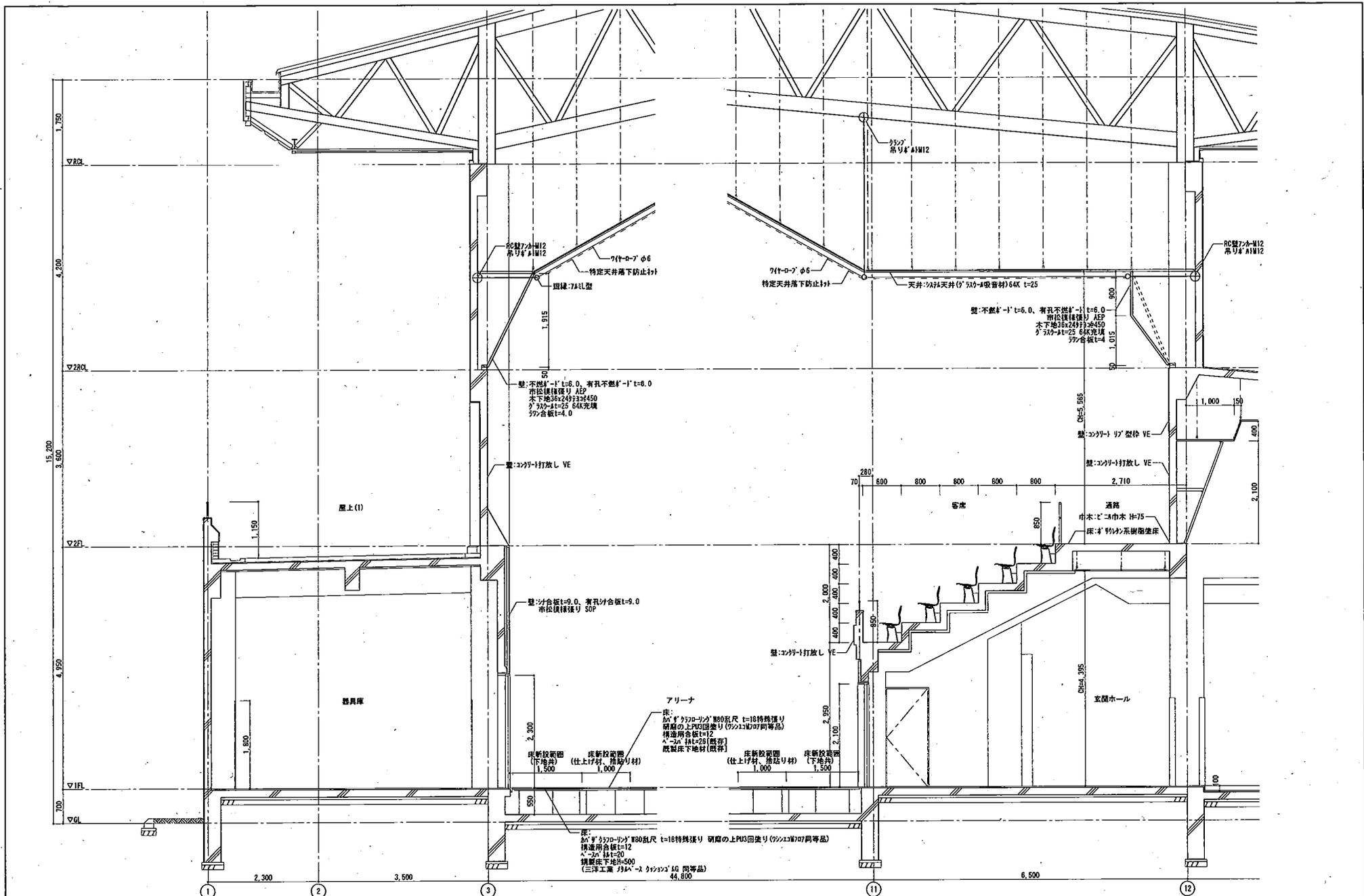
1,000
 800
 800
 800
 2,000
 1,400
 1,975
 1,900
 500
 900
 500
 900
 500
 1,575
 1,000
 1,575

4,950
 4,950
 15,200
 1,750
 1,800
 1,700
 6,500
 4,600

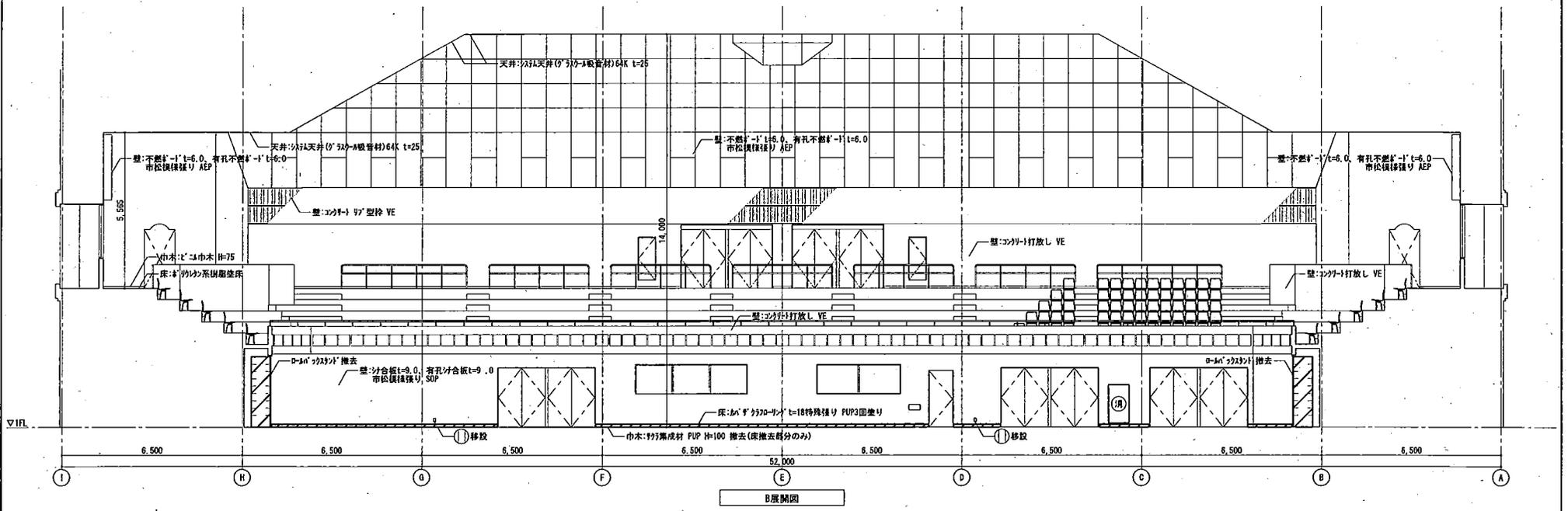
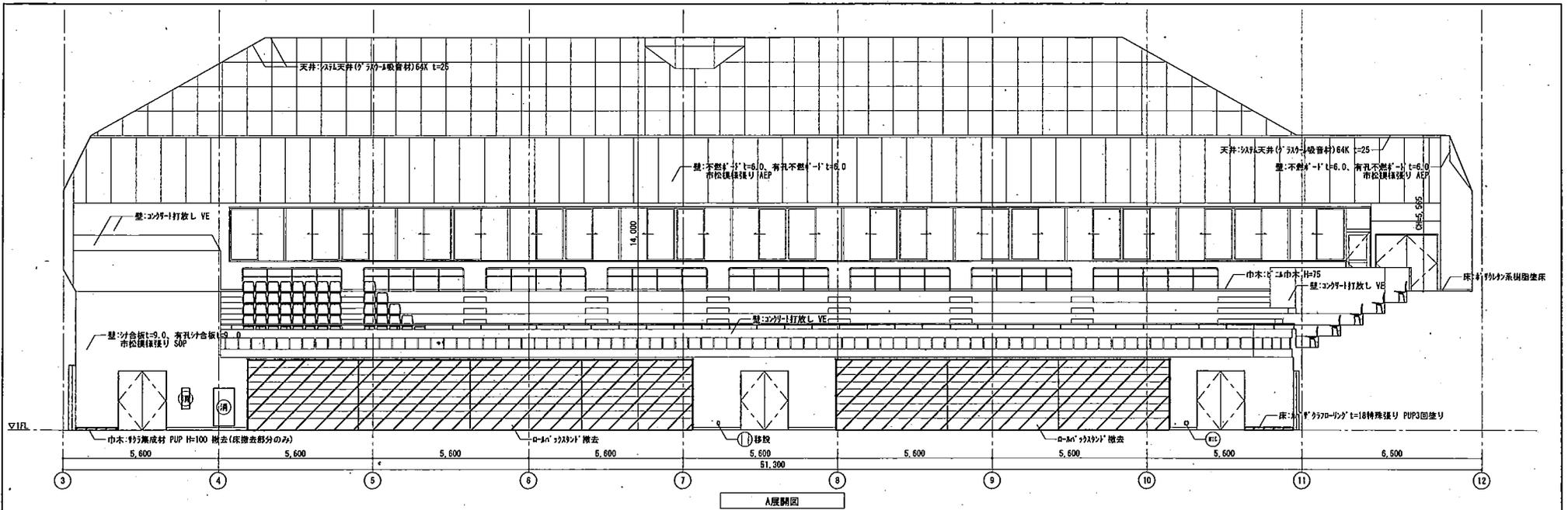
TITLE 市民体育館整備事業 (建築改修工事)	JOB NAME 矩計図1 (改修後)	SCALE S = 1:50 (A1=2119)
DRAWN MAZUMOTO ARCHITECTS まづもと 設計株式会社	JOB NO. A-013	



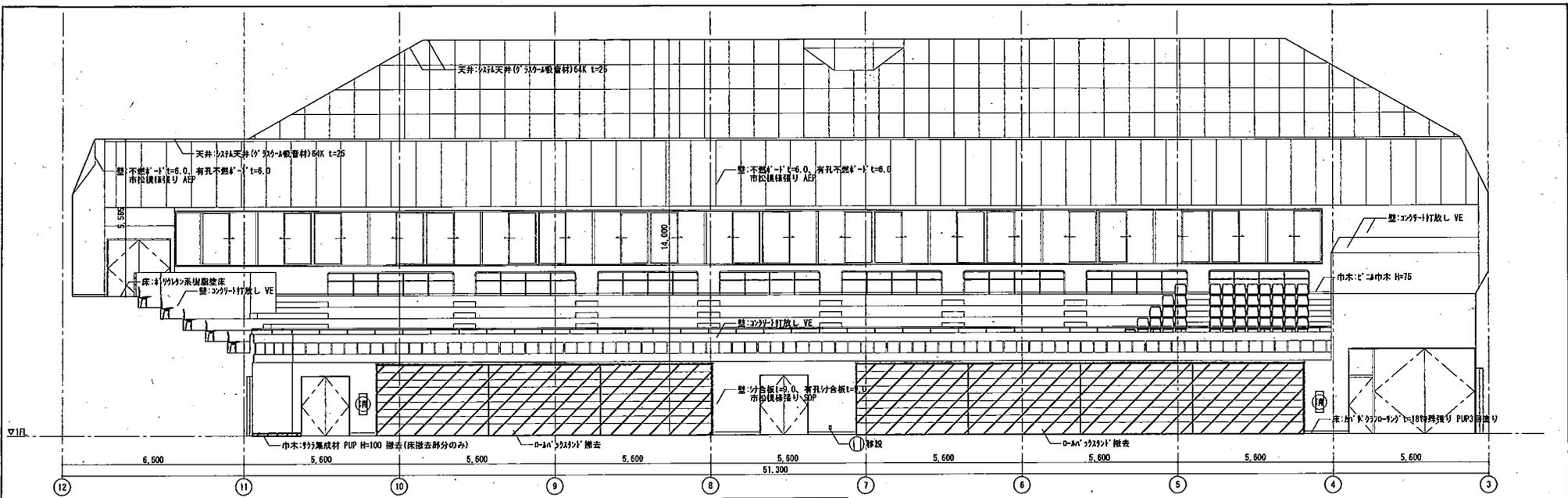
	TITLE 市民体育館整備事業（建築改修工事）	JOB FILE 矩計図2(改修前)	SCALE S = 1:50 (1/2=1/50)
	NAME さくら設計株式会社 <small>建築士事務所 建築士 藤田 誠</small>	DRAWING NO. A-024	



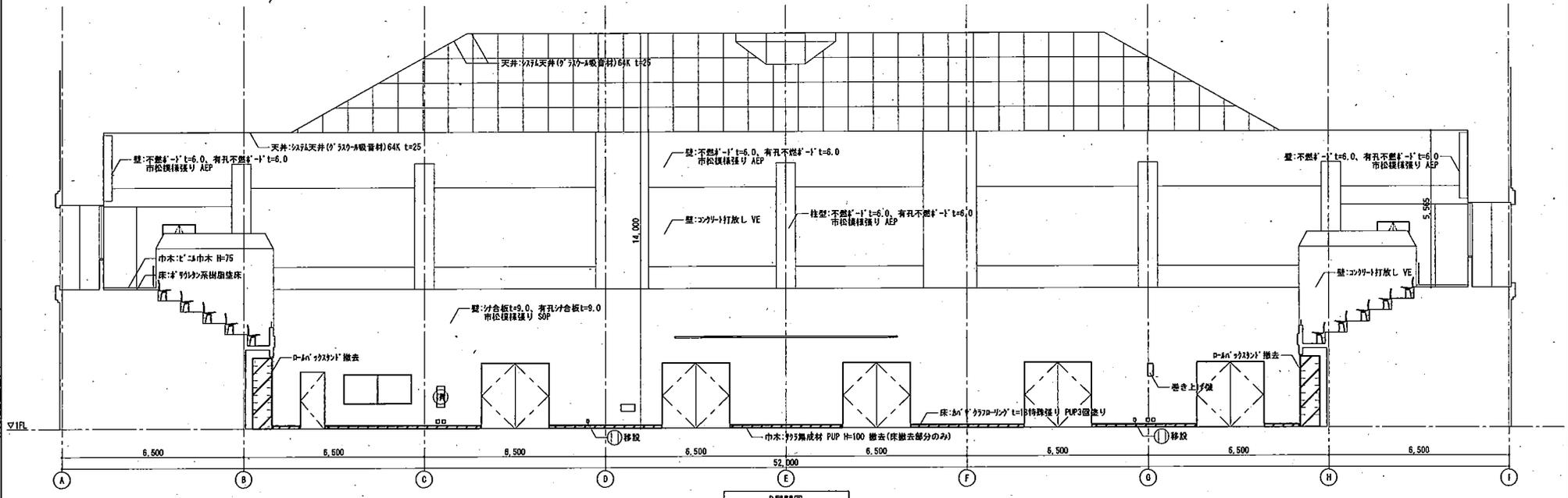
 SAKURA DESIGN OFFICE		TITLE 市民体育館整備事業 (建築改修工事)	JOB TITLE 矩計図2 (改修後)	SCALE S = 1/50 (43x1196)
		ARCHITECTURAL OFFICE さくら設計株式会社 <small>〒100-0001 東京都千代田区千代田2-1-1</small>	DESIGNER 	JOB NO. A-035



	TITLE	市民体育館整備事業 (建築改修工事)	JOB FILE	アリーナ展開図 (改修前)	SCALE	S = 1:100 (A3/A2)
	ARCHITECTURAL OFFICE	さくら設計株式会社 1-14-1 東区東横町 2214-409 電話 03-3541-1111	DESIGNER		JOB No.	A-036

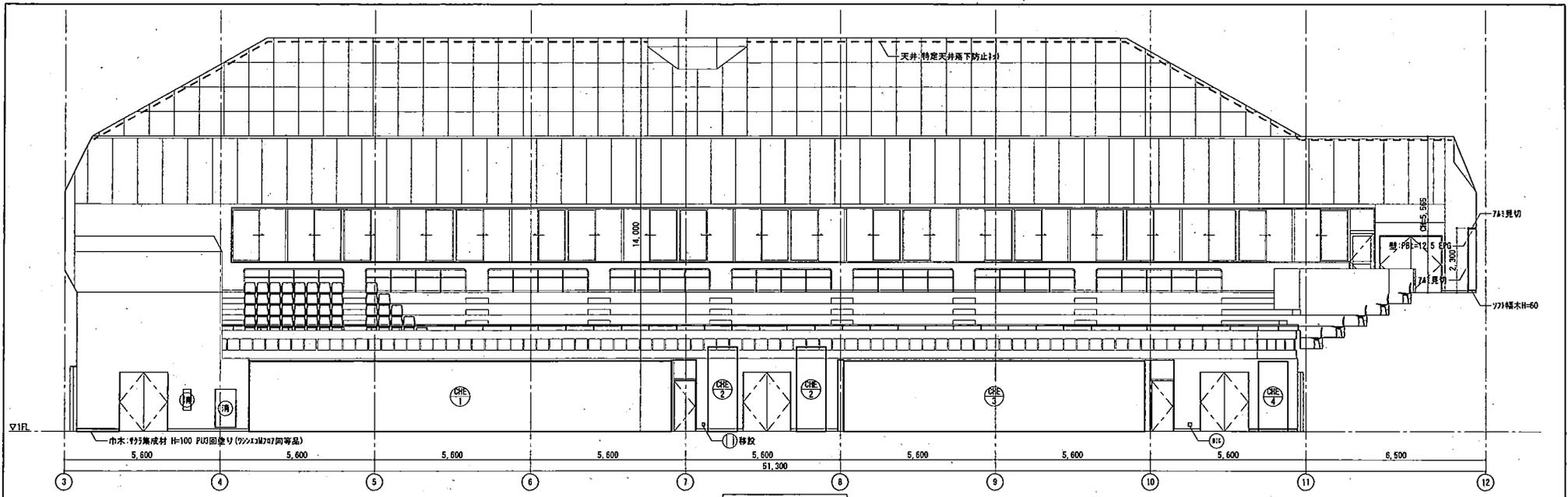


C展開図

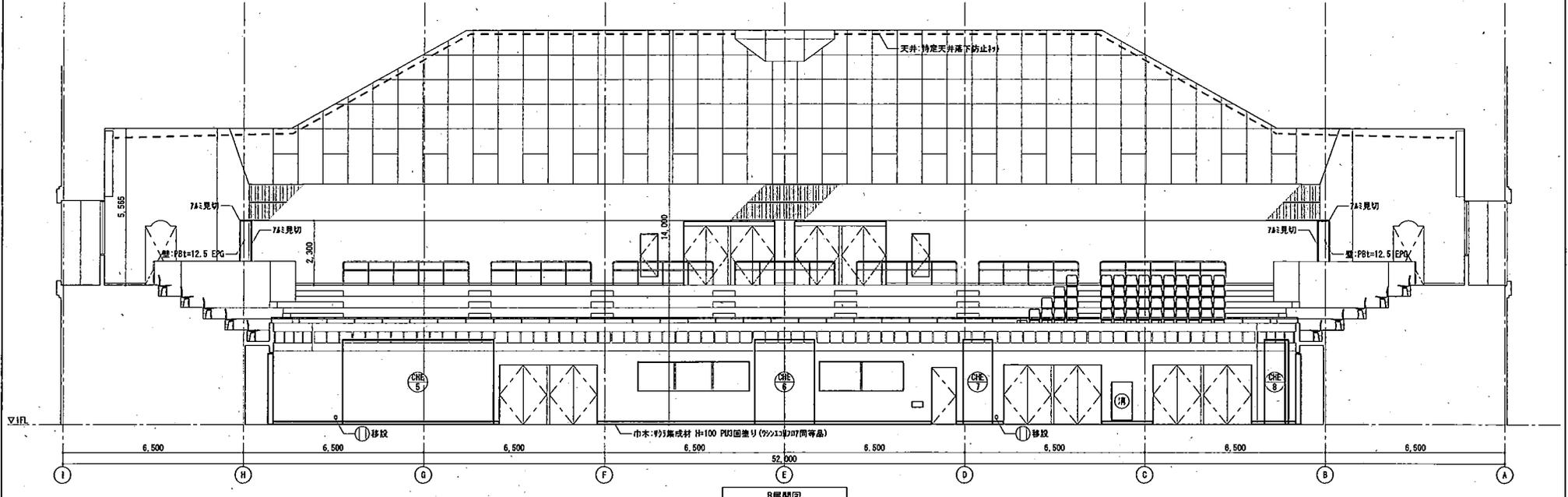


D展開図

	TITLE 市民体育館整備事業(建築改修工事)	JOB NAME アリーナ展開図2(改修前)	SCALE S=1:100 (A3=1/56)
	NAME さくらら設計株式会社	JOB NO. 1818020000 2018010000 2018010000	JOB NO. A-037

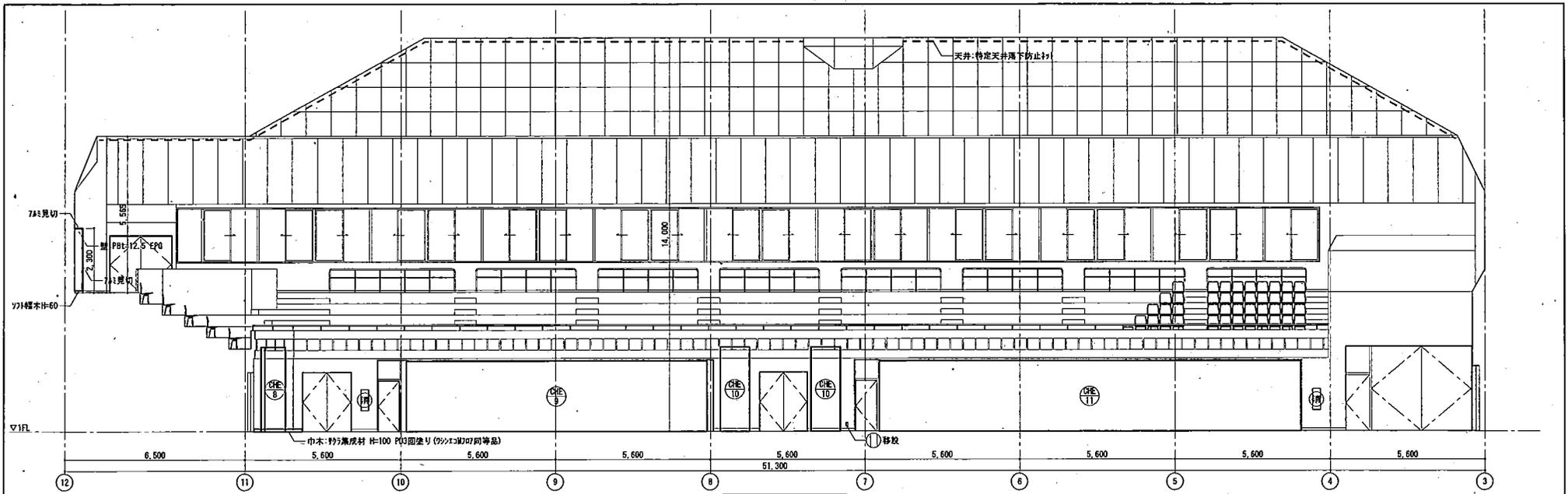


A展開図

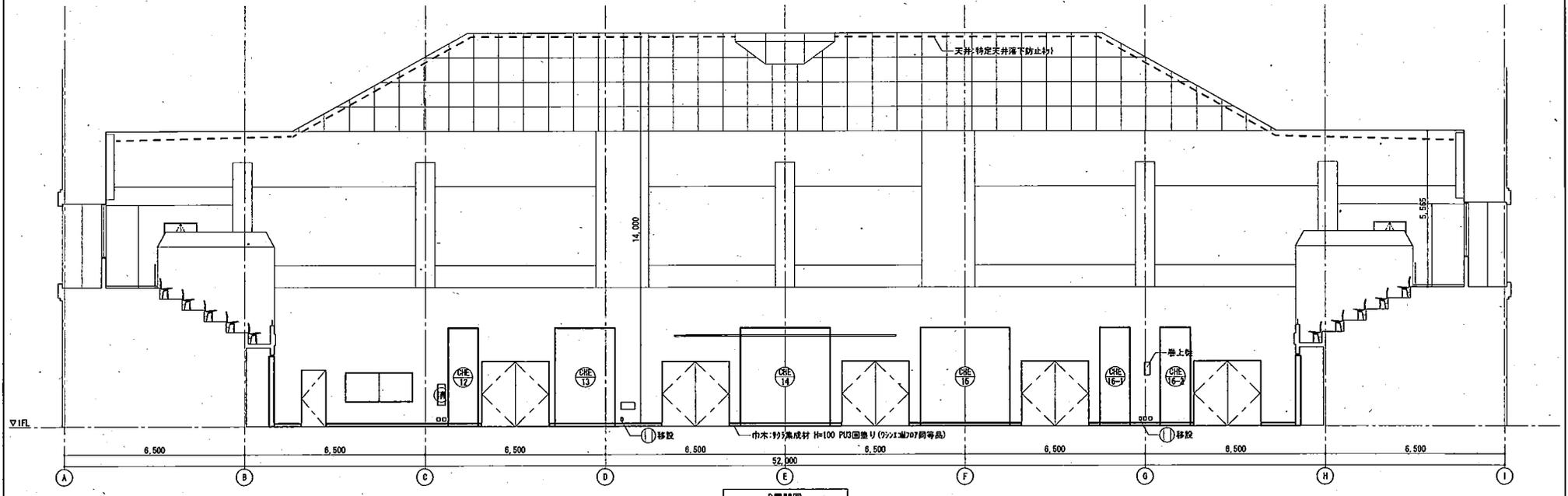


B展開図

 SAKURA DESIGN CO., LTD.	PROJECT 市民体育館整備事業（建築改修工事）	JOB NAME アリーナ展開図1（改修後）	SCALE S = 1:100 (A2.2/150)
	ARCHITECTURAL OFFICE さくら設計株式会社 <small>〒160-8502 東京都千代田区千代田 1-10-10</small>	DRAWING NO. A-038	

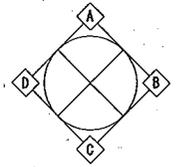
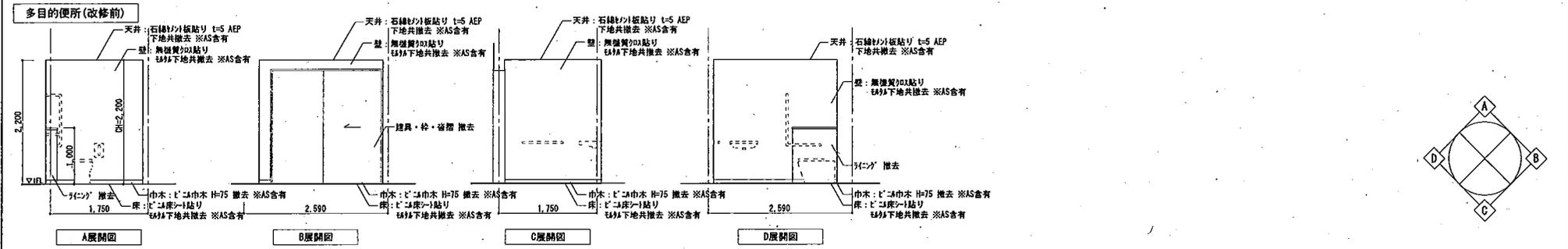
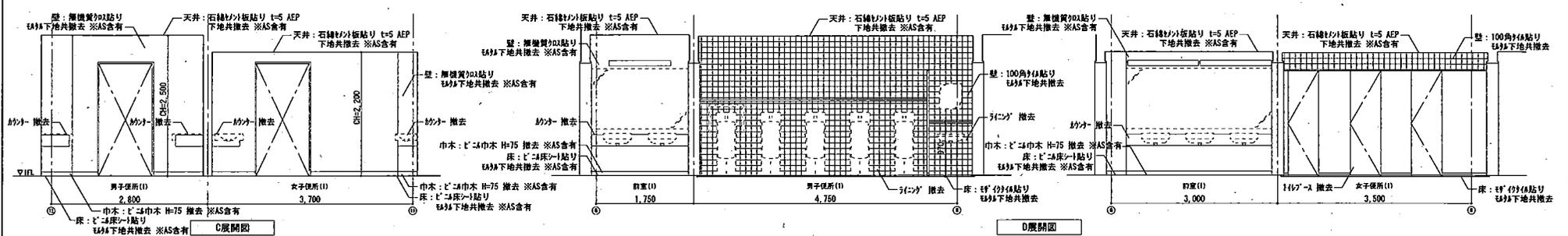
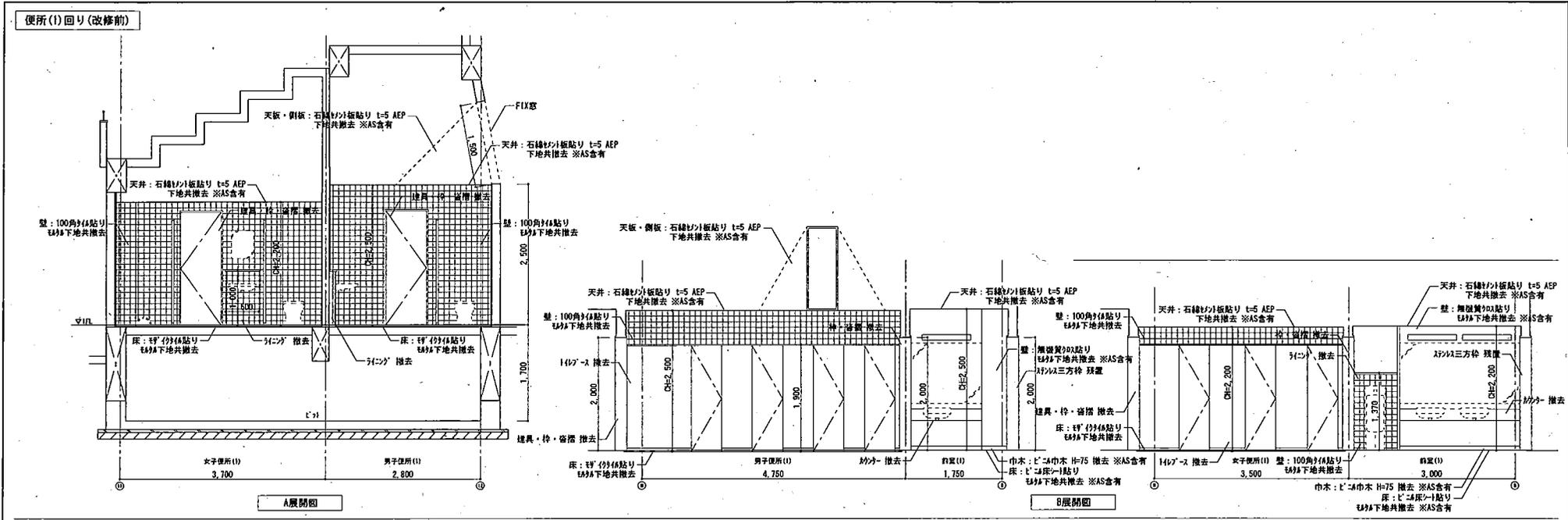


C展開図



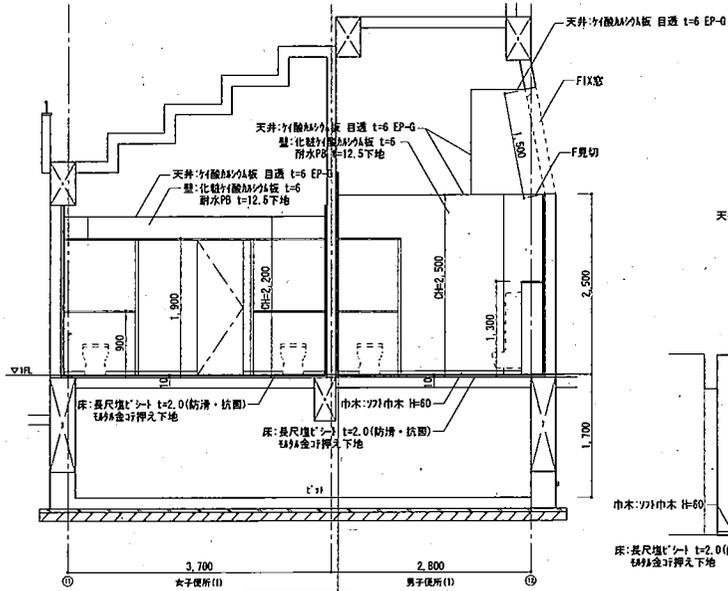
D展開図

 SAKURA DESIGN OFFICE	TITLE 市民体育館整備事業 (建築改修工事)	JOB TITLE アリーナ展開図2 (改修後)	SCALE S = 1:100 (A3:719x)
	NAME さくら設計株式会社	ARCHITECTURAL OFFICE さくら設計株式会社	DESIGNER 1級建築士 藤田 健太郎

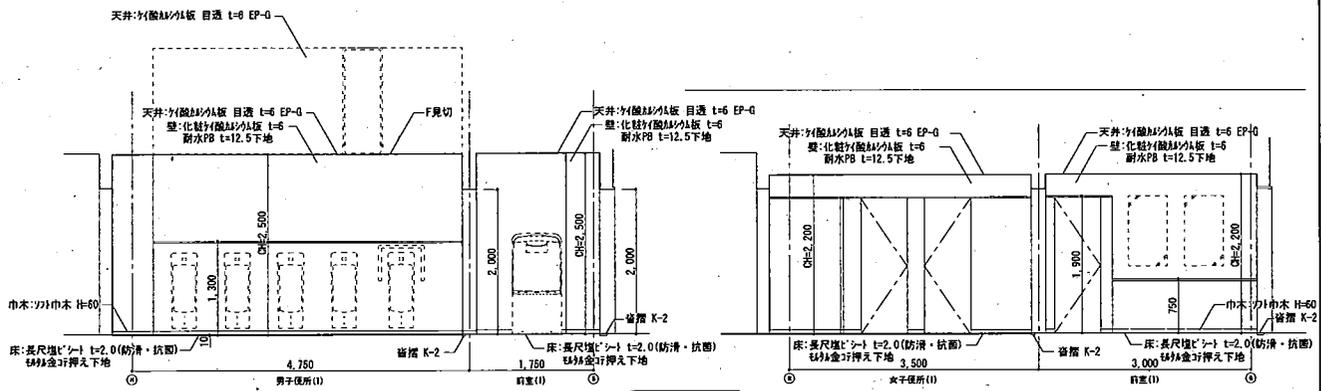


	※AS含有: エス・エス・エス含有建材を示す。(特設女子トイレ)	TITLE 市民体育館整備事業 (建築改修工事)	JOB TITLE 便所(1)・多目的便所 展開図(改修前)	SCALE S=1:50 (A3=7164)
	NAME さくらら設計株式会社	ARCHITECTURAL OFFICE さくらら設計株式会社	JOB NO. 1448205-008 0224040 00017-01	JOB No. A-040
	1448205-008 0224040 00017-01			

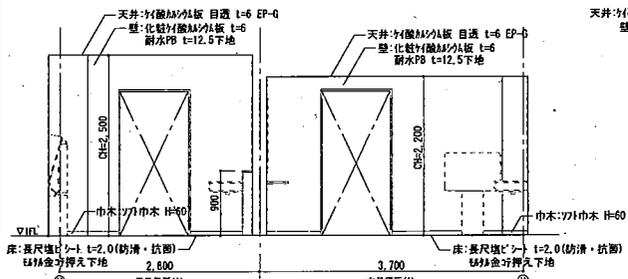
便所(1) 回り(改修後)



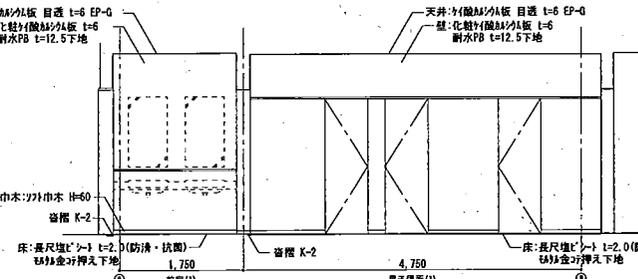
A展開図



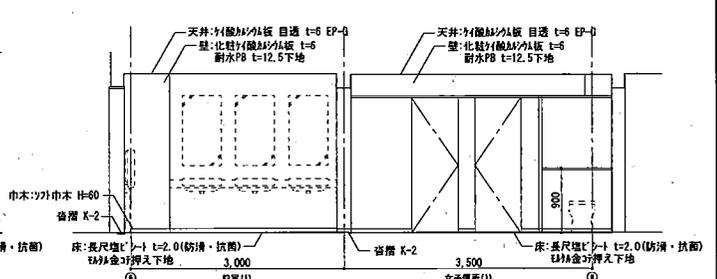
B展開図



C展開図

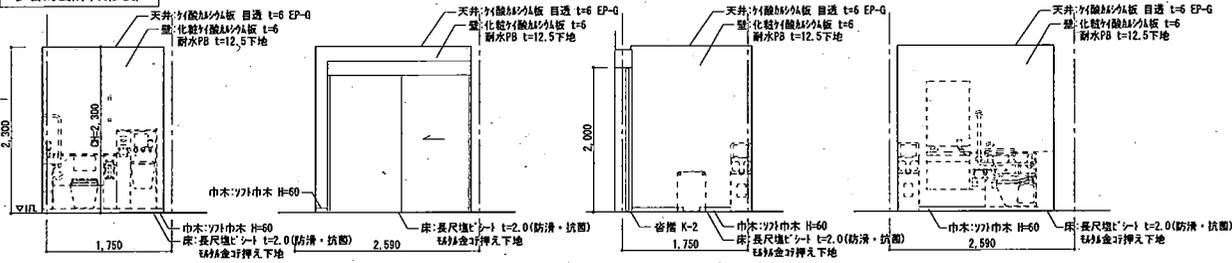


D展開図



E展開図

多目的便所(改修後)

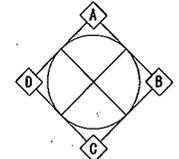


A展開図

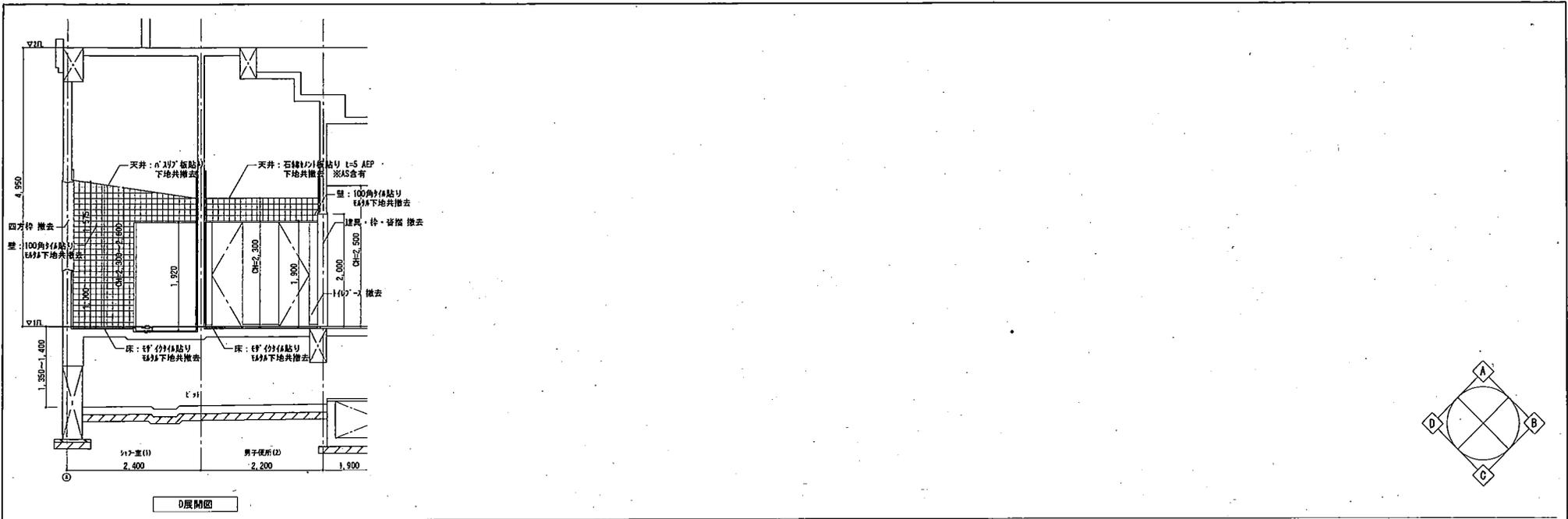
B展開図

C展開図

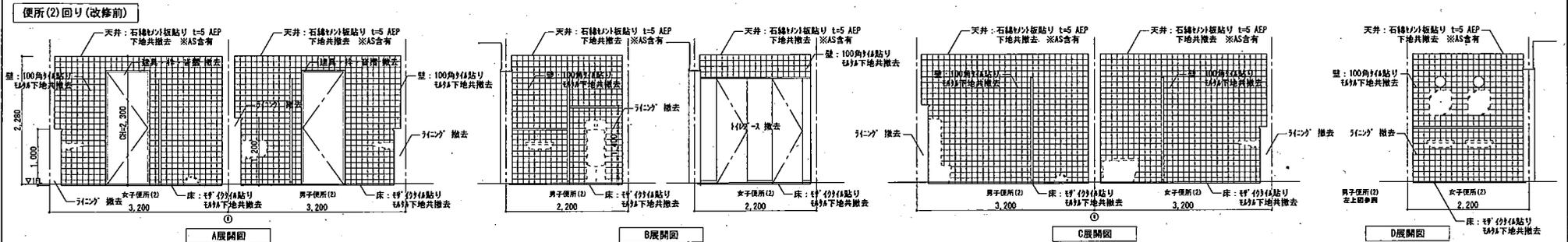
D展開図



	TITLE 市民体育館整備事業(建築改修工事)	JOB TITLE 便所(1)・多目的便所 展開図(改修後)	SCALE S = 1:50 (43-7154)
	NAME ざくら設計株式会社 <small>(札幌支店 電話011-832-1111)</small>	ARCHITECTURAL OFFICE ざくら設計株式会社	DESIGNER A-0411



D展開図

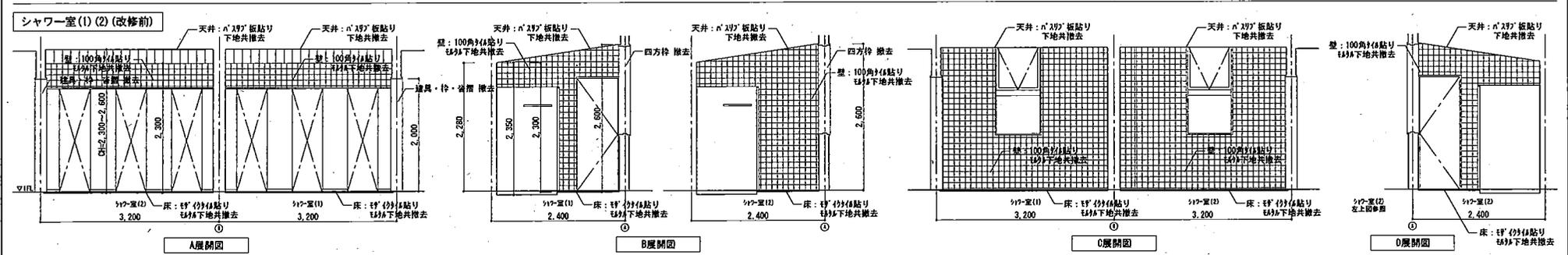


A展開図

B展開図

C展開図

D展開図



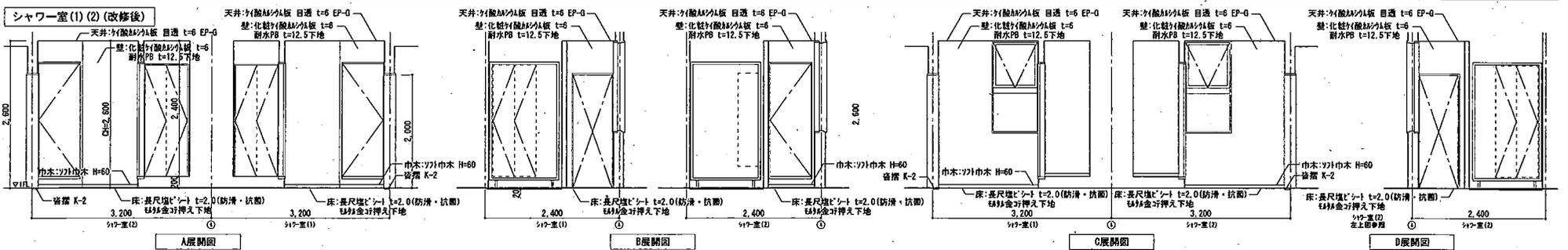
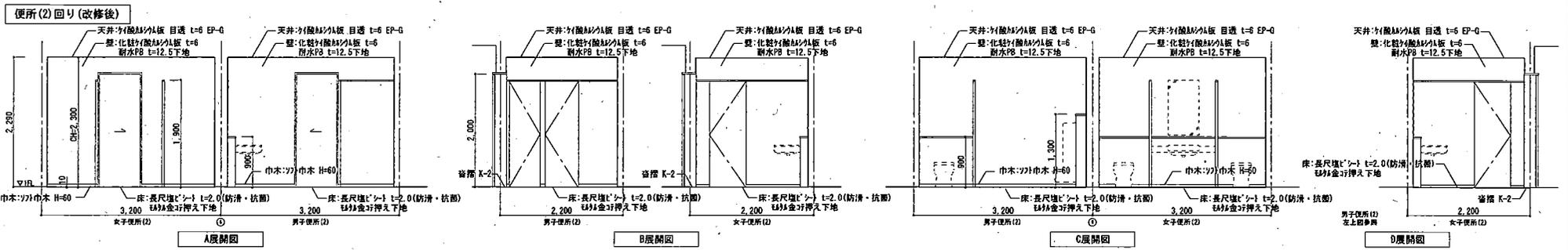
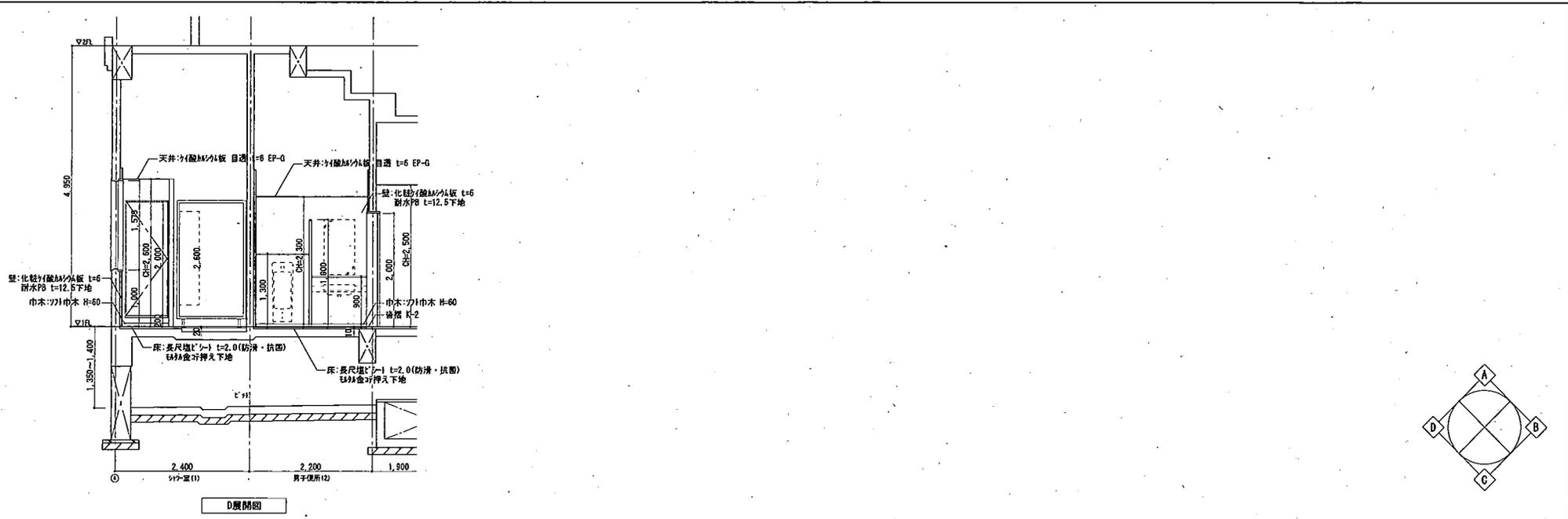
A展開図

B展開図

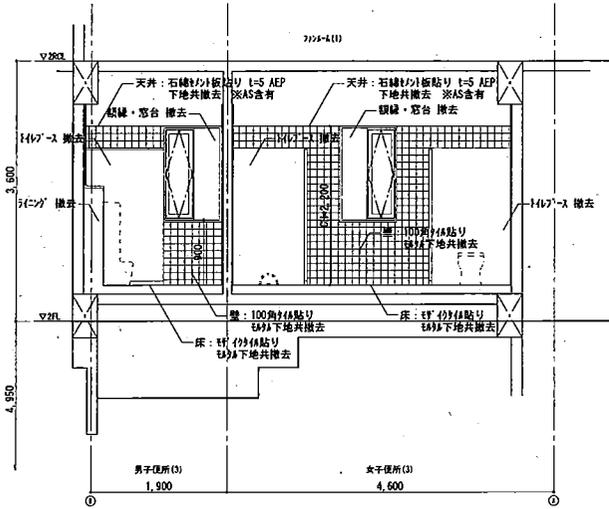
C展開図

D展開図

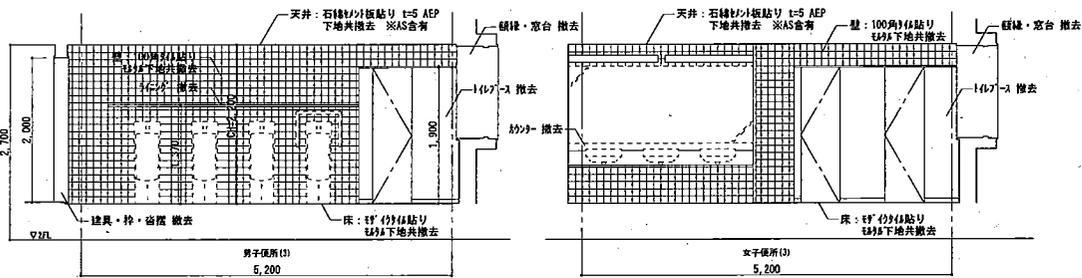
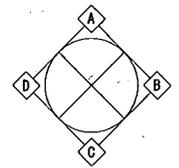
	※AS含有: エスベスト含有建材を示す。(詳細な表裏りレベル)	TITLE 市民体育館整備事業(建築改修工事)	JOB TITLE 便所(2)・シャワー室 展開図(改修前)	SCALE S = 1:50 (A3=2156)
	ARCHITECTURAL OFFICE さくら設計株式会社 <small>〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1</small>	ARCHITECTURAL OFFICE さくら設計株式会社 <small>〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1</small>	JOB NO. A-042	



	TITLE	市民体育館整備事業（建築改修工事）	JOB FILE	便所(2)・シャワー室 展開図(改修後)	SCALE	S = 1:50 (A3=1156)
	NAME	ARCHITECTURAL OFFICE	さくら設計株式会社	JOB NO.		A-043



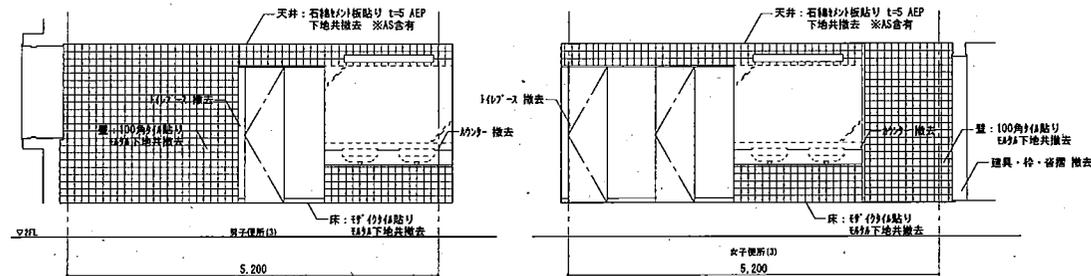
B展開図



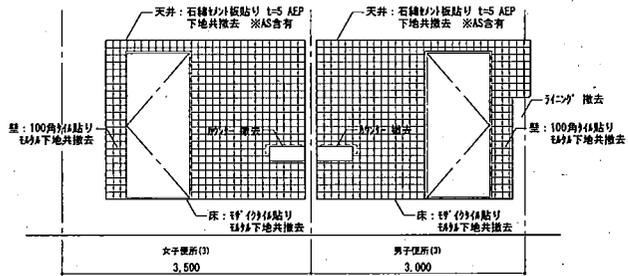
A展開図

B展開図

北方向

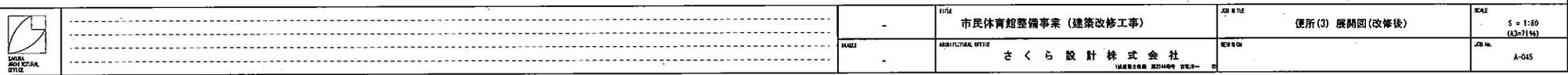
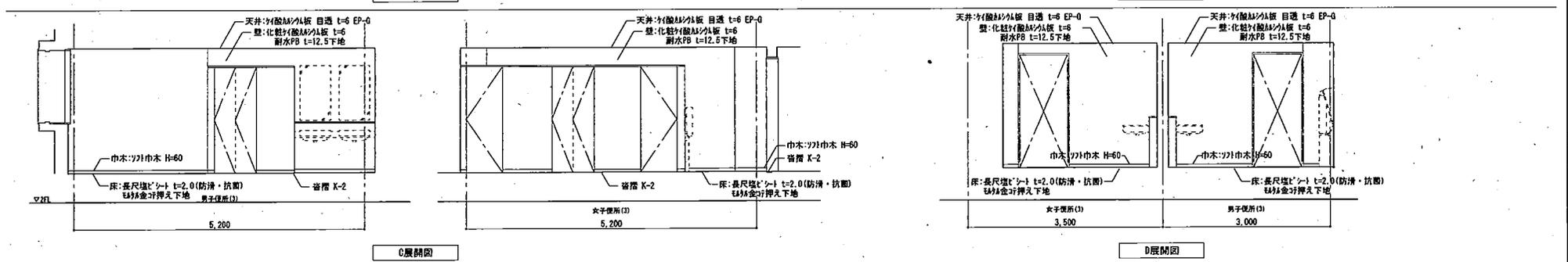
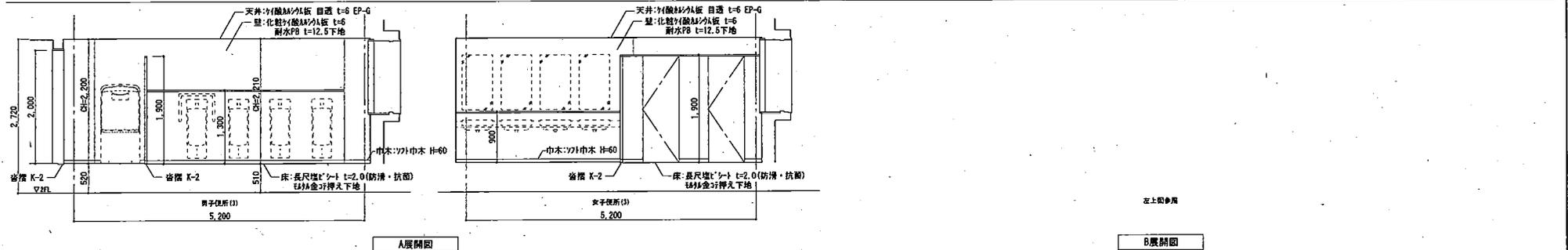
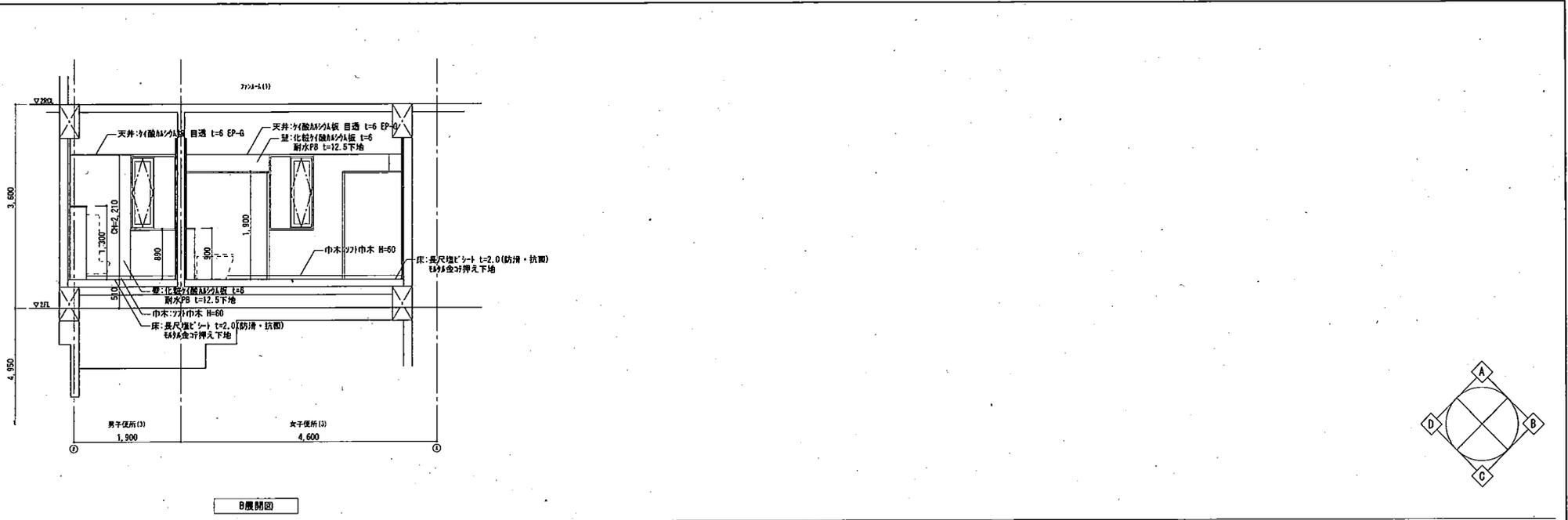


C展開図

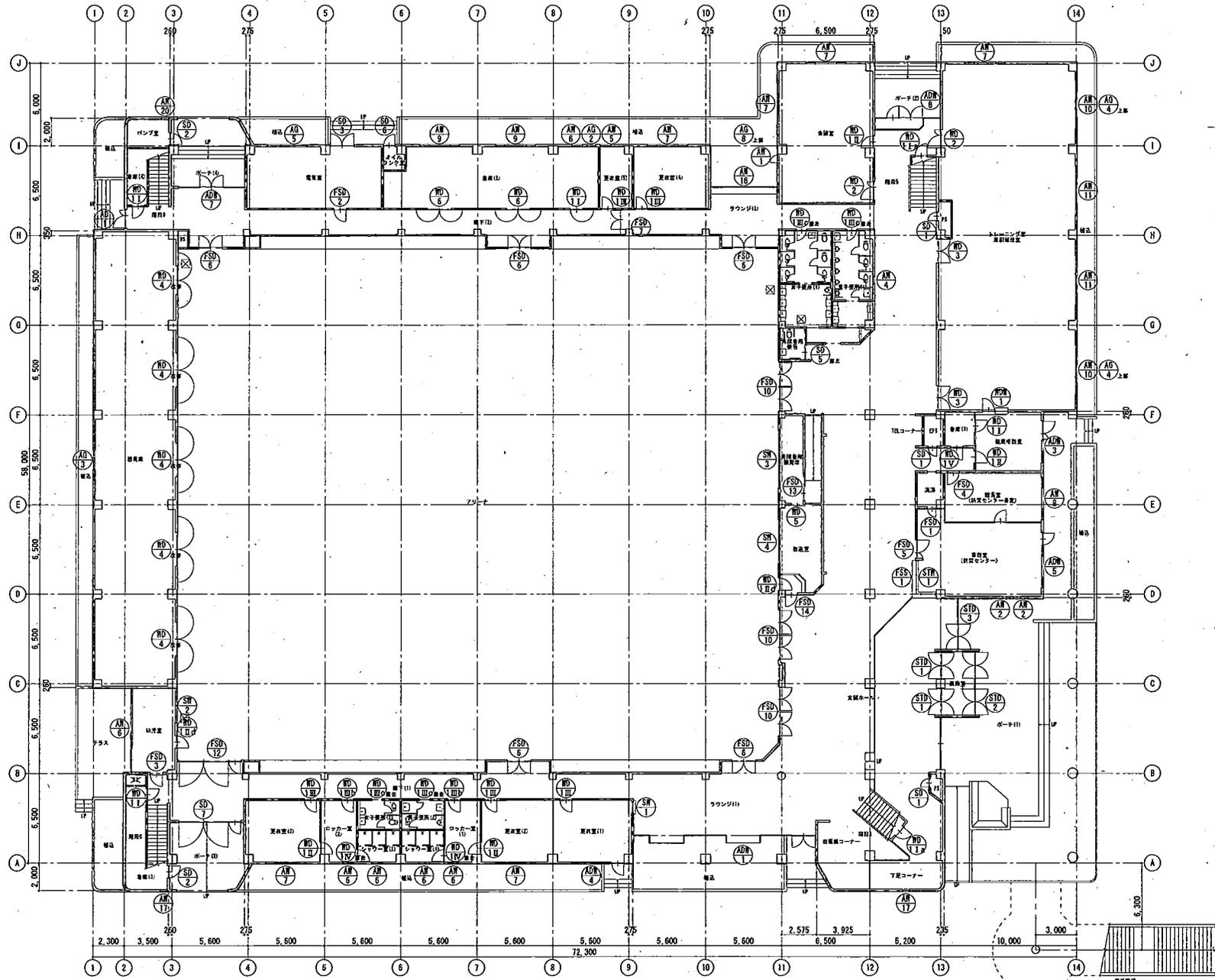


D展開図

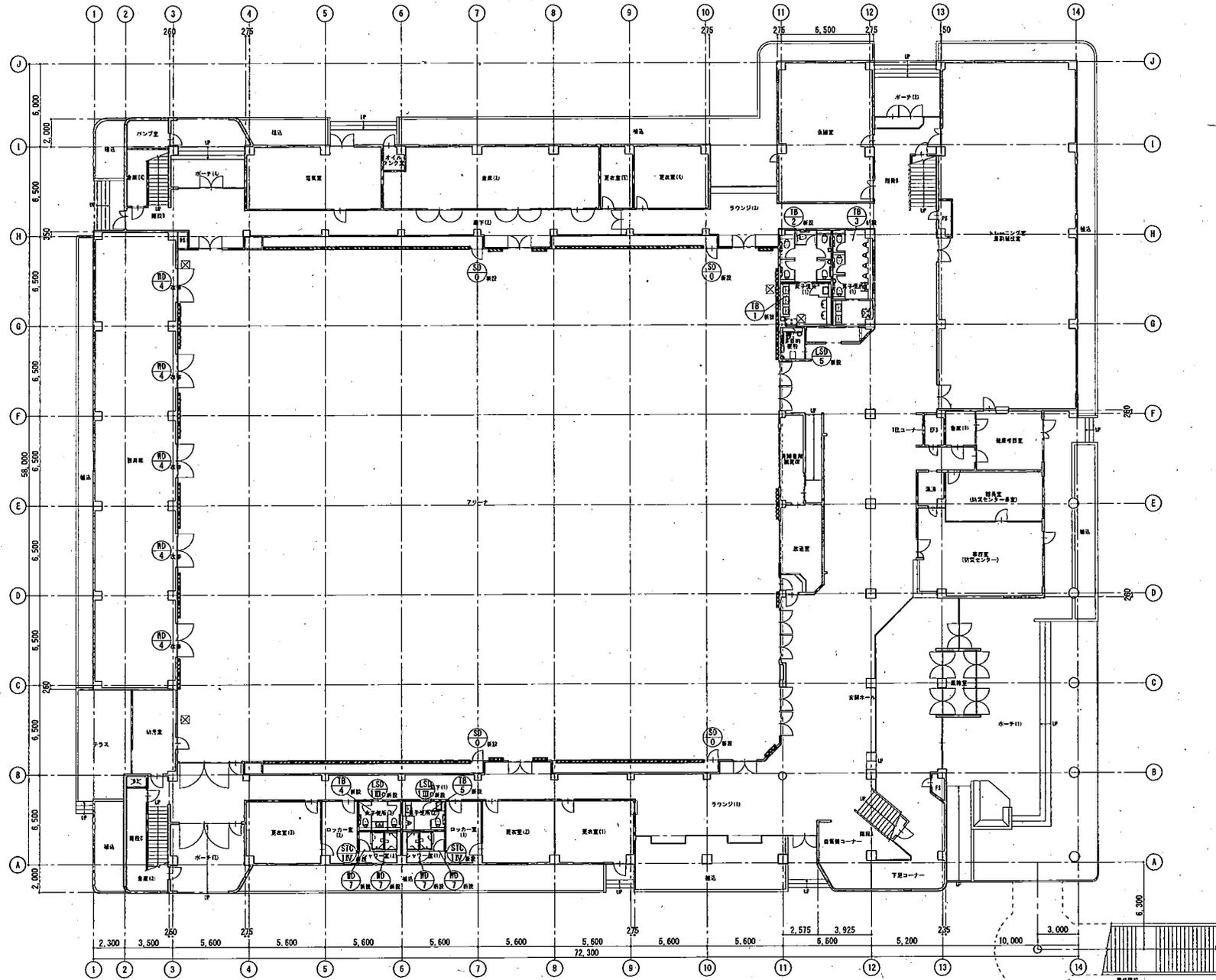
	※AS含有: アスベスト含有建材を示す。(特記なき限りレベル3)		TITLE 市民体育館整備事業(建築改修工事)	JOB TITLE 便所(3) 展開図(改修前)	SCALE S = 1:50 (A3=71%)
	NAME さくら設計株式会社		ARCHITECTURAL OFFICE さくら設計株式会社	ARCHITECT さくら設計株式会社	JOB NO. A-044



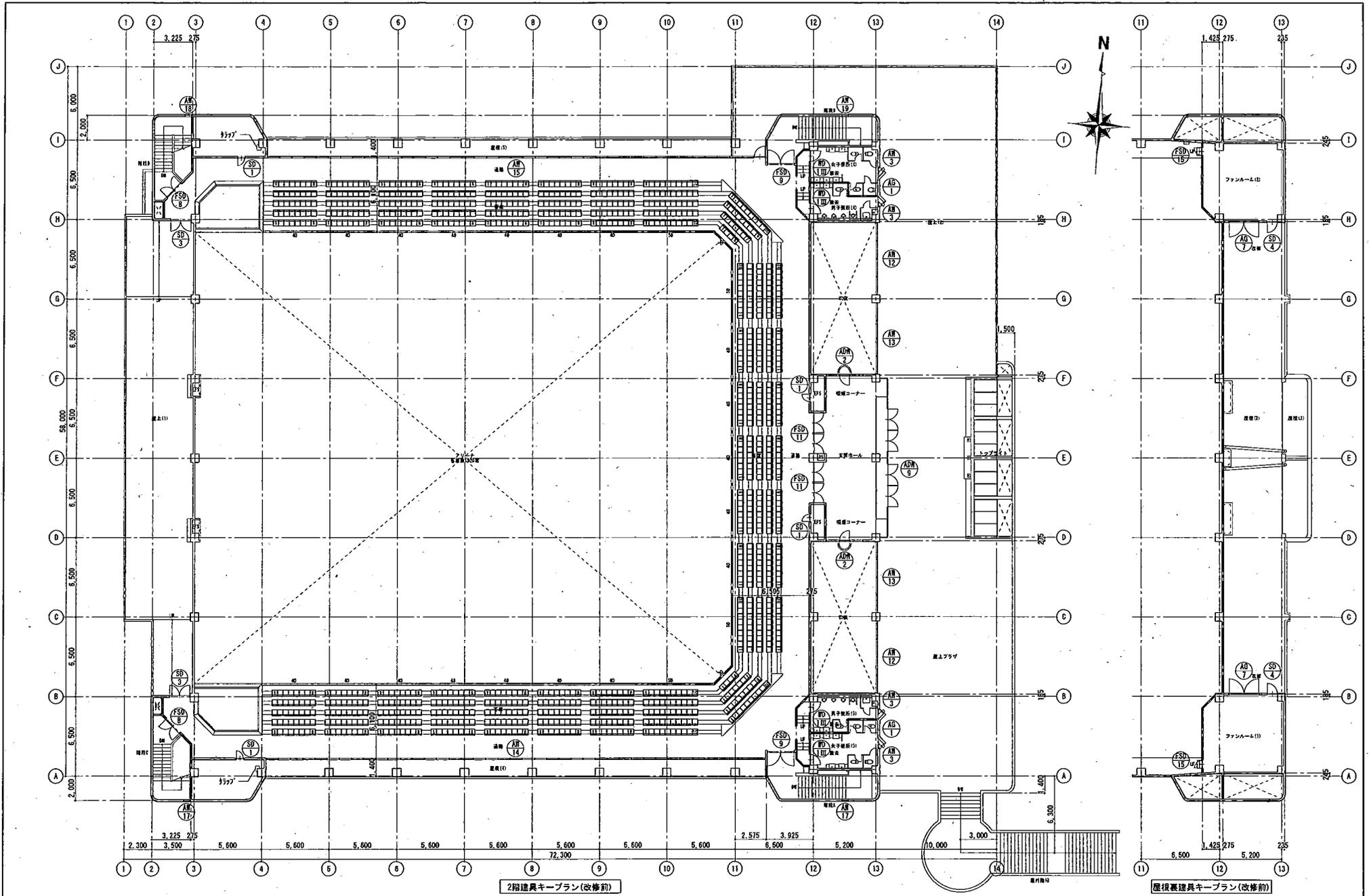
	TITLE 市民体育館整備事業 (建築改修工事)	JOB # FILE 便所 (3) 展開図 (改修後)	SCALE S = 1:80 (A3=1/64)
	NAME さくら設計株式会社	ARCHITECTURAL OFFICE 1-1-1 東京都中央区新富町 2F 電話: 03-5561-1111	DESIGNER 〇



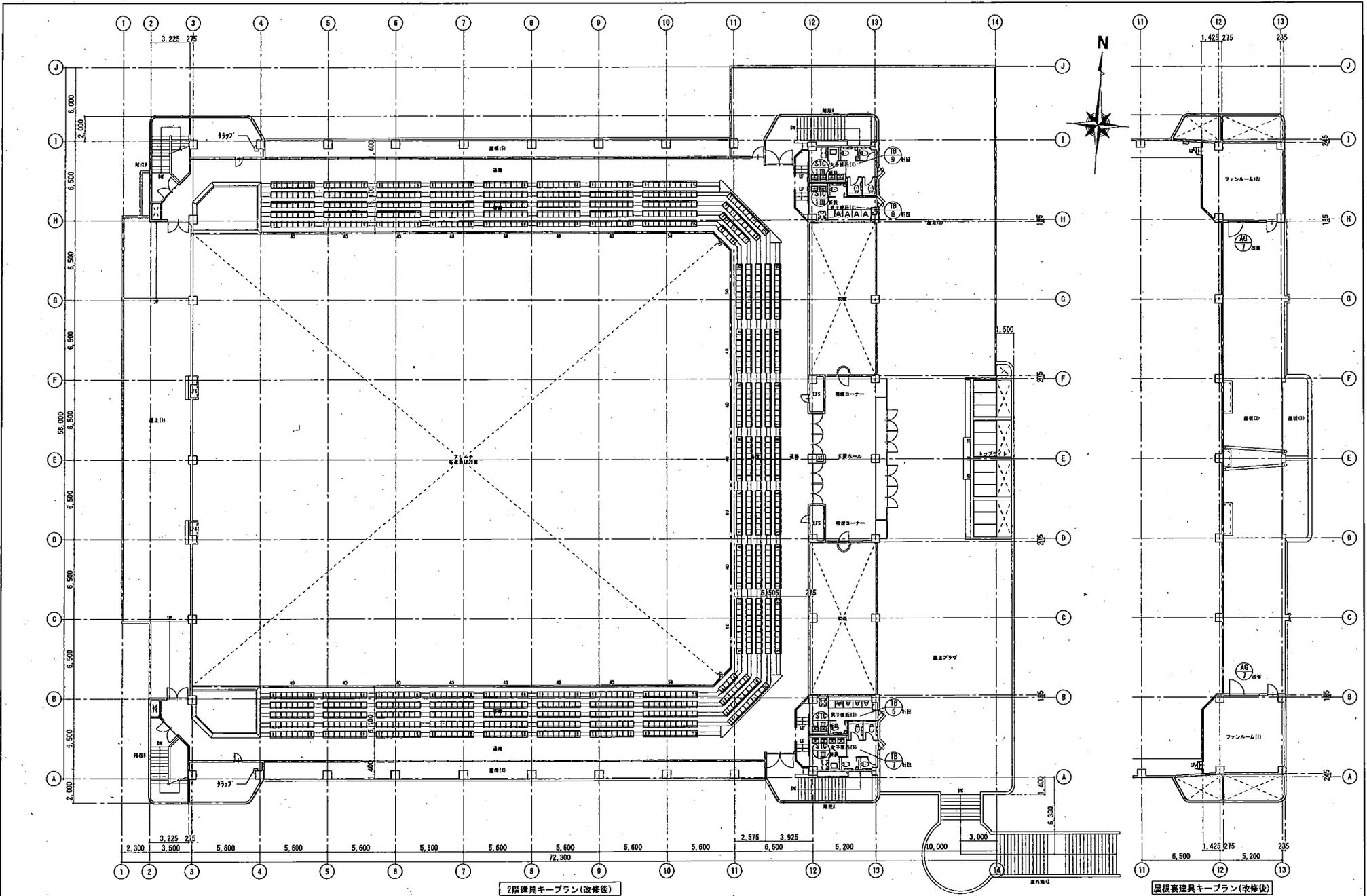
 SAKURA DESIGN OFFICE	市民体育館整備事業（建築改修工事）	1階建具キープラン（改修前）	5 = 1:200 (A3-21152)
	さくら設計株式会社 <small>141東区本郷 2271440号 西武3-10</small>	尺寸単位	A-016
	141東区本郷 2271440号 西武3-10		



 さくら設計株式会社	TITLE 市民体育館整備事業（建築改修工事）	JOB TITLE 1階建具キープラン（改修後）	SCALE S = 1:200 (A3/115x)
	NAME さくら設計株式会社 <small>14000000 00000000 00000000</small>	ARCHITECTURAL OFFICE さくら設計株式会社	DRAWING NO. A-047



	TITLE 市民体育館整備事業 (建築改修工事)	JOB TITLE 2階・屋根裏建具キープラン(改修前)	SCALE S ¹ = 1:200 (A3=15%)
	ARCHITECTURAL OFFICE さくら設計株式会社 <small>1-1-1 東京都中央区銀座 電話 03-3541-1111</small>	DESIGNER <small>1-1-1 東京都中央区銀座 電話 03-3541-1111</small>	JOB NO. A-018



 株式会社 さくらら デザイン	TITLE 市民体育館整備事業 (建築改修工事)	JOB TITLE 2階・裏建具キープラン(改修後)	SCALE S = 1:200 (A3/1176)
	PAGE 1	ARCHITECTURAL OFFICE さくらら設計株式会社 <small>118 藤原本町 8221049 042-251-1111</small>	JOB NO. A-049

共通事項

1. 建具は原則として施工図を作成し、監督員の承認を受けた後作成する。
2. 建具金物は見本を提出し、監督員の承認を受ける。
3. アルミニウム製建具の見込寸法は、70mmとする。
4. 網製建具の見込寸法は、100mmとする。
5. 外扉付ガリは、ステンレス網付とする。
6. 建具の見込寸法は標準見込寸法とする。
7. 押板、取手付き扉及び自動扉は、シリンダ本締めとする。
8. 扉は本締め付ロックとする。
9. 本締め付モノロックは、HM-D (HWA)、MO-Y (GOAL)、ISD-N (SHOMA)とする。
10. アルミニウム製建具の水切り板、せん板長さで6000mm以下は継手を設けない。
11. 本製窓はプラスチック製戸罩、嵌込入ビードルロールを特記により使用できる。
12. 防火戸の位置、種別については、建具符号欄による。
13. 防火設備に使用するシーリング、ガスケットは防火設備用のものを使用すること。

建具の種類と標準見込寸法		建具の材質、形式と符号				ガラスの種類と符号			金物の種類と符号		窓枠の形状と番号		
40mm	フラッシュ戸・ガラス戸	W	木製	D	扉・引戸	S	透明普通板ガラス	GS	複層ガラス	DC	ドアクローザー	K-1	K-2
" "	" "	S	ステンレス製	W	窓	F	型板ガラス	H	熱線反射ガラス	PH	ピボットヒンジ	---	---
36mm	網製軽量建具	LS	軽量ステンレス製	G	ガラリ	FL	フロートガラス			AH	オートヒンジ	---	---
27mm	戸本すま	A	アルミ製	S	シャッター	PWL	層き納入板ガラス			FH	フロアーヒンジ	2F:1目地押 4x12	2F:2 SUS304 40x20 L=2.0
18mm	ふすま	ST	ステンレス製	C	枠	PWC	層き納入板ガラス			AS	アームストッパー	K-3	
30mm	障子			S	障子	PWL	型板納入板ガラス			AW	アルミ水切り板		
				F	フスマ	FWC	型板納入板ガラス			AA	アルミアングル	2F:1 SUS304 L=2.0	
				K	鍵	TII	強化フロートガラス			ST	ステンレスT番		

符号	形式	数量	WD	片開き扉	4	WD	片開き扉	4	WD	片開き扉	2	SD	片引き戸	1	
	材質仕上		III	シナ合板フラッシュ VP・SOP		III	シナ合板フラッシュ SOP		IV	シナ合板フラッシュ SOP		5	軽量ステンレス製 SOP		
				撤去 2F:便所(3) (4)			撤去 1F:便所(1) (2)			撤去 1F:シャワー室(1) (2)			撤去 1F:多目的便所		
	寸法			170		170		170		190			70		
	金物等			標準金物一式、ステンレス製滑車 40x20x2.0		標準金物一式、ステンレス製滑車 40x20x2.0		標準金物一式、ステンレス製滑車 40x20x2.0		消音吊戸金物一式、ステンレス製滑車 40x20x2.0					
	備考														
	符号	形式	数量	WD	両開き扉	5	AG	両開きガラリ	2						
	材質仕上			4	シナ合板フラッシュ SOP		7	アルミ製							
					改修 1F:アリーナ			改修 履横裏:ファンルーム(1)・(2)							
	寸法				100		70								
	金物等			標準金物一式、ケースハンドル、ステンレス製滑車 40x20x2.0		標準金物一式、CTグレモン錠、防虫網、アルミ水切り									
	備考					ハッチング線 撤去									
	符号	形式	数量												
	材質仕上														
	寸法														
	金物等														
	備考														



共通事項

1. 建具は原則として施工図を作成し、監督員の承認を受けた後作成する。
2. 建具金物は見本を提出し、監督員の承認を受ける。
3. アルミウム製建具の見込寸法は、70mmとする。
4. 鋼製建具の見込寸法は、100mmとする。
5. 外扉付ガラスは、ステンレス製とする。
6. 建具の見込寸法は標準見込寸法とする。
7. 押板、取手付き扉及び自動扉は、シリンドラ本締りとする。
8. 扉は本締り付モノロックとする。
9. 本締り付モノロックは、HM-D(MINA)、UC-Y(GOAL)、ISD-N(SIKORA)とする。
10. アルミウム製建具の水切り板、せん板長さで6000mm以下は補手を設けない。
11. 木製扉はプラスチック製扉、鉄芯入りニールレールを特記により使用できる。
12. 防火戸の位置、種別については、建具符号欄による。
13. 防火設備に使用するシーリング、ガスケットは防火設備用のものを使用すること。

建具の種類と標準見込寸法	建具の材質	建具の形式と符号	ガラスの種類と符号	金物の種類と符号	省窓の形状と番号
40mm フラッシュ戸・ガラス戸	W 木製	D 扉・引戸 S	透明普通板ガラス GS	DC ドアクローザー	K-1 K-2
" " (部分)	S スチール製	W 窓 F	強化ガラス H	PH ビットヒンジ	
35mm 鋼製軽量建具	LS 軽鋼製	G ガラリ FL	フロートガラス	AH オートヒンジ	
27mm 戸ふすま	A アルミ製	S シャッター PWL	層積複入板ガラス	FH フロアーヒンジ	3F:片目締付 4x12 2F:片目締付 40x20 t=2.0
18mm 戸ふすま	ST ステンレス製	C 枠	層積複入板ガラス	AS アームストッパー	K-3
30mm 押子	S 鋼製	S 子 FWS	強化複入板ガラス	AW アルミ水切り板	
	F フス	マ FWC	強化フロートガラス	AA アルミアングル	
	K 鉄	T I I		ST ステンレス丁番	3F:片目締付 40x20 t=2.0

符号	形式	数量	材質仕上	備考	符号	形式	数量	材質仕上	備考	符号	形式	数量	材質仕上	備考	符号	形式	数量	材質仕上	備考	
	ステンレス製三方枠	4	-	新設 2F:便所(3) (4)		ステンレス製三方枠	2	-	新設 1F:便所(2)		ステンレス製三方枠	2	-	新設 1F:シャワー室(1) (2)		片引き込み戸	1	-	新設 1F:多目的便所	
	片引き戸	2	扉・鋼製枠 焼付塗装			片引き戸	2	扉・鋼製枠 焼付塗装			片引き戸	4	扉・鋼製枠 SOP			片開きフラッシュドア	4	木製四方枠 補 SOP 化粧合板		
	210					190					230					125				
	金物等		省窓-K-2			標準吊戸金物一式、省窓-K-2		省窓-K-2			型板ガラス		傾斜自動レール、引手ハンドル、付属金物一式、省窓-K-2			戸番、丁番、表示錠付きレバーハンドル、アルミガラリ500x250				
	備考															省窓なし				
	両開き扉	5	シナ合板フラッシュ SOP	改修 1F:アリーナ		両開きガラリ	2	アルミ製	改修 屋根裏:ファンルーム(1)・(2)		片開き戸	4	SOP	新設 1F:アリーナ						
	100					70					100									
	金物等		DC新設(90° 制御)			標準金物一式、丁番、ケースハンドル、サムターン、本締り錠		省窓なし												
	備考		DC新設扉 鉄板補強、省窓改修不要			ダクト貫通部 開口補強、省窓改修不要														

建具の種類と標準見込寸法		建具の材質、形式と符号				ガラスの種類と符号			金物の種類と符号		番物の形状と番号		
40mm	フラッシュ戸・ガラス戸	W	木製	D	扉・引戸	S	透明普通板ガラス	GS	摺りガラス	DC	ドアローゼー	K-1	K-2
" "	" "	S	スチール製	W	窓	F	型板ガラス	H	熱線反射ガラス	PH	ピボットヒンジ		
36mm	網製軽量建具	LS	軽量スチール製	G	ガラリ	FL	フロートガラス			AH	オートヒンジ		
27mm	戸ふすま	A	アルミ製	S	シャッター	PWL	磨き入り板ガラス			FH	フロアーヒンジ	JF31 目録冊 4x12	JF31 SUS304 40x20 t=2.0
18mm	ふすま	ST	ステンレス製	C	特	PWC	磨き入り板ガラス			AS	アームストッパー	K-3	
30mm	障子			S	障子		型板入り板ガラス			AW	アルミ水切り板		
				F	フスマ	FWC	型板入り板ガラス			AA	アルミアングル	JF31 SUS304 t=2.0	
				K	鍵	TFI	強化フロートガラス			ST	ステンレス丁番		

共通事項

1. 建具は原則として施工図を作成し、監督員の承認を受けた後作成する。
2. 建具金物は基本を提出し、監督員の承認を受ける。
3. アルミニウム製建具の見込寸法は、7.0mmとする。
4. 網製建具の見込寸法は、1.0mmとする。
5. 外部ガラリは、ステンレス網付とする。
6. 建具の見込寸法は標準見込寸法とする。
7. 押板、取手付き扉及び自動扉は、シリンダ本締めとする。
8. 扉は本締め付モノロックとする。
9. 本締め付モノロックは、HM-D(MHA)、UC-Y(GOAL)、ISD-N(SHOWA)とする。
10. アルミニウム製建具の水切り板、せん板長さで6000mm以下は継手を設けない。
11. 木製窓はプラスチック製扉、熱線入りビニールを特記により使用できる。
12. 防火戸の位置、種別については、建具符号による。
13. 防火設備に使用するシーリング、ガスケットは防火設備用のものを使用すること。

符号 形式 数量 TB 1 トイレブース (サニティ TB-GPRタイプ 小松ウオール:同等品以上)
材質仕上 メラミン樹脂化粧合板

図面 前室

図面 A 図面 B

#51 枠(建具)見込 ベーバーコア t=40mm、アルミ押出材(窓木/壁面レール/Rコーナーカバー)
金物等 標準金物一式、丁番型グレディヒンジ
備考 ステンレス巾木 H=60、戸当り種子楯、表示付スライドロック(非常時閉鎖機能)

符号 形式 数量 TB 2 トイレブース (サニティ TB-GPRタイプ 小松ウオール:同等品以上)
材質仕上 メラミン樹脂化粧合板

図面 女子便所(1)

図面 A 図面 B 図面 D

#52 枠(建具)見込 ベーバーコア t=40mm、アルミ押出材(窓木/壁面レール/Rコーナーカバー)
金物等 標準金物一式、丁番型グレディヒンジ
備考 ステンレス巾木 H=60、戸当り種子楯、表示付スライドロック(非常時閉鎖機能)

符号 形式 数量 TB 3 トイレブース (サニティ TB-GPRタイプ 小松ウオール:同等品以上)
材質仕上 メラミン樹脂化粧合板

図面 男子便所(A)

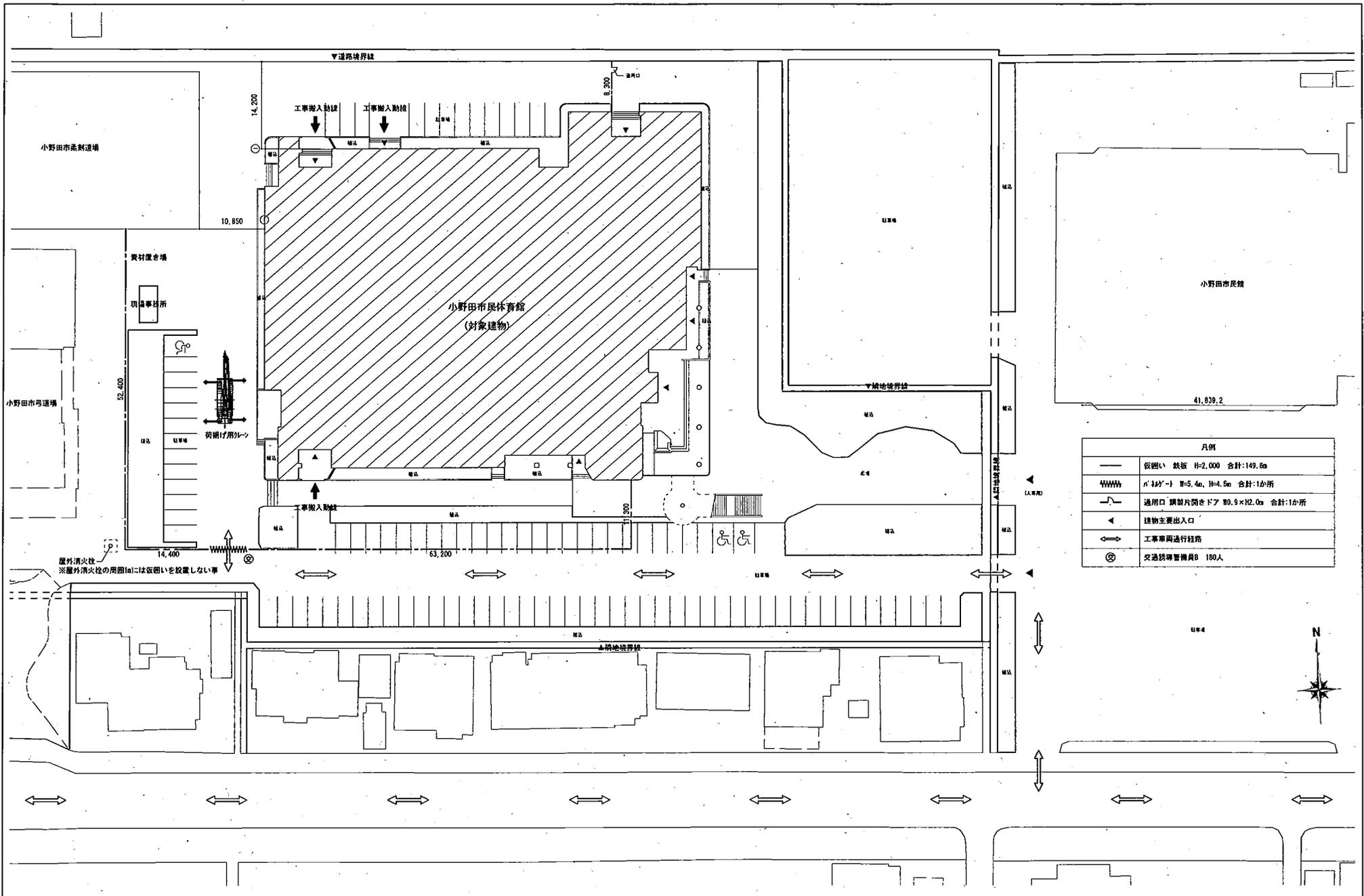
図面 A 図面 B 図面 D

共通事項

1. 建具は原則として施工図を作成し、監理員の承認を受けた後作成する。
2. 建具金物は専本を提出し、監理員の承認を受ける。
3. アルミニウム製建具材の見込寸法は、7.0mmとする。
4. 複層建具材の見込寸法は、1.00mmとする。
5. 外付けガラスは、ステンレス網付とする。
6. 建具の見込寸法は標準見込寸法とする。
7. 押板、取手付き扉及び自動扉は、シリンダ本締めとする。
8. 扉は本締め付モノロックとする。
9. 本締め付モノロックは、HM-D(WIWA)、WG-Y(GOAL)、ISO-N(SHOMA)とする。
10. アルミニウム製建具の水切り板、せん板長さで6000mm以下は継手を設けない。
11. 本製図はプラスチック製扉扉、嵌り込みビニールロールを特記により使用できる。
12. 防火戸の位置、種類については、建具符号欄による。
13. 防火設備に使用するシーリング、ガスケットは防火設備用のものを使用すること。

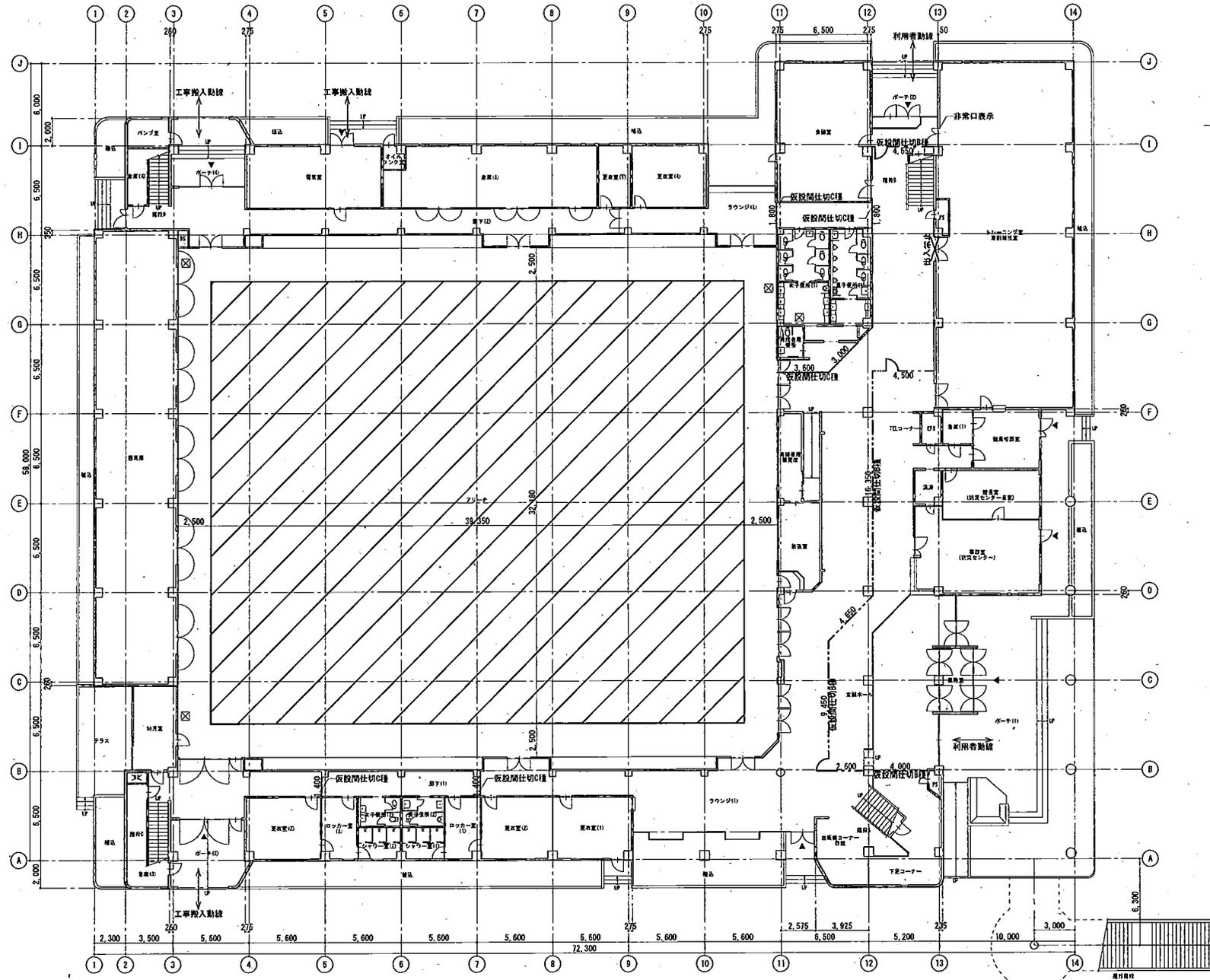
建具の種類と標準見込寸法		建具の材質、形式と符号				ガラスの種類と符号		金物の種類と符号		番物の形状と番号			
40mm	フラッシュ戸・ガラス戸	W	木製	D	扉・引戸	S	透明普通板ガラス	GS	推りガラス	DC	ドアクローザー	K-1	K-2
" "	" "	S	スチール製	W	窓	F	型板ガラス	H	熱線反射ガラス	PH	ピボットヒンジ		
36mm	鋼製複層建具	LS	軽量スチール製	G	ガラリ	FL	フロートガラス			AH	オートヒンジ	AF-11 SUS304	AF-12 SUS304
27mm	戸ふすま	A	アルミ製	S	シャッター	PWL	磨き鏡入板ガラス			FH	フロアーヒンジ	4x12	40x20 1x2.0
18mm	ふすま	ST	ステンレス製	C	枠	PWC	磨き鏡入板ガラス			AS	アームストッパー	K-3	
30mm	障子			S	障子	FWL	型板鏡入板ガラス			AW	アルミ水切り板		
				F	フスマ	FWC	型板鏡入板ガラス			AA	アルミアングル		
				K	鍵	TFI	強化フロートガラス			ST	ステンレス丁番	AF-11 SUS304	AF-12 SUS304

<p>符号</p> <p>形式</p> <p>材質仕上</p>	<p>数量</p> <p>④</p>	<p>トイレブース (サニティ TB-GPRタイプ 小松ウオール: 同等品以上)</p> <p>メラミン樹脂化粧合板</p>		<p>トイレブース (サニティ TB-GPRタイプ 小松ウオール: 同等品以上)</p> <p>メラミン樹脂化粧合板</p>		
		<p>仕様 (建具) 見込</p> <p>ベーパーコア t=40mm, アルミ押出材(笠木/壁面レール/Rコーナーカバー)</p>		<p>仕様 (建具) 見込</p> <p>ベーパーコア t=40mm, アルミ押出材(笠木/壁面レール/Rコーナーカバー)</p>		
		<p>金物等</p> <p>標準金物一式、丁番型グレティヒンジ</p>		<p>金物等</p> <p>標準金物一式、丁番型グレティヒンジ</p>		
		<p>備考</p> <p>ステンレス巾木 H=60、戸当り種子扱、表示付スライドロック (非常時外開き機能)</p>		<p>備考</p> <p>ステンレス巾木 H=60、戸当り種子扱、表示付スライドロック (非常時外開き機能)</p>		
<p>符号</p> <p>形式</p> <p>材質仕上</p>	<p>数量</p> <p>⑥</p> <p>⑧ ※1</p>	<p>トイレブース (サニティ TB-GPRタイプ 小松ウオール: 同等品以上)</p> <p>メラミン樹脂化粧合板</p>		<p>トイレブース (サニティ TB-GPRタイプ 小松ウオール: 同等品以上)</p> <p>メラミン樹脂化粧合板</p>		
		<p>仕様 (建具) 見込</p> <p>ベーパーコア t=40mm, アルミ押出材(笠木/壁面レール/Rコーナーカバー)</p>				<p>仕様 (建具) 見込</p> <p>ベーパーコア t=40mm, アルミ押出材(笠木/壁面レール/Rコーナーカバー)</p>
		<p>金物等</p> <p>標準金物一式、丁番型グレティヒンジ</p>				<p>金物等</p> <p>標準金物一式、丁番型グレティヒンジ</p>
		<p>備考</p> <p>ステンレス巾木 H=60、戸当り種子扱、表示付スライドロック (非常時外開き機能)</p>				<p>備考</p> <p>ステンレス巾木 H=60、戸当り種子扱、表示付スライドロック (非常時外開き機能)</p>
<p>符号</p> <p>形式</p> <p>材質仕上</p>	<p>数量</p> <p>⑦</p> <p>⑨ ※1</p>	<p>トイレブース (サニティ TB-GPRタイプ 小松ウオール: 同等品以上)</p> <p>メラミン樹脂化粧合板</p>		<p>トイレブース (サニティ TB-GPRタイプ 小松ウオール: 同等品以上)</p> <p>メラミン樹脂化粧合板</p>		
		<p>仕様 (建具) 見込</p> <p>ベーパーコア t=40mm, アルミ押出材(笠木/壁面レール/Rコーナーカバー)</p>				<p>仕様 (建具) 見込</p> <p>ベーパーコア t=40mm, アルミ押出材(笠木/壁面レール/Rコーナーカバー)</p>
		<p>金物等</p> <p>標準金物一式、丁番型グレティヒンジ</p>				<p>金物等</p> <p>標準金物一式、丁番型グレティヒンジ</p>
		<p>備考</p> <p>ステンレス巾木 H=60、戸当り種子扱、表示付スライドロック (非常時外開き機能)</p>				<p>備考</p> <p>ステンレス巾木 H=60、戸当り種子扱、表示付スライドロック (非常時外開き機能)</p>



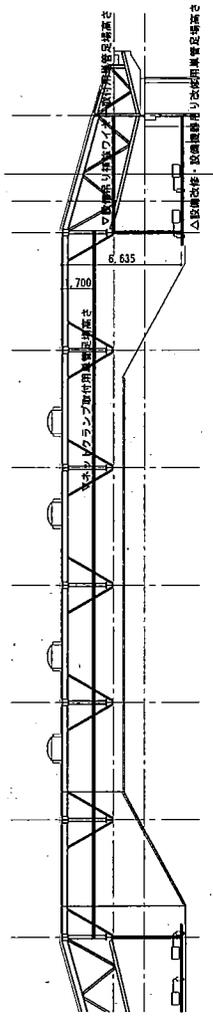
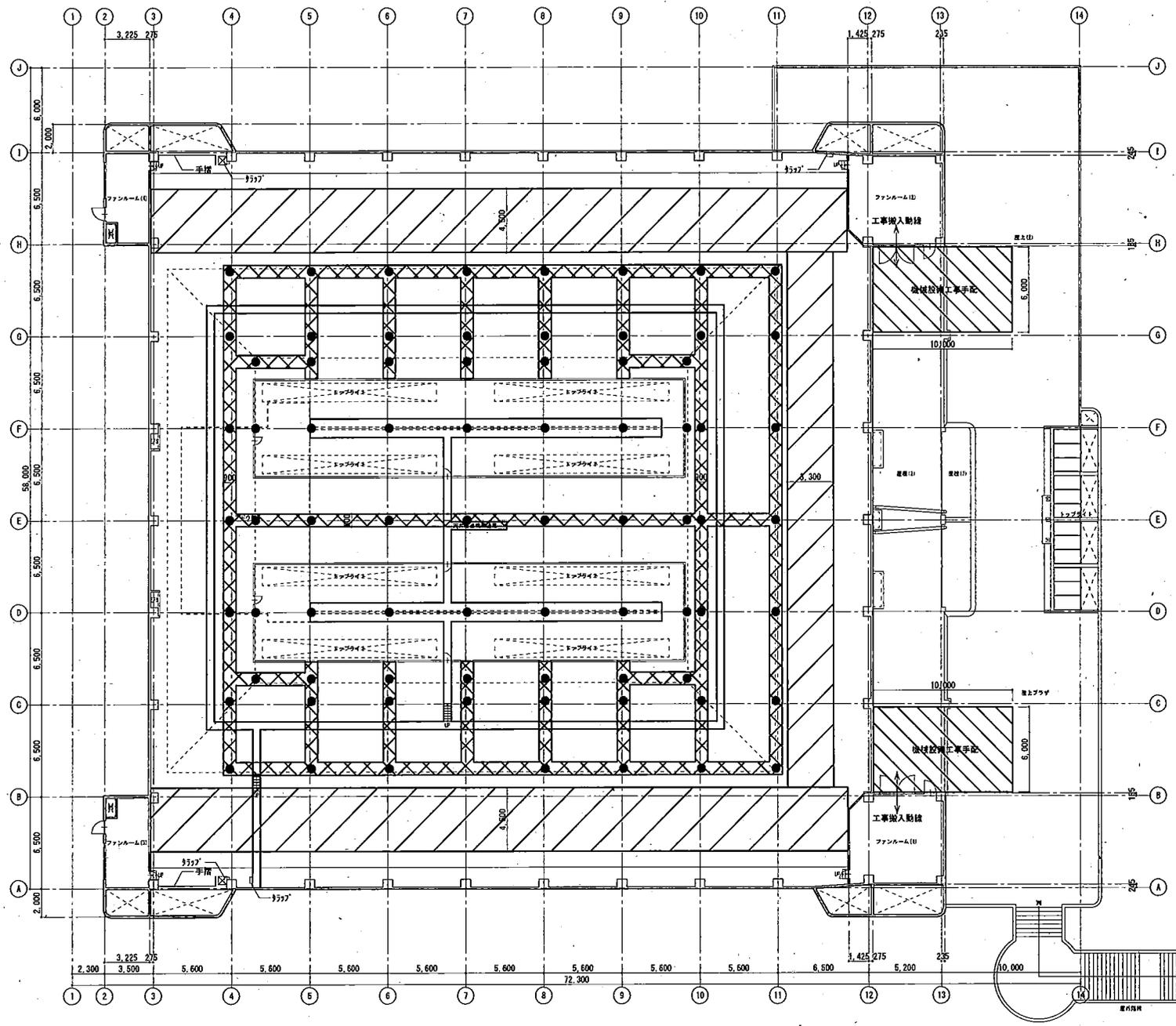
凡例	
—	仮囲い 鉄板 H=2,000 合計:149.5m
	仮フェンス H=5.4m, H=4.5m 合計:1か所
— —	通用品 鋼製片開きドア 80.9×12.0m 合計:1か所
◀ ▶	建物主要出入口
↔	工事車両通行経路
⊙	交通誘導警備員B 180人

	TITLE 市民体育館整備事業（建築改修工事）	JOB NAME 仮設計画図（外部）	SCALE S = 1:400 (A2-J150)
	NAME さくらら設計株式会社 <small>1-10-10 小野田 小野田駅前ビル 2F 011-2511-1111</small>	DESIGNER <small>（株）さくらら設計</small>	JOB NO. A-054



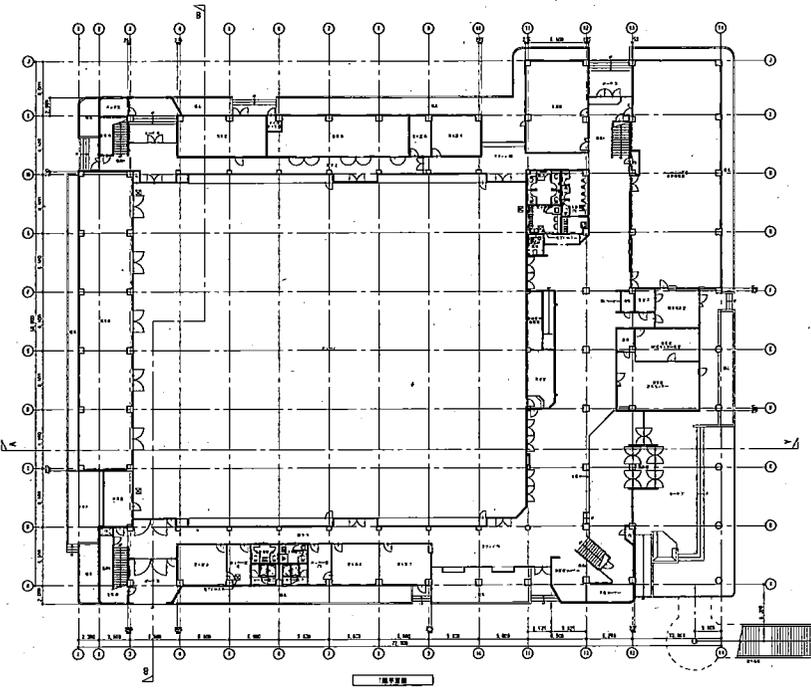
凡例	
	仮設間仕切B種
	仮設間仕切C種
	透用口 鋼製片開きドア 間: 9×12.0m 合計: 3か所
	床養生どこ40~100mmの上 積造用合板100敷き並べ
	建物主要出入口

	TITLE	市民体育館整備事業 (建築改修工事)	JOB TITLE	仮設計画図 (1階)	SCALE	S = 1:200 (A7.2/156)
	NAME	ARCHITECTURAL OFFICE	さくら設計株式会社 〒100-0001 東京都千代田区千代田 2-1-1	DESIGNER		JOB No.

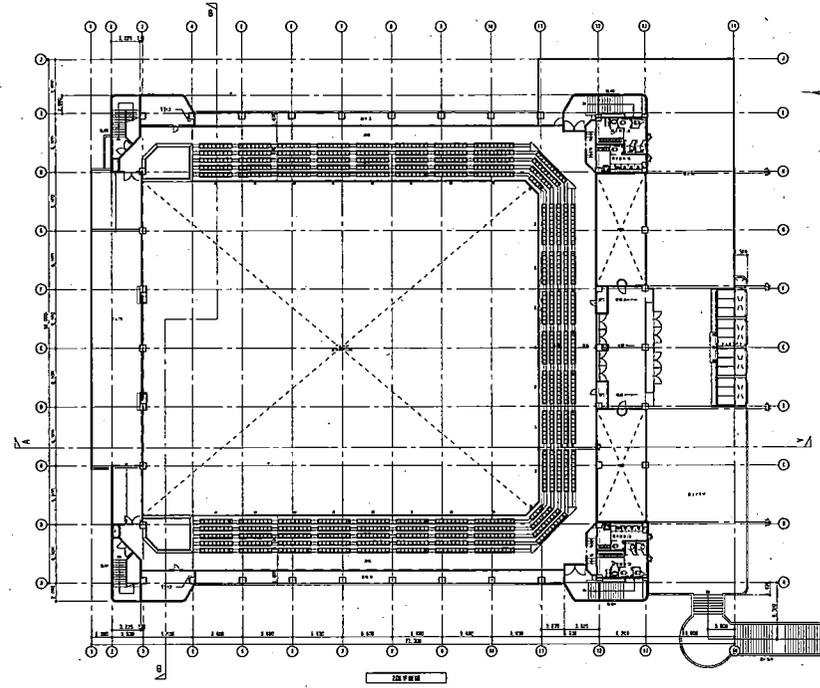


凡例	
	ステージ足場
	設備改修・設備機器吊り改修用単管足場範囲
	ネットクランプ取付用単管足場範囲
	ネットクランプ取付位置(履鉄骨面)

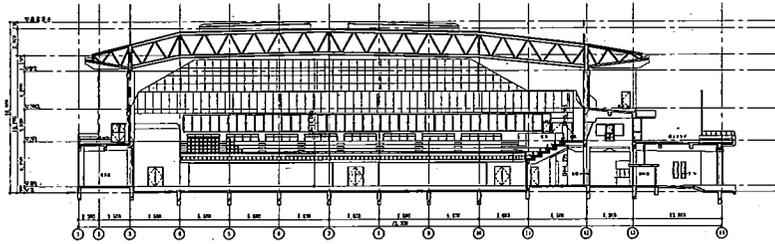
 SACHIKIDA ARCHITECTURAL OFFICE	TITLE	市民体育館整備事業 (建築改修工事)	JOB TITLE	仮設計画図(履根表)	SCALE	S = 1:200 (A3・1/16)
	NAME	ARCHITECTURAL OFFICE	さくら設計株式会社	DESIGNER	JOB No.	A-056



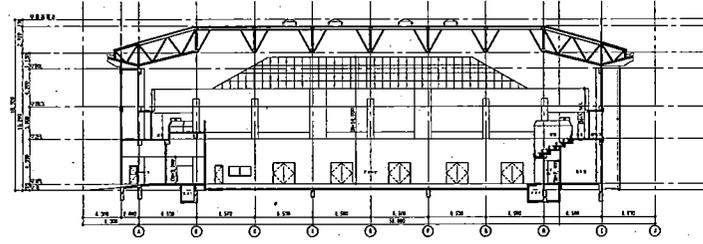
1階平面図



2階平面図



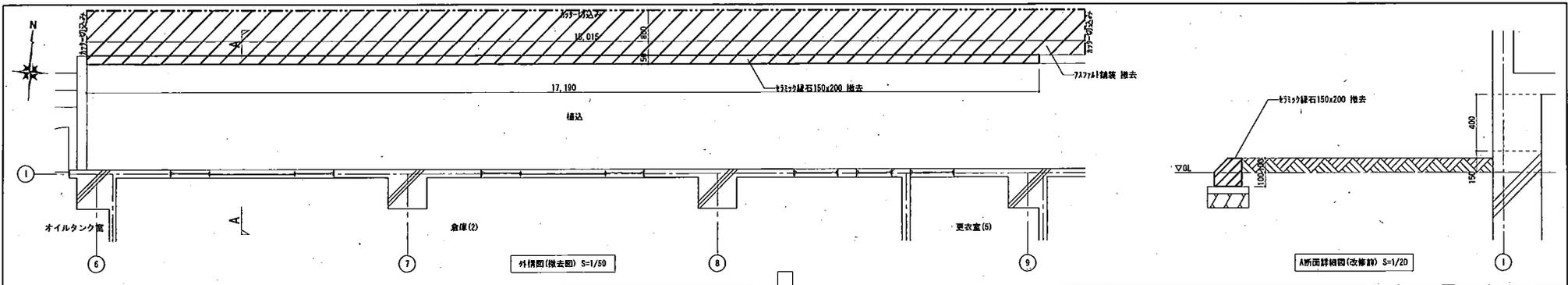
1-1断面図



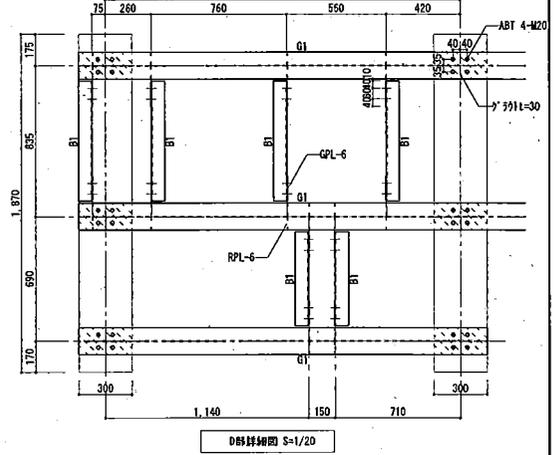
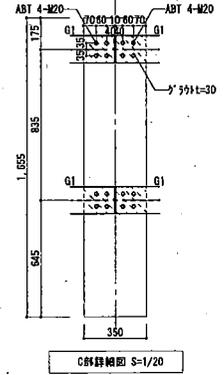
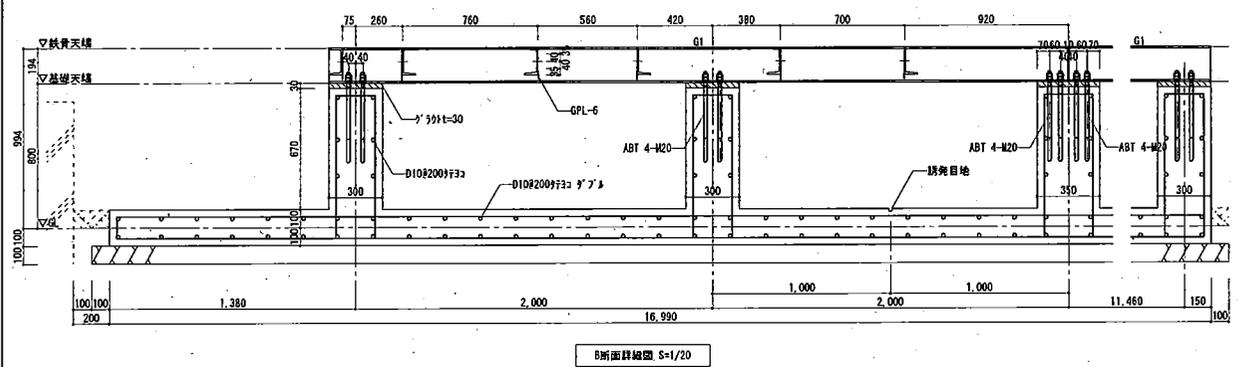
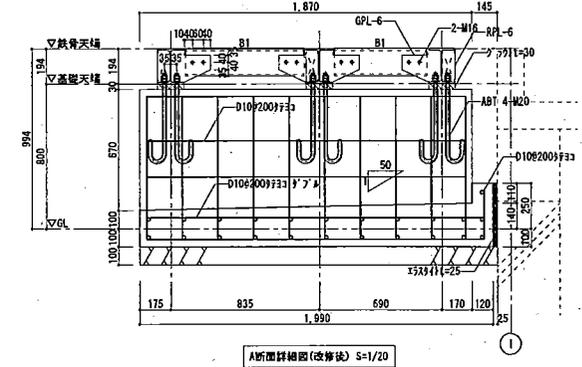
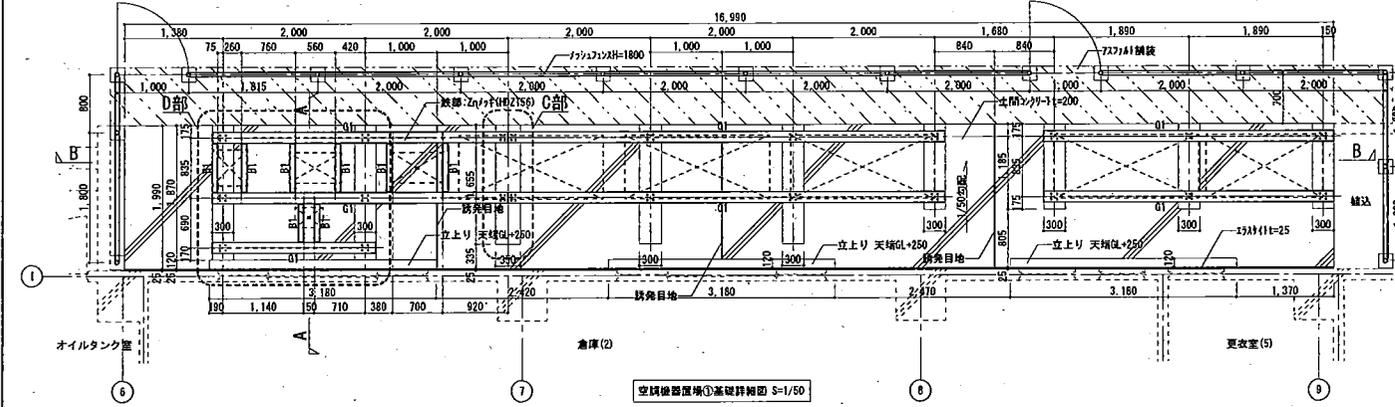
2-2断面図

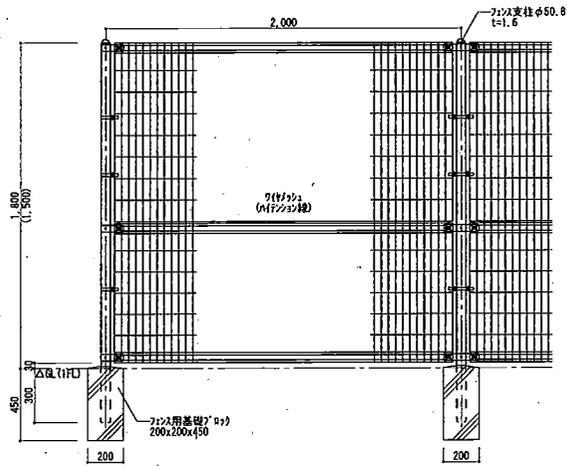
凡例	
---	防火区画
—	防火区画貫通処理部

	TITLE	市民体育館整備事業（建築改修工事）	JOB TITLE	防火区画図	SCALE	S = 1:400 (A3/1/50)
	NAME	ARCHITECTURAL OFFICE さくらら設計株式会社 1366 東京都中央区新富1-1-1	DESIGNER		JOB NO.	A-057

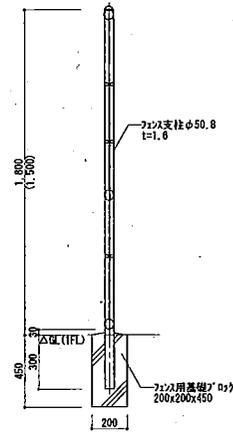


符号	部材	材質	備考
G1	H-194x150x6x9	SS400	Zn付(HDZ15%)
B1	[-150x75x8.5x10	SS400	Zn付(HDZ15%)
ボルト	M16	中ボルト	Zn付(HDZ15%)
ナット	J型 M20 L=500	SS400	Zn付(HDZ15%)
コンクリート		Fc21 S15	$\Delta F=3W/mm^2$
鉄筋		S0295A	



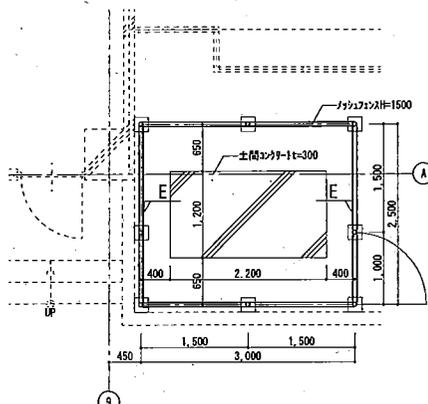


フェンス立面図 S=1/20

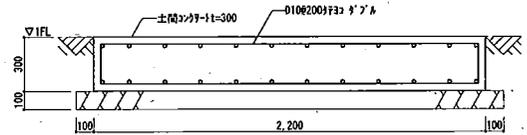


フェンス断面図 S=1/20

フェンス仕様特記	
支柱・ジョイント	亜鉛・7%合金めっきの上PVC樹脂防錆電粉体塗装
押え金具・ポスト	亜鉛めっきの上PVC樹脂防錆電粉体塗装
ラッチ	亜鉛めっきの上PVC樹脂防錆電粉体塗装
U型金具	亜鉛・7%合金めっきの上防錆着色処理
ポスト・ラッチ類	亜鉛めっきの上防錆着色処理としがけ溶融亜鉛めっきのみ



空調機置場②基礎詳細図 S=1/50



E断面詳細図(改修後) S=1/20

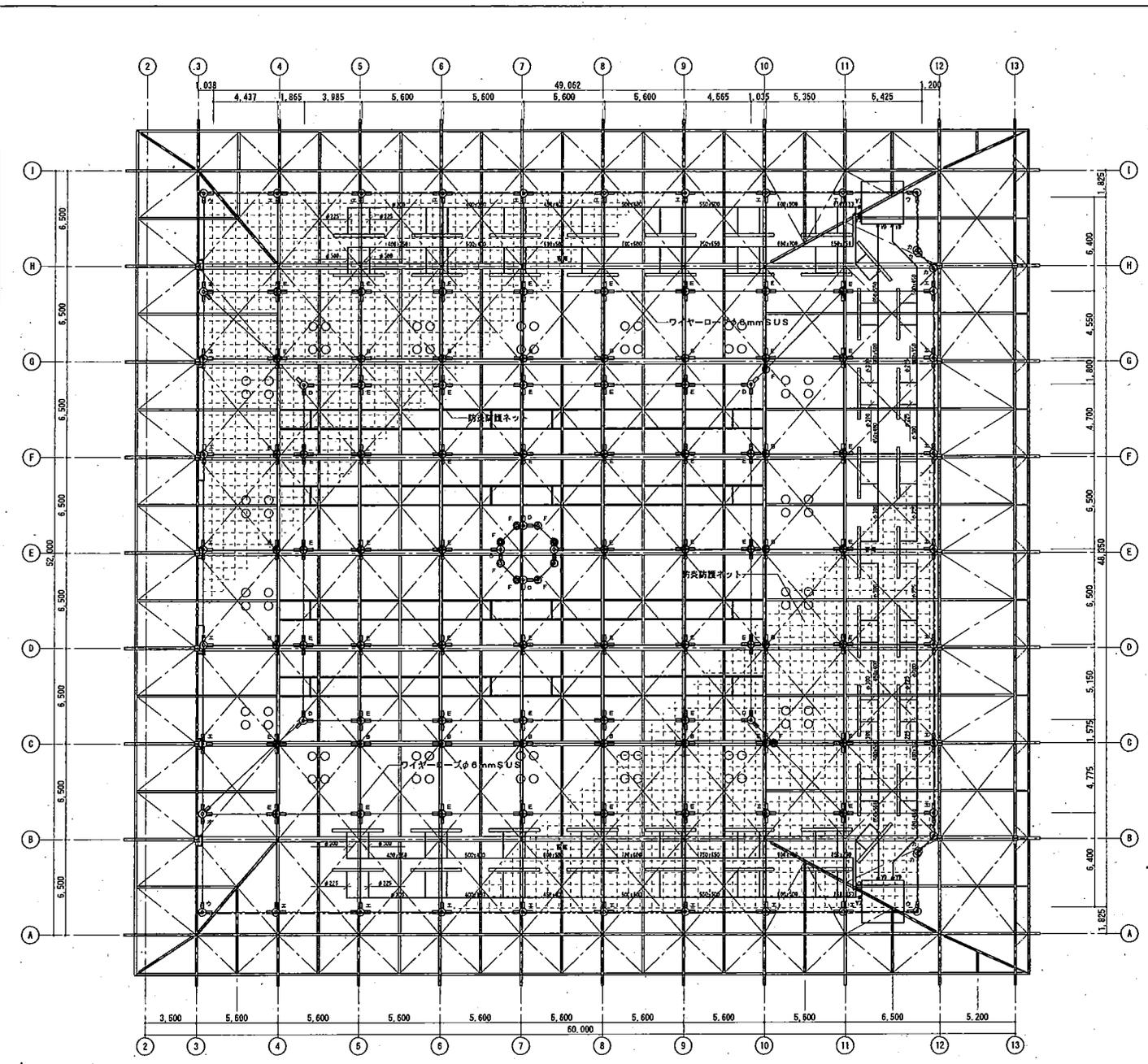


SHIKU
PROFESSIONAL
OFFICE

FILE 市民体育館整備事業 (建築改修工事)
NAME ざくらら 設計株式会社
ARCHITECTURAL OFFICE 18800030000 02744004 02744004

JOB TITLE 空調機器置場基礎詳細図2
JOB NO. A-059

SCALE S = 1:50 (A2)=1:10%



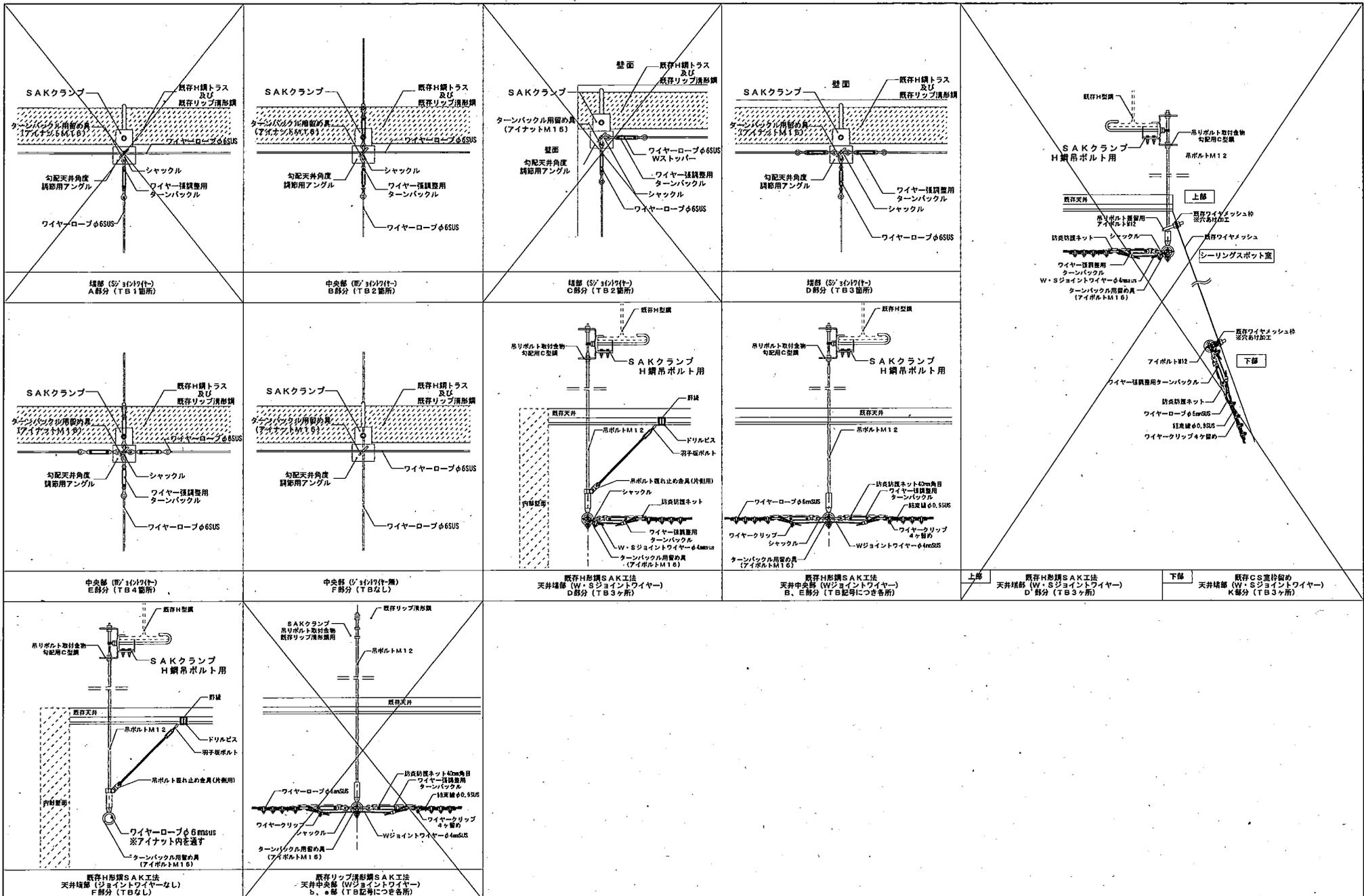
工法	クランプ 種別・記号	箇所数		支持位置 (備考)
		種別毎 箇所数	ターンバックル 箇所数	
SAKクランプ 吊り金物 支持金物 M12	B	16	32	既存梁H型鋼
	D	8	24	既存梁H型鋼
	E	55	220	既存梁H型鋼
	F	10	-	既存梁H型鋼
あと施工 アンカー用 支持金物 M12	ウ	4	8	RC柱・壁
	エ	28	84	RC柱・壁
	オ	2	8	RC柱・壁
	カ	6	-	RC柱・壁
合計		129	378	-



--- 既存RC壁面

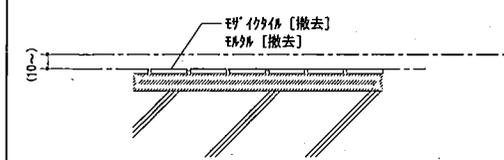
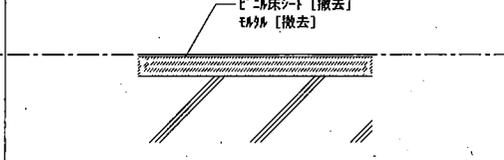
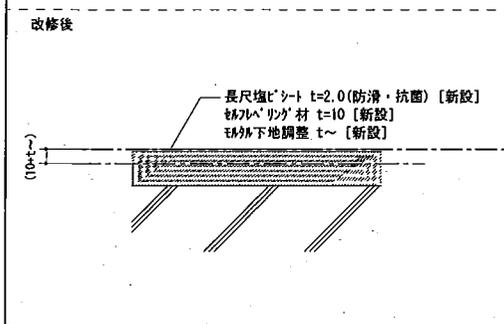
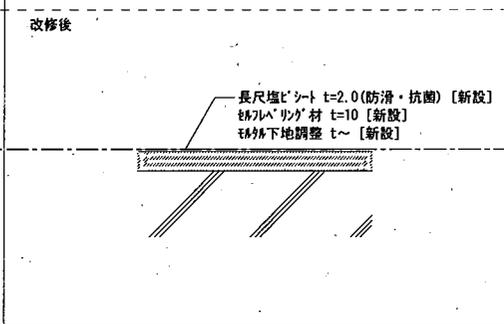
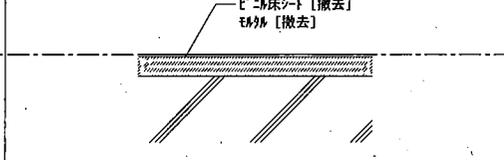
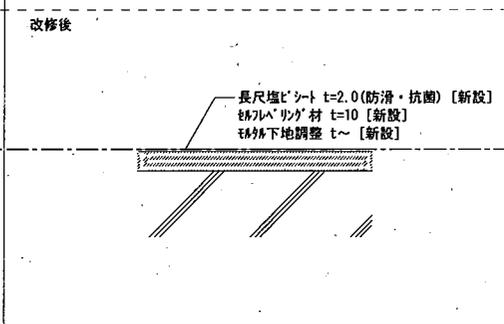
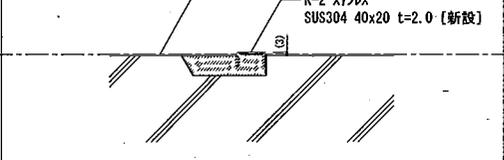
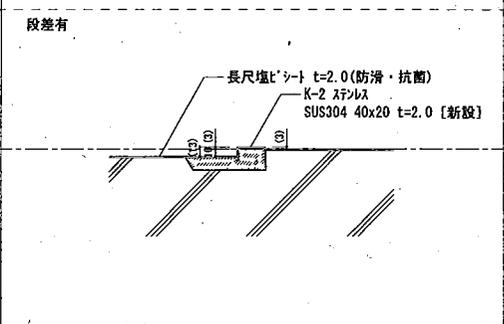
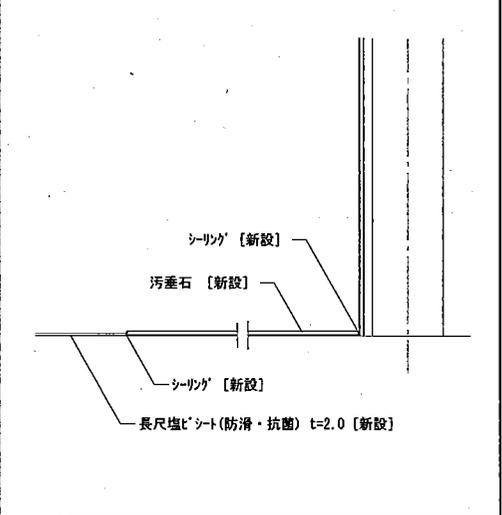
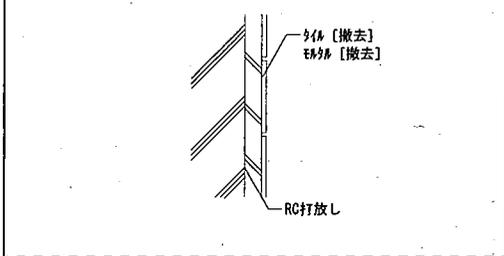
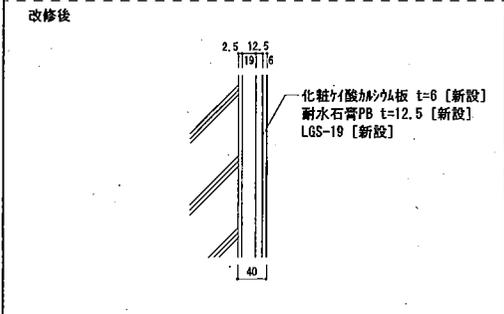
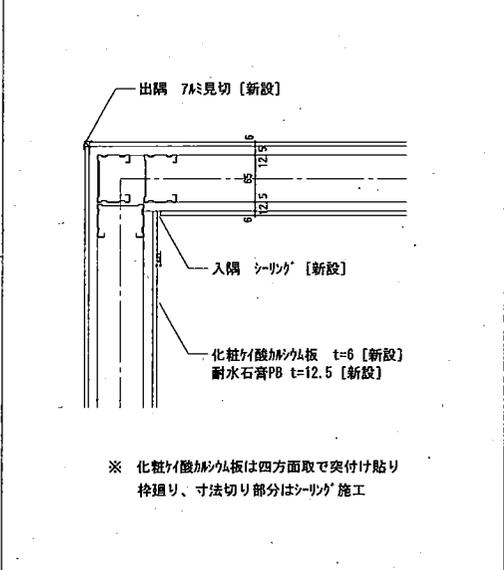
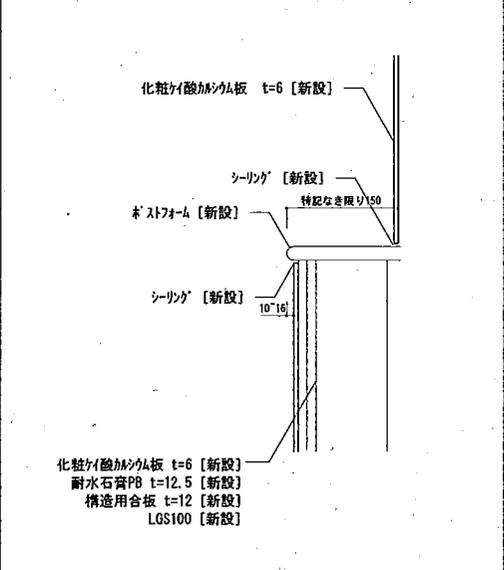
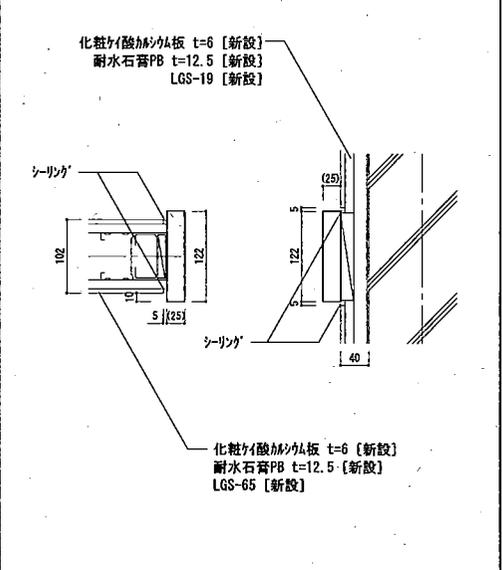
防火防護ネット
リビレン防火タイプ 660T 40本 40mm角目

<p>SAK 防火 ネット</p>	<p>・天井下防護ネットにおいて、 既存天井用防護ネット様「おちないネット」NETJIS登録番号：NJ-203181-A 同等以上の性能を有するものとすること。 ネットは防炎性能。引張強度は1.95DN以上の性能を有するものとすること。 ・設計変更する際は、天井用下防火措置、設計別A（国家検定済）の計算手続に基づき強度計算書及びネット・吊り金物の引張強度試験報告書提出。 又、既存建物への負担を考慮した構造計算を行い設計者並びに監督官の承認を受けること。</p>	<p>TITLE 市民体育館整備事業（建築改修工事）</p>	<p>JOB TITLE 防護ネット補伏図</p>	<p>SCALE S = 1:200 (43/11%)</p>
	<p>NAME SAK</p>	<p>ARCHITECTURE OFFICE さくら設計株式会社 札幌支店 電話 011-846-9999</p>	<p>DESIGN BY SAK</p>	<p>JOB NO. A-060</p>

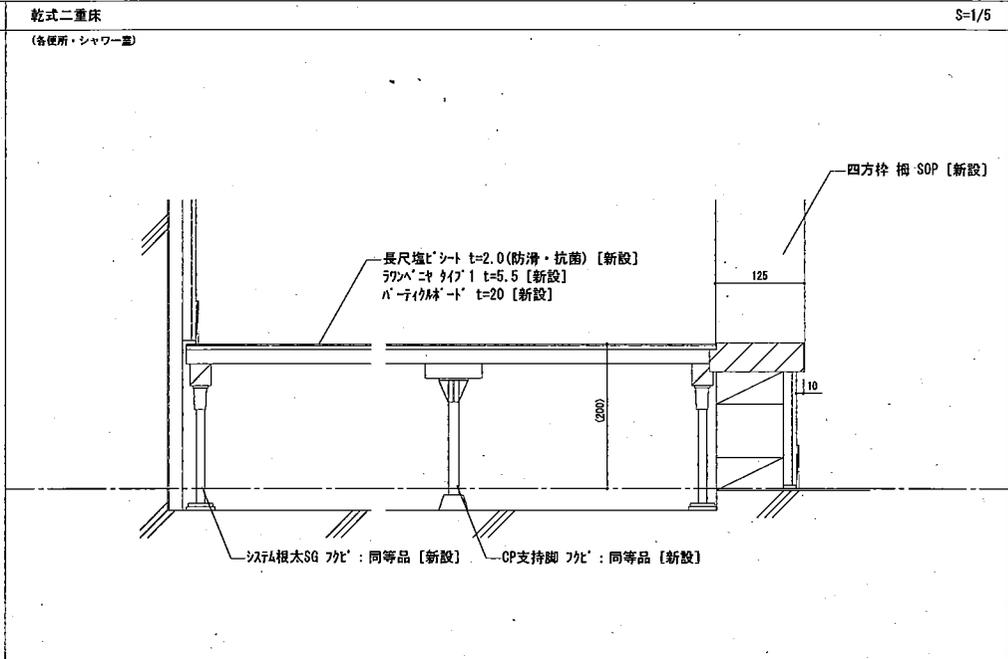
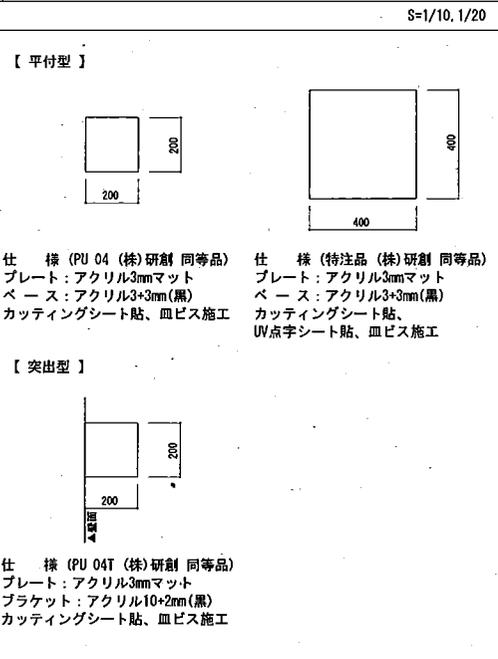
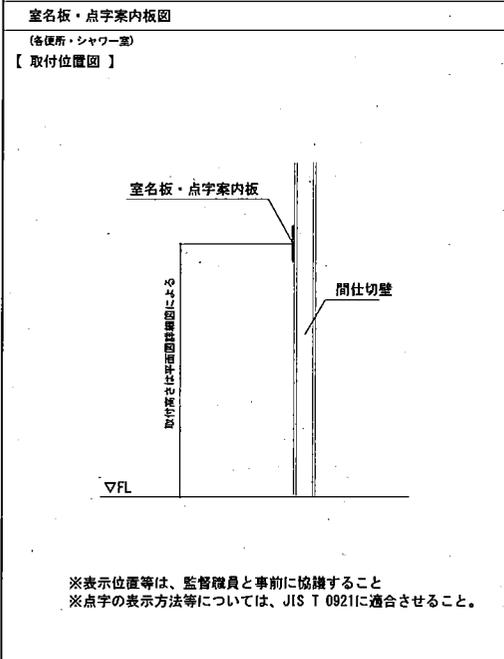
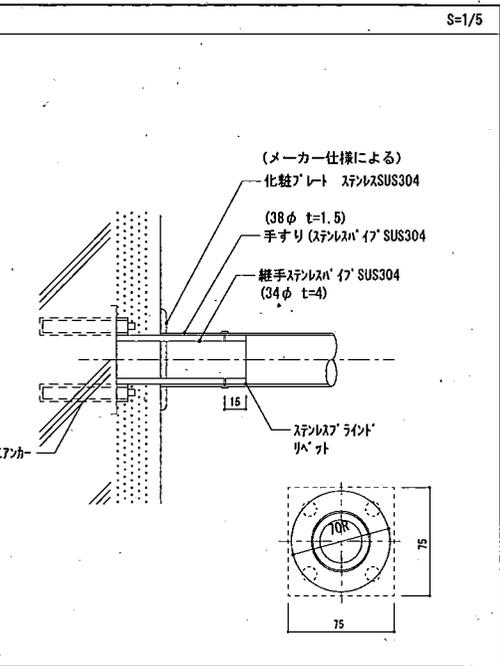
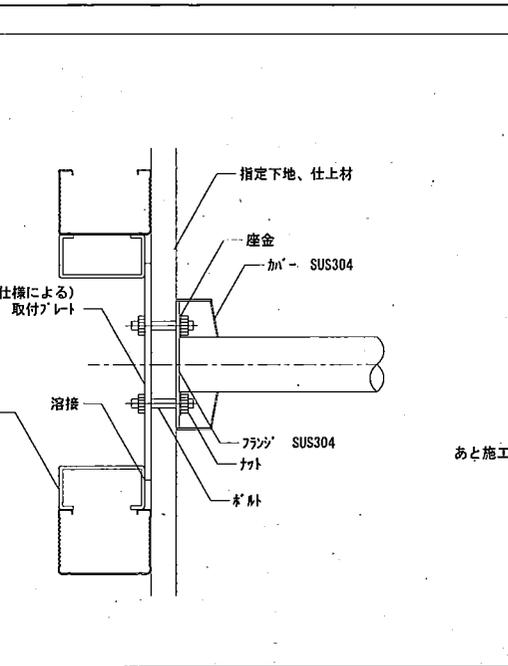
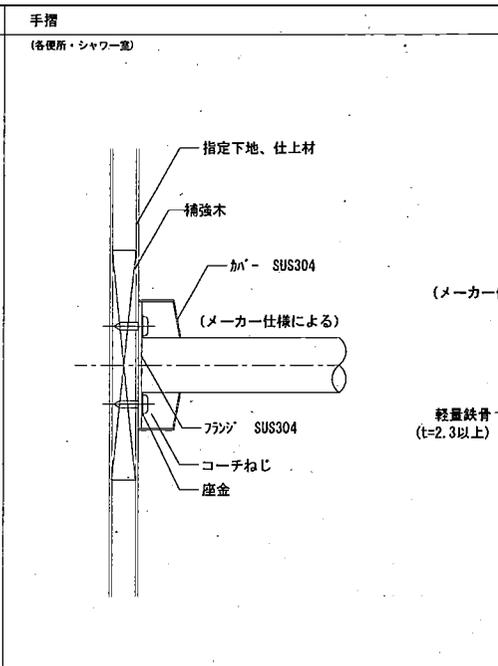
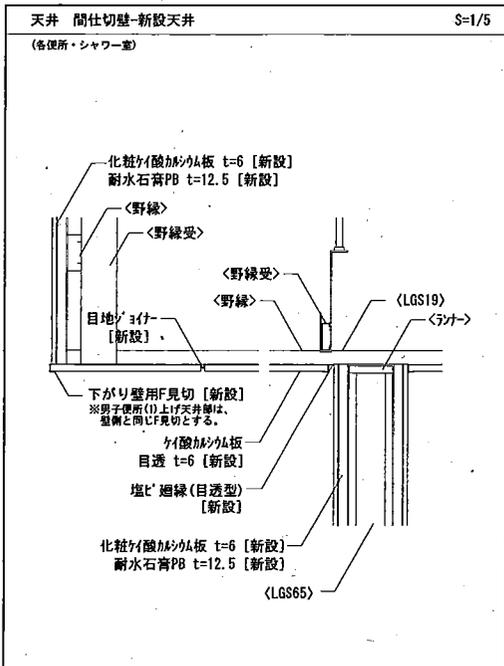


	TITLE	市民体育館整備事業（建築改修工事）	JOB TITLE	標準SAKクランプ吊ボルト用詳細図	SCALE	S = 1:10 (A3=1/50)
	MAKER	ARCHITECTURAL OFFICE	さくら設計株式会社	JOB NO.	JOB No.	A-061

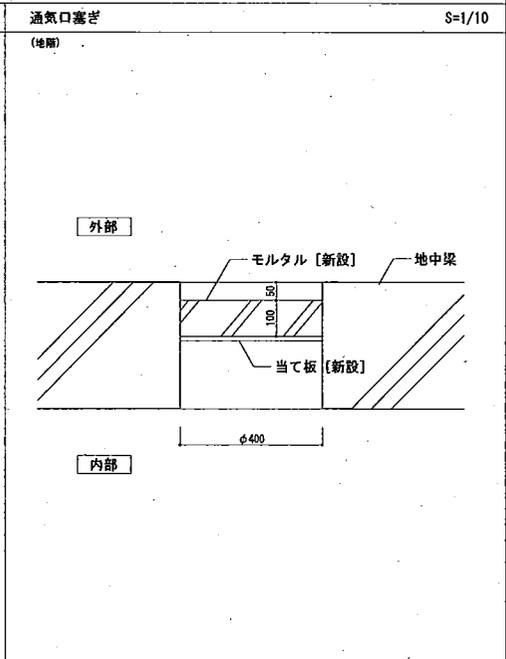
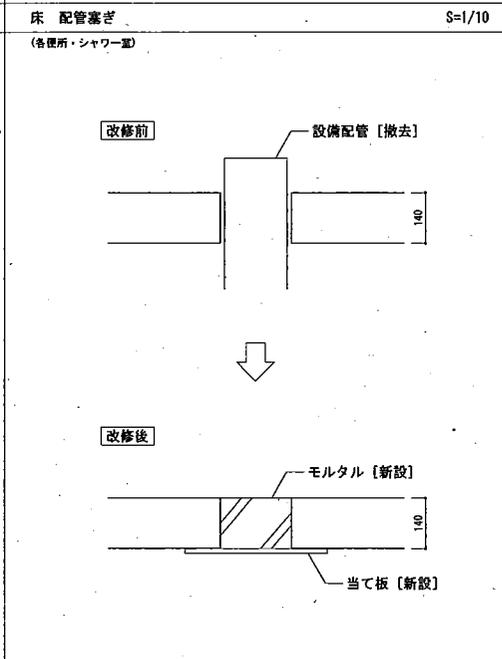
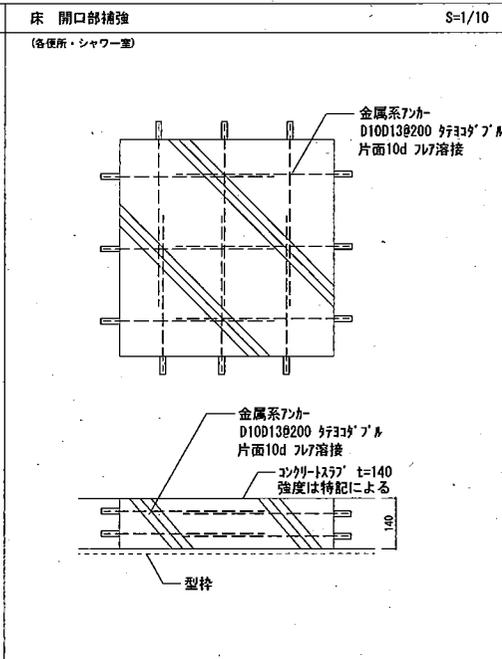
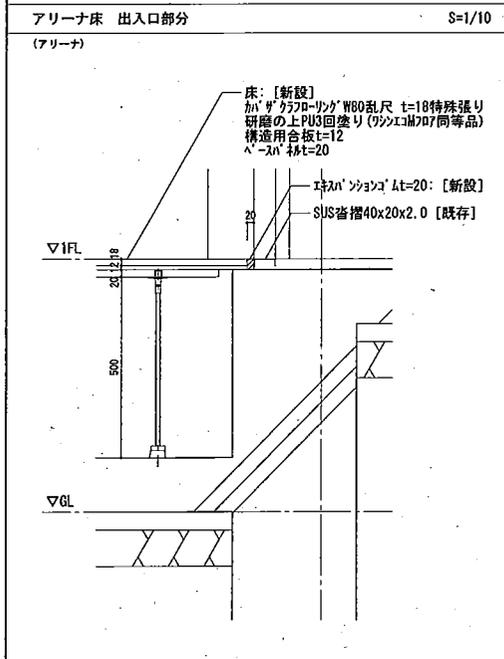
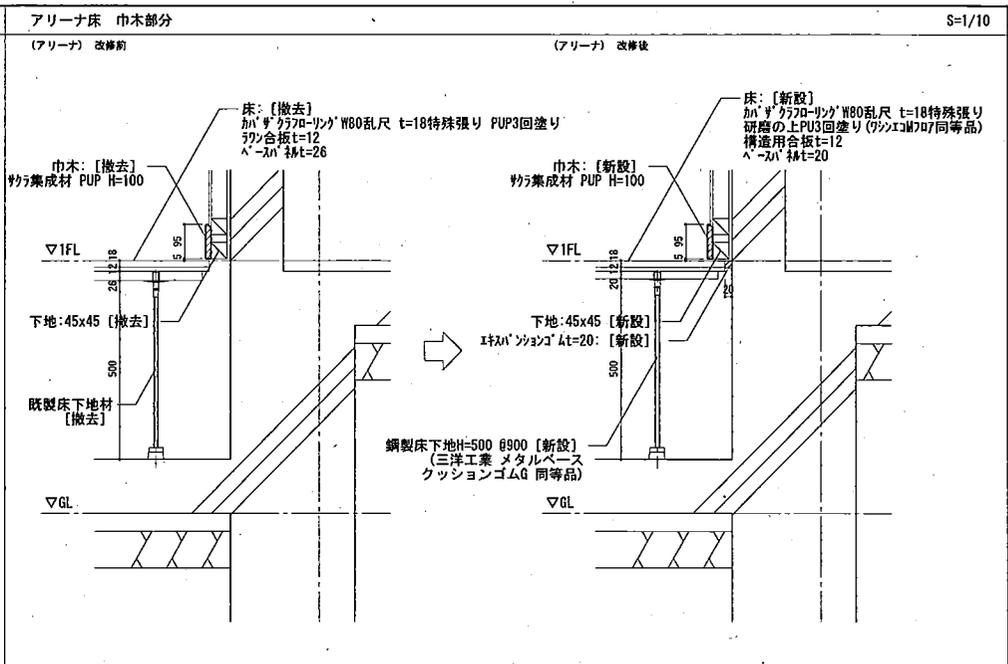
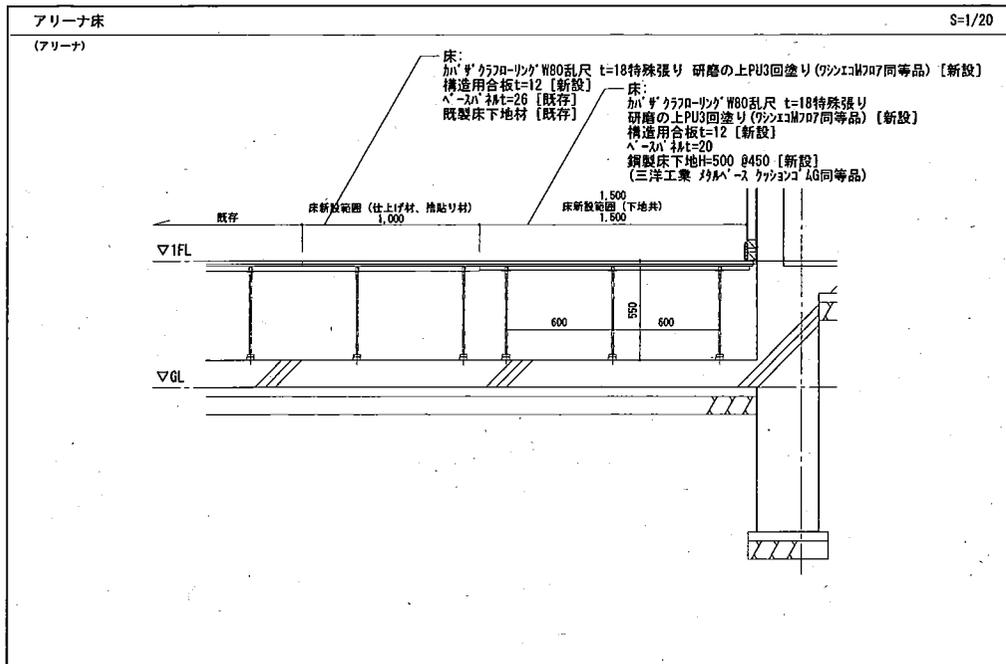
<p>緩部 (Sジョイントワイヤー) ア部分 (TB1ヶ所)</p>	<p>中央部 (Wジョイントワイヤー) イ部分 (TB2ヶ所)</p>	<p>断面納まり</p>	<p>正面納まり</p>
<p>緩部 (Sジョイントワイヤー) ウ部分 (TB2ヶ所)</p>	<p>緩部 (Sジョイントワイヤー) エ部分 (TB3ヶ所)</p>	<p>ダクト落下防止ワイヤー工法、詳細図 ※ダクト支持点破断によるダクト落下を想定した落下防止措置となります 想定落下衝撃荷重等の数値については別紙参照</p>	
<p>中央部 (Wジョイントワイヤー) オ部分 (TB4ヶ所)</p>	<p>壁緩部 (ジョイントワイヤーなし) カ部分 (TBなし)</p>	<p>壁面緩部 (W・Sジョイントワイヤー) ウ、エ、オ部分 (TB記号につき各所)</p>	
	<p>TITLE 市民体育館整備事業 (建築改修工事)</p> <p>STAMP 桜がく設計株式会社</p>	<p>JOB TITLE 標準RCアンカー詳細図・ダクト落下防止詳細図</p> <p>REV. NO. 1</p>	<p>SCALE S = 1:10 (0.2=1/5)</p> <p>JOB NO. A-062</p>

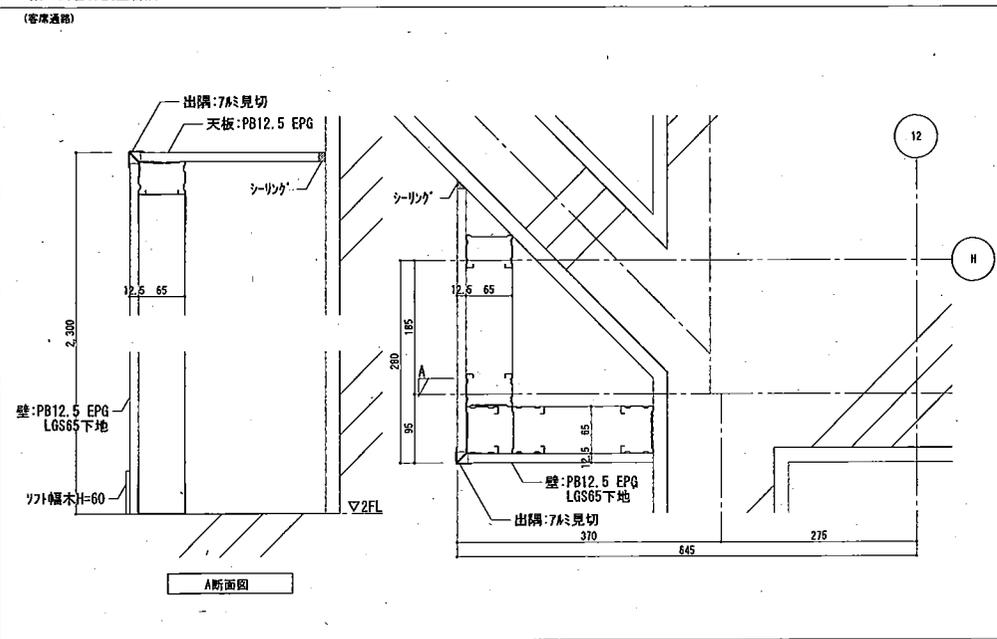
<p>床 ビニールシート張 嵩上 S=1/5</p> <p>(各便所・シャワー室)</p> <p>既存</p>  <p>既存</p>  <p>改修後</p>  <p>改修後</p> 	<p>床 ビニールシート張 下地調整 S=1/5</p> <p>(各便所・シャワー室)</p> <p>既存</p>  <p>改修後</p> 	<p>床 ステンレス省槽 K-2 S=1/5</p> <p>(各便所・シャワー室)</p> <p>段差無</p>  <p>段差有</p> 	<p>床 汚垂石納まり S=1/5</p> <p>(各便所・シャワー室)</p> 
<p>壁 ふかし壁 S=1/5</p> <p>(各便所・シャワー室)</p> <p>既存</p>  <p>改修後</p> 	<p>壁 化粧ケイ酸カルシウム板納まり S=1/5</p> <p>(各便所・シャワー室)</p>  <p>※ 化粧ケイ酸カルシウム板は四方面取で突付け貼り 枠廻り、寸法切り部分はシーリング施工</p>	<p>ライニング納まり S=1/5</p> <p>(各便所・シャワー室)</p> 	<p>壁 三方枠(ステンレス)-壁 S=1/5</p> <p>(各便所・シャワー室)</p> 

	<p>TITLE 市民体育館整備事業(建築改修工事)</p> <p>NAME ARCHITECTURAL OFFICE さくら設計株式会社</p>	<p>JOB FILE 部分詳細図1</p> <p>REVISION</p>	<p>SCALE S=1:5 (A3=1/5)</p> <p>JOB NO. A-063</p>
--	---	--	--



	TITLE	市民体育館整備事業 (建築改修工事)	JOB TITLE	部分詳細図2	SCALE	S = 1:5, 10, 20 (A3-J11%)
	PROJECT	ARCHITECTURAL OFFICE	さくら設計株式会社	REVISION	JOB NO.	A-064





工事名称 市民体育館整備事業（建築主体工事）

工事場所 山陽小野田市中川五丁目6833番1 地内

本館					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
直接仮設		1	式	47,607,844	001
計				47,607,844	
建具改修	撤去	1	式	973,106	WP
建具改修	改修	1	式	14,246,082	WP
計				15,219,188	
内装改修	撤去	1	式	3,317,401	WP
内装改修	改修	1	式	79,931,698	WP
内装改修	ユニット撤去	1	式	1,643,220	WP
内装改修	ユニット改修	1	式	3,344,960	WP
計				88,237,279	
塗装改修	改修	1	式	1,174,313	WP
計				1,174,313	
環境配慮改修	撤去	1	式	702,729	WP
計				702,729	
外構	撤去	1	式	1,716,800	WP
外構	改修	1	式	8,435,709	WP
計				10,152,509	
発生材処理	運搬	1	式	479,945	001
発生材処理	運搬/石綿含有	1	式	32,056	WP
発生材処理	処分	1	式	1,242,593	002

本館		建具改修			改修		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考	
《鋼製建具》							
SD0	W800×H2,530 鋼製片開き戸 SOP	4	か所	517,000	2,068,000	建具改修 改修 1 見積	
(コメント)							
《軽量鋼製戸》							
LSD1IIIc	W1,530×H2,000 軽量鋼製片引き戸 焼付塗装	2	か所	662,000	1,324,000	建具改修 改修 2 見積	
LSD5	W1,890×H2,000 軽量鋼製片引き込み戸 焼付塗装 ガラス、シーリング 共	1	か所	1,010,000	1,010,000	建具改修 改修 3 見積	
(コメント)							
《ステンレス製三方枠》							
STC1III	W850×H2,000 ステンレス製三方枠	4	か所	361,000	1,444,000	建具改修 改修 4 見積	
STC1IV	W700×H2,000 ステンレス製三方枠	2	か所	361,000	722,000	建具改修 改修 5 見積	
(コメント)							
《木製戸》							
WD7	W730×H2,000 片開きフラッシュ7 SOP	4	か所	118,000	472,000	建具改修 改修 6 見積	
(コメント)							
《トイレブース》							
TB-1	W1,800×H1,900	1	か所	197,000	197,000	建具改修 改修 7 見積	
TB-2	W10,940×H1,900	1	か所	1,160,000	1,160,000	建具改修 改修 8 見積	
TB-3	W6,610×H1,900	1	か所	628,000	628,000	建具改修 改修 9 見積	
TB-4	W2,000×H1,900	1	か所	397,000	397,000	建具改修 改修 10 見積	
TB-5	W2,960×H1,900、W850×H1,900	1	か所	406,000	406,000	建具改修 改修 11 見積	

本館		内装改修			撤去		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考	
《アリア》						(コメント)	
(床)						(コメント)	
床・縁甲板 フローリング撤去	集積共	186	m ²	1,690	314,340	B0-264216 R07.07A通期 標準	
床下地板撤去	集積共	297	m ²	480	142,560	B0-264221 R07.07A通期 標準	
既成床下地材撤去	H=550	112	m ²	3,000	336,000	内装改修 撤去1 見積	
						(コメント)	
(幅木)						(コメント)	
木製幅木撤去	集積共	54.8	m	480	26,304	B0-284651 R07.07A通期 標準	
						(コメント)	
《トル》						(コメント)	
(床)						(コメント)	
床タイル撤去	下地タイル共 集積共	119	m ²	4,490	534,310	B0-283211 R07.07A通期 標準	
床モルタル・床人研ぎ 撤去	集積共	20.9	m ²	3,590	75,031	B0-286221 R07.07A通期 標準	
コンクリート撤去	鉄筋切断共 コンクリートブレイカ 集積共	3.8	m ³	42,800	162,640	B0-184211 R07.07A通期 標準	
						(コメント)	
(壁)						(コメント)	
壁タイル撤去	下地タイル共 集積共	306	m ²	4,490	1,373,940	B0-283311 R07.07A通期 標準	
壁合板・ボード 撤去	一重張り 一般 集積共	4	m ²	960	3,840	B0-284322 R07.07A通期 標準	
壁下地撤去	集積共	4	m ²	480	1,920	B0-284324 R07.07A通期 標準	
						(コメント)	

本館		内装改修			改修		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考	
<7階-1階>						(コメント)	
(床)						(コメント)	
フローリング 特殊張り	単層フローリング'ボート'(材工)特殊張 かば T18×L500mm以上	186	m ²	9,280	1,726,080	刊行物(建築) 1 刊行物	
床下地板張り	構造用合板t=12	186	m ²	5,280	982,080	内装改修 改修 1 見積	
鋼製床下地	H=550 三洋工業 ｸﾞﾗﾝﾄﾞ-ｽ ﾀﾞｲﾚｸｼﾞｮﾝｺﾞ AG 同等品	112	m ²	15,000	1,680,000	内装改修 改修 2 見積	
床フローリング 研磨		186	m ²	5,000	930,000	内装改修 改修 3 見積	
エキスパ'ソションｺﾞ A	20x20	79	m	950	75,050	刊行物(建築) 2 刊行物	
						(コメント)	
(幅木)						(コメント)	
巾木	ｸﾞﾗﾝﾄﾞ集成材15x100	54.8	m	4,000	219,200	内装改修 改修 4 見積	
						(コメント)	
(天井)						(コメント)	
B部分金物	SAK工法 ﾂﾖｲﾄﾘｲﾁ-共	16	ｾｯﾄ	23,100	369,600	内装改修 改修 5 見積	
D部分金物	SAK工法 ﾂﾖｲﾄﾘｲﾁ-共	8	ｾｯﾄ	31,900	255,200	内装改修 改修 6 見積	
E部分金物	SAK工法 ﾂﾖｲﾄﾘｲﾁ-共	55	ｾｯﾄ	34,100	1,875,500	内装改修 改修 7 見積	
F部分金物	SAK工法 ﾂﾖｲﾄﾘｲﾁ-共	10	ｾｯﾄ	12,100	121,000	内装改修 改修 8 見積	
G部分金物	ｱﾝｶ-M12 ﾂﾖｲﾄﾘｲﾁ-共	4	ｾｯﾄ	17,600	70,400	内装改修 改修 9 見積	
H部分金物	ｱﾝｶ-M12 ﾂﾖｲﾄﾘｲﾁ-共	28	ｾｯﾄ	23,100	646,800	内装改修 改修 10 見積	
I部分金物	ｱﾝｶ-M12 ﾂﾖｲﾄﾘｲﾁ-共	2	ｾｯﾄ	29,700	59,400	内装改修 改修 11 見積	
K部分金物	ｱﾝｶ-M12 ﾂﾖｲﾄﾘｲﾁ-共	6	ｾｯﾄ	6,600	39,600	内装改修 改修 12 見積	

本館		内装改修			改修		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考	
ネット受けワイヤーロープ	φ6mmSUS	1,310	m	1,430	1,873,300	内装改修 改修13 見積	
落下防止ネット	40mm角 防炎	3,201	m ²	4,180	13,380,180	内装改修 改修14 見積	
雑材	ステンレス線 他	1	式		1,320,000	内装改修 改修15 見積	
ワイヤー留め具金物取付工	SAK工法	87	か所	49,500	4,306,500	内装改修 改修16 見積	
ワイヤー留め具金物取付工	あと施工フック工法	36	か所	17,600	633,600	内装改修 改修17 見積	
ワイヤー張工		1,310	m	6,930	9,078,300	内装改修 改修18 見積	
ワイヤー調整工	ポイントワイヤー工法	206	本	5,170	1,065,020	内装改修 改修19 見積	
落下防止ネット取付工	ステンレス結束線留めφ300	2,668	m ²	4,180	11,152,240	内装改修 改修20 見積	
天井設備用ネット穴加工		2,668	m ²	1,320	3,521,760	内装改修 改修21 見積	
天井設備落下防止	ダクト外落下防止 SAK設備落下防止ワイヤー工法	282	か所	47,300	13,338,600	内装改修 改修22 見積	
天井設備落下防止	照明落下防止 SAK設備落下防止ワイヤー工法	72	か所	47,300	3,405,600	内装改修 改修23 見積	
						(コメント)	
(鉄骨)						(コメント)	
リップ溝形鋼	C-100x50x20x3.2	0.1	t	174,000	17,400	刊行物(建築) 3 刊行物	
						(コメント)	
<7F-72階>						(コメント)	
壁 せっこうボード 張り(GB-R)	厚12.5 不燃 鋼製、木、ボード下地 突付け	3.3	m ²	1,040	3,432	B0-538311 R07.07A通期 市場	
軽量鉄骨壁下地	65形 下地張りなし φ300	2.7	m ²	2,020	5,454	B0-435313 R07.07A通期 市場	
ビニル幅木	高さ60	1.4	m	310	434	B0-538611 R07.07A通期 市場	
壁見切縁	7mm製	6	m	1,220	7,320	B0-235341 R07.07A通期 協賛	

本館		内装改修			改修		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考	
シーリング	一般部 シロコ系(SR-1) 10×10	5.6	m	540	3,024	B0-531614 R07.07A通期 市場	
						(コメント)	
《ト化》						(コメント)	
(床)						(コメント)	
ビニル床シート	無地 厚さ2.0 複層ビニル床シートFS 多湿部 熱溶接工法 -	126	m ²	2,520	317,520	B0-538213 R07.07A通期 補市	
ビニル床シート	熱溶接加算 - -	126	m ²	310	39,060	B0-238217 R07.07A通期 協議	
床モルタル塗り	金ごて ビニル系床材下地 厚28	132	m ²	2,570	339,240	B0-536223 R07.07A通期 市場	
床モルタル塗り	木ごて 一般タイプ下地 厚37	7.8	m ²	2,490	19,422	B0-536223 R07.07A通期 市場	
床 セルフレベルリング材 塗り	セルフ系 t=10 材工共	132	m ²	2,340	308,880	刊行物(建築) 4 刊行物	
汚垂石	600×800 toto ハイデック707 同等品	16	枚	50,000	800,000	内装改修 改修 24 見積	
汚垂石	600×900 toto ハイデック707 同等品	1	枚	60,000	60,000	内装改修 改修 25 見積	
汚垂石	600×1100 toto ハイデック707 同等品	1	枚	80,000	80,000	内装改修 改修 26 見積	
専用接着剤		11	本	10,000	110,000	内装改修 改修 27 見積	
乾式二重床	H=200 フット CP支持脚 同等品	3.8	m ²	33,000	125,400	内装改修 改修 28 見積	
床下地板張り	構造用合板t=12	3.8	m ²	3,850	14,630	内装改修 改修 29 見積	
フッ合板	t=5.5	3.8	m ²	1,320	5,016	刊行物(建築) 5 刊行物	
						(コメント)	
(幅木)						(コメント)	
ビニル幅木	高さ60	164	m	310	50,840	B0-538611 R07.07A通期 市場	
						(コメント)	

本館		内装改修		改修		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
(壁)						(コメント)
壁 けい酸 ガラス板張り	タテ 2(ノツ)0.8FK 厚 6 鋼製、木、ボート'下地 突付け	404	m ²	2,020	816,080	BO-538331 R07.07A通期 補市
壁 シーズン せっこうボート 張り(GB-S)	厚12.5 不燃 RC、CB直張り 縦目処理	454	m ²	3,010	1,366,540	BO-538314 R07.07A通期 補市
壁 せっこうボート 張り(GB-R)	厚12.5 不燃 鋼製、木、ボート'下地 突付け	2.8	m ²	1,040	2,912	BO-538311 R07.07A通期 市場
壁合板下地張り	構造用合板t=12	50.3	m ²	3,300	165,990	内装改修 改修 30 見積
軽量鉄骨壁下地	19形 下地張りなし φ155	384	m ²	2,860	1,098,240	内装改修 改修 31 見積
軽量鉄骨壁下地	65形 下地張りなし φ300	2.8	m ²	2,020	5,656	BO-435313 R07.07A通期 市場
軽量鉄骨壁下地	65形 下地張りあり φ450	24.1	m ²	1,750	42,175	BO-435313 R07.07A通期 市場
軽量鉄骨壁下地	100形 下地張りあり φ450	50.3	m ²	2,160	108,648	BO-435313 R07.07A通期 市場
軽量鉄骨壁 開口部補強	65形 扉等三方補強 900×2000mm程度	4	か所	7,880	31,520	BO-435315 R07.07A通期 市場
軽量鉄骨壁 開口部補強	65形 扉等三方補強 900×2000mm程度	4	か所	7,880	31,520	BO-435315 R07.07A通期 市場
						(コメント)
(天井)						(コメント)
天井 けい酸 ガラス板張り	タテ 2(ノツ)0.8FK 厚 6 目透かし	151.8	m ²	2,050	311,190	BO-538431 R07.07A通期 市場
軽量鉄骨天井下地	19形(屋内) ふところ1.5m未満 下地張りなし φ225 巾サト別途	151.8	m ²	1,580	239,844	BO-435416 R07.07A通期 市場
天井廻縁	塩化ビニル製	134	m	960	128,640	BO-235421 R07.07A通期 協議
軽量鉄骨天井 開口部補強	19形(屋内) 450×450mm程度 ボート'等切込み共	3	か所	1,800	5,400	BO-435441 R07.07A通期 市場
						(コメント)
(木)						(コメント)
額縁	幅70x25	9.3	m	4,000	37,200	内装改修 改修 32 見積

本館		内装改修			改修		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考	
額縁	幅140x25	6.2	m	6,500	40,300	内装改修 改修 33 見積	
膳板	幅800x550x25	2	か所	27,500	55,000	内装改修 改修 34 見積	
四方枠	幅W730xH2000 WD-7	4	か所	44,000	176,000	内装改修 改修 35 見積	
						(コメント)	
(床開口部塞ぎ)	和便器・シャワ-解体か所					(コメント)	
普通コンクリート	Fc=21 S15	0:6	m ³	21,300	12,780	刊行物(建築) 6 刊行物	
コンクリート打設手間	土間 ボンプ打設 50m ³ /回程度 S15~S18 - 圧送費、基本料別途	0.6	m ³	960	576	BO-434215 R07.07A通期 市場	
構造体強度補正	3N/mm ²	1	式		240	代価表 0004	
普通型枠	小型構造物	3.7	m ²	7,920	29,304	BO-134411 R07.07A通期 参考	
型枠運搬	4t車 2階建以下	3.7	m ²	370	1,369	BO-134616 R07.07A通期 参考	
異形鉄筋	SD295 D10	0.1	t	105,000	10,500	刊行物(建築) 7 刊行物	
異形鉄筋	SD295 D13	0.1	t	103,000	10,300	刊行物(建築) 8 刊行物	
鉄筋加工組立	小型構造物	0.2	t	168,000	33,600	BO-136231 R07.07A通期 参考	
鉄筋運搬費	4t車 30km程度	0.2	t	4,500	900	BO-436221 R07.07A通期 市場	
鉄筋スクラップ 控除		1	式		▲64	代価表 0005	
あと施工アンカー	金属拡張アンカー(差筋)スリーブ打込式 D10横向打	148	本	400	59,200	内装改修 改修 36 見積	
あと施工アンカー	金属拡張アンカー(差筋)スリーブ打込式 D13横向打	134	本	800	107,200	内装改修 改修 37 見積	
						(コメント)	
(その他)						(コメント)	
シーリング	一般部 ショーン系(SR-1) 10×10	10.8	m	540	5,832	BO-531614 R07.07A通期 市場	

本館		内装改修		ユニット撤去		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
<アリーナ>						(コメント)
床マントル・点検口撤去	集積共	3	か所	7,190	21,570	B0-285221 R07.07A通期 標準
ローバックスノット撤去	W4000xD700xH2500	14	台	20,000	280,000	内装 ユニット撤去 1 見積
吊りバトン取外し	L10m	4	か所	35,000	140,000	内装 ユニット撤去 2 見積
吊りバトン取外し	L13.5m	1	か所	35,000	35,000	内装 ユニット撤去 3 見積
						(コメント)
<ト化>						(コメント)
トレアース撤去		91.9	m ²	8,000	735,200	内装 ユニット撤去 4 見積
パーテーション撤去		8.1	m ²	6,000	48,600	内装 ユニット撤去 5 見積
洗面カウンター撤去		9.8	m ²	5,000	49,000	内装 ユニット撤去 6 見積
シャワーブース撤去		19.6	m ²	8,000	156,800	内装 ユニット撤去 7 見積
ライニング撤去		27	m ²	4,000	108,000	内装 ユニット撤去 8 見積
サイン撤去	平付型 150x150程度	6	か所	3,000	18,000	内装 ユニット撤去 9 見積
サイン撤去	平付型 300x300程度	5	か所	3,000	15,000	内装 ユニット撤去 10 見積
サイン撤去	突出型 300x300程度	2	か所	3,000	6,000	内装 ユニット撤去 11 見積
ステンレス棚撤去	200x500程度	6	か所	3,000	18,000	内装 ユニット撤去 12 見積
天井点検口撤去	集積共	3	か所	2,410	7,230	B0-285431 R07.07A通期 標準
						(コメント)
<廊下>						(コメント)
天井点検口撤去	集積共	2	か所	2,410	4,820	B0-285431 R07.07A通期 標準

本館		内装改修			ユニット改修		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考	
《アリア》						(コメント)	
床点検口	屋内用 一般型貼物用 7mm製枠 7mm目地 継有 600角	3	か所	23,000	69,000	D0-235241 R07.07A通期 協議	
吊りバト再取付け	L10m	4	か所	126,000	504,000	内装 ユニット改修 1 見積	
吊りバト再取付け	L13.5m	1	か所	170,000	170,000	内装 ユニット改修 2 見積	
						(コメント)	
《トル》						(コメント)	
天井点検口	一般タイプ 7mm製 内外枠共額縁 450角	3	か所	8,840	26,520	D0-235432 R07.07A通期 標準	
カウンターラミネ化粧板	300x2050 t=30	1	か所	250,000	250,000	内装 ユニット改修 3 見積	
シャワーユニット三方枠	複合タイプPVC	4	か所	38,500	154,000	内装 ユニット改修 4 見積	
面台ホストフォーム	150x840	1	か所	28,000	28,000	内装 ユニット改修 5 見積	
面台ホストフォーム	150x1740	1	か所	45,000	45,000	内装 ユニット改修 6 見積	
面台ホストフォーム	300x1350	1	か所	155,000	155,000	内装 ユニット改修 7 見積	
面台ホストフォーム	150x1000	5	か所	34,000	170,000	内装 ユニット改修 8 見積	
面台ホストフォーム	250x900	1	か所	31,000	31,000	内装 ユニット改修 9 見積	
面台ホストフォーム	650x380	1	か所	55,000	55,000	内装 ユニット改修 10 見積	
面台ホストフォーム	150x610	1	か所	28,000	28,000	内装 ユニット改修 11 見積	
面台ホストフォーム	150x960	1	か所	34,000	34,000	内装 ユニット改修 12 見積	
面台ホストフォーム	200x960	1	か所	36,000	36,000	内装 ユニット改修 13 見積	
面台ホストフォーム	150x860	1	か所	28,000	28,000	内装 ユニット改修 14 見積	
面台ホストフォーム	150x900	1	か所	28,000	28,000	内装 ユニット改修 15 見積	

本館		内装改修			ユニット改修	
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
面台ボストフォーム	150x1145	1	か所	34,000	34,000	内装 ユニット改修 16 見積
面台ボストフォーム	150x1060	2	か所	34,000	68,000	内装 ユニット改修 17 見積
面台ボストフォーム	150x1450	2	か所	41,000	82,000	内装 ユニット改修 18 見積
面台ボストフォーム	300x3535	2	か所	122,000	244,000	内装 ユニット改修 19 見積
面台ボストフォーム	150x1025	4	か所	34,000	136,000	内装 ユニット改修 20 見積
面台ボストフォーム	150x1133	4	か所	34,000	136,000	内装 ユニット改修 21 見積
面台ボストフォーム	150x2950	2	か所	71,000	142,000	内装 ユニット改修 22 見積
面台ボストフォーム	260x860	2	か所	31,000	62,000	内装 ユニット改修 23 見積
室名板	平付型 PU 04 (株)研創 同等品	9	か所	21,600	194,400	内装 ユニット改修 24 見積
室名板	突出型 PU 04T (株)研創 同等品	2	か所	36,000	72,000	内装 ユニット改修 25 見積
点字案内板	平付型 特注品 (株)研創 同等品	1	か所	310,000	310,000	内装 ユニット改修 26 見積
						(コメント)
《廊下》						(コメント)
天井点検口	一般タイプ 76製 内外枠共額縁 450角	6	か所	8,840	53,040	B0-235432 R07.07A通期 標準
計					3,344,960	

本館		外構			改修	
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
《空調機器置場基礎1》						(コメント)
根切り	小規模土工	8.9	m ³	1,140	10,146	B0-432211 R07.07A通期 補市
砂利地業	クワツヤツ	3.6	m ³	9,000	32,400	B0-133421 R07.07A通期 標準
普通コンクリート	Fe=21 S15	10.3	m ³	21,300	219,390	刊行物(建築) 6 刊行物
コンクリート天端押え		33.8	m ²	2,500	84,500	外構 改修 1 見積
コンクリート打設手間	基礎部 ボンプ打設 50m ³ /回未満 S15~S18 - 圧送費、基本料別途	10.3	m ³	1,350	13,905	B0-434215 R07.07A通期 補市
コンクリートボンプ圧送基本料金	30m ³ 以上 50m ³ /回未満	1	回	55,000	55,000	B0-434227 R07.07A通期 市場
コンクリートボンプ圧送	30m ³ 以上 50m ³ /回未満 基本料金別途加算	10.3	m ³	650	6,695	B0-434226 R07.07A通期 市場
構造体強度補正	3N/mm ²	1	式		4,120	代価表 0008
無収縮モルタル		0.1	m ³	800,000	80,000	外構 改修 2 見積
無収縮モルタル注入用型枠		0.5	m ²	50,000	25,000	外構 改修 3 見積
異形鉄筋	SD295 D10	0.6	t	105,000	63,000	刊行物(建築) 7 刊行物
鉄筋加工組立	小型構造物	0.5	t	168,000	84,000	B0-136231 R07.07A通期 参考
鉄筋運搬費	4t車 30km程度	0.5	t	4,500	2,250	B0-436221 R07.07A通期 市場
鉄筋スクラップ控除		1	式		▲470	代価表 0009
普通型枠	小型構造物	27.2	m ²	7,920	215,424	B0-134411 R07.07A通期 参考
型枠運搬	4t車 2階建以下	27.2	m ²	370	10,064	B0-134616 R07.07A通期 参考
型枠目地棒	水切目地 幅15 × 深さ10程度	6	m	270	1,620	B0-134432 R07.07A通期 標準
中幅H形鋼	H-194x150x6x9 SS400	0.9	t	118,000	106,200	刊行物(建築) 12 刊行物
みぞ形鋼	[-150X75X6.5X10 SS400	0.1	t	118,000	11,800	刊行物(建築) 13 刊行物

本館		外構			改修		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考	
鋼板	t=6 SS400	0.1	t	195,000	19,500	外構 改修 4 見積	
鉄骨スラップ 控除		1	式		▲1,080	代価表 0010	
中ボルト	S10T M16xL35	32	組	36	1,152	刊行物(建築) 14 刊行物	
アカーボルト	M20xL500	88	本	330	29,040	刊行物(建築) 15 刊行物	
鉄骨運搬	6t車	10.6	t	4,670	49,502	B0-137613 R07.07A通期 協議	
場内小運搬		10.6	t	7,000	74,200	外構 改修 5 見積	
現場加工組立		10.6	t	250,000	2,650,000	外構 改修 6 見積	
普通ボルト締付	径16~19 施工手間	32	本	240	7,680	B0-137421 R07.07A通期 協議	
溶融亜鉛めっき	HDZT56	10.6	t	185,000	1,961,000	外構 改修 7 見積	
建設発生土運搬	ダンプトラック 10t積級 バック約1.4m3 土砂 DID区間有り 15.0km以下	8.9	m3	2,390	21,271	B0-132623 R07.07A通期 標準	
積み込み	小規模土工 バック約0.28m3	8.9	m3	590	5,251	B0-132614 R07.07A通期 参考	
						(コメント)	
《空調機器置場基礎2》						(コメント)	
根切り	小規模土工	2.6	m3	1,140	2,964	B0-432211 R07.07A通期 補市	
砂利地業	クレーン	0.3	m3	9,000	2,700	B0-133421 R07.07A通期 標準	
普通コンクリート	Fe=21 S15	0.8	m3	21,300	17,040	刊行物(建築) 6 刊行物	
コンクリート天端押え		2.6	m ²	7,000	18,200	外構 改修 8 見積	
コンクリート打設手間	基礎部 ポンプ打設 50m3/回未満 S15~S18 - 圧送費、基本料別途	0.8	m3	1,350	1,080	B0-434215 R07.07A通期 補市	
コンクリートポンプ圧送基本料金	30m3以上 50m3/回未満	1	回	55,000	55,000	B0-434227 R07.07A通期 市場	
コンクリートポンプ圧送	30m3以上 50m3/回未満 基本料金別途加算	0.8	m3	650	520	B0-434226 R07.07A通期 市場	

本館		外構		改修		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
構造体強度補正	3N/mmf	1	式		320	代価表 0011
異形鉄筋	SD295 D10	0.1	t	105,000	10,500	刊行物(建築) 7 刊行物
鉄筋加工組立	小型構造物	0.1	t	168,000	16,800	B0-136231 R07.07A通期 参考
鉄筋運搬費	4t車 30km程度	0.1	t	4,500	450	B0-436221 R07.07A通期 市場
鉄筋スクラップ 控除		1	式		▲21	代価表 0012
普通型枠	小型構造物	2	m ²	7,920	15,840	B0-134411 R07.07A通期 参考
型枠運搬	4t車 2階建以下	2	m ²	370	740	B0-134616 R07.07A通期 参考
建設発生土運搬	ゲンブトラック 10t積級 バックホ1.4m3 土砂 DID区間有り 15.0km以下	2.6	m ³	2,390	6,214	B0-132623 R07.07A通期 標準
積込み	小規模土工 バックホ0.28m3	2.6	m ³	590	1,534	B0-132614 R07.07A通期 参考
						(コメント)
《フェンス》						(コメント)
メッシュフェンス 支間2000mm	朝日スター工業 UN50型 H1500m 同等品	10	m	37,200	372,000	外構 改修 9 見積
メッシュフェンス 支間2000mm	朝日スター工業 UN50型 H1800m 同等品	21	m	36,000	756,000	外構 改修 10 見積
フェンス用ブロック	W200xD200xH450	23	個	6,000	138,000	外構 改修 11 見積
メッシュフェンス門扉	朝日スター工業 UN50型 W1000xH1500 同等品	1	か所	175,000	175,000	外構 改修 12 見積
メッシュフェンス門扉	朝日スター工業 UN50型 W1000xH1800 同等品	2	か所	191,000	382,000	外構 改修 13 見積
						(コメント)
《その他》						(コメント)
エラストイト	材工共 厚さ25mm 幅150mm	17	m	2,100	35,700	B0-331051 R07.07A通期 協議
アスファルト舗装	A-5-10 密粒 クラッシュラン 特に狭い場所 入力	28.8	m ²	5,610	161,568	B0-331111 R07.07A通期 標準

本館		発生材処理		運搬		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
《有筋コンクリート類》						(コメント)
有筋コンクリート類 積込み	人力 集積共	6.1	m3	6,370	38,857	代価表 0013
とりこわし 発生材運搬	ダンプトラック 10t積級 バックホ0.45m3 - DID区間有り 4.0km以下	2	台	6,980	13,960	B0-339613 R07.07A通期 協参
						(コメント)
《アスファルト類》						(コメント)
アスファルト類 積込み	人力 集積共	1.4	m3	6,370	8,918	代価表 0014
とりこわし 発生材運搬	ダンプトラック 10t積級 バックホ0.45m3 - DID区間有り 4.0km以下	1	台	6,980	6,980	B0-339613 R07.07A通期 協参
						(コメント)
《がれき類》						(コメント)
がれき類 積込み	人力 集積共	17.8	m3	6,370	113,386	代価表 0015
とりこわし 発生材運搬	ダンプトラック 10t積級 バックホ0.45m3 - DID区間有り 3.0km以下	4	台	5,720	22,880	B0-339613 R07.07A通期 協参
						(コメント)
《木材類》						(コメント)
木材類 積込み	人力 集積共	23.6	m3	4,820	113,752	代価表 0016
とりこわし 発生材運搬	ダンプトラック 10t積級 バックホ0.45m3 - DID区間有り 12.0km以下	5	台	12,600	63,000	B0-339613 R07.07A通期 協参
						(コメント)
《ボード類》						(コメント)
ボード類 積込み	人力 集積共	1.3	m3	4,820	6,266	代価表 0017
とりこわし 発生材運搬	ダンプトラック 4t積級 バックホ0.28m3 - DID区間有り 27.0km以下	1	台	14,100	14,100	B0-339613 R07.07A通期 協参
						(コメント)

市民体育館整備事業
(機械設備工事)

山 陽 小 野 田 市

さくら設計株式会社

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
	表紙						
M-00	図面リスト	M-31	衛生設備 1階平面図 (改修後)				
M-01	機械設備工事特記仕様書 4-1	M-32	衛生設備 2階平面図 (改修後)				
M-02	機械設備工事特記仕様書 4-2	M-33	衛生機器・器具表 (改修前)				
M-03	機械設備工事特記仕様書 4-3	M-34	衛生設備 1階平面図 (改修前)				
M-04	機械設備工事特記仕様書 4-4	M-35	衛生設備 1階便所廻り平面詳細図 (改修前後)				
M-05	付近見取図・屋外配置図	M-36	衛生設備 1階便所・シャワー室廻り平面詳細図 (改修前後)				
M-06	空調機器表 1・2・3 (改修後)	M-37	衛生設備 2階北便所廻り平面詳細図 (改修前後)				
M-07	防火区画図	M-38	衛生設備 2階南便所廻り平面詳細図 (改修前後)				
M-08	空調系統図 (改修後)、アリーナ南・東側配管断面図 (参考)						
M-09	空調配管 1階平面図 (冷温水) (改修後)	A-56	仮設計図 (屋根裏)				
M-10	空調配管 1階平面図 (冷媒・ドレン) (改修後)						
M-11	空調配管 2階平面図 (冷媒・ドレン) (改修後)						
M-12	空調配管 空調機器置場廻り平面詳細図 (改修後)						
M-13	輻射パネル配置展開図 (南西) (改修後)						
M-14	輻射パネル配置展開図 (北東) (改修後)						
M-15	換気機器表 (改修後)						
M-16	換気ダクト系統図 (改修後)						
M-17	換気設備 1階平面図 (改修後)						
M-18	換気設備 2階平面図 (改修後)						
M-19	換気設備 3階平面図 (改修後)						
M-20	換気設備 3階ファンルーム (2) 廻り平面詳細図 (改修後)						
M-21	換気機器表 (改修前)						
M-22	換気ダクト系統図 (改修前)						
M-23	換気設備 1階平面図 (改修前)						
M-24	換気設備 2階平面図 (改修前)						
M-25	換気設備 3階平面図 (改修前)						
M-26	自動制御計装図 (改修後)						
M-27	自動制御 1階平面図 (改修後)						
M-28	自動制御 2階平面図 (改修後)						
M-29	自動制御 3階平面図 (改修後)						
M-30	衛生機器・器具表 (改修後)						

31) 保温

イ) 下記の倉庫・設備室等の配電、ダクトの保温は、屋内(一般居室、廊下)に組み替える。
・ 機械室・ポンプ室・電気室・自來発電室・倉庫
ロ) 給湯管、温水管、冷水管で、下記指工面所は、次に示す保温の種別を適用し、保温材は、ポリスチレンフォーム保温材を硬質ウレタンフォーム保温材に替かえる。
※ 地中埋設 d-(H)・V (給湯、温水)、D-(H)・III (冷温水)
※ 屋外露出及び浴室、廚房などの多湿箇所 d-(H)・V (給湯、温水)、E-(H)・III (冷温水)
※ 前室内(ビト内を含む) d-(H)・V (給湯、温水)、D-(H)・III (冷温水)

32) 塗装

下記部分のビル管はカラーVとし、塗装を行わない。
※ 屋内露出部分 ※ 屋外露出部分

33) 防食処理

標準仕様書によるほかコンクリートの鋼管(排水管を含む)はプラスチックテープを1/2巻ね1回巻きとする。(但し外面樹脂被覆管は除く。)

34) 施工時の提出図書

工事請負契約書に定められたもののほか、次のものを監督職員の指示に従い提出すること。
※ 工事用製本図面 (工事用A2版) (1)部 (給小版A3版) (6)部

35) 完成時の提出図書

※ 完成図 (製本図面) A2版 (1)部 A3版 (0)部、CADデータ共
※ 異議解決付A4版 (工事名、工期、受注者名を記入) 次の図書を製本したものを。
※ 設計図 (資材図共) ※ 図工図 ※ 機器図 (保証書のない) ※ 各種試験成績表
※ 取換図 (安全に関する指図書を含む) ※ 各種申請図書のコピー
※ 公的機関の検査済証 ※ 工事担当者名簿 ※ 下請業者名・主要材料名 ※ 施工体系図
提出回数・学校施設 2部 ○ 学校施設以外 1部
※ 施工計画書 1部

36) 工事写真

下記のものを経営員に提出する
分類・規格 撮影場所 部数 備考
※ カラー ※ サービス版(L版) 適宜 1部 電子データ共
工事写真は、国土交通省大臣官庁官庁官庁「工事写真撮影ガイドブック」,「各種工事写真撮影要領(最新版)」及び「デジタル工事写真の画像情報電子化基準」による。

37) 工事日報

完成時に1部提出する。

38) 他工事との取合い

イ) すべての本工事 ※ 図面特記のない場合、下表による
ロ) 他工事との取合い等が検討できる指工面を提出し、監督職員の承認を受ける。

Table with columns: 他工事との取合い, 建築, 電気, 機械. Rows include: 鉄筋コンクリート壁・床及び梁等における設備 (埋込み型、フルボックス、ダクト、配管等)の取付、挿入及び貫通スリーブ; 埋込型設備機器取付箇所の床、壁、天井のボード類の切込み及び下地補強; 電気室、自來発電機室などの基礎及びビト (ふた含); 天井点検口; 経路管等のボックス取付用下地; 機器類の吊りポルト用インサート; 機器類の取付用アンカーボルト; コンクリート基礎 (外打設等); コンクリート基礎 (機械設備機器類); オイルサービスタンク防油塗; 自動閉鎖装置を取付ける防火戸の切込み、補強及び7分厚、20分厚; OAフロア・フリーアクセスフロアパネルの切込み及び補強; OAフロア・フリーアクセスフロア上仕様の切込み及び補強; 外壁取付けがかり; 換気扇、換気扇用アルミパネル開口 (ストッパー・取付を含む); 建築工事を含む設備機器付属品の制振部及び振作部の配管・配線; 埋設設備工事を含む設備機器付属品の制振部及び振作部の配管・配線; 換気扇制御回路から別途制御への切り替え・配線の接続; エアコン、空調機集中管理リモコン等の遠方操作スイッチの配管; エアコン、空調機集中管理リモコン等の遠方操作スイッチの配線; エアコン、空調機集中管理リモコン等の本体及び本体取付; エアコンの室内機、室外機の張り配線 (アース共); 換気扇用スイッチの配管・配線及びスイッチ取付; 換気扇用スイッチ本体 (全熱交換ユニット用、24時間換気用を除く); 機械設備工事を含む送排気管の操作部及び感知部の配管・配線; 機械設備工事を含む電線の配管・配線; 緊急設置の埋込ボックス; 電気開閉式大規模洗浄用の一次側電源の配管・配線; 電気開閉式大規模洗浄用とスイッチ間の配管; 電気開閉式大規模洗浄用とスイッチ間の配線; ガス絶縁管等のアース配線; 屋内、屋外用水配管。

1) 設計用温度条件

Table: 室内(調整目標値) and 室外(調整目標値). Columns: 夏冬, 夏冬, 夏冬, 夏冬, 夏冬, 夏冬. Rows: 湿度 (D/B), 湿度 (R/H), 湿度 (D/B), 湿度 (R/H), 湿度 (D/B), 湿度 (R/H). Summer and Winter values.

2) 機器選定能力

機器の冷卻・暖房能力は定格能力による選定とし、図示能力以上の機器を選定する。

3) 冷水・温水・冷温水配管・空気圧・給排水

◎ 配管用炭素鋼管 (白管) [JIS G 3452] ◎ 配管用ステンレス鋼管 [JIS G 3459]

4) ドレン管・通気管

◎ 空調整用高性能ポリエチレン管 (GD SDA以上) (冷温水) ◎ 保温付付金属強化ポリエチレン管 (F9) SDA未満 (冷温水) ◎ 配管用炭素鋼管 (白管) [JIS G 3452] ◎ カラー硬質ポリ塩化ビニル管 (冷・温水) (露出部分) [JIS K 6741] ◎ 埋設用硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) [JIS K 6741] または (厚肉) 硬質ポリ塩化ビニル管 (RF-V) [JIS K 9798] (厚肉RF-V) (既設配管にRF-Vを使用する場合は区間両端処理を施すこと)

5) 冷却水管

※ 塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-YA) (SGP-FYA) [JWSA K116, WSP 011]

6) 蒸気給気管

※ 配管用炭素鋼管 (白管) [JIS G 3452]

7) 蒸気排水管

※ 配管用炭素鋼管 (黒管) [JIS G 3452] ※ 外面被覆鋼管

8) 油・油用通気管

※ 配管用炭素鋼管 (黒管) [JIS G 3452] ※ 外面被覆鋼管

9) 冷媒管

※ 断熱材被覆鋼管 [JCSA 0009]

10) 圧縮機油

※ 断熱管又は3種管を使用する。

11) 弁類

冷媒はR12とする。

12) 瞬間流量計及び流量測定口

イ) 形式はビト管式 (コック付) とする。 ※ 巻戻式 ・ 固定式
ロ) 標準仕様書によるほか下記及び図示の箇所にも取付ける。
・ ポイラー又は熱交換器の温水出口 ※ 瞬間流量計 ・ 測定用タッピング
・ 冷水ヘッダーの各送水管 ※ 瞬間流量計 ・ 測定用タッピング
・ ユニット空気気体調和の冷水水入口 ※ 瞬間流量計 ・ 測定用タッピング

13) 温度計

標準仕様書によるほか図示した箇所及び下記の箇所に取付ける。
・ ユニット空気気体調和の冷水水入口、外気ダクト及び給気ダクト

14) ボタン形空気調和機

※ 冷暖房能力はJIS B 8616による。(ただし、GPはJIS B 8621による。)
※ 屋内機、屋外機ともアース線をとる。
※ 屋外機は防雨パット敷きの上、ダブルナットにて固定する。
※ 高さか1000以上の室外機は転倒防止措置を講じる。
(ただし、耐震計算書により転倒しないことが確認された場合を除く)
※ 定格電流値が20Aを超える機種は、高圧波対策 (アクティブフィルター) を施す。

15) パネル

イ) ※ 質量調整弁 ・ 定流量弁 (ダイヤフラム式流量可変式 ・ カートリッジオフィス形) を取付ける。
ロ) カセット形の風量分配ダクトは、自己消火性のポリスチレンフォームでもよい。

16) 放散部

放散部及びレターコック又はトラップを取付ける。

17) 吹出口・吸込口

枠及びスリットの材質は ・ 網板製 ※ アルミウイム製 ○ 着色する ・ 着色しない

18) ダクト

長方形ダクトは ○ アンクルフランジ工法 ○ コーナーボルト工法 (適用箇所は標準仕様書による)
円形ダクトは ○ スパイラルダクト
厨房用排気ダクトはフランジ接続とし、板厚は以下のとおりとする。

Table: 長方形ダクトの場合 and 円形ダクトの場合. Columns: ダクトの長辺, ステンレス鋼板, 亜鉛鉄板. Rows: 450以下, 450を超え1200以下, 1200を超え1800以下, 1800を超えるもの.

19) フレキシブルダクト

吹出口、吸込口ボックスの接続用以外にも、機器との接続用として使用してもよい。

20) ダンパ

軸受けはベアリングとする。

21) フィルターの予備品

各種フィルターの予備品は下記による。
※ 100% (パネルフィルター) ・ 50% ()

22) 消費内貼り

イ) 図示のダクト並びにチャンパーの保温材は、グラスウールとする。
ロ) 内貼りチャンパー類の寸法は、外形寸法とする。
ハ) 内貼りしたチャンパーの取付箇所には点検口を取付ける。
点検口の大きさは開閉として400x600とする。

23) 構造

イ) 厚さ ※ 3.2mm ・ 4.5mm
ロ) ばい煙遮断計 ・ 設置 ・ 不設置 ・ 取付座を設置
ハ) ばいじん量測定口80φ (大気汚染防止法による) ※ 設置 ・ 不設置

24) オイルサービスタンク

イ) 液面制御装置 ※ 取付する ・ 取付けない
機能 ・ 給油ポンプの起動、停止 ・ 送油ポンプの起動、停止
・ 漏油警報 ・ 滅油警報 ・ 遠方警報機
ロ) 油面計はゲージ式 (調圧式) とする。(警報機点 ※ 無し ・ 有り)

25) 地下オイルタンク

イ) 取付方法は標準図面 ・ 施工33,35
ロ) 施工32,34 (鋼製強化プラスチック製二重殻)
ロ) タンクの保護被覆 ・ ウレタンエラストマー被覆 ※ エポキシ樹脂
・ 強化プラスチック製二重殻
ハ) 遠隔測定指示計 ※ 取付する (※ 抵抗変換式 ・ 磁変式)
取付けない
ニ) 基礎杭 ※ 不要 ・ 要 (・ 本工事 ・ 別途工事)
ホ) 土留め工事 ※ 不要 ・ 要 (・ 本工事 ・ 別途工事)

26) 保温

イ) 天井内の空調ドレン管 ※ 保温する ・ 保温しない
ロ) 屋内露出の空調ドレン管 ※ 保温する ・ 保温しない
ハ) 階内内、パイプシャフト内の空調ドレン管 ※ 保温する ・ 保温しない
ニ) 屋内露出、屋外露出冷媒配管の保護材 ※ 保温強化プラスチック製 ・ 金属鋼板
ホ) スパイラルダクトの保温 ※ ゲラケル保温板 32K ・ ゲラケル保温板 40K
ト) 全熱交換器外気側の保温 (25mm厚) 給気ダクト ※ 給気ダクト
・ 厨房用排気口 (厚べい厚) の断熱 ※ 行う (H-DK) ・ 行わない (H-F)
チ) 空調室を遮る外気取入れ用ダクト ※ 保温する ・ 保温しない (天井内を含む)

衛生器具設備

1. 和便所便器の耐火処理 標準図 (施工87 (b)) により施工する場所 ()

2) 大規模用便座

原則として普通便座を使用するが、温水洗浄便座等を使用する場合は図中特記による。

1) 配管材料

イ) 一般配管用 ※ 水道用塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-YA) (SGP-FYA) [JWSA K116, WSP 011]
ロ) 土間配管用 ※ 内外面塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-FVD) [JWSA K116, WSP 011] (コンクリート埋設を含む)
ハ) 屋外地中配管用 ○ 水道用耐腐食性硬質ポリ塩化ビニル管 (HIVP) [JIS K 6742]
・ 内外面塩化ビニルライニング鋼管 (SGP-FVD) [JWSA K116, WSP 011]
・ 水道配水用ポリエチレン管 [JWSA K 144]
・ 高密度ポリエチレン管 [PBA005]

2) 管梢防食手

※ 使用する (標準仕様書による)

3) 弁類

※ 弁類は、JIS 10 K とする。
・ 高硬度鋼材の配管に使用するものは、JIS 5 K とする。
※ 量水器類、給水引込部の止水弁、弁類は水道事業者の指定品を優先する。

4) 緊急遮断弁装置

イ) 遮断弁駆動方式 ※ 電気式 ・ 機械式
ロ) 地震感知器 ※ 電子式 ・ 機械式

5) 水栓柱

※ 合成樹脂製 (内層コンクリート) ・ アルミニウム合金製 ・ ステンレス鋼製



Project Name: 市民体育館整備事業 (建築・機械設備工事)
Architect: さくら設計株式会社

Job Title: 機械設備工事特記仕様書 4-2
Scale: 1/10
Job No: 4-02

Date: 2024.08.16

分類	機材名	仕様	製造業者名
ボイラー	強制循環ボイラー ボイラー 強制小空ボイラー		一般社団法人 公共建設協会が行う建築材料・設備材料等品質性能評価事業の設備材料等評価合格品(電気設備材料・機械設備材料)令和4年度による。
空調設備	変圧式温水発生機 高圧式温水発生機	機械・電気製	
冷凍機	チリングユニット(水冷却・空冷式・空気動力(1-18℃)) 吸収式冷水機 吸収式温水機 遠心冷凍機		
冷却機	冷却塔		
空調機	ユニット型空調機 ファンコイルユニット及び11)形ファンコイルユニット パッケージ型空調機 コンパクト型空調機 マルチパッケージ型空調機 ガスエンジンヒートポンプ式空調機		
空調機	エアフィルター(7)形等(新法のみ) 自動制御型エアフィルター 電気集塵器		
空調機	全部交換機(器形別、禁止形) 全部交換ユニット		
送風機	遠心送風機(多翼羽送風機) 前送風機 後送風機 筒形ボックス送風機		
ポンプ類	強制送水ポンプ(空調用、ボイラー給水用、給水用) 水中モーターポンプ(汚水用、排水用、汚物用) 立形送水ポンプ(ボイラー給水用、排水用)		
ダクト類	吸出口・吸込口 風量ユニット(定風量、変風量)		
制御機器	自動制御システム		
衛生器具類	衛生器具ユニット		
タンク	F R P製バルクタンク 密閉型タンク(空調用・給湯用) ステンレス鋼製バルクタンク(貯水機用、ボイラタンク)		
消火装置	スプリンクラー消火システム 不燃性ガス消火システム 泡消火システム 泡化消火消火システム		
排水設備	排水システム	飲食施設 調理設備 汚水・浄水設備 排水設備	
衛生設備	衛生器具及び付属品 水栓	麗 L I X I L ジュニクス エスオー	
排水器具	排水器具	カネソウ 小島製作所 ダイレ 鋼中野 伊東製作所 御島製作所	
換気機	マンホールふた 弁類ふた		一般社団法人 公共建設協会が行う建築材料・設備材料等品質性能評価事業の設備材料等評価合格品(電気設備材料・機械設備材料)令和4年度によるほか、下記による。 即 グイモン
消火器具	消火性		脚立売製作所 鉄工製作所 神井上製作所 神井製作所
圧力機	圧力機		第1種圧力機器製造許可工場 製品とする

品名	山口県標準品番	JIS(A5207)記号 国土交通省標準記号
洗浄式便器(排水II形便器)	C710B FV	C710S

品名	山口県標準品番	JIS(A5207)記号 国土交通省標準記号
タンク式便器(排水II形便器)	C1200S	C1200S

注) ・手洗いなしとする場合は実用型に明記する。 例) C1200S(手洗いなし)

品名	山口県標準品番	JIS(A5207)記号 国土交通省標準記号
高圧型1便器(付洗機)	C1111RFVS	C1111RBT

注) ・フラッシュ(セルフボックス)とする場合は実用型に明記する。 例) C1111RFVS(ボックス)

品名	山口県標準品番	JIS(A5207)記号 国土交通省標準記号
専用洗浄式便器(便器付)	U620RFVS	U620
専用洗浄式便器(便器付)	U610RFVS	U610

品名	山口県標準品番	JIS(A5207)記号 国土交通省標準記号
汚物流しユニット(オストメイト用)	OSU	-

品名	山口県標準品番	JIS(A5207)記号 国土交通省標準記号
掃除機	S210	S210

品名	山口県標準品番	JIS(A5207)記号 国土交通省標準記号
洗面台(一般)(大)自動水栓AC100V	L410S	L410
洗面台(一般)(小)自動水栓AC100V	L420S	L420
洗面台(高床)洗面器用自動水栓AC100V	L910S	L911
コンタクト手洗器(強磁タイプ)	L910	-
洗面化粧台(800型)洗面水栓	L0600(シングルレバー)	-
洗面化粧台(750型)洗面水栓	L0750(シングルレバー)	-
洗面化粧台(600型)洗面水栓	L0600、LM750	-

注) ・別記品名は、国土交通省大臣官署官庁事務庁建築設備等の公共建築工事仕様仕様書(仕様設備工事編、令和4年版)に準ずる。
・規定用フラッシュ併用の場合は実用型(L)をつける。 例) C1111RFVS(L)
・ロータンク防犯型として、別記として手洗器とする。身体障害者用には手洗器とする。
・材質は不銹鋼製とする場合は実用型にその記号を併記する。 例) C1111RFV T(0+手洗器用L)
・手洗器は、原則として立形排水口付タンク式排水口とする。

品名	山口県標準品番	品名	山口県標準品番
紙巻器(ロング(ワンタッチ))	E20	ダブルフック(SUS製)	E102
紙巻器(ダブル)	E21	用紙入れ	E103
立形紙入れ入れ	E60	荷もたれ	E104
封筒入れ E6a 450×600	E65	L型手すり	E105
封筒入れ E6b 600×900	E66	はね上げ手すり	E106
洗面器	E67	小便器用手すり	E107
洗面器用蓋(AC100V)	E71	P型手すり	E108
便器用蓋	E81	ペーチェア(平面洗濯)	B C 1
洗面水栓(専用タイプ付、取付部別付)	E82	ペーチェア(コーナー設置)	B C 2
汚物入れ(SUS製)	E101	ペーチェア	B S

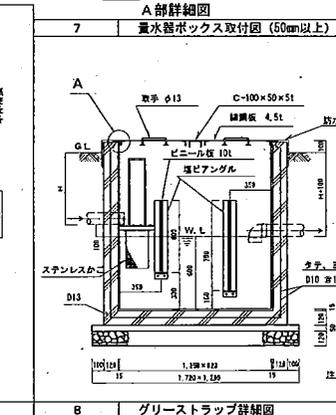
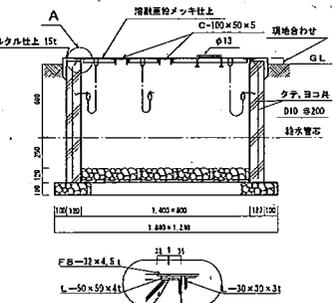
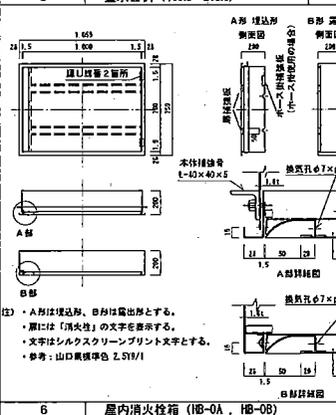
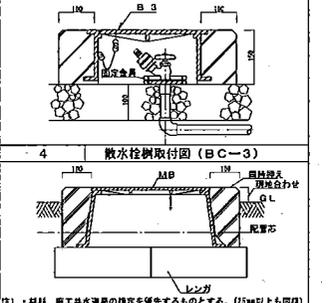
注) ・封筒入れを通常の型とする場合は実用型に明記する。 例) E65(通常型防犯)
・洗面器を通常の型とする場合は実用型に明記する。 例) E71(通常型)
・P型手すりとする場合は実用型に明記する。 例) E82(付設機)

品名	山口県標準品番	品名	山口県標準品番
----	---------	----	---------

品名	山口県標準品番	国土交通省標準記号
キー式止水栓(防犯型)止水栓	F 6 K	F 6
キー式止水栓(防犯型)止水栓	F 7 K	F 7
緊急止水栓付止水栓(防止付)	F 7 S	-
止水栓	F 11	-
止水栓(自動操作)	F 11 A	-
キー式ワンタッチ付止水栓	F 12 K	F 12
筒形ガスネットワーク水栓	F 14 A	-
筒形ハンドシャワー式シャワー(止水栓付)シングルレバー式	F 18 A M	-
筒形ハンドシャワー式シャワー(止水栓付)サーモスタット式	F 18 A S	-

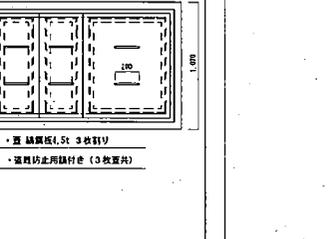
注) ・表中記載以外の品番は、国土交通省大臣官署官庁事務庁建築設備等の公共建築工事仕様仕様書(仕様設備工事編、令和4年版、欄外3)又はJIS B 2081(給水栓)による。
・左ハンドル仕様及び右ハンドル仕様は、実用型に明記する。 例) F 9 A (L) (左手)
・※つけた水栓は、大きさに従って廃棄として処分することとする。但し給湯用止水栓は、普通ごみとする。

品名	山口県標準品番	国土交通省標準記号
----	---------	-----------

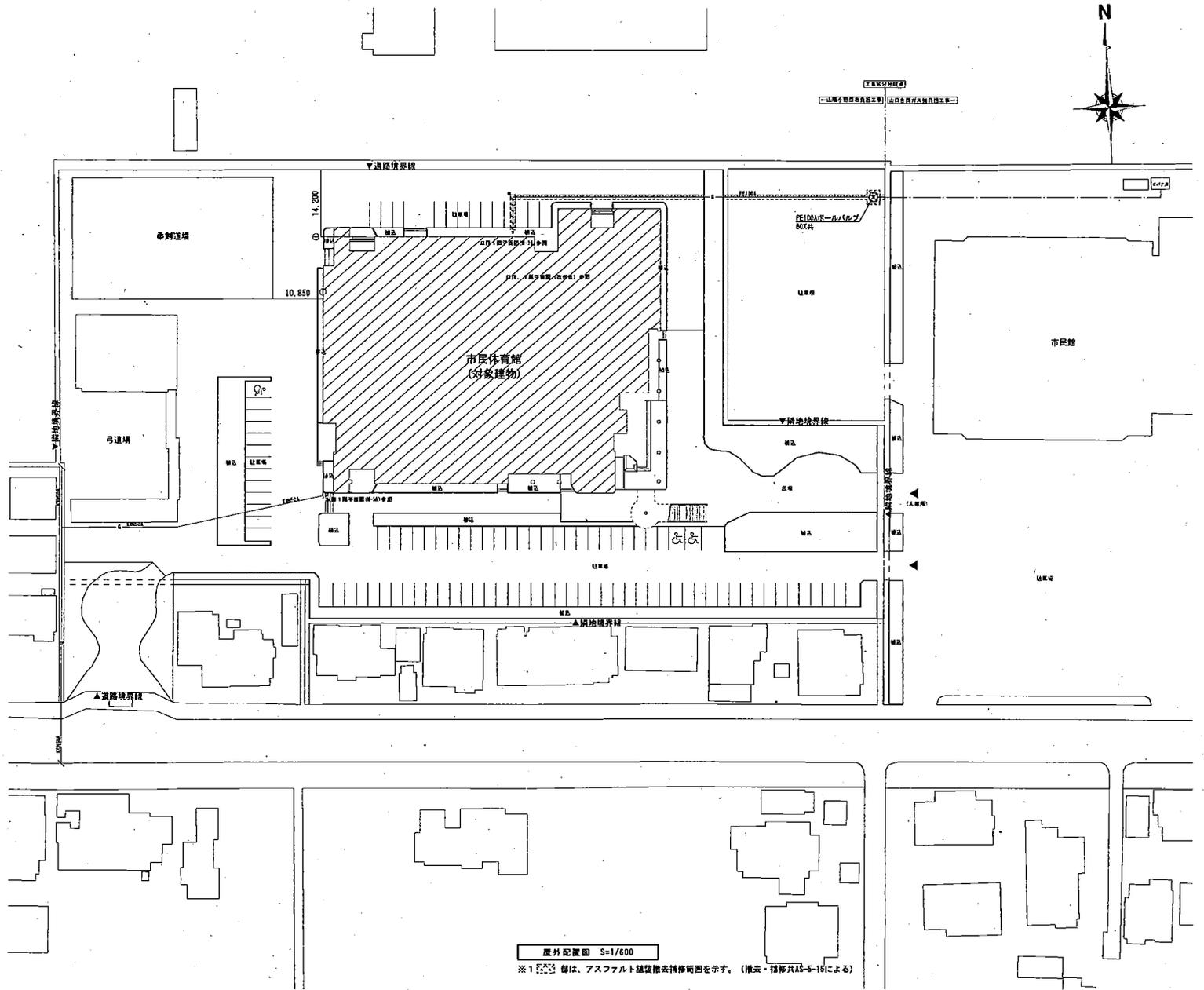


品名	備考	山口県標準品番	JIS記号
排水水栓	C形水栓 (T321)部分付	C	C
P形トラップ	(T31)部分付	P	-
排水水栓	ワンチップ (排水水栓)	T 8 A	T 8 A
排水水栓	ワンチップ (T1)排水水栓)	T 8 B	T 8 B
洗濯機用排水トラップ	ワンチップ (排水水栓)	T 8 C A	-
洗濯機用排水トラップ	ワンチップ (T1)排水水栓)	T 8 C B	-
洗しトラップ	ステンレス洗し用 (ストレート付)	T 14 A A	T 14 A A
洗しトラップ	ステンレス洗し用 (洗付付)	T 14 A B	T 14 A B
洗しトラップ	コンクリート洗し用 (ストレート付)	T 14 B A	T 14 B A
洗しトラップ	コンクリート洗し用 (洗付付)	T 14 B B	T 14 B B
洗し排水器具	ステンレス洗し用 (ストレート付)	C-AA	-
洗し排水器具	ステンレス洗し用 (洗付付)	C-AB	-
30分10秒排水トラップ	S A N 4 排水受付 40 P 排水トラップ	T 15	-
30分10秒排水トラップ	S A N 4 排水受付 40 P 排水トラップ (排水受付付)	T 15-R	-
JIS規格排水水栓	(ゴム製排水水栓)	SNA-R	SNA-R
プラスチック排水水栓	樹脂製	P L T	-
排水水栓	ビニール製	EVA	-
排水水栓	ビニール製(排水水栓)	DVA T	-
排水水栓	ガス管用化形	G O A T	-
排水水栓	ガス管用化形 (T1)排水水栓)	G O B T	-
排水水栓	樹脂製	G E	-
排水水栓	樹脂製	V G O	-
排水水栓	塩化ビニルキャップ	V R	-
排水水栓	(内径付、外径付)	I D N	-
排水水栓	1.5mm ~ 2.0mm	M D	-
排水水栓	固定金具付き	B 3	-

注) ・表中記載以外の品番は、国土交通省大臣官署官庁事務庁建築設備等の公共建築工事仕様仕様書(仕様設備工事編、令和4年版、欄外3)による。
・30分10秒のワンチップについては、樹脂製のものを除く。

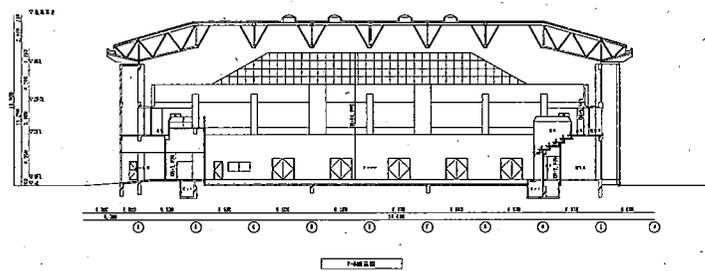
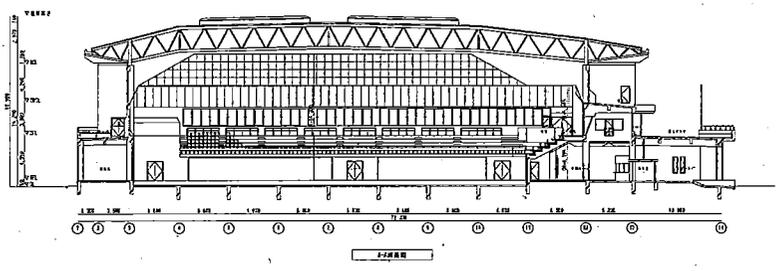
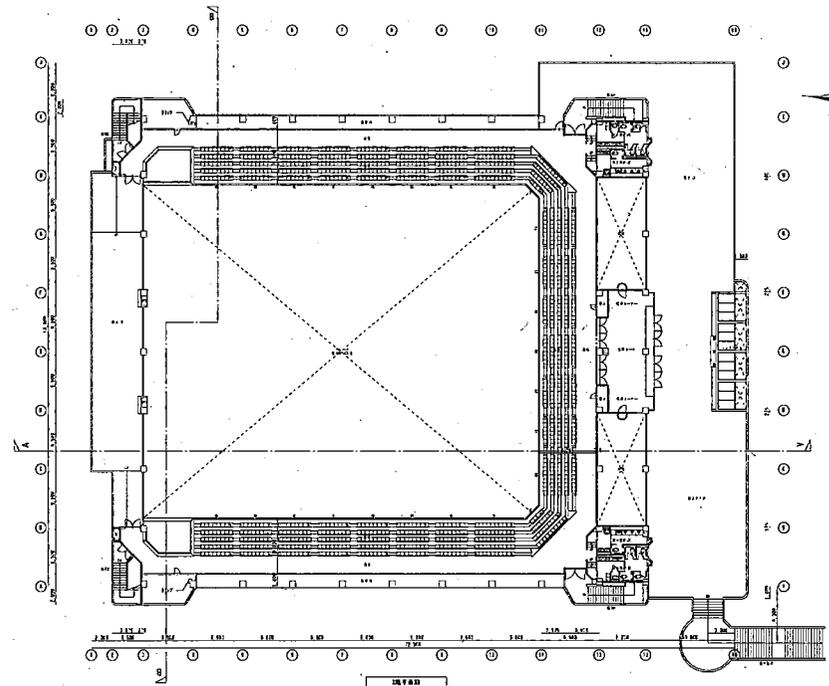
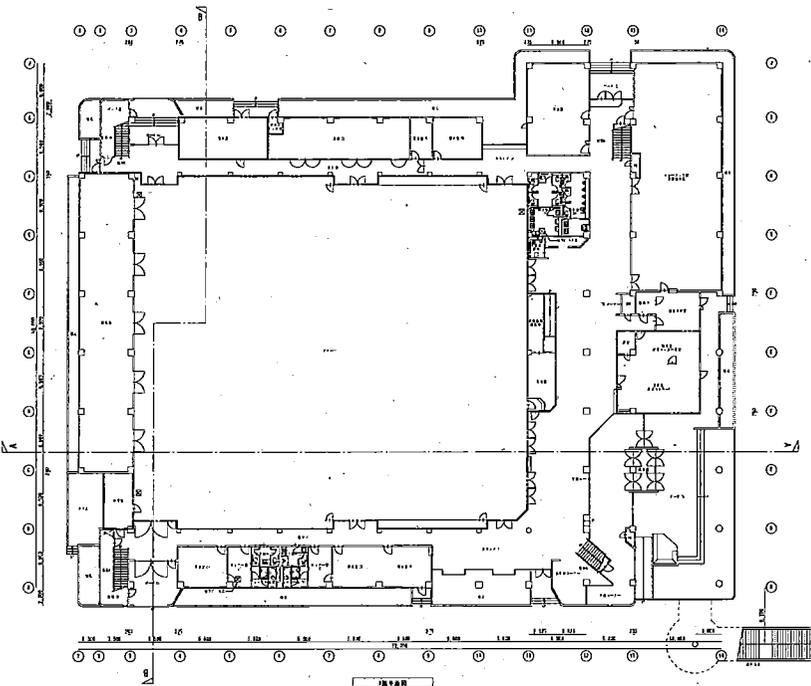


付近見取り図



屋外配置図 S=1/600
 ※1 舗装は、アスファルト舗装指定積算範囲を示す。(積去・積算表S-16による)

	小野田市市民体育館整備事業 (建築・機械設備工事)	JOB TITLE 付近見取り図・屋外配置図	SCALE S = 1:600 (A3=71%)
	ざくら設計株式会社 <small>〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1</small>	ARCHITECTURAL OFFICE さくら設計株式会社 <small>〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1</small>	REVISION M-05



凡例	
	防火区画

	TITLE	市民体育館整備事業（建築・機械設備工事）	JOB TITLE	防火区画図	SCALE	S = 1:400 (A3-2176)
	REVISION	さくら設計株式会社 1-6-1 東京都中央区新富町 2-10-1 丸の内線 新富町駅	REVISION		JOB NO.	Y-05

空調機器表1 (新設)				
記号	機器名称	機器仕様	数量	設置場所(系統)
QHP-1	ガスヒートポンプチャラー	形式: 一体型 冷凍能力: 7.1, 0kW 加熱能力: 8.0, 0kW 冷水温度: 入口12°C 出口7°C 温水温度: 入口45°C 出口50°C 冷水流量: 18.3L/min 損失水頭: 冷水 1.8, 0kPa 燃料種別: 都市ガス(13A) 燃料消費量(冷凍/加熱): 6.8, 2kW/6.3, 2kW 電 源: 3相200V 消費電力(冷凍/加熱): 1.8, 0kW/1.7, 4kW 運転騒音(SPL): 70dB以下 付属品: テラコントロール (3台1組)	3	屋外
PCH-1	冷水ポンプ	形式: ステンレス製 ライン型 (屋外仕様) 能力: 6.5m ³ /min × 6.49L/min × 17m 電 源: 3相200V 電動機: 3, 7kW 付属品: 圧力計 注1: 上記仕様(口径・水量・揚程)は採用メーカー仕様により現場仕様とする。	1	屋外
TEX-1	密閉形横式圧縮タンク	形式: 空調用 (屋外仕様) 容 量: 100L 最大収容量: 31L 最高使用圧力: 0.7MPa 初期充填圧力: 0.4MPa 付属品: 床固定金物 注1: 上記仕様(容量・最大収容量)は採用メーカー仕様により現場仕様とする。	1	屋外
GHP-1	ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機 (屋外機)	形式: マルチパッケージ形 冷 房: 8.5, 0kW 暖 房: 9.5, 0kW 燃料種別: 都市ガス(13A) 燃料消費量(冷房/暖房): 7.8, 0kW/6.9, 2kW 電 源: 3相200V 消費電力(冷房/暖房): 1.8, 0kW/1.7, 4kW 付属品: 冷媒分岐管 × 4	1	屋外 (2階北系統)
GHP-1-1	ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機 (屋内機)	形式: 床置形 冷 房: 1.4, 0kW 暖 房: 1.8, 0kW 電 源: 1相200V 送風機: 0, 1kW 付属品: リモコンスイッチ (本体取付)	6	2階北廊下

空調機器表2 (新設)				
記号	機器名称	機器仕様	数量	設置場所(系統)
GHP-2	ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機 (屋外機)	形式: マルチパッケージ形 冷 房: 8.5, 0kW 暖 房: 8.3, 0kW 燃料種別: 都市ガス(13A) 燃料消費量(冷房/暖房): 4.5, 3kW/4.3, 3kW 電 源: 3相200V 消費電力(冷房/暖房): 1.2, 4kW/0.7, 4kW 付属品: 冷媒分岐管 × 3	1	屋外 (2階南系統)
GHP-2-1	ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機 (屋内機)	形式: 床置形 冷 房: 1.4, 0kW 暖 房: 1.8, 0kW 電 源: 1相200V 送風機: 0, 1kW 付属品: リモコンスイッチ (本体取付)	4	2階南廊下
GHP-3	ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機 (屋外機)	形式: マルチパッケージ形 冷 房: 8.5, 0kW 暖 房: 9.5, 0kW 燃料種別: 都市ガス(13A) 燃料消費量(冷房/暖房): 7.8, 0kW/6.9, 2kW 電 源: 3相200V 消費電力(冷房/暖房): 1.8, 0kW/1.7, 4kW 付属品: 冷媒分岐管 × 4	1	屋外 (2階南系統)
GHP-3-1	ガスエンジンヒートポンプ式 空気調和機 (屋内機)	形式: 床置形 冷 房: 1.4, 0kW 暖 房: 1.8, 0kW 電 源: 1相200V 送風機: 0, 1kW 付属品: リモコンスイッチ (本体取付)	6	2階南廊下
SC	集中管理リモコン	形式: 壁掛形 タッチパネル式 (電気総合盤に組み込み) 機能: ①各室の運転・停止・設定温度変更・運転・異常表示 ②個別リモコン操作の禁止・温度変更の制限 ③各室内機の一括運転・停止 電 源: 1相100V 管理機器: GHP-1~3	1	1階事務室

注記 1. 消費電力、流量・静圧は参考値とする。 2. 必要に応じて冷媒ガスを充填すること。
3. ガスヒートポンプチャラーの冷房・暖房能力は、温度補正後の必要能力を示す。(JIS B 8613)
4. ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機の冷房・暖房能力は、温度補正及び冷媒量補正後の必要能力を示す。(JIS B 8616)

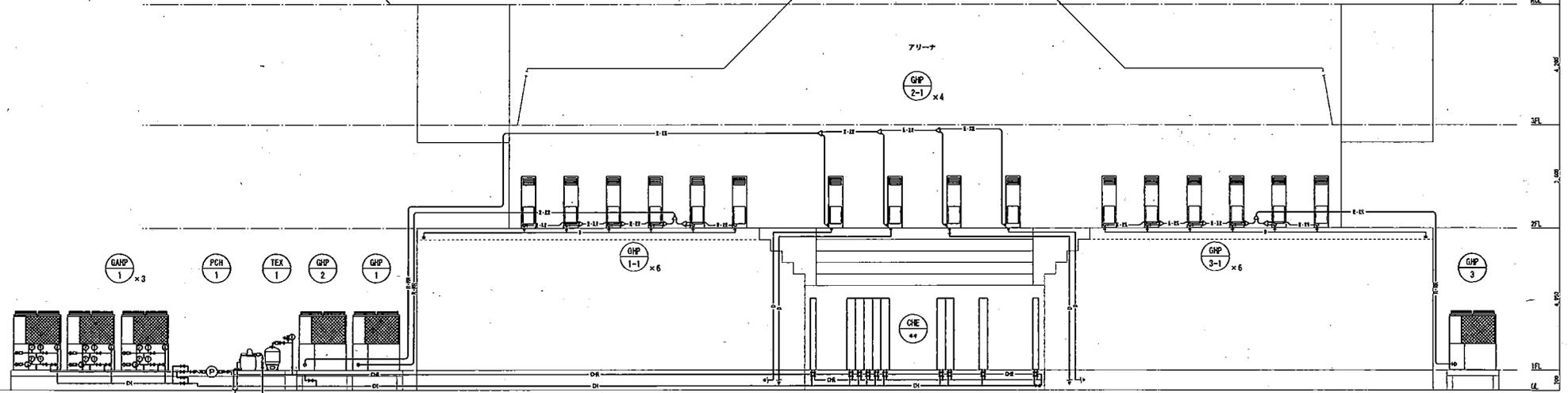
空調機器表3 (新設)									
系 統	輻射パネル番号	冷房能力 kW/組 (Δ5°C)	暖房能力 kW/組 (Δ5°C)	パネル水量 L/min・組	パネル寸法 (概略寸法)		定流量弁	付属品	輻射パネル参考図
					パネル幅 (mm)	パネル高 (mm)			
北側系統	CH E-1	30.12	32.95	98.00	15,230	2,500	20A×14	各輻射パネル共通 ・自動エア抜き×パネルユニット数 ・注連バルブ×パネルユニット数 ・パネルユニットとの接続は、フレキ管(空調用三層ポリ管等)とする ・防球ガード(メーカー仕様による) ・耐久強度はフットサル競技程度とし工場試験成績書を提出すること ・反射断熱材(メーカー仕様による) ・電線対策で接地が必要な場合は、納入業者の責任施工とする ・その他メーカー付属品一式	
	CH E-2	5.30	5.99	16.04	2,150	3,000	20A×2		
	CH E-3	21.52	23.53	70.00	10,870	2,500	20A×10		
	CH E-4	2.15	2.35	7.00	1,060	2,500	20A		
東側系統	CH E-5	13.26	14.97	40.10	5,420	3,000	20A×5		
	CH E-6	5.30	5.99	16.04	2,150	3,000	20A×2		
	CH E-7	2.65	2.99	8.02	1,060	3,000	20A		
	CH E-8	2.15	2.35	7.00	1,060	2,500	20A		
南側系統	CH E-9	21.52	23.53	70.00	10,870	2,500	20A×10		
	CH E-10	5.30	5.99	16.04	2,150	3,000	20A×2		
西側系統	CH E-11	30.12	32.95	98.00	15,230	2,500	20A×14		
	CH E-12	2.15	2.43	7.00	1,060	3,500	20A		
	CH E-13	6.31	7.12	18.64	2,150	3,500	20A×2		
	CH E-14	9.46	10.67	27.96	3,240	3,500	20A×3		
	CH E-15	9.46	10.67	27.96	3,240	3,500	20A×3		
	CH E-16	6.31	7.12	18.64	2,150	3,500	20A×2		

注記 1. 輻射パネルの冷房能力及び暖房能力は記載能力以上とする。
2. 輻射パネル毎の配管水量は参考とし、必要水量は採用輻射パネルによる決定する。
3. パネル幅は記載寸法以内とし、採用輻射パネルメーカー規格に準ずる。但しパネル高さは記載寸法を基準とする。
4. 断エースウォーターシート同等品とし、上記仕様と適合すること。

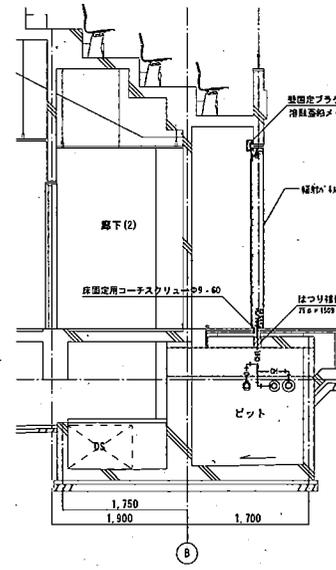


TITLE	市民体育館整備事業 (建築・機械設備工事)	JOB TITLE	空調機器表1・2・3 (改修後)	SCALE	1/50 (A3=1/50)
DATE	2024.04.04	DESIGNER	さくら設計株式会社	JOB No.	E-07

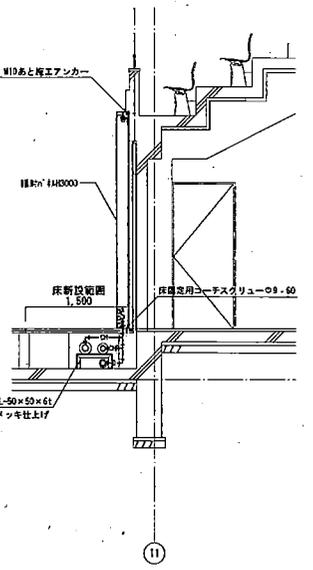
凡 号	名 称	規 格
—01—	冷温水管 (付金)	空調配管用高強度ポリエチレン管 (SD 50A以上)
—04—	冷温水管 (通り)	塩素付金属強化ポリエチレン管 (FD 50A未満)
—11A—	冷温水管	新熱付金属管
—8—	ドレン管	硬質ポリ塩化ビニル管 (PVC)
—1—	給水管	水道用高強度化ポリエチレン管 (SGP-VV)
—2—	排水管	硬質ポリ塩化ビニル管 (PVC)



空調配管系統図 (改修後) No Scale



アリーナ南側配管断面図 (参考) S=1:50

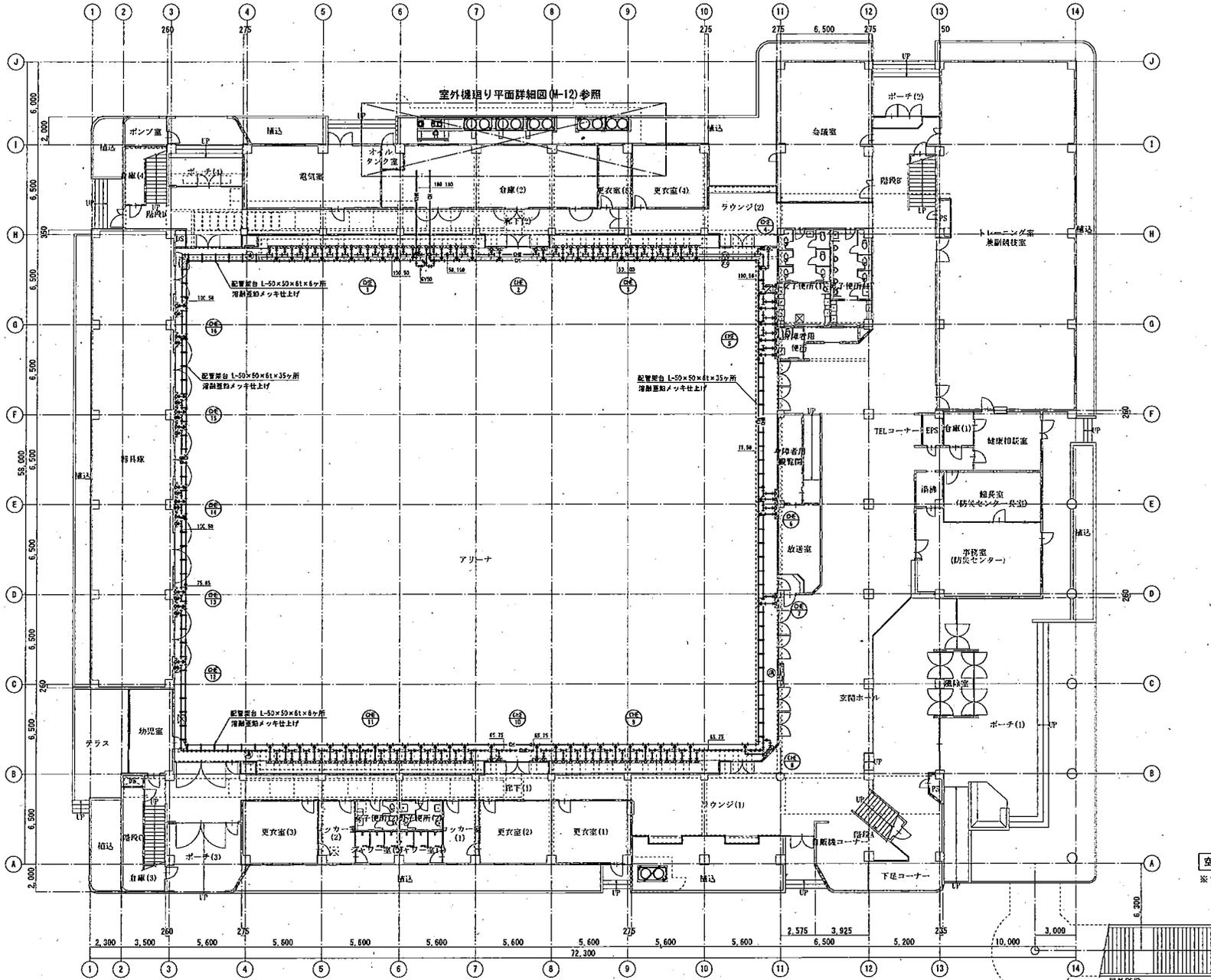


アリーナ東側配管断面図 (参考) S=1:50



TITLE	市民体育館整備事業 (建築・機械設備工事)
ARCHITECTURAL OFFICE	さくら設計株式会社

JOB TITLE	空調配管系統図 (改修後) アリーナ南・東側配管断面図	SCALE	S = 1:200, 1:50 (A3/11%)
POSITION		JOB NO.	T-03



凡 例	
図示記号	通 用
—	大東線：新設
---	細東線：既設（再使用）

空調設備 1階平面図 (改修後) S=1:200
 ※1 隣接バネルの冷温水管接続サイズは20Aとする。



SHINJI
 SHINJI
 SHINJI

TITLE
 市民体育館整備事業 (建築・機械設備工事)

MAKER
 ARCHITECTURAL OFFICE
 さくら設計株式会社
1-14-1 東区東区 東区 東区

JOB TITLE
 空調設備 1階平面図 (改修後)

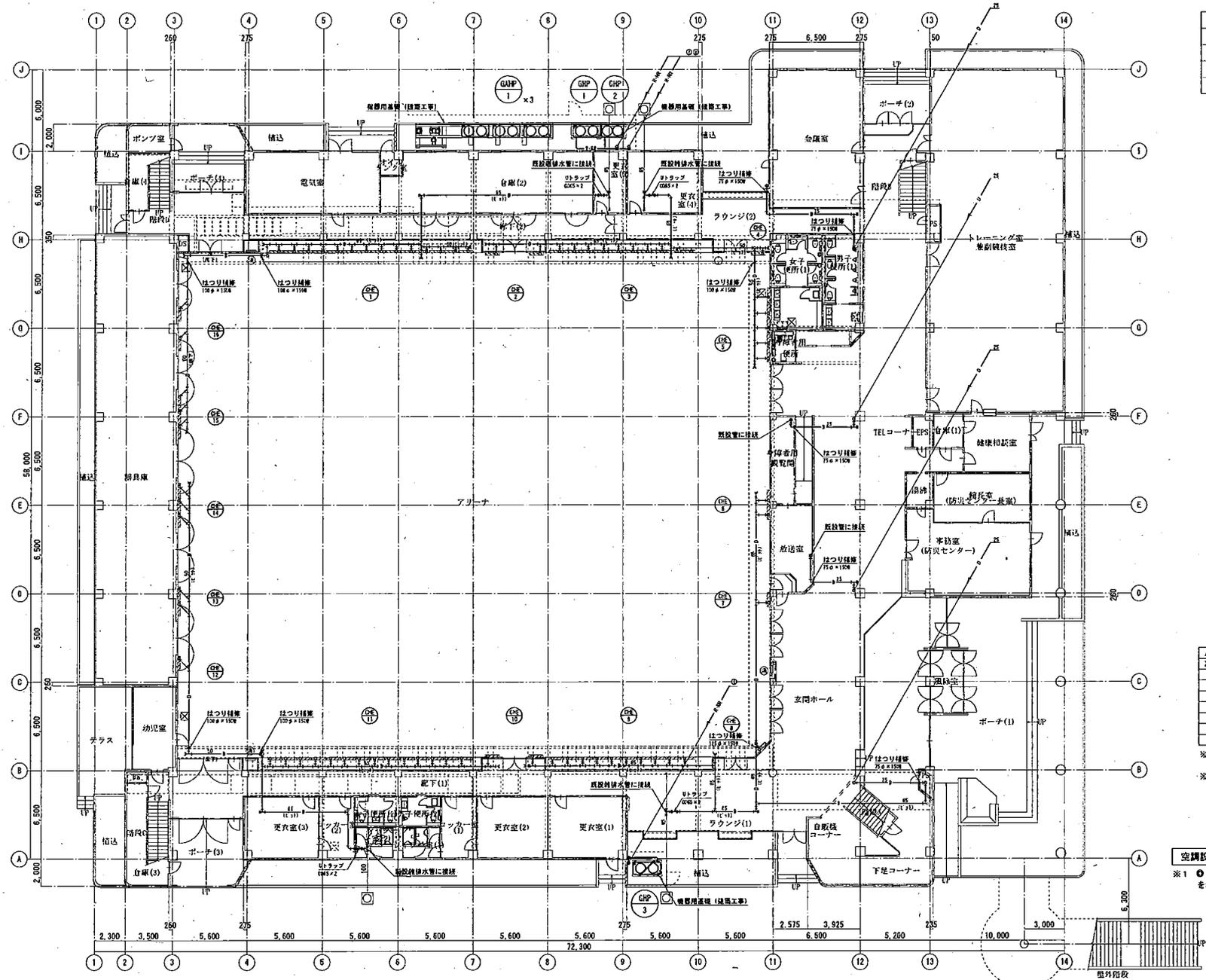
SECTION

SCALE
 S = 1:200
 (A3) (1/16)

JOB No.
 Y-03



凡例	
図示記号	適用
—	大規模：新設
- - -	細規模：既設（再使用）

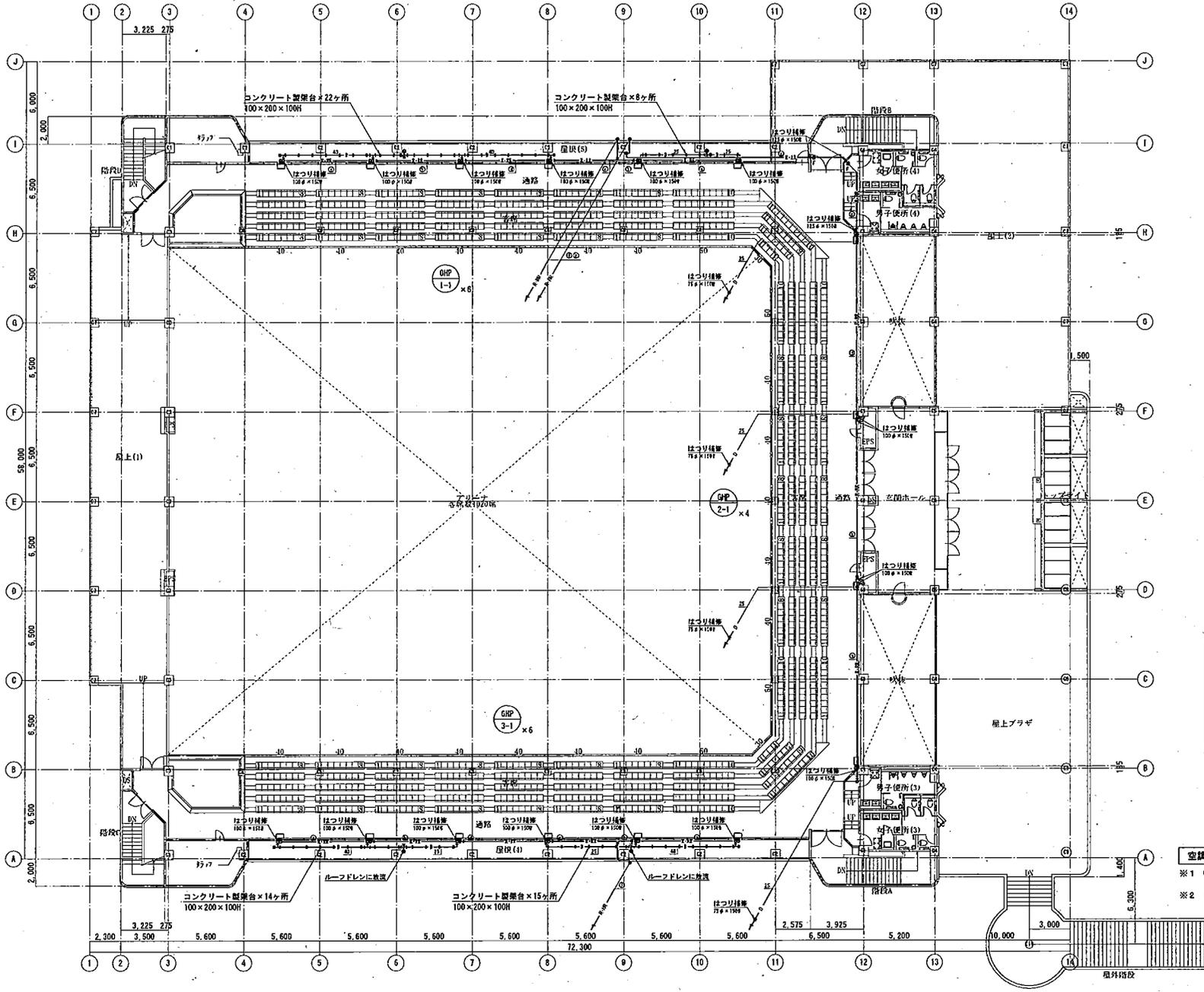


凡例	
冷媒配管サイズ（参考）	
①	液管：9.5φ ガス管：15.9φ
②	液管：9.5φ ガス管：22.2φ
③	液管：12.7φ ガス管：25.4φ
④	液管：12.7φ ガス管：28.6φ
⑤	液管：15.9φ ガス管：31.8φ

- ※1： 鋼材パネルのドレン管サイズは25Aとし、間接排水とする。
- ※2： GHP室内側のドレン管サイズは20Aとする。

空調設備 1階平面図（冷媒・ドレン）S=1:200
 ※1 ①は、防火区画貫通耐火配管（国土交通大臣認定工法）を示す。

 SAGA ARCHITECTURAL OFFICE	TITLE	市民体育館整備事業（建築・機械設備工事）	JOB TITLE	空調設備 1階平面図（冷媒・ドレン）	SCALE	S = 1:200 (1/200)
	MAKER	ARCHITECTURAL OFFICE	DESIGNER		JOB NO.	Y-10
		さくら設計株式会社				

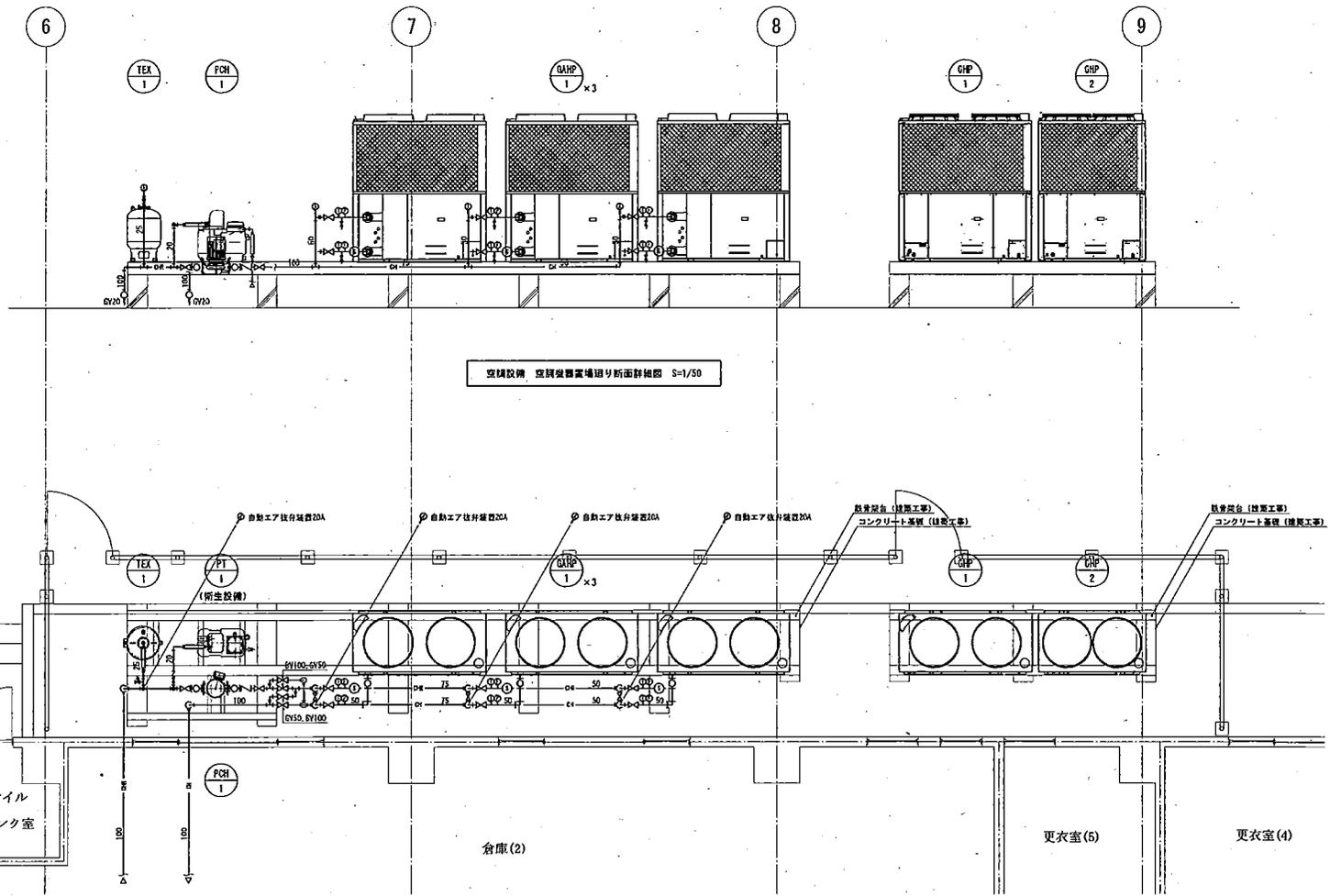


凡例	
○ 図示記号	適用
—	太実線: 新設
—	細実線: 既設 (再使用)

凡例	
冷暖配管サイズ (参考)	
①	液管: 9.5φ ガス管: 15.9φ
②	液管: 9.5φ ガス管: 22.2φ
③	液管: 12.7φ ガス管: 25.4φ
④	液管: 12.7φ ガス管: 28.8φ
⑤	液管: 15.9φ ガス管: 31.8φ
⑥	液管: 19.1φ ガス管: 31.8φ

※1 種別パネルのドレン管サイズは25Aとし、間接排水とする。
※2 QHP室内機のドレン管サイズは20Aとする。

空調設備 2階平面図 (冷媒・ドレン) S=1:200
※1 ○fは、防火区画貫通許容火阻値 (国土交通大臣認定工法) を示す。
※2 客席の座席はアスベスト含有しているため、はつり工事の際は、レベル3石綿建材除去に準じた作業手順とすること。



空調設備 空調機器置場廻り断面詳細図 S=1/50

空調設備 空調機器置場廻り平面詳細図 S=1/50

TEX-1 (1台)	
GV25	1
FJ25	1
送風機	1
自動エア送分装置20A	1

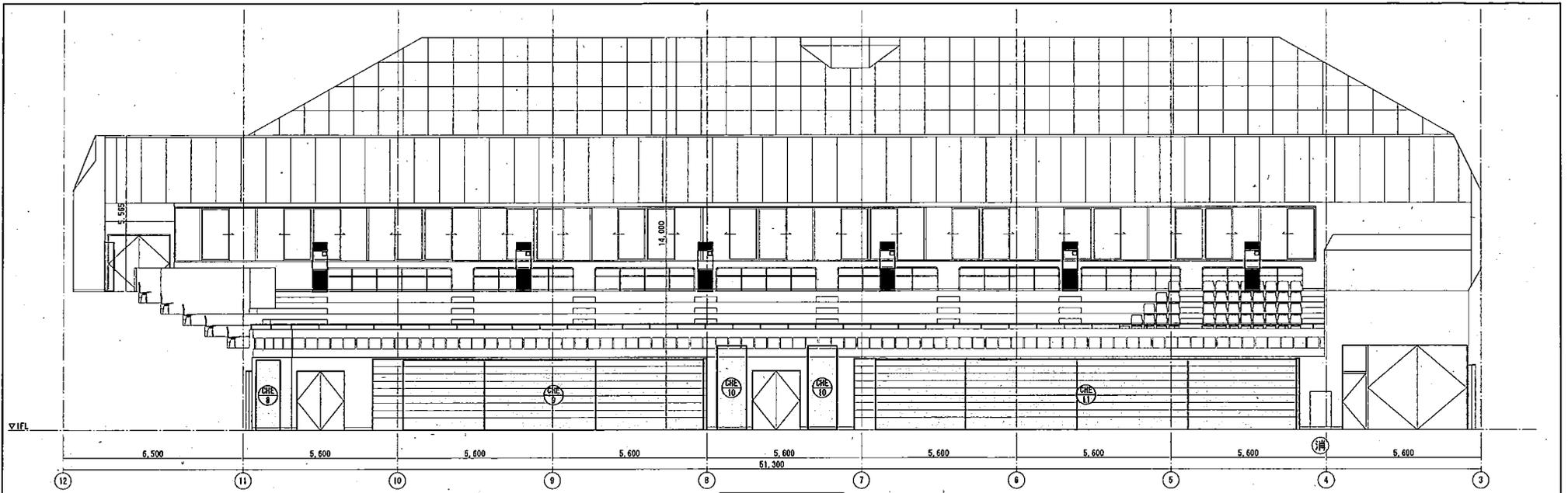
PT-1 (1台)	
GV20 (20)	1
GV20	1
FJ20	1

FCH-1 (1台)	
GV100	2
GV100	1
送風機手100(金床付)	2

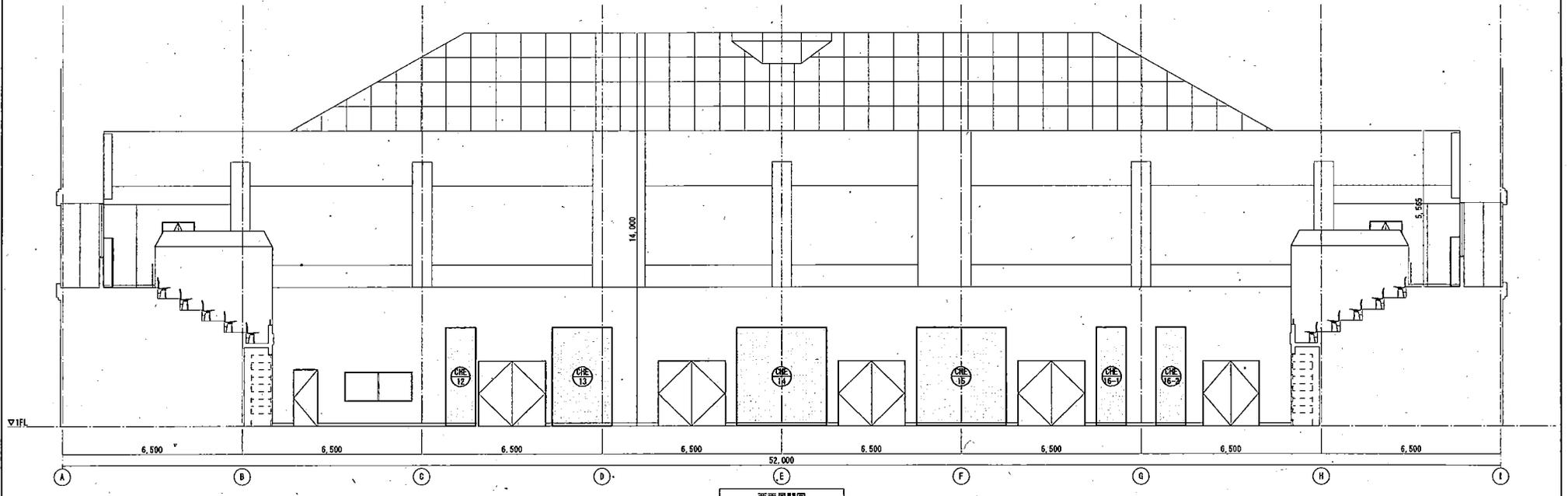
QHP-1 (3台)	
GV50	3
GV20	2
ストレーナー50	1
送風機手50(金床付)	2
温度計	2
圧力計	1
観音渡船計	1
自動エア送分装置20A	1



市民体育館整備事業 (建築・機械設備工事)
 空調設備 空調機器置場廻り平面詳細図 (改修後)
 1988年12月 第1344号 第2頁

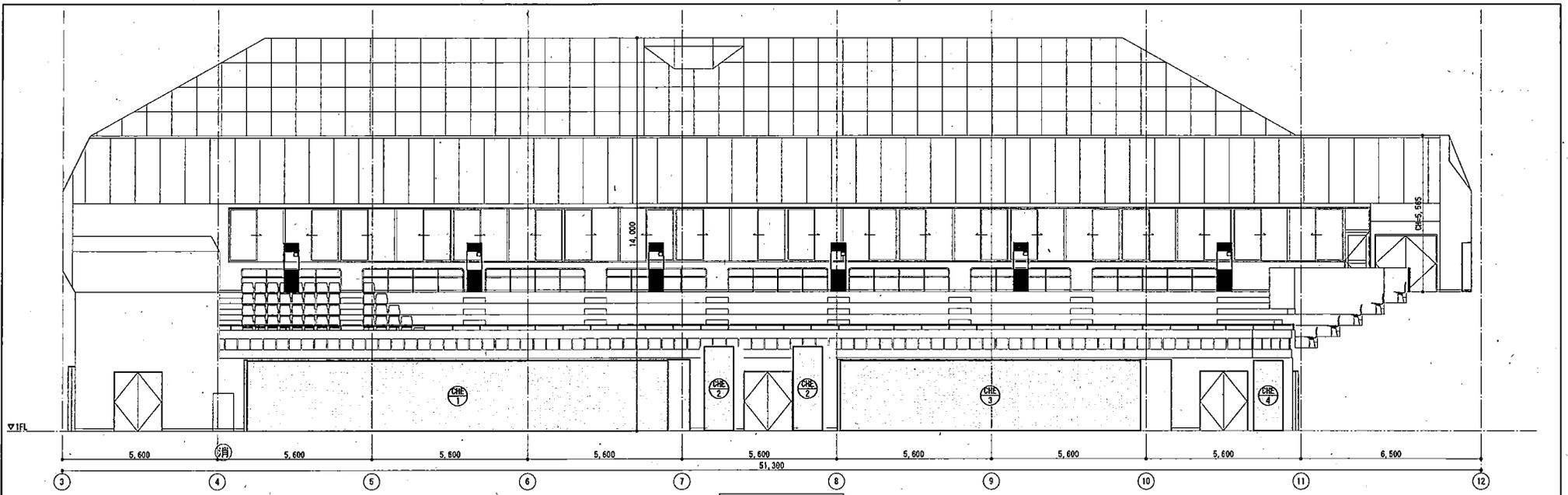


南面展開図

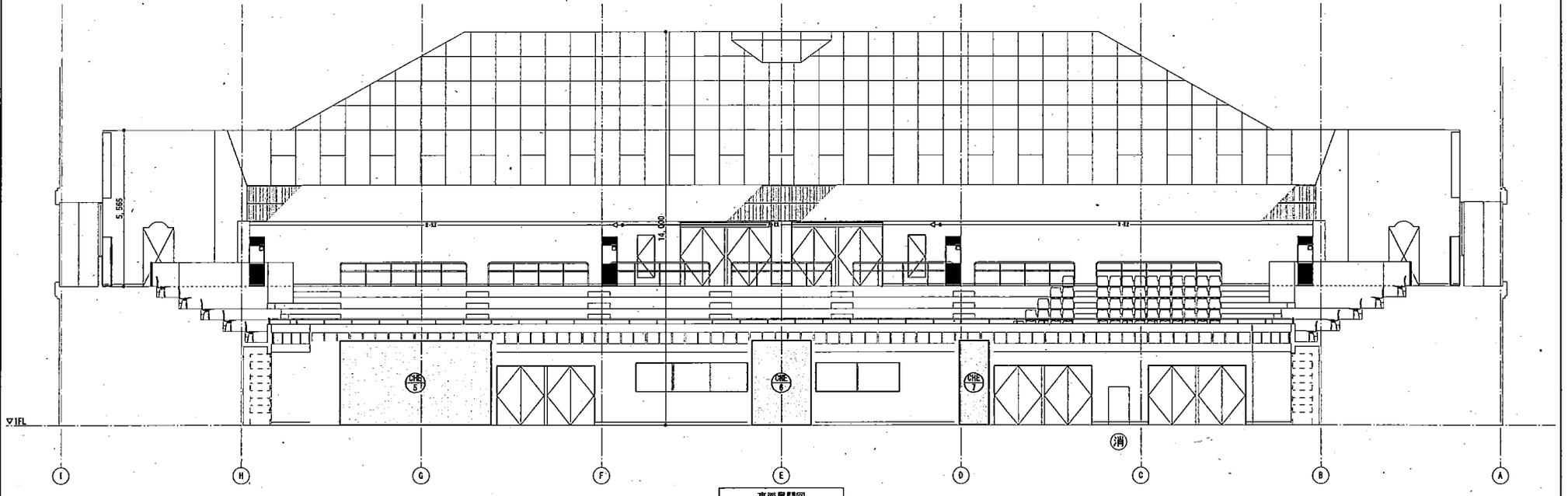


西面展開図

	TITLE 市民体育館整備事業（建築・機械設備工事）	JOB TITLE 種射パネル配置展開図（南西）	SCALE S = 1/100 (A3=11%)
	ARCHITECTURAL OFFICE さくら設計株式会社 <small>〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1</small>	POSITION 建築士	JOB NO. F-13



北面展開図



東面展開図

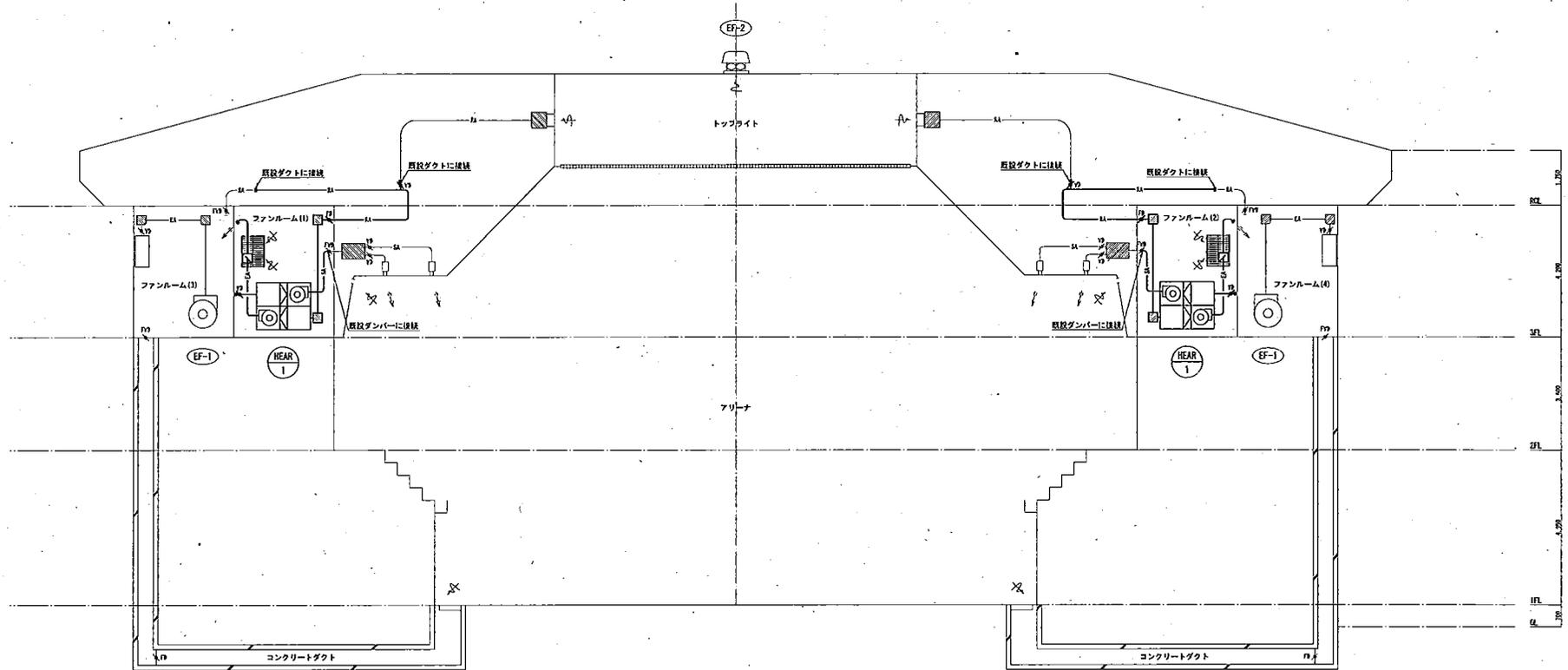
	TITLE 市民体育館整備事業（建築・機械設備工事）	JOB TITLE 輻射パネル配置展開図（北東）	SCALE S = 1:100 (A3/215x)
	ARCHITECTURAL OFFICE さくら設計株式会社 <small>1484東京支店 03(3446) 東京支店</small>	REVISION 	JOB NO. Y-14

換気機部表 (新設)					
記号	機器名称	機器仕様	数量	設置場所(系統)	備考
HEAR-1	全熱交換器	形式: 回転ユニット形・床置形 風量: 総風: 21,600m ³ /h 排気: 19,900m ³ /h 全熱交換効率: 70% 特 征: 給気100Pa 排気520Pa (RA390Pa EA130Pa) 電動機: 給気 3相200V 11.0kW 排気 3相200V 15.0kW ロータ 3相200V 0.4kW 付属品: 制御盤、スプリング防振架台、予備フィルター100%	2	ファンルーム(1) ファンルーム(2)	KH=2.00 ※分期納入とする 参考型番: EU-2400FA-e
EF-4	ストレートシロッコファン	形式: 消音形 風量: 1250m ³ /h 機外静圧: 90Pa 電源: 1φ100V 送風機 0.15kW 付属品: 防振吊金物	1	1F 男子・女子便所(1) ・多目的便所	参考型番: BFS-100SUG2
EF-5	ストレートシロッコファン	形式: 消音形 風量: 780m ³ /h 機外静圧: 60Pa 電源: 1φ100V 送風機 0.15kW 付属品: 防振吊金物	2	2F 男子・女子便所(3) 2F 男子・女子便所(4)	参考型番: BFS-65SUG2
VF-1	換気扇	形式: 天井埋込形 (サンタリー用) 風量: 170m ³ /h 機外静圧: 40Pa 電源: 1φ100V 送風機 0.10kW 付属品: 吊金物、強制スイッチ	2	1F 男子便所(2) 1F 女子便所(2)	参考型番: VD-15ZPC14
VF-2	換気扇	形式: 天井埋込形 (サンタリー用) 風量: 50m ³ /h 機外静圧: 10Pa 電源: 1φ100V 送風機 0.10kW 付属品: 吊金物	4	1F シャワー室	参考型番: VD-10ZC14

注1. 風量及び機外静圧の()内の数値は、機器単体の標準換気量(標準回転)を示す。

チャンバーリスト												
記号	設置場所	名称	チャンバー					フィルター			数量	備考
			寸法	板厚	点検口	保温	中仕切板	形式	寸法	枚数		
①	ファンルーム(1), (2)	RAチャンバー	1100×1050×850H	0.8t	400×500	GR25t	-	-	-	-	2	
②	ファンルーム(1), (2)	RAチャンバー	1100×1500×900H	0.8t	400×500	GR25t	-	-	-	-	2	

凡例	
図示記号	通 用
	VD, MD
	FD, FVD
	給気ダクト
	排気ダクト
	送気ダクト
	還気ダクト



換気ダクト系統図 (改修後) No Scale

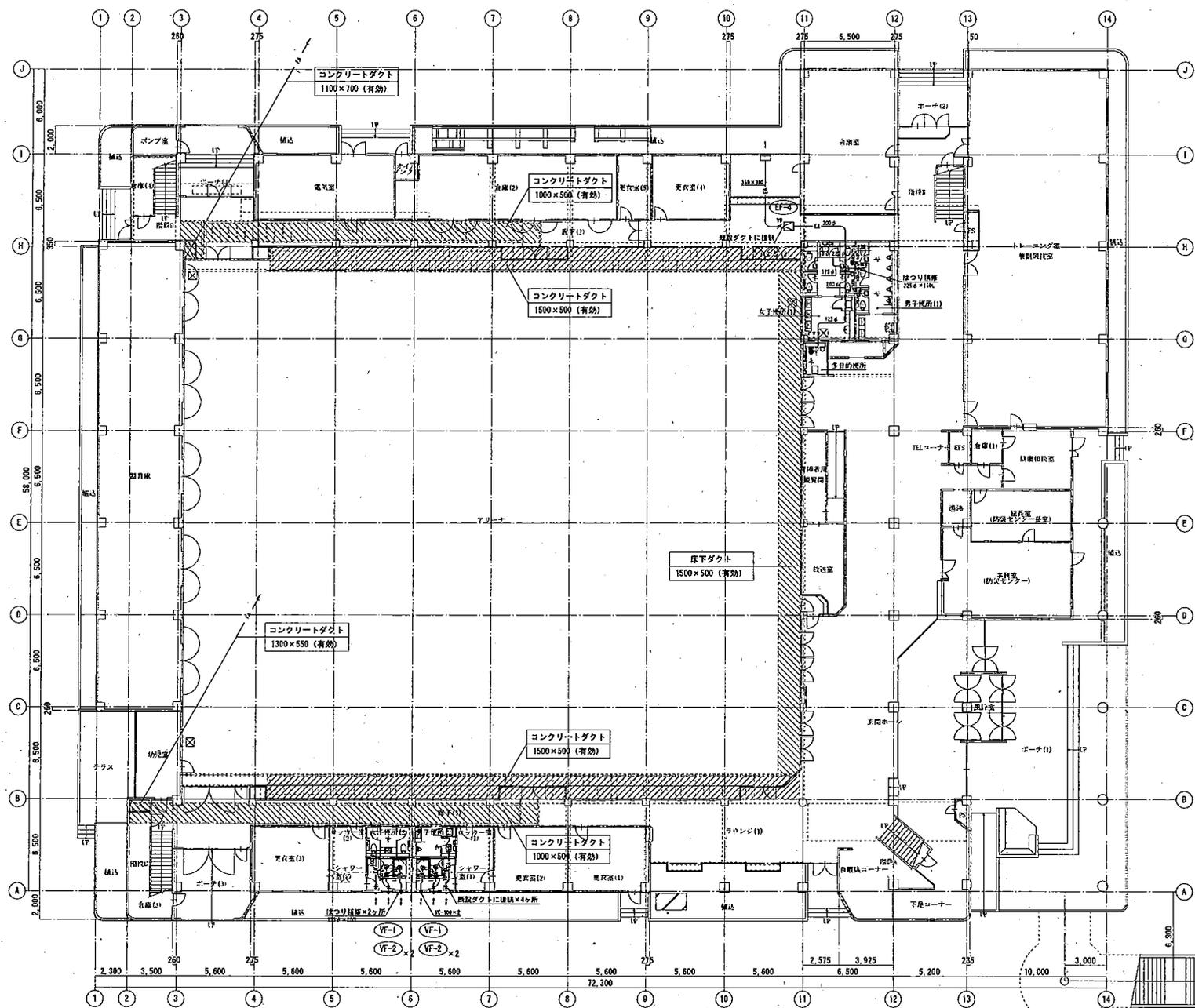
凡例	
図示記号	通 用
	本実施：新設
	細実線：既設 (再使用)



Project Name: 市民体育館整備事業 (建築・機械設備工事)
 Client: 市民体育館整備事業 (建築・機械設備工事)
 Designer: さくら設計株式会社
 Address: 東京都中央区新富町一丁目1番1号

Project Title: 換気ダクト系統図 (改修後)
 Scale: S=1/100 (A3=71%)
 Date: 2011.08.15

Author: さくら設計株式会社
 Designer: さくら設計株式会社
 Scale: S=1/100 (A3=71%)
 Page: 1/16



凡例	
図示記号	適用
——	大貫棒：新設
——	精貫棒：既設（再使用）

男子便所 (1)	
GYS-200 × 200	2
EA 270m ³ /h	
BOX-300 × 300 × 300H	

女子便所 (1)	
GYS-200 × 200	2
EA 300m ³ /h	
BOX-300 × 300 × 300H	

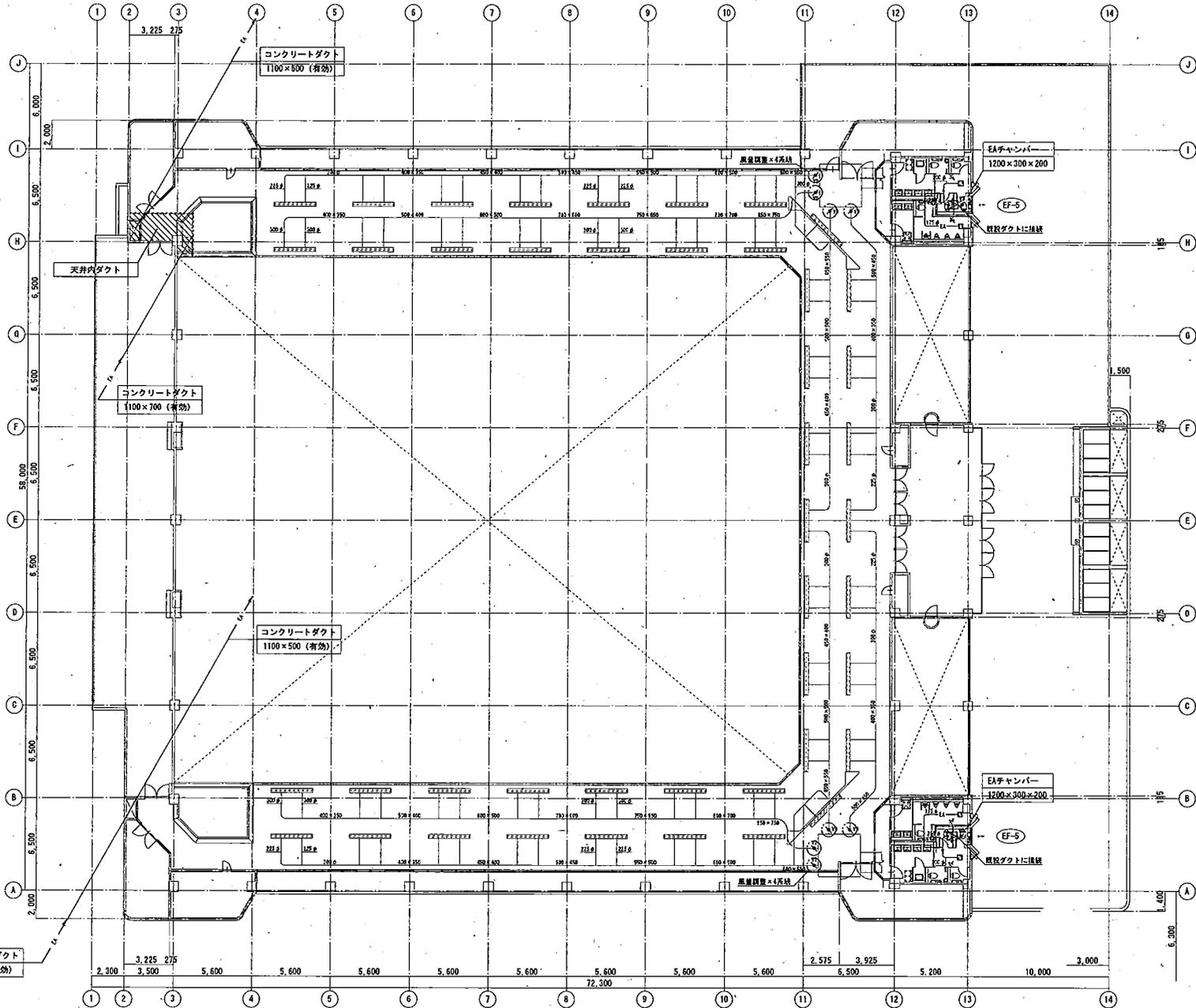
多目的便所	
GYS-100 × 100	1
EA 110m ³ /h	
BOX-200 × 200 × 200H	

換気設備 1階平面図 (改修後) S=1:200
 ※1 V0は、ステンレス製ベンドキャップ (防虫網付) を示す。



SCALE: 1/200
 TITLE: 市民体育館整備事業 (建築・機械設備工事)
 JOB TITLE: 換気設備 1階平面図 (改修後)
 DRAWN: さくらら設計株式会社
 CHECKED: さくらら設計株式会社

DATE: 2024.07.12
 NO. 1120
 SCALE: S = 1:200 (A3=71%)
 SHEET: F-17



凡例	
図示記号	適用
—	大案線：新設
—	細実線：既設（再使用）

男子便所(1)(2)	
GVS-200 × 200	2
EA 340m ³ /h	
BOX-300 × 300 × 300H	

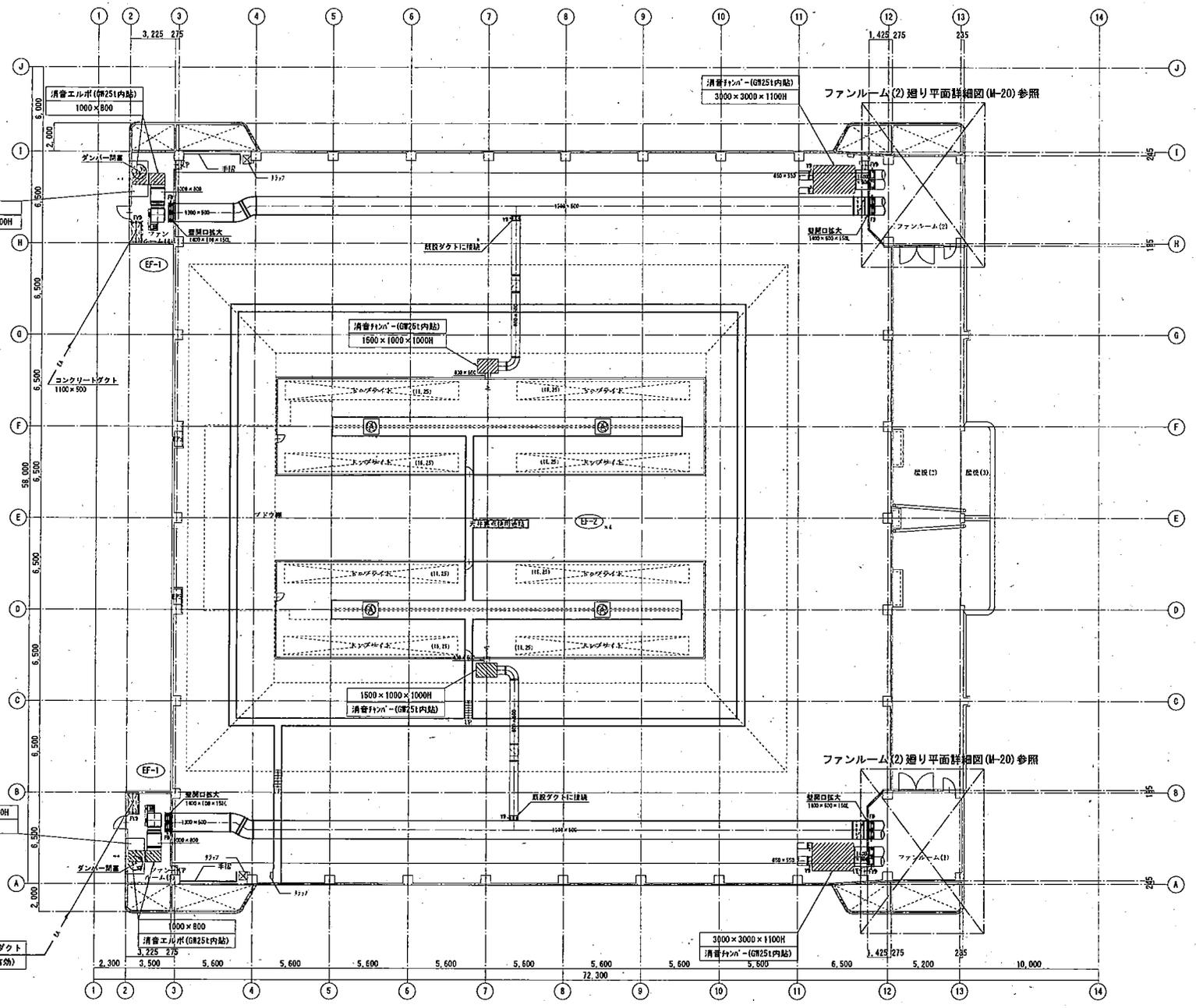
女子便所(1)(2)	
GVS-250 × 250	2
EA 440m ³ /h	
BOX-350 × 350 × 300H	

観覧席(前列)	
VTL-4-3000L	21
OA 1330m ³ /h	
BOX-300 × 500 × 3000L	

観覧席(後列)	
VTL-2-3000L	23
OA 670m ³ /h	
BOX-200 × 500 × 3000L	

換気設備 2階平面図(改修後) S=1:200

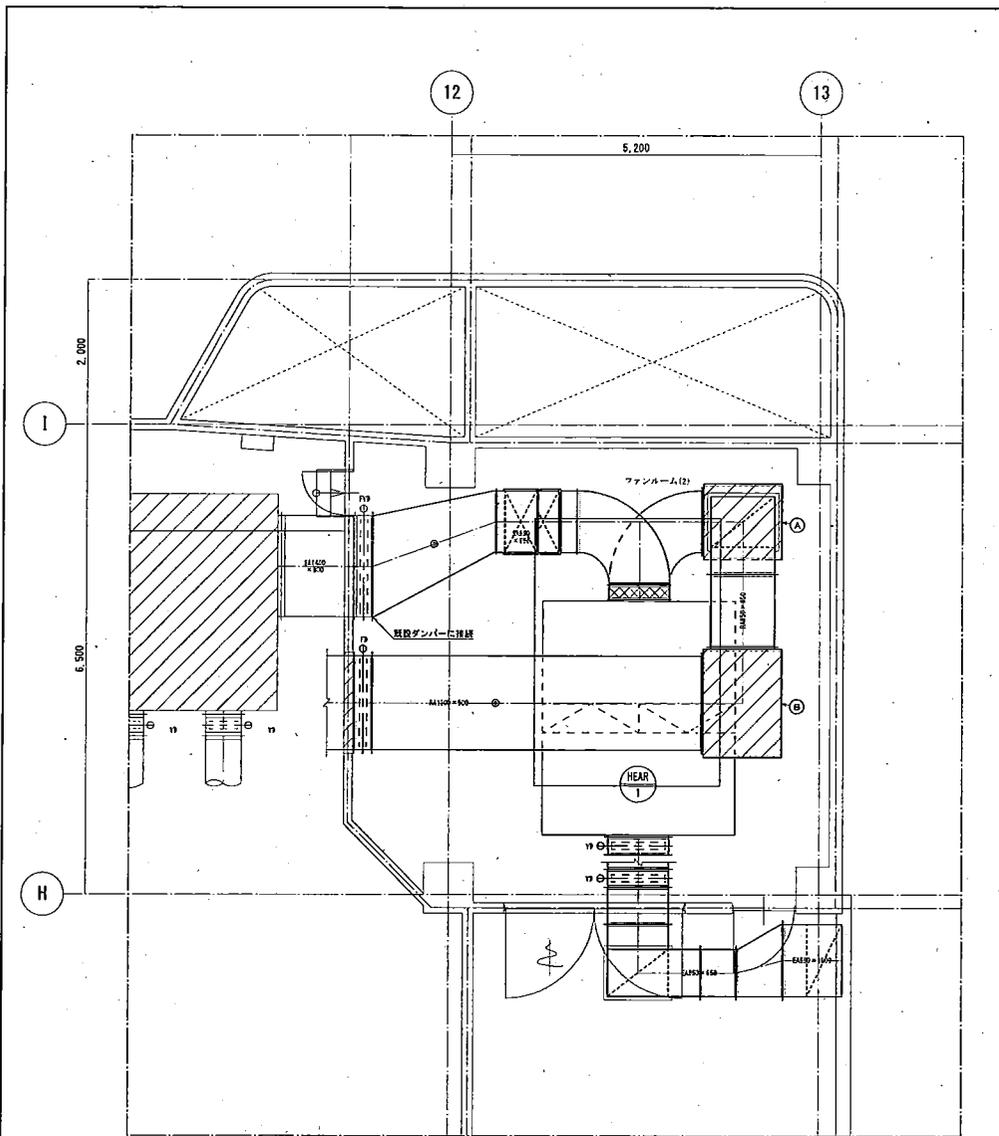
	市民体育館整備事業(建築・機械設備工事)	換気設備 2階平面図(改修後)	S=1:200 (A3-21%)
	さくら設計株式会社	改修後	Y-18



凡 例	
○	新設
—	本業線：新設
---	継業線：既設（再使用）

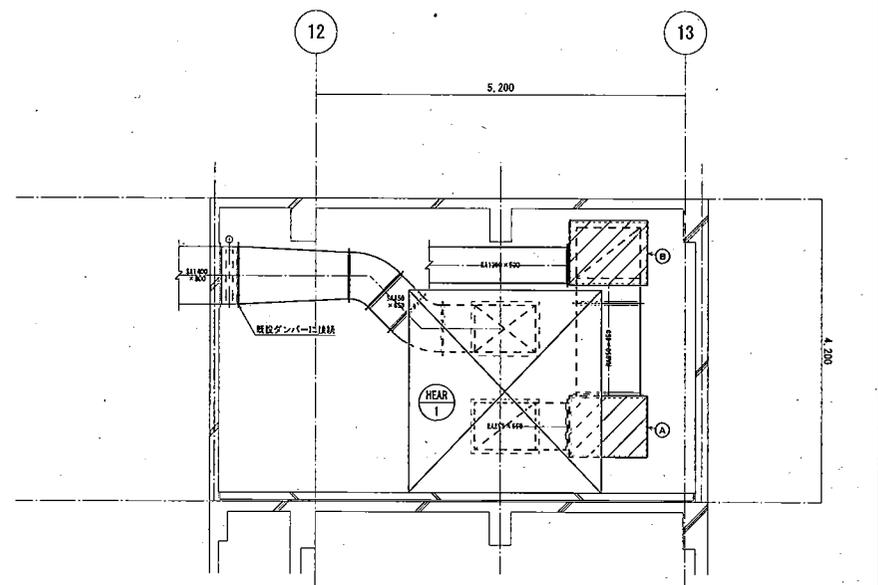
トップライト	
RA 6500lm/h	2

換気設備 3階平面図 (改修後) S=1:200
 ※1 ダクトは、梁又は母屋から吊り支持を行なうこと。

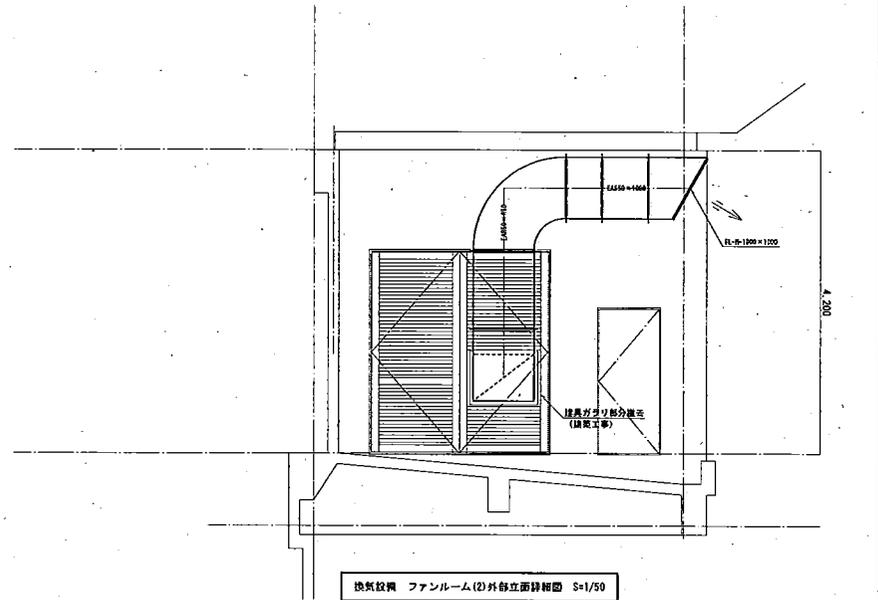


換気設備 ファンルーム(2)廻り平面詳細図 S=1/50

- ※1 ファンルーム(1)は、上層の上下層影線とする。
- ※2 屋外露出のダクトは、ガルバリウム鋼板製とする。
- ※3 ○ は風量測定口取付位置を示す。(取付個数は標準仕様書による)



換気設備 ファンルーム(2)廻り断面詳細図 S=1/50



換気設備 ファンルーム(2)外立面詳細図 S=1/50



--	--

TITLE	市民体育館整備事業(建築・機械設備工事)	JOB TITLE	SCALE
SAKURA	SAKURAIKENBUN OFFICE	換気設備 ファンルーム(2)廻り平面詳細図	S = 1:50 (A2=7176)
	さくら設計株式会社	NO.11304	JOB No.
	建築業登録 第1446号 資力3-1 乙		N-20

機 器 表		仕 様				電 源	台 数	備 考
記号	機器名称							
SE-2	LED照明器具	消費電力100W 20000lm φ300mm x 150mm	消費電力100W 20000lm φ300mm x 150mm	消費電力100W 20000lm φ300mm x 150mm	消費電力100W 20000lm φ300mm x 150mm	3φ-200V	1	LED照明器具
SE-2	LED照明器具	消費電力100W 20000lm φ300mm x 150mm	消費電力100W 20000lm φ300mm x 150mm	消費電力100W 20000lm φ300mm x 150mm	消費電力100W 20000lm φ300mm x 150mm	3φ-200V	1	LED照明器具
EF-1	天井照明器具	消費電力100W 20000lm φ300mm x 150mm	消費電力100W 20000lm φ300mm x 150mm	消費電力100W 20000lm φ300mm x 150mm	消費電力100W 20000lm φ300mm x 150mm	3φ-200V	2	天井照明器具
EF-2	天井照明器具	消費電力100W 20000lm φ300mm x 150mm	消費電力100W 20000lm φ300mm x 150mm	消費電力100W 20000lm φ300mm x 150mm	消費電力100W 20000lm φ300mm x 150mm	3φ-200V	4	天井照明器具
EF-3	LED照明器具	消費電力100W 20000lm φ300mm x 150mm	消費電力100W 20000lm φ300mm x 150mm	消費電力100W 20000lm φ300mm x 150mm	消費電力100W 20000lm φ300mm x 150mm	1φ-100V	1	LED照明器具
EF-4	LED照明器具	消費電力100W 20000lm φ300mm x 150mm	消費電力100W 20000lm φ300mm x 150mm	消費電力100W 20000lm φ300mm x 150mm	消費電力100W 20000lm φ300mm x 150mm	1φ-100V	1	LED照明器具
EF-5	LED照明器具	消費電力100W 20000lm φ300mm x 150mm	消費電力100W 20000lm φ300mm x 150mm	消費電力100W 20000lm φ300mm x 150mm	消費電力100W 20000lm φ300mm x 150mm	1φ-100V	1	LED照明器具
LF-1	空調機	天井埋込型 400mm x 5mm φ250mm	天井埋込型 400mm x 5mm φ250mm	天井埋込型 400mm x 5mm φ250mm	天井埋込型 400mm x 5mm φ250mm	1φ-100V	2	天井埋込型
LF-2	空調機	天井埋込型 400mm x 5mm φ250mm	天井埋込型 400mm x 5mm φ250mm	天井埋込型 400mm x 5mm φ250mm	天井埋込型 400mm x 5mm φ250mm	1φ-100V	1	天井埋込型
LF-3	空調機	天井埋込型 400mm x 5mm φ250mm	天井埋込型 400mm x 5mm φ250mm	天井埋込型 400mm x 5mm φ250mm	天井埋込型 400mm x 5mm φ250mm	1φ-100V	1	天井埋込型
LF-4	空調機	天井埋込型 400mm x 5mm φ250mm	天井埋込型 400mm x 5mm φ250mm	天井埋込型 400mm x 5mm φ250mm	天井埋込型 400mm x 5mm φ250mm	1φ-100V	1	天井埋込型
LF-5	空調機	天井埋込型 400mm x 5mm φ250mm	天井埋込型 400mm x 5mm φ250mm	天井埋込型 400mm x 5mm φ250mm	天井埋込型 400mm x 5mm φ250mm	1φ-100V	1	天井埋込型
LF-6	空調機	天井埋込型 400mm x 5mm φ250mm	天井埋込型 400mm x 5mm φ250mm	天井埋込型 400mm x 5mm φ250mm	天井埋込型 400mm x 5mm φ250mm	1φ-100V	1	天井埋込型
VF-1	換気扇	天井埋込型 300mm x 300mm φ150mm	天井埋込型 300mm x 300mm φ150mm	天井埋込型 300mm x 300mm φ150mm	天井埋込型 300mm x 300mm φ150mm	1φ-100V	1	天井埋込型
VF-2	換気扇	天井埋込型 300mm x 300mm φ150mm	天井埋込型 300mm x 300mm φ150mm	天井埋込型 300mm x 300mm φ150mm	天井埋込型 300mm x 300mm φ150mm	1φ-100V	1	天井埋込型
VF-3	換気扇	天井埋込型 300mm x 300mm φ150mm	天井埋込型 300mm x 300mm φ150mm	天井埋込型 300mm x 300mm φ150mm	天井埋込型 300mm x 300mm φ150mm	1φ-100V	1	天井埋込型
VF-4	天井照明器具	天井埋込型 300mm x 300mm φ150mm	天井埋込型 300mm x 300mm φ150mm	天井埋込型 300mm x 300mm φ150mm	天井埋込型 300mm x 300mm φ150mm	1φ-100V	1	天井埋込型
VF-5	天井照明器具	天井埋込型 300mm x 300mm φ150mm	天井埋込型 300mm x 300mm φ150mm	天井埋込型 300mm x 300mm φ150mm	天井埋込型 300mm x 300mm φ150mm	1φ-100V	3	天井埋込型
VF-6	換気扇	天井埋込型 300mm x 300mm φ150mm	天井埋込型 300mm x 300mm φ150mm	天井埋込型 300mm x 300mm φ150mm	天井埋込型 300mm x 300mm φ150mm	1φ-100V	1	天井埋込型
VF-7	換気扇	天井埋込型 300mm x 300mm φ150mm	天井埋込型 300mm x 300mm φ150mm	天井埋込型 300mm x 300mm φ150mm	天井埋込型 300mm x 300mm φ150mm	1φ-100V	2	天井埋込型
VF-8	換気扇	天井埋込型 300mm x 300mm φ150mm	天井埋込型 300mm x 300mm φ150mm	天井埋込型 300mm x 300mm φ150mm	天井埋込型 300mm x 300mm φ150mm	3φ-200V	1	天井埋込型
VF-9	換気扇	天井埋込型 300mm x 300mm φ150mm	天井埋込型 300mm x 300mm φ150mm	天井埋込型 300mm x 300mm φ150mm	天井埋込型 300mm x 300mm φ150mm	1φ-100V	1	天井埋込型
VF-10	換気扇	天井埋込型 300mm x 300mm φ150mm	天井埋込型 300mm x 300mm φ150mm	天井埋込型 300mm x 300mm φ150mm	天井埋込型 300mm x 300mm φ150mm	1φ-100V	1	天井埋込型

記号	機器名称	仕 様						電 源	台 数	備 考
		型 式	冷房能力 kcal/h	暖房能力 kcal/h	圧縮機 kw	電機 kw	送風機 w			
AC-1	空調機	天井カセット型	10000	10300	3P		65	50A2	3φ-200V	1
AC-2	空調機	天井カセット型 (ライオン型)	10000	10300	3P		30 ²	50A2		1
AC-3	空調機	天井カセット型	4500	4900	1.5		30	65		1
AC-4	空調機	天井カセット型	4000	4600	1.5		30	65		1
AC-5	空調機	天井カセット型 (ライオン型)	20000	22000	6.5		65 ²	150		1
AC-6	空調機	床置き型	5500	7300	1.8	2.1	35	65		4
AC-7	空調機	天井カセット型	2500	2600	0.8		10	20	1φ-100V	1
AC-8	空調機	天井カセット型	2500	2600	0.7		10	20		1
AC-9	空調機	天井カセット型	2000	3100	0.7		10	20		1

注記 1. 撤去するルームエアコンは、家電リサイクルによる処分とする。
 2. 撤去するパッケージ型空調機・ルームエアコンの冷媒ガス回収は、ポンプダウン方法にて行うこと。

凡 例	
○	適用
□	撤去

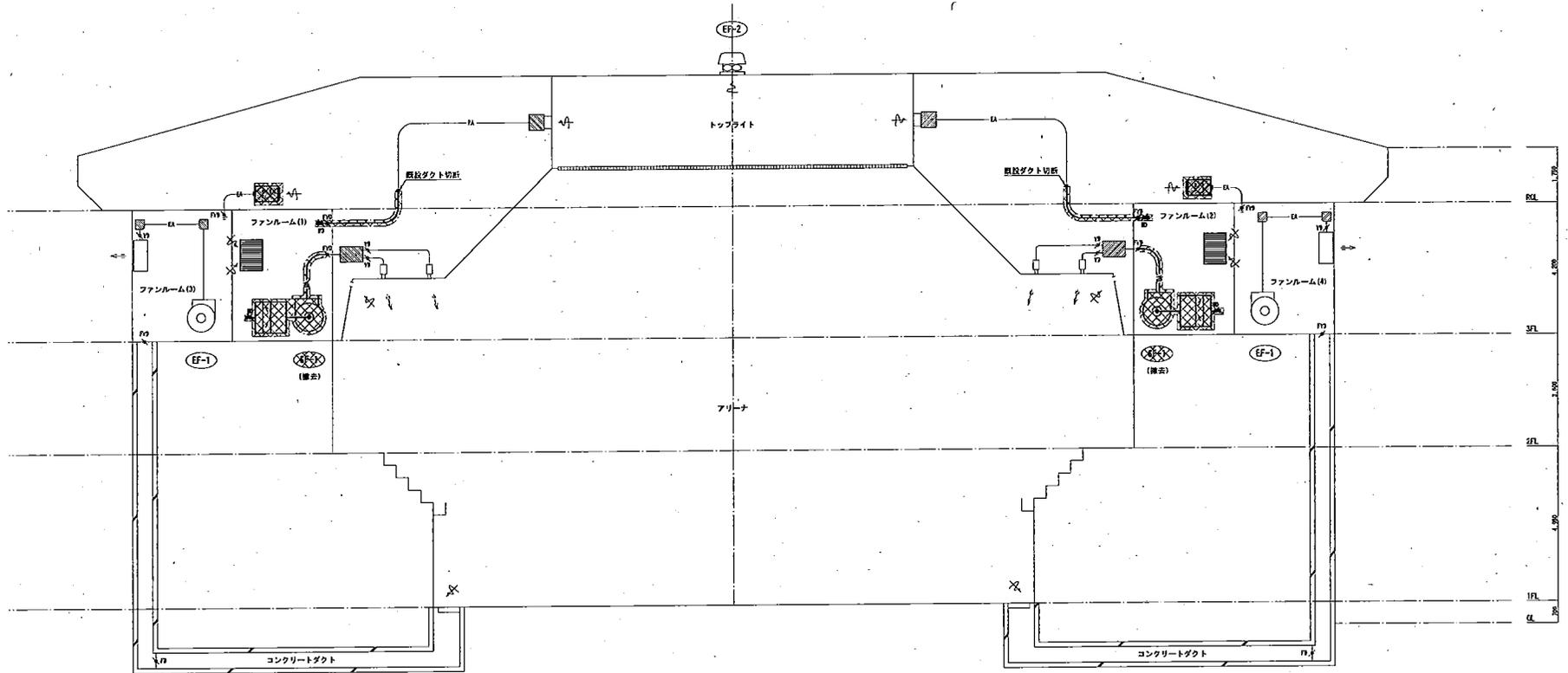


市民体育館整備事業（建築・機械設備工事）
 さくら設計株式会社
 〒104-8544 東京都中央区新富町1-1-1

市民体育館整備事業（建築・機械設備工事）
 さくら設計株式会社
 〒104-8544 東京都中央区新富町1-1-1

換気機器表（改修前）
 SCALE 5 = - (A3+1/16)
 2/21

凡 例	
図示記号	通 用
	YD, MD
	FD, FVD
	給気ダクト
	排気ダクト
	還気ダクト



換気ダクト系統図 (改修前) No Scale

凡 例	
図示記号	通 用
	本実線 (撤去) : 撤去 (取外し)
	細実線 : 既設 (再使用)

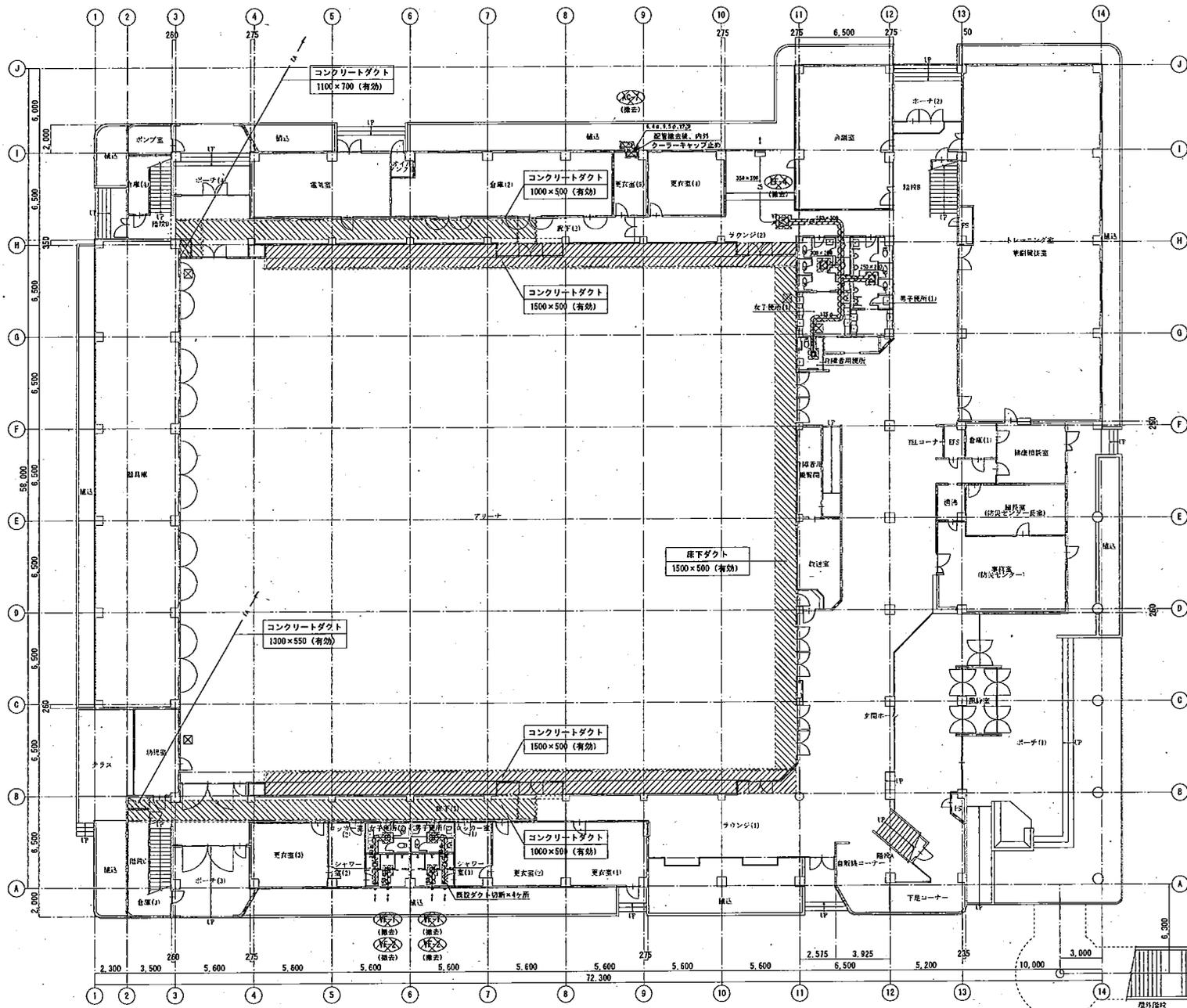


Project information area with dotted lines for details.

FILE	市民体育館整備事業 (建築・機械設備工事)
ARCHITECTURAL OFFICE	さくら設計株式会社

JOB TITLE	換気ダクト系統図 (改修前)
REVISION	

SCALE	S = - (A1:1/16)
JOB No.	M-22



凡 例	
図号記号	選 用
	太栗様 (網出) : 除去 (取付し)
	細栗様 : 既設 (再使用)

男子トイレ (1)
NS: 250 × 200
EA: 1000 × 275
800 × 550 × 250 × 200

女子トイレ (1)
NS: 200 × 200
EA: 1000 × 275
800 × 550 × 250 × 200

身障者トイレ
NS: 200 × 200
EA: 1000 × 275
800 × 550 × 250 × 200

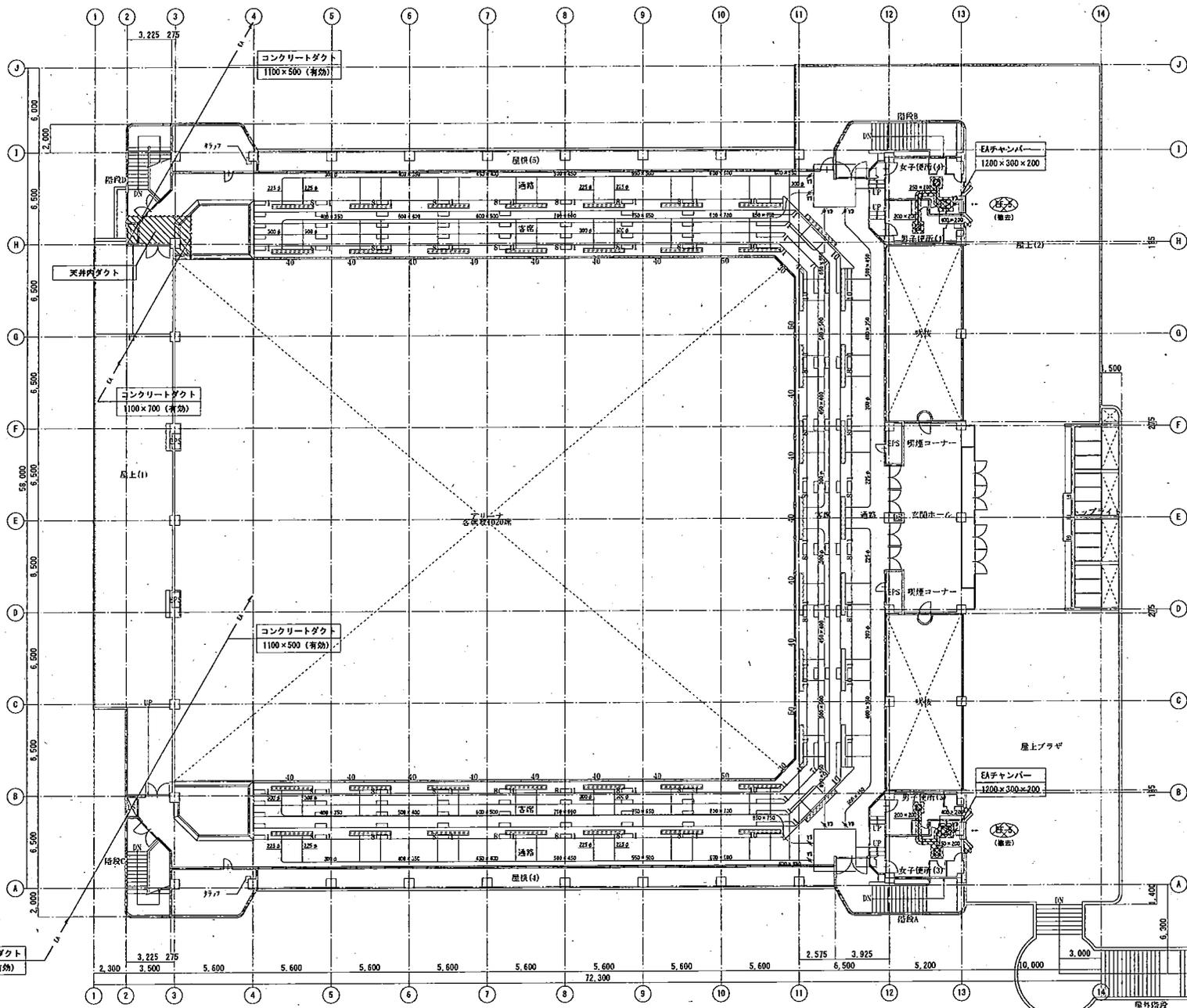
換気設備 1階平面図 (改修前) S=1:200



市民体育館整備事業 (建築・機械設備工事)
 さくら設計株式会社
 〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1
 TEL: 03-5561-1111 FAX: 03-5561-1112
 代表取締役社長 佐藤 隆夫
 代表取締役 佐藤 隆夫

NAME	市民体育館整備事業 (建築・機械設備工事)
ARCHITECTURE FIRM	さくら設計株式会社
DATE	2011.07.27

JOB TITLE	換気設備 1階平面図 (改修前)
SCALE	S = 1:200 (A3=1/25)
JOB No.	N-23



凡 例	
図記号	適用
	大実線 (網掛) : 撤去 (取外し)
	細実線 : 既設 (再使用)

男子便所 (1) (2)	
HS-250×200	
EA-100×300	
800×400×450×3000L	

女子便所 (1) (2)	
HS-200×200	
EA-100×300	
800×450×450×3000L	

観覧席 (前列)	
VTL-4-3000L	
OA 2570m ³ /h	
800×300×500×3000L	
	21

観覧席 (後列)	
VTL-2-3000L	
OA 1130m ³ /h	
800×200×500×3000L	
	23

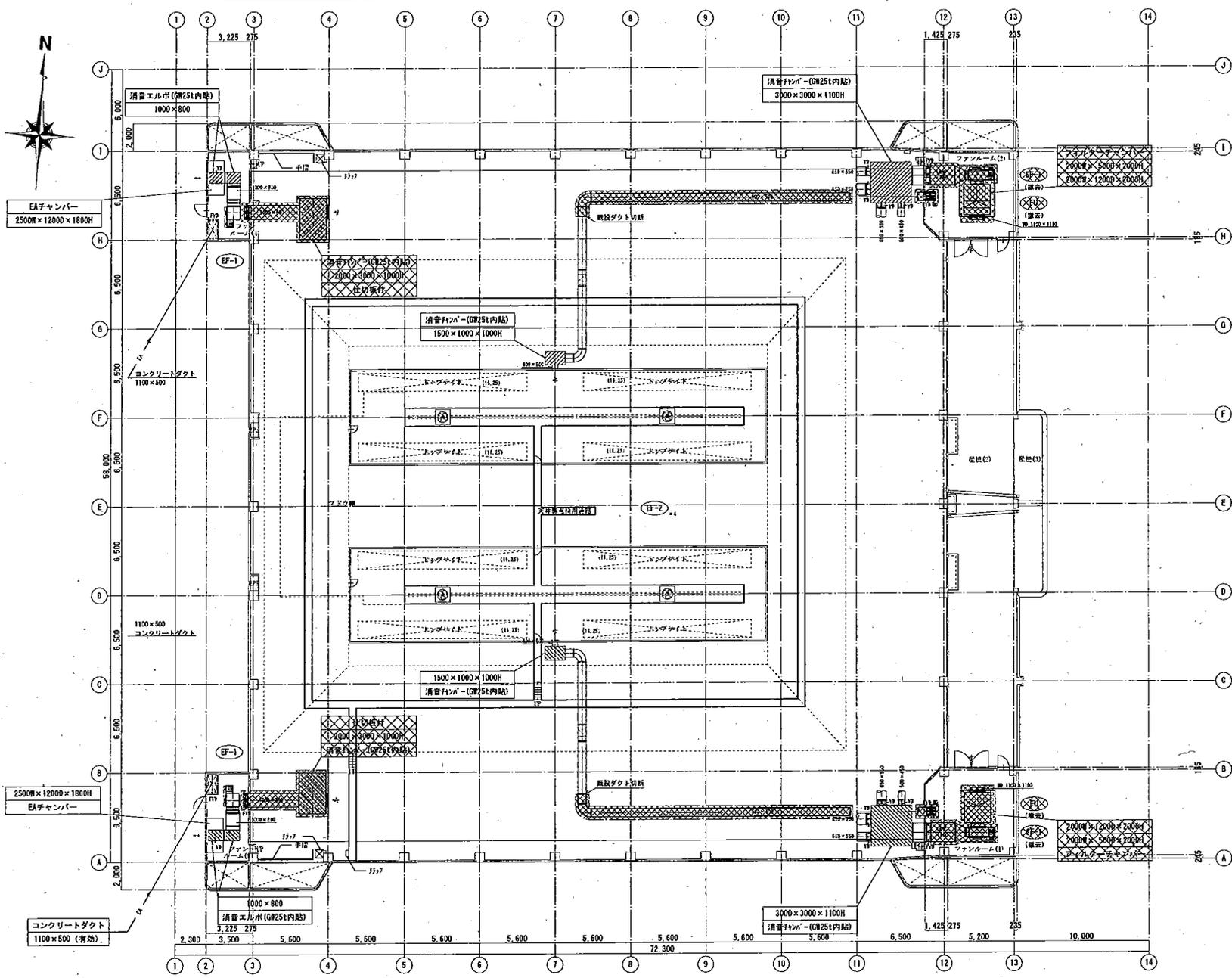
換気設備 2階平面図 (改修前) S=1:200



市民体育館整備事業 (建築・機械設備工事)
 換気設備 2階平面図 (改修前)
 さくら設計株式会社
 18000000 000000 000000

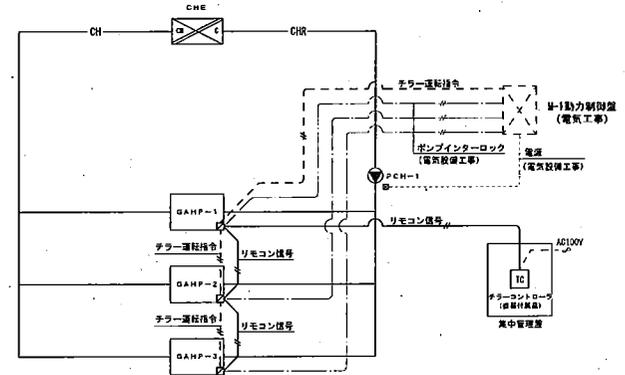
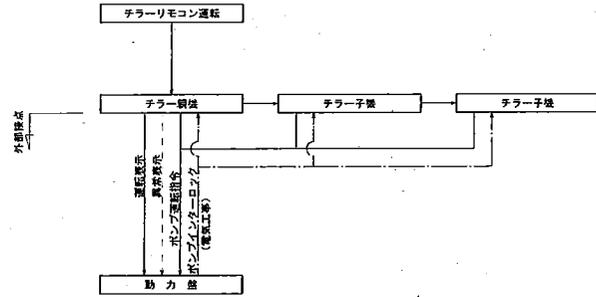
TITLE 市民体育館整備事業 (建築・機械設備工事)
 ARCHITECTURAL OFFICE さくら設計株式会社
 JOB TITLE 換気設備 2階平面図 (改修前)
 DRAWING NO. 18000000 000000 000000

SCALE S = 1:200 (A1=1/2)
 SHEET NO. 9-24



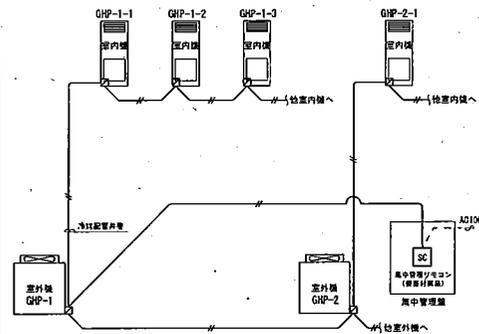
凡 例	
図示記号	通 用
	大梁線 (鋼材) : 除去 (取付し)
	細実線 : 既設 (再使用)

換気設備 3階平面図 (改修前) S=1:200



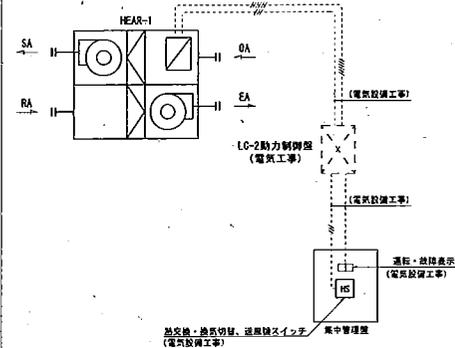
<動作説明>

1. チラーコントローラよりGHPチラー3台の発停制御を行う。
2. GHPチラーと冷温水ポンプの連動工事並びにインターロック工事は電気設備工事とする。
3. 電源供給工事は電気設備工事とする。



<工事内容>

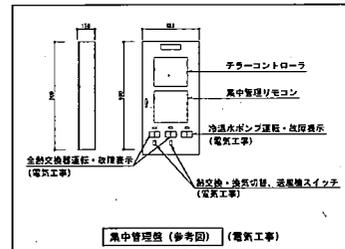
1. 室外機-室内機間の配線工事をを行う。
2. SC (集中管理リモコン) を1階事務室のリモコン収納箱に取付、室外機間の配線工事をを行う。
3. 電源供給工事は電気設備工事とする。



<動作説明>

1. 運転スイッチ (電気設備工事) により全熱交換機の発停制御を行う。
2. 集中管理盤に運転・故障表示を行う。(電気設備工事)
3. 電源供給工事は電気設備工事とする。

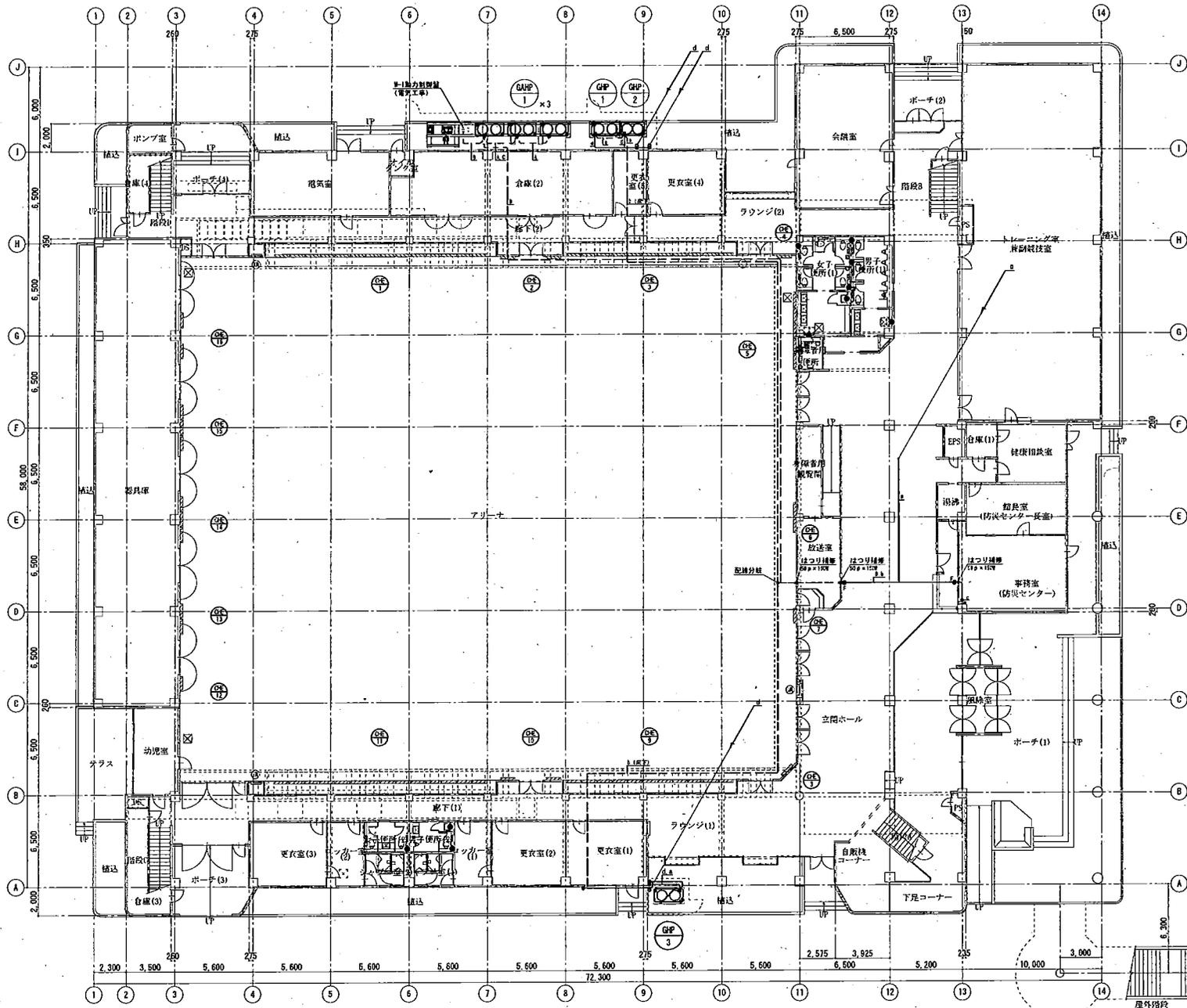
凡 例	記 号	名 称	備 考
		集中管理盤	警報発生抑制キヤビネット (電気工事)
		プルボックス	SS 100x100x100HP-SUS
		コンクリート壁・穴明け	1' (付) 1' (付) 穴明け
		チラーコントローラ	機器付属品
		集中管理リモコン	機器付属品
		熱交・送風機切替、送風機スイッチ	電気工事



TITLE 市民体育館整備事業 (建築・機械設備工事)
 自動制御装置図
 ざくら設計株式会社

JOB TITLE 自動制御装置図
 REVISION
 Y-26

SCALE S=1/100
 (A2=1/15)



凡例	
図示記号	適用
—	太実線：新設
---	細実線：既設（再使用）

—A—	EM-QEE 2.0D-20	チラー運転指令
—B—	EM-QEE 2.0D-20 (022)	ポンプインターロック (電気工事)
—C—	EM-QEE 1.25D-20	GHPチラーユニット振りモコン
—D—	EM-QEE 2.0D-20 (022)	チラー運転指令
—E—	EM-QEE 2.0D-20×3	ポンプインターロック (電気工事)
—F—	EM-QEES 1.25D-20 (016)	GHPチラーコントローラ
—G—	EM-QEES 1.25D-20 208V	GHPチラーコントローラ
—H—	EM-QEES 1.25D-20 (016)	集配リモコン
—I—	EM-QEES 1.25D-20 208V	集配リモコン
—J—	EM-QEES 1.25D-20	集配リモコン
—K—	EM-QEES 1.25D-20 (0M1-8)	GHPチラーコントローラ
—L—	EM-QEE 1.25D-30×2	送風機・全熱交換器内付
—M—	EM-QEES 1.25D-20	送風機・全熱交換器内付
—N—	EM-QEES 1.25D-20	送風機・全熱交換器内付
—O—	EM-QEE 1.25D-20	送風機・全熱交換器内付
—P—	EM-QEE 1.25D-20	送風機・全熱交換器内付
—Q—	EM-QEE 1.25D-20	送風機・全熱交換器内付
—R—	EM-QEE 1.25D-20	送風機・全熱交換器内付
—S—	EM-QEE 1.25D-20	送風機・全熱交換器内付
—T—	EM-QEE 1.25D-20	送風機・全熱交換器内付
—U—	EM-QEE 1.25D-20	送風機・全熱交換器内付
—V—	EM-QEE 1.25D-20	送風機・全熱交換器内付
—W—	EM-QEE 1.25D-20	送風機・全熱交換器内付
—X—	EM-QEE 1.25D-20	送風機・全熱交換器内付
—Y—	EM-QEE 1.25D-20	送風機・全熱交換器内付
—Z—	EM-QEE 1.25D-20	送風機・全熱交換器内付

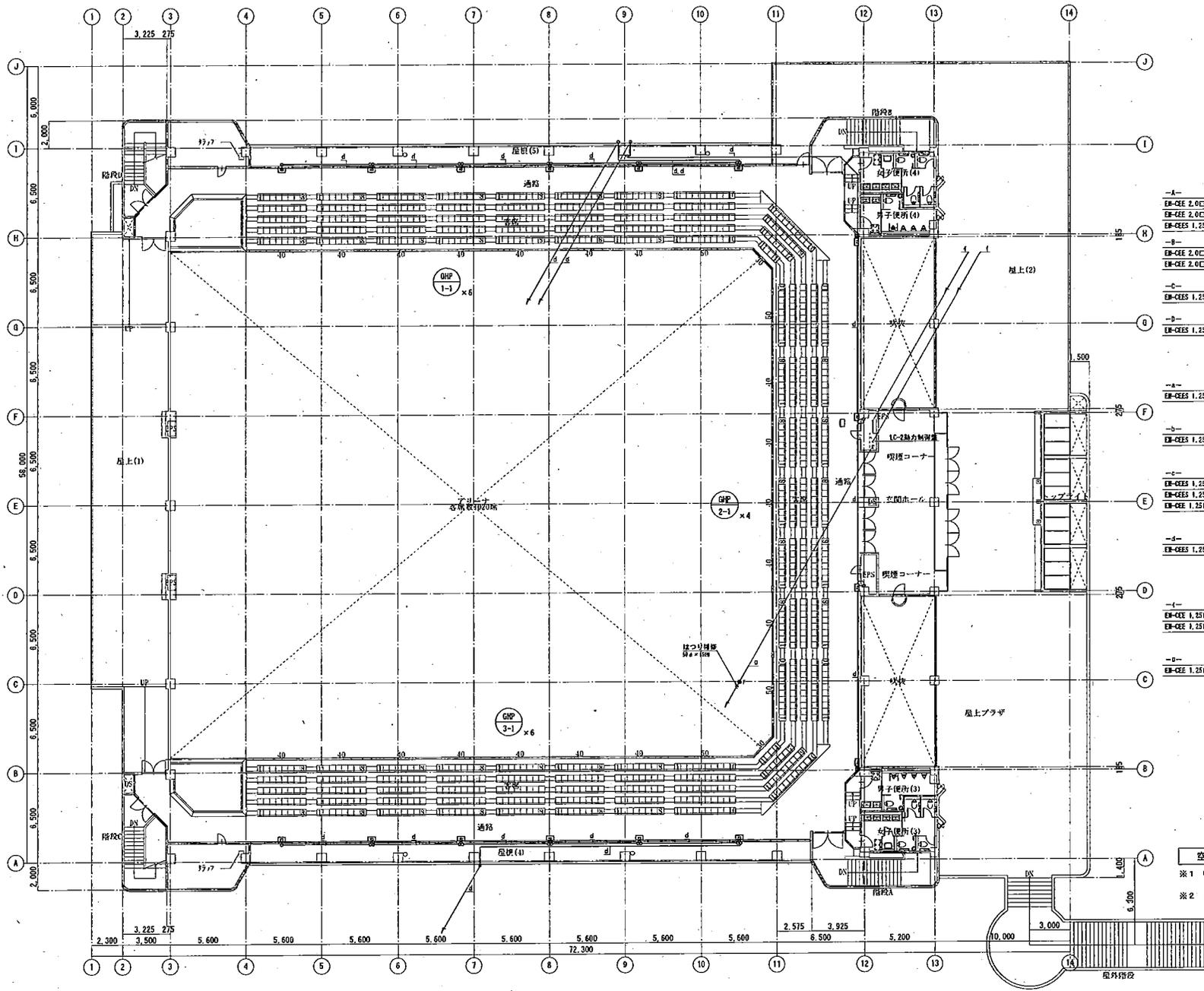
空調制御 1階平面図 (改修後) S=1:200
 ※1 ●・○は、防火区画貫通扉耐火地盤 (国土交通大臣認定工法) を示す。
 ※2 配管・鎖じ・ボックス類は全て電気工事とする。



PROJECT TITLE: 市民体育館整備事業 (建築・機械設備工事)
 ARCHITECTURAL OFFICE: さくら設計株式会社
 ADDRESS: 兵庫県神戸市東灘区西宮ふたば 1-1-1

TITLE: 空調制御 1階平面図 (改修後)
 JOB NO.:
 SCALE: S = 1:200 (A3=1195)
 DATE: H-27

DATE: H-27



凡 例	
図示記号	適用
——	大実線：新設
---	細実線：既設（再使用）

- A-
- EM-GEE 2.0CJ-2C チラー運転指令
- EM-GEE 2.0CJ-2C (1622) ポンプインターロック（電気工事）
- EM-GEE 1.25CJ-2C GHPチラーユニット制御モコン
- B-
- EM-GEE 2.0CJ-2C (522) チラー運転指令
- EM-GEE 2.0CJ-2C x 3 ポンプインターロック（電気工事）
- C-
- EM-GEE 1.25CJ-2C (016) GHPチラーコントローラ
- D-
- EM-GEE 1.25CJ-2C 32A GHPチラーコントローラ
- A-
- EM-GEE 1.25CJ-2C (016) 集中リモコン
- B-
- EM-GEE 1.25CJ-2C 32A 集中リモコン
- C-
- EM-GEE 1.25CJ-2C 集中リモコン
- EM-GEE 1.25CJ-2C (0M1-B) GHPチラーコントローラ
- EM-GEE 1.25CJ-30 x 2 送風機・全熱交換器弁序
- D-
- EM-GEE 1.25CJ-2C 冷媒弁等 室内外機送り距離
- E-
- EM-GEE 1.25CJ-2C (026) 送風機・全熱交換器弁序（電気工事）
- EM-GEE 1.25CJ-6C 改修・送風機・全熱交換器運行指示（電気工事）
- F-
- EM-GEE 1.25CJ-30 x 2 32A 送風機・全熱交換器弁序（電気工事）

空調制御 2階平面図（改修後） S=1:200

※ 1 〇/△ は、防火区画貫通耐火地盤（国土交通大臣認定工法）を示す。

※ 2 配管・継ぎ・ボックス類は全て電気工事とする。



PROJECT TITLE: 市民体育館整備事業（建築・機械設備工事）

CLIENT: さくら設計株式会社

DATE: 2024.07.10

SCALE: S = 1:200 (A3=11%)

NO. P-28

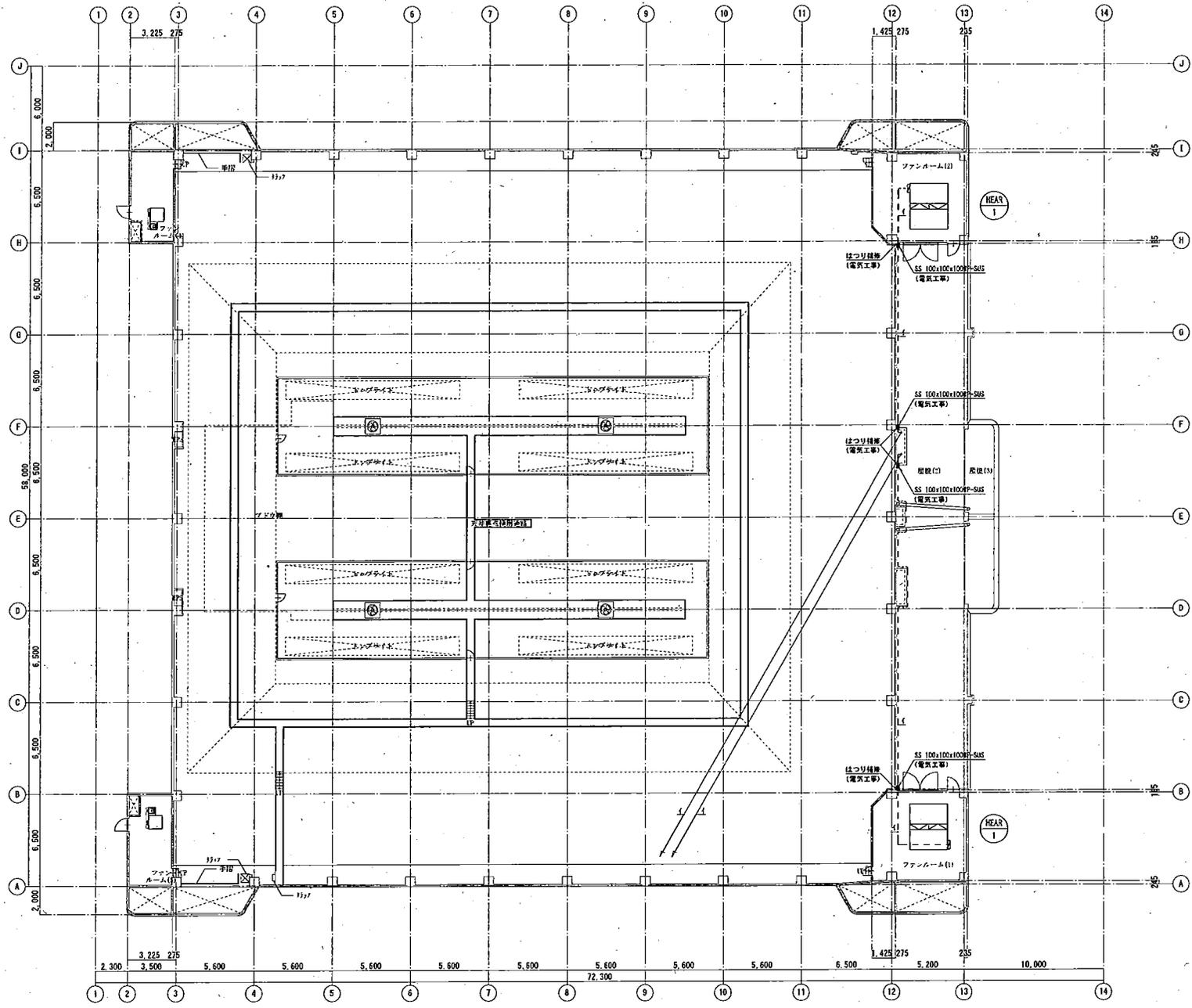
PROJECT TITLE: 空調制御 2階平面図（改修後）

CLIENT: さくら設計株式会社

DATE: 2024.07.10

SCALE: S = 1:200 (A3=11%)

NO. P-28



凡例	
図記号	適用
—	大突線：新設
—	細突線：既設 (再使用)

—A—	EP-CCE 2.0C-2C	チャラー運転指示
—B—	EP-CCE 2.0C-2C (G2)	ポンプインターロック (電気工事)
—C—	EP-CES 1.25C-2C	EPチャラーユニット誤リモコン
—B—	EP-CCE 2.0C-2C (G2)	チャラー運転指示
—C—	EP-CCE 2.0C-2C×3	ポンプインターロック (電気工事)
—C—	EP-CES 1.25C-2C (G16)	EPチャラーコントローラ
—D—	EP-CES 1.25C-2C 35A	EPチャラーコントローラ
—A—	EP-CES 1.25C-2C (G16)	集中リモコン
—B—	EP-CES 1.25C-2C 35A	集中リモコン
—C—	EP-CES 1.25C-2C	集中リモコン
—E—	EP-CES 1.25C-2C (NW-B)	EPチャラーコントローラ
—E—	EP-CCE 1.25C-3C×2	送風機・全熱交換器発着 (電気工事)
—D—	EP-CES 1.25C-2C	冷暖気巻き 室内外温度計記録
—E—	EP-CCE 1.25C-3C (G36)	送風機・全熱交換器発着 (電気工事)
—E—	EP-CCE 1.25C-4C	送風機・全熱交換器運転指示 (電気工事)
—B—	EP-CCE 1.25C-3C×2 35A	送風機・全熱交換器発着 (電気工事)

空調制御 3階平面図 (改修後) S=1:200
 ※1 ●r は、防火区画貫通部耐火火塞 (国土交通大臣認定工法) を示す。
 ※2 配管・継ぎ・ボックス類は全て電気工事とする。

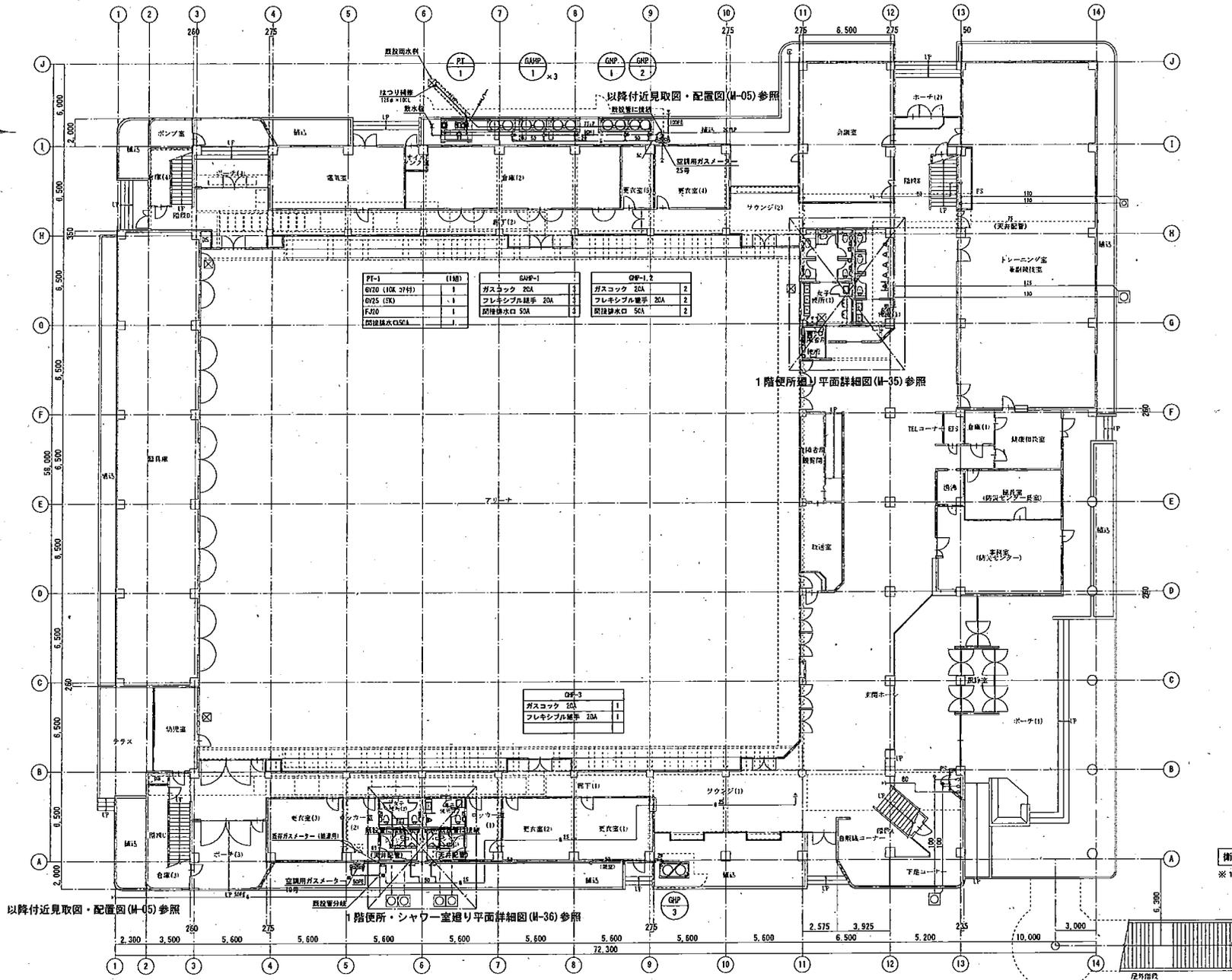
衛生機器表 (新設)						
記号	機器名称	機器仕様	電気容量	設置	設置場所(系統)	備考
PT-1	受水槽付給水加圧ポンプ	形式:床置形(ポリエチレン製又はFRP製) (屋外仕様) 水揚容量:5.0L以上 ポンプ:2.0A×1.9L/min×2.0m 付属品:固定金具又は専用架台(溶射亜鉛メッキ仕様)	1φ100V 0.15kW	1	屋外	
PTG-1	ガス給湯器	型式:湯熱回収型(給湯効率90%以上) 屋外壁掛型 能力数値:2.4号 ガス種別:都市ガス 定格ガス消費量:54.0kW 付属品:メインリモコン、リモコンケーブル(10m)、 配管カバー(900φ)	1φ100V 0.1kW	2	屋外 (1F シャワー室)	ガス消費量はJIS S 2109による 耐塩害仕様

※1. 満水時の質量が15kgを超える給湯器は平成24年国土交通省告示第1447号による転倒防止措置を行うこと。

器具名	JIS品番	TOTO (参考型番)	仕様	1階								2階				合計	備考
				男子 用所 (1)	女子 用所 (1)	多 目的 用所 (2)	男子 用所 (2)	女子 用所 (2)	シャ ワー 室 (1)	シャ ワー 室 (2)	男子 用所 (3)	女子 用所 (3)	男子 用所 (4)	女子 用所 (4)			
洋風便器	C710S	OFS494CHVA, YH701	節水FV式(兼給水)、糞付2連紙巻器、付属品共	2	4		1	2				1	4	1	4	19	
洋風便器	C710S	OFS494CHNS, YH701	節水FV式(兼給水)、糞付2連紙巻器、付属品共	1	1											2	
温水洗浄便座		TF5534	貯湯式(AC100V)、脱臭装置付、壁リモコン、接続金具共	3	5		1	2				1	4	1	4	21	
小便器	U620	UFS900R	低リップ形、一体型節水装置(AC100V)	5			1					4	4		14		
カウンター式洗面器		LS351CM, TLE26SS1A	自動水栓(AC100V)、Pトラップ	2			1	1				2	4	2	4	16	
カウンター式洗面器		LS351CM, TLE26SS1A	自動水栓(AC100V)、Sトラップ			3										3	
洗面カウンター		MLUAR2350DX11W (オニックス)	洗面器3個用 (W=2,350)、2方向エプロン、取付金具共					1								1	
洗面カウンター		MLUAR1740DX11W (オニックス)	洗面器2個用 (W=1,740)、1方向エプロン、取付金具共	1												1	
洗面カウンター		MLUAR1145DX11W (オニックス)	洗面器1個用 (W=1,145)、1方向エプロン、取付金具共					1								1	
洗面カウンター		MLUAR1000DX11W (オニックス)	洗面器1個用 (W=1,000)、1方向エプロン、取付金具共					1								1	
洗面カウンター		MLUAR2350DX11W (オニックス)	洗面器4個用 (W=2,950)、1方向エプロン、取付金具共									1		1		2	
洗面カウンター		MLUAR1450DX11W (オニックス)	洗面器2個用 (W=1,450)、1方向エプロン、取付金具共									1		1		2	
掃除用拭し		SK22A	付属品共		1		1						1	1		4	
水石けん入れ		TS126AR	洗面器用	2	3		1	1				2	4	2	4	19	
化粧鏡		YK580FC	耐熱鏡 350×800H	2	5		1	1				2	4	2	4	21	
多機能トイレバック		UADCZ01LIAIANH1R, TGF5554AMP, YM6090A	ロータンク式、温水洗浄便座、洗面器、手洗器、化粧鏡(600×900H)、付属品共					1								1	
汚物拭しユニット		UAS81RDB1MMH1	電気温水器付、片側扉板、付属品共					1								1	
壁掛便器用手すり		T112CL10	樹脂被覆、L形(幹出寸法:120cm、コンクリート壁用)	3	5		1	2				1	3	1	3	19	
壁掛便器用手すり		T112CL10	樹脂被覆、L形(幹出寸法:120cm、パーテーション用)										1	1	1	2	
小便器用手すり		T112CQ22	樹脂被覆(乾熱下地用)	1								1		1		3	
ベビーチェア		YKA15S	平置設置タイプ(コンクリート壁用)	1	1											2	
ベビーチェア		YKA16S	コーナー設置タイプ(コンクリート壁用)			1	1					1	1	1	1	6	
ベビースーツ		YKA24S	縦開閉タイプ(コンクリート壁用)	1								1		1		3	
ベビースーツ		YKA25S	横開閉タイプ(コンクリート壁用)			1										1	
ベビースーツ		YKA26S	横開閉タイプ(パーテーション用)									1		1		2	
フィッティングボード		YKA41R	樹脂製(コンクリート壁固定)					1								1	



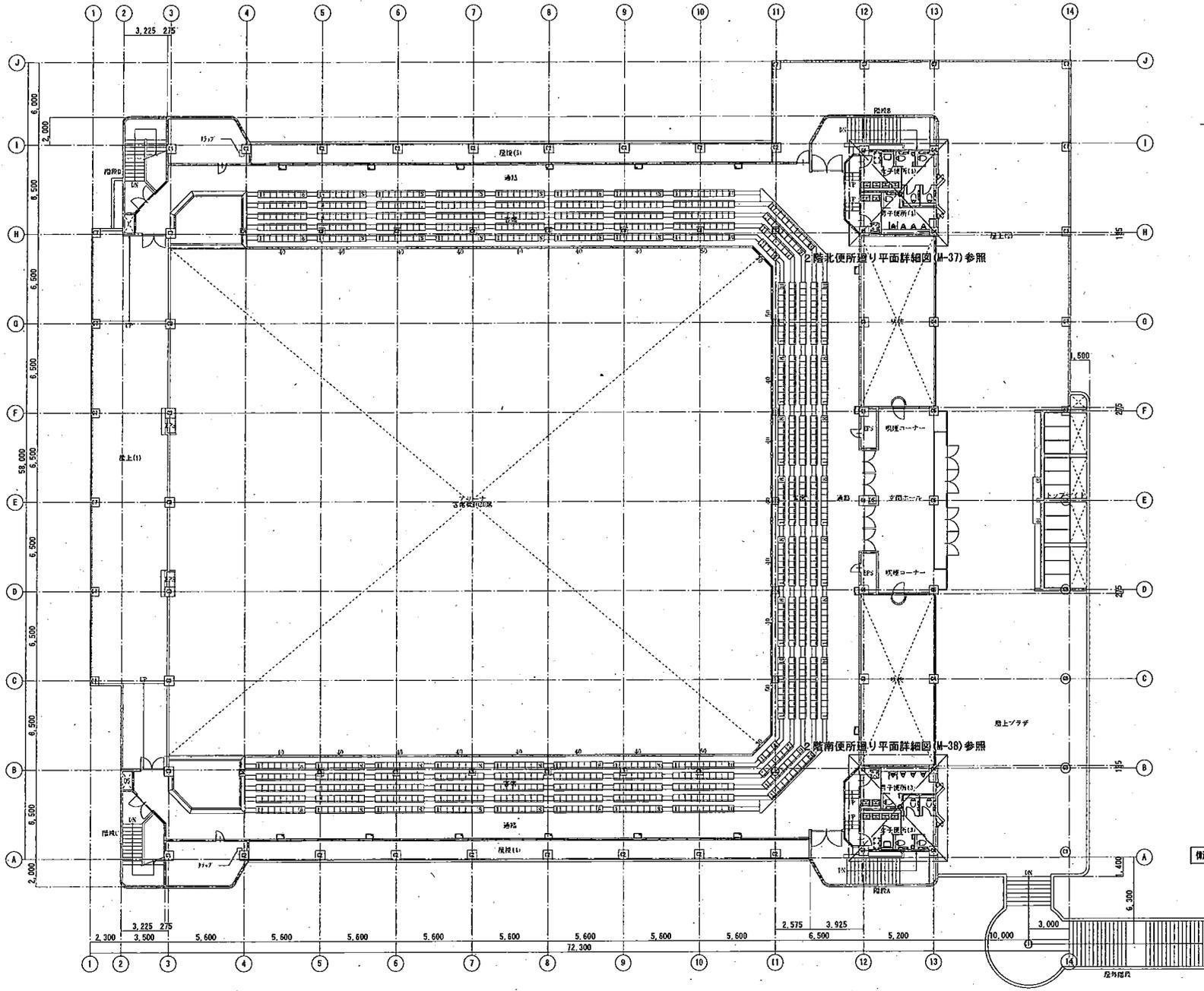
凡 例	
図示記号	適用
—	大実線：新設
—	細実線：既設（再使用）



PF-1	(118)	GNP-1	GNP-1,2
6V70 (10K 27H)	1	ガスコック 20A	ガスコック 20A
6V75 (5K)	1	フレキシブル継手 20A	フレキシブル継手 20A
F.R.D.	1	閉鎖排水口 50A	閉鎖排水口 50A
閉鎖排水口50A	1		

GNP-3
ガスコック 20A
フレキシブル継手 20A

衛生設備 1階平面図 (改修後) S=1:200
 ※1. 斜線部分は、アスファルト舗装撤去箇所を示す。(AS-5-15)



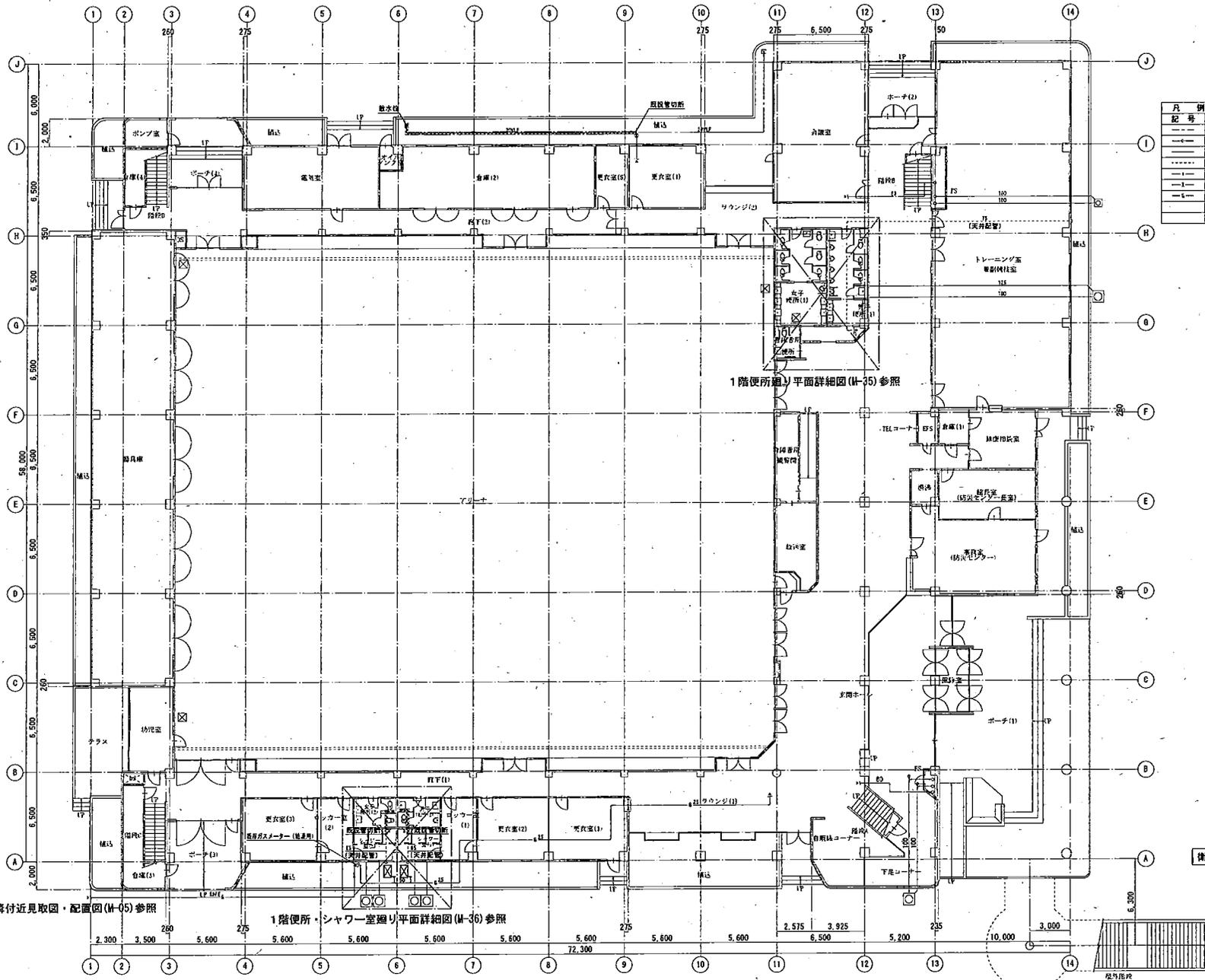
衛生設備 2階平面図 (改修後) S=1:200

 SAKURA ARCHITECTURAL OFFICE	TITLE 市民体育館整備事業 (建築・機械設備工事)		JOB TITLE 衛生設備 2階平面図 (改修後)	SCALE S = 1:200 (1:1=1%)
	DATE -	ARCHITECTURAL FIRM さくら設計株式会社 <small>1-6-10 東京都中央区新富町1-6-10</small>	DESIGNER -	JOB No. F-32

記号	機器名称	機器仕様	電気容量	数量	設置場所(系統)	備考
08	片洗給湯器	型/高、新調湯開式、個別洗濯型 給湯容量: 2.3名 片洗容量: 1.5名、定格20リットル、電圧: 100V/100V 付属品: 1/2寸、黒片洗給湯器、2寸	100V	2	2階	

器具名	品番	付属品	1階					2階				合計	備考		
			男子便所 (1)	女子便所 (1)	身洗器便所	女子便所 (2)	男子便所 (2)	シャワー室 (1)	シャワー室 (2)	男子便所 (3)	女子便所 (3)			男子便所 (4)	女子便所 (4)
和風トイレ	E-3170	TU1509K, T82032, T31169A1, T5379A1								1		1	2		
洋風トイレ	E-31	TU1509KH, T8272KH, T82532K, T83M05, T8305A1, T1196A1											2		
身洗器便所	E-3185	T81409K, TU1410, T82532K, T8400, T8272KH, T83M05, T8305A1, T81186A1													
小便器	1E-3070 1E-3080	T60P, T82-18, T84FPH T60P, T82-18, T84FPH								1		1	2		
洗面器	1E-3116 1E-320 1E-3180	T61-2318PA T805, T8P, T4A, T8126AS, T12200A1 T805B, T1346B, T11038B, T12200A1			5					2		2	9		カウンター撤去は建築工事
手洗器	1E-320	T805, T4P, T4A, T8126AS, T80A1, T80A1											5		
浴槽用排水	8E-320	T23AE20, T3150, T22-199A1											5		
化粧鏡	T811918A1 1E-3180												5		
換気扇用罩子		可動式													
換気扇用罩子		可動式													
換気扇用罩子		可動式													
換気扇用罩子		可動式													
換気扇用罩子		可動式													

図示記号	適用
網罟	撤去



凡例	
図示記号	適用
	大築線(網目): 撤去(取付し)
	細築線: 既設(再使用)

凡例		
記号	名称	備考
	給水管	硬質塩化ビニルライニング鋼管 (VA)
	汚水管	メカニカル鍍銀管、鉛管
	熱湯水管	配管用炭素鋼管 (白管)
	通気管	配管用炭素鋼管 (白管)
	排気管	配管用炭素鋼管 (白管)
	消火管	配管用炭素鋼管 (白管)
	ガス管	配管用炭素鋼管 (白管)

以降付近見取図・配置図 (M-45) 参照

1階便所・シャワー室廻り平面詳細図 (M-36) 参照

1階便所廻り平面詳細図 (M-35) 参照

衛生設備 1階平面図 (改修前) S=1:200



市民体育館整備事業 (建築・機械設備工事)

衛生設備 1階平面図 (改修前)

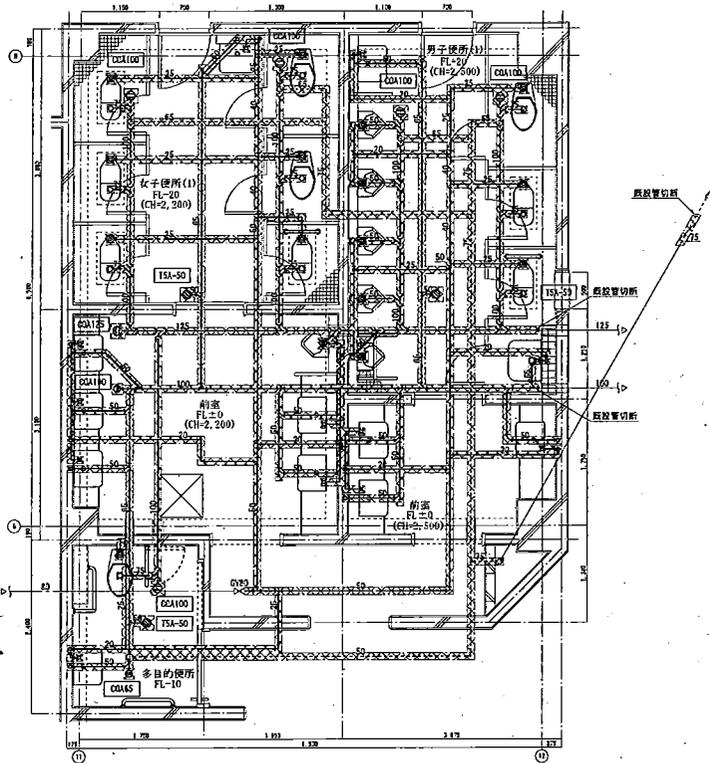
さくら設計株式会社

図名	市民体育館整備事業 (建築・機械設備工事)	図番	衛生設備 1階平面図 (改修前)	縮尺	S = 1:200 (A3=219)
設計者	さくら設計株式会社	製図者		製図日	H-34

凡例	
図号記号	適用
XXXX	木質絨(網掛):撤去(取外し)
----	細実線:既設(再使用)

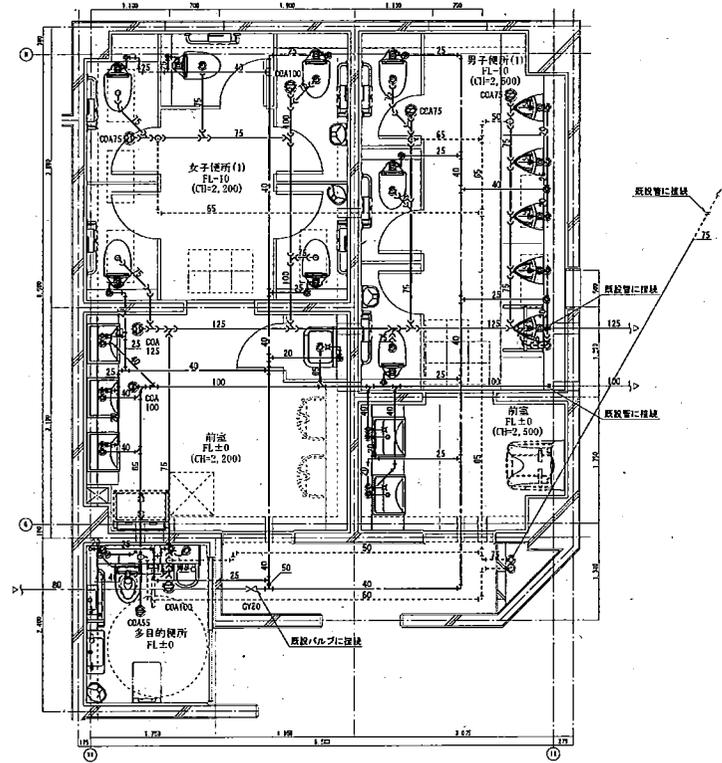
凡例		
記号	名称	備考
----	給水管	硬質塩化ビニルライニング鋼管 (VA)
----	汚水管	メカニカル誘致管、鉛管
----	排水管	配管用炭素鋼管 (白管)
----	通気管	配管用炭素鋼管 (白管)
----	給湯管	銅管
----	消火管	配管用炭素鋼管 (白管)
----	ガス管	配管用炭素鋼管 (白管)

凡例	
図号記号	適用
----	太実線:新設
----	細実線:既設(再使用)



衛生設備 1階便所廻り平面詳細図 (改修前) S=1/50

注1 コンクリートに埋設されている配管は残置とする。
 注2 特になき衛生器具・配管類撤去後の床・壁等の穴埋補修は建築工事とする。



衛生設備 1階便所廻り平面詳細図 (改修後) S=1/50

※1 〓 部は、既設スリーブ貫通部を示す。
 ※2 〇 部は、床のはつり挿挿を示す。



SAKURA
DESIGN
CO., LTD.

TITLE
市民体育館整備事業 (建築・機械設備工事)
衛生設備 1階便所廻り平面詳細図 (改修前後)

ARCHITECTURAL OFFICE
さくら設計株式会社

SCALE
S = 1:50
(A3) (1/56)

DATE
1988.08.25 08:54:00

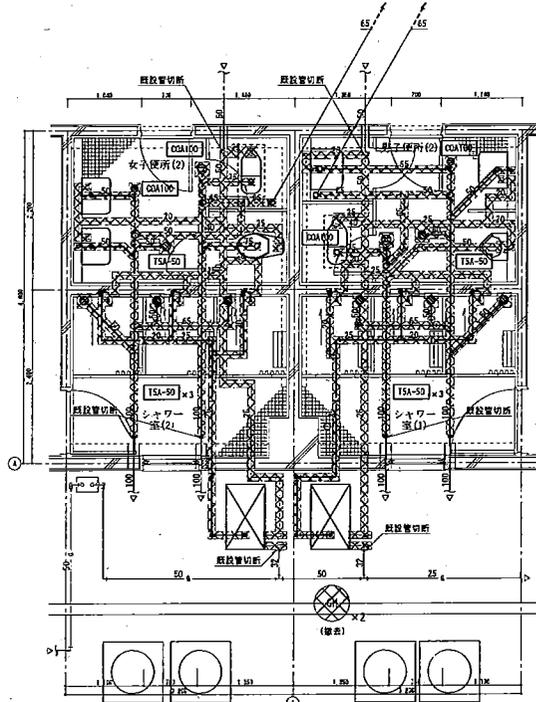
NO. 1-55

凡例	
図示記号	適用
XXXX	太栗線 (組掛) : 撤去 (取付)
----	細栗線 : 既設 (再使用)

凡例	記号	名称	備考
----	---	硬質塩化ビニルライニング鋼管 (VA)	
----	---	給水管	
----	---	汚水管	メカニカル銅線管、鉛管
----	---	雑排水管	配管用炭素鋼線管 (白管)
----	---	通気管	配管用炭素鋼線管 (白管)
----	---	給湯管	銅管
----	---	消火管	配管用炭素鋼線管 (白管)
----	---	ガス管	配管用炭素鋼線管 (白管)

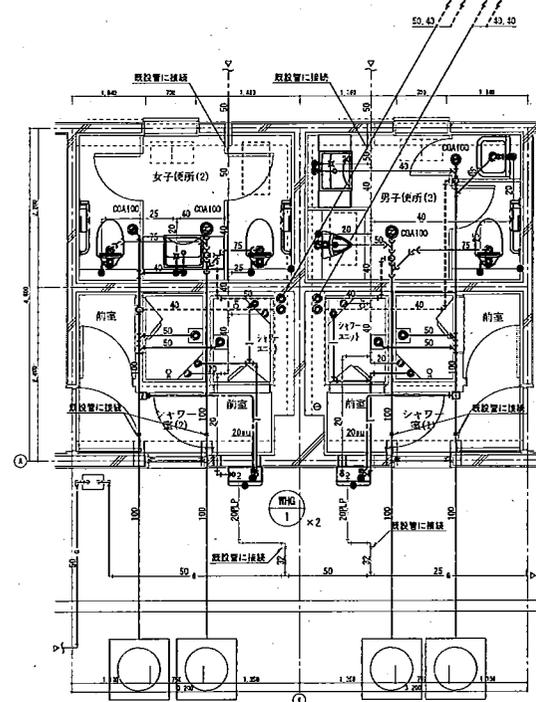
凡例	
図示記号	適用
----	太栗線 : 新設
----	細栗線 : 既設 (再使用)

凡例	記号	名称	備考
□	□	給湯器リモコン	スイッチ・信置ボックス共電気工事 (スイッチは電気工事に支給)
---	---	リモコンケーブル	給湯器付属品
→+→	→+→	目付配線	配線経路 (電気工事)



衛生設備 1階便所・シャワー室廻り平面詳細図 (改修前) S=1/50

注1 コンクリートに埋設されている配管は残置とする。
 注2 特記なき衛生器具・配管類撤去後の床・壁等の穴埋めは建築工事とする。

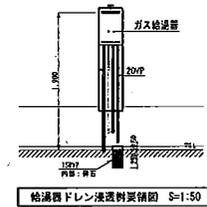


衛生設備 1階便所・シャワー室廻り平面詳細図 (改修後) S=1/50

※1 〓 部は、既設スリブ貫通部を示す。
 ※2 〇 部は、床のぼつり箇所を示す。

3/7-25/1	412
3/7-25/1 GA1211K	1
2/5-25/1-25/1	414
HF-24 MFPON: 器具品	1

部材-1	
運込并付ボルト止次栓25A	1
SUS製1/2インチ25A	2
青とろ業ボルト15A	1
メタルボース15A×25CL	1



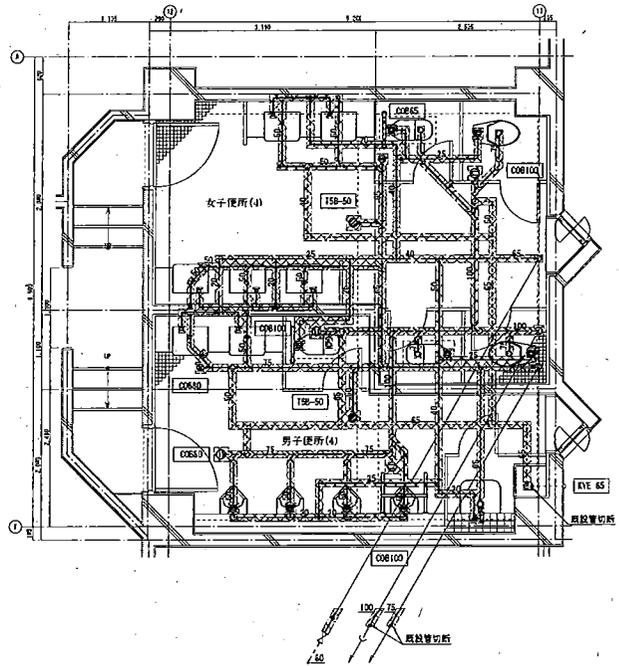
給湯器下レン排水側要領図 S=1:50



凡例	凡例
図示記号	適用
XXXX	本実線(構図):撤去(取外し)
----	本実線:既設(再使用)

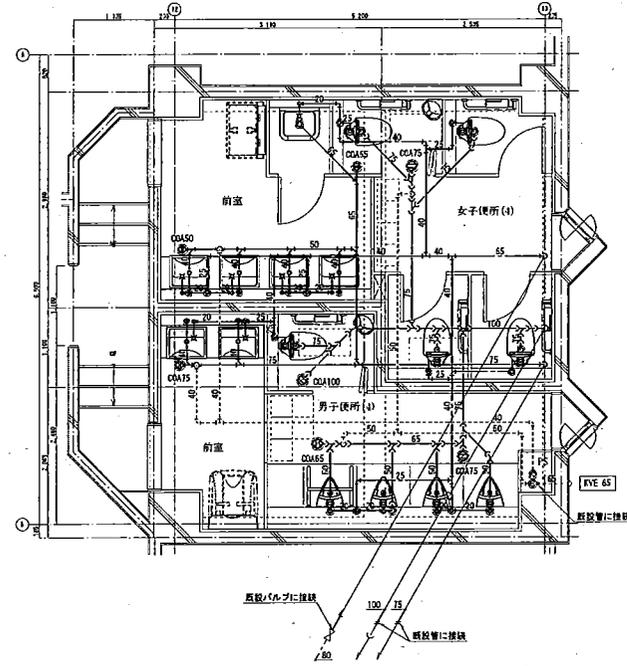
凡例	凡例	備考
記号	名称	
----	給水管	硬質塩化ビニルライニング鋼管(VA)
----	汚水管	メカニカル接続管、鉛管
----	雑排水管	配管用炭素鋼管(白管)
----	通気管	配管用炭素鋼管(白管)
----	給湯管	銅管
----	消火管	配管用炭素鋼管(白管)
----	ガス管	配管用炭素鋼管(白管)

凡例	凡例
図示記号	適用
----	本実線:新設
----	細実線:既設(再使用)



衛生設備 2階北便所廻り平面詳細図(改修前) S=1/50

注1 コンクリートに埋設されている配管は残置とする。
 注2 特記なき衛生器具・配管撤去後の床・壁等の穴埋補修は建築工事とする。



衛生設備 2階北便所廻り平面詳細図(改修後) S=1/50

※1 〃部は、既設スリーブ貫通部を示す。
 ※2 ②部は、床のほつり精修を示す。(貫通孔と配管の間隔はモルタル詰めとする)



Project Name: 市民体育館整備事業(建築・機械設備工事)
 Client: 市民体育館
 Designer: さくら設計株式会社
 Date: 1982年11月

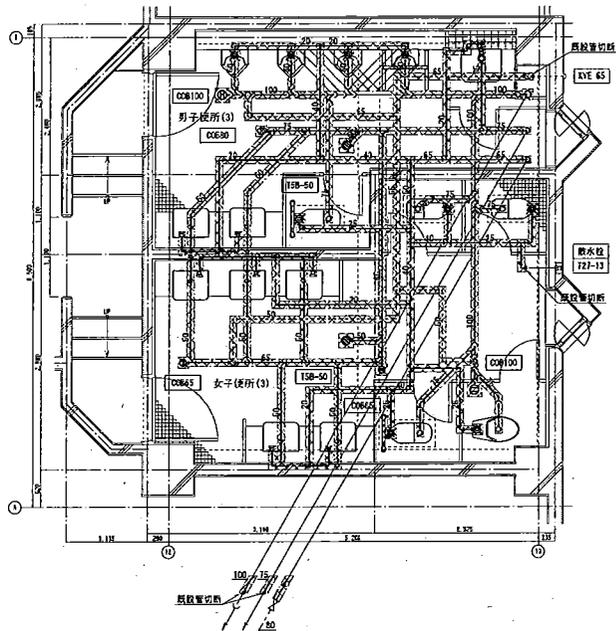
Title: 衛生設備、2階北便所廻り平面詳細図(改修後)
 Scale: S = 1.50 (A3=71%)
 Drawing No.: Y-37

Project Name: 市民体育館整備事業(建築・機械設備工事)
 Client: 市民体育館
 Designer: さくら設計株式会社
 Date: 1982年11月

凡例	
図示記号	適用
XXXX	本実施(納付): 撤去(取外し)
----	細実線: 既設(再使用)

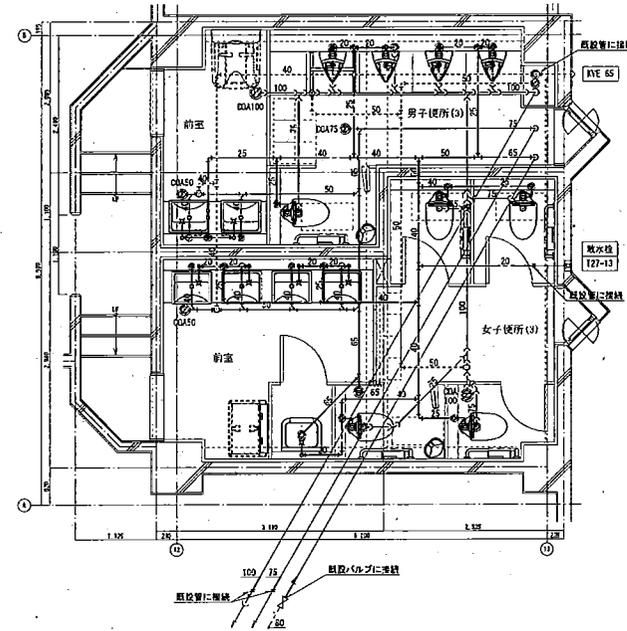
凡例		
記号	名称	備考
----	給水管	経路強化ビニルライニング鋼管 (VA)
----	汚水管	メカニカル鋼管、鉛管
----	雑排水管	配管用炭素鋼鋼管 (白管)
----	通気管	配管用炭素鋼鋼管 (白管)
----	給湯管	鉛管
----	排火管	配管用炭素鋼鋼管 (白管)
----	ガス管	配管用炭素鋼鋼管 (白管)

凡例	
図示記号	適用
----	本実施: 新設
----	細実線: 既設(再使用)



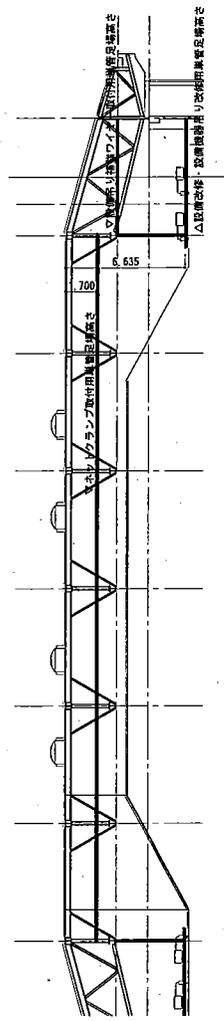
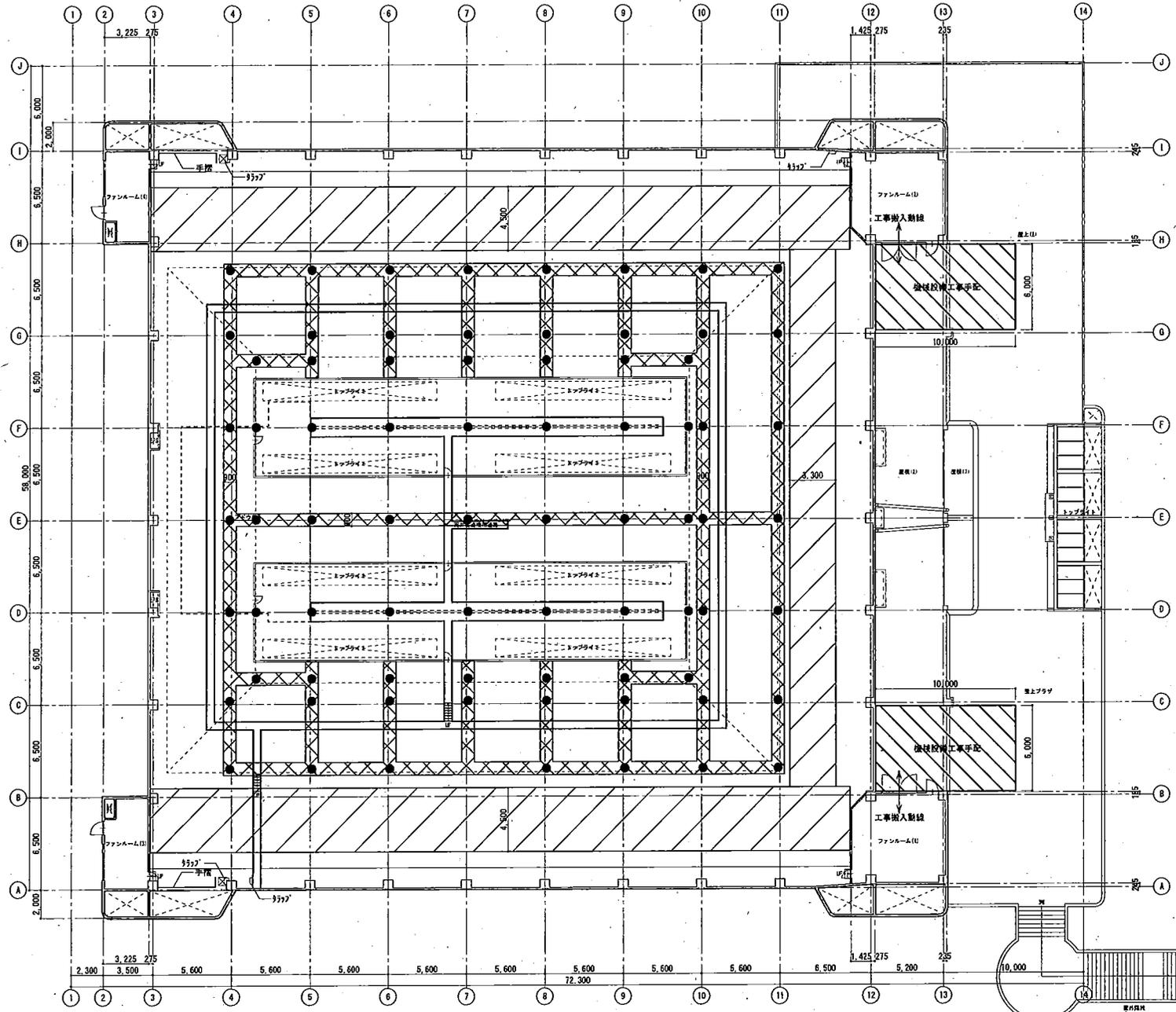
衛生設備 2階南便所廻り平面詳細図 (改修前) S=1/50

注1 コンクリートに埋設されている配管は残置とする。
 注2 特記なき衛生器具・配管類撤去後の床・壁等の穴埋補修は建築工事とする。



衛生設備 2階南便所廻り平面詳細図 (改修後) S=1/50

※1 〃部は、既設スリーブ貫通部を示す。
 ※2 〇部は、床のはつり補修を示す。(貫通孔と配管の隙間はモルタル詰めとする)



凡例

- ステージ足場
- 設備改修・設備機器吊り改修用単管足場範囲
- ネットクランプ取付用単管足場範囲
- ネットクランプ取付位置(履掛鉄骨面)



TITLE	市民体育館整備事業（機材設備工事）	JOB TITLE	仮設計画面（履掛鉄骨）	SCALE	S = 1:200 (A3/L156)
NAME	設計事務所 さくら設計株式会社 <small>1000年創業 建築士100名 設計士10名</small>	DESIGNER		JOB No.	A-056

工事名称 市民体育館整備事業（機械設備工事）

工事場所 山陽小野田市中川五丁目6833番1 地内

工事費内訳

名 称	数 量	単位	金 額	備 考
直接工事費				CM コメント
機械設備工事	1	式	313,666,136	CK 直接工事費
計			313,666,136	CKK 直接工事費計
共通費				CM コメント
共通仮設費	1	式	15,644,806	KK 共通仮設費
現場管理費	1	式	41,789,654	KG 現場管理費
一般管理費等	1	式	38,299,404	KI 一般管理費等
計			95,733,864	KS 共通費計
				CM コメント
工事価格	1	式	409,400,000	KKK 工事価格
消費税等相当額	1	式	40,940,000	消費税率 10 %
工事費	1	式	450,340,000	KH 工事費

市民体育館					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
仮設		1	式	624,000	001
計				624,000	
空調和設備	機器設備	1	式	147,840,430	001
空調和設備	配管設備	1	式	22,128,608	003
空調和設備	総合調整	1	式	646,020	WP
計				170,615,058	
換気設備	機器設備	1	式	92,419,960	001
換気設備	ダクト設備	1	式	9,110,034	002
換気設備	総合調整	1	式	519,530	003
計				102,049,524	
衛生器具設備		1	式	24,185,210	WP
計				24,185,210	
給水設備		1	式	2,467,469	WP
計				2,467,469	
排水設備		1	式	3,628,506	WP
計				3,628,506	
給湯設備		1	式	875,730	WP
計				875,730	
撤去工事	空調和設備	1	式	9,690	001
撤去工事	換気設備	1	式	905,704	001

市民体育館		空気調和設備			機器設備	
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
GAHP-1 ガスヒートポンプ チラー	一体型 冷凍：71.0kW 加熱：80.0kW	3	台	5,730,000	17,190,000	空調設備 1 見積
チラーコントロール	壁掛形 材工共	1	個	906,000	906,000	空調設備 2 見積
PCH-1 冷温水ポンプ	円形 65mmφ×549L/min×17m×3.7kW	1	台	342,000	342,000	空調設備 3 見積
TEX-1 密閉形隔膜式 膨張タンク	空調用 容量：100L	1	基	730,000	730,000	空調設備 4 見積
GHP-1 ガスエンジンヒートポンプ 式空調機	屋外機 マチバ ユークシ形 冷房：85.0kW 暖房：95.0kW	1	台	5,890,000	5,890,000	空調設備 5 見積
GHP-1-1 ガスエンジンヒートポンプ 式空調機	屋内機 床置形 冷房：14.0kW 暖房：16.0kW	6	台	343,000	2,058,000	空調設備 6 見積
GHP-2 ガスエンジンヒートポンプ 式空調機	屋外機 マチバ ユークシ形 冷房：56.0kW 暖房：63.0kW	1	台	4,450,000	4,450,000	空調設備 7 見積
GHP-2-1 ガスエンジンヒートポンプ 式空調機	屋内機 床置形 冷房：14.0kW 暖房：16.0kW	4	台	343,000	1,372,000	空調設備 8 見積
GHP-3 ガスエンジンヒートポンプ 式空調機	屋外機 マチバ ユークシ形 冷房：85.0kW 暖房：95.0kW	1	台	5,890,000	5,890,000	空調設備 9 見積
GHP-3-1 ガスエンジンヒートポンプ 式空調機	屋内機 床置形 冷房：14.0kW 暖房：16.0kW	6	台	343,000	2,058,000	空調設備 10 見積
SC 集中管理リモコン	壁掛形 マチバ 秘式 材工共	1	個	764,000	764,000	空調設備 11 見積
輻射ハ 秘	搬入・据付工事共 (株)エス・ウオーカー ラヂィ・エス同等品	1	式		103,000,000	空調設備 12 見積
電気配管配線		1	式		270,230	別紙 00-0003
文字標識等	エアコンの系統表示等	1	式		484,900	別紙 00-0004
搬入・据付費		1	式		2,435,300	別紙 00-0005
計					147,840,430	

市民体育館		空気調和設備			配管設備		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考	
保温材付金属強化 ポリエチレン管	屋内一般 材工共 20A	265	m	9,240	2,448,600	配管設備 1 見積	
保温材付金属強化 ポリエチレン管	メソックアプター RED 20A 材工共	146	個	2,160	315,360	配管設備 2 見積	
空調配管用高性能 ポリエチレン管	屋内一般 材工共 50A	84	m	7,030	590,520	配管設備 3 見積	
空調配管用高性能 ポリエチレン管	屋内一般 材工共 65A	75	m	10,800	810,000	配管設備 4 見積	
空調配管用高性能 ポリエチレン管	屋内一般 材工共 75A	85	m	12,200	1,037,000	配管設備 5 見積	
空調配管用高性能 ポリエチレン管	屋内一般 材工共 100A	85	m	17,800	1,513,000	配管設備 6 見積	
空調配管用高性能 ポリエチレン管	機械室・便所 材工共 50A	17	m	8,590	146,030	配管設備 7 見積	
空調配管用高性能 ポリエチレン管	機械室・便所 材工共 75A	5	m	13,900	69,500	配管設備 8 見積	
空調配管用高性能 ポリエチレン管	機械室・便所 材工共 100A	6	m	27,600	165,600	配管設備 9 見積	
空調配管用高性能 ポリエチレン管	EPソケット 材工共 50A	21	個	1,960	41,160	配管設備 10 見積	
空調配管用高性能 ポリエチレン管	EPソケット 材工共 65A	15	個	3,060	45,900	配管設備 11 見積	
空調配管用高性能 ポリエチレン管	EPソケット 材工共 75A	18	個	3,830	68,940	配管設備 12 見積	
空調配管用高性能 ポリエチレン管	EPソケット 材工共 100A	19	個	6,410	121,790	配管設備 13 見積	
空調配管用高性能 ポリエチレン管	EPエレブ 材工共 50A	24	個	3,260	78,240	配管設備 14 見積	
空調配管用高性能 ポリエチレン管	EPエレブ 材工共 65A	2	個	5,430	10,860	配管設備 15 見積	
空調配管用高性能 ポリエチレン管	EPエレブ 材工共 75A	2	個	6,960	13,920	配管設備 16 見積	
空調配管用高性能 ポリエチレン管	EPエレブ 材工共 100A	7	個	12,400	86,800	配管設備 17 見積	
空調配管用高性能 ポリエチレン管	EPチーズ 材工共 50×20	39	個	5,380	209,820	配管設備 18 見積	
空調配管用高性能 ポリエチレン管	EPチーズ 材工共 50×50	6	個	6,230	37,380	配管設備 19 見積	
空調配管用高性能 ポリエチレン管	EPチーズ 材工共 65×20	33	個	5,880	194,040	配管設備 20 見積	

市民体育館		空気調和設備			配管設備		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考	
空調配管用高性能ポリエチレン管	EPチース 75×20 材工共	33	個	6,400	211,200	配管設備 21 見積	
空調配管用高性能ポリエチレン管	EPチース 75×50 材工共	2	個	6,710	13,420	配管設備 22 見積	
空調配管用高性能ポリエチレン管	EPチース 100×50 材工共	48	個	9,150	439,200	配管設備 23 見積	
空調配管用高性能ポリエチレン管	EPチース 100×100 材工共	1	個	17,100	17,100	配管設備 24 見積	
空調配管用高性能ポリエチレン管	EPVチース 50×20 材工共	42	個	1,330	55,860	配管設備 25 見積	
空調配管用高性能ポリエチレン管	EPVチース 50×25 材工共	1	個	1,330	1,330	配管設備 26 見積	
空調配管用高性能ポリエチレン管	EPVチース 65×50 材工共	2	個	5,660	11,320	配管設備 27 見積	
空調配管用高性能ポリエチレン管	EPVチース 75×50 材工共	3	個	5,950	17,850	配管設備 28 見積	
空調配管用高性能ポリエチレン管	EPVチース 75×65 材工共	2	個	6,690	13,380	配管設備 29 見積	
空調配管用高性能ポリエチレン管	EPVチース 100×75 材工共	5	個	7,100	35,500	配管設備 30 見積	
空調配管用高性能ポリエチレン管	フランク短管 50A 材工共	6	個	9,980	59,880	配管設備 31 見積	
空調配管用高性能ポリエチレン管	フランク短管 100A 材工共	8	個	13,800	110,400	配管設備 32 見積	
空調配管用高性能ポリエチレン管	EPスクリーンジョイント オビ 20A 材工共	147	個	3,500	514,500	配管設備 33 見積	
空調配管用高性能ポリエチレン管	EPスクリーンジョイント オビ 25A 材工共	1	個	4,260	4,260	配管設備 34 見積	
空調配管用高性能ポリエチレン管	EPスクリーンジョイント オビ 50A 材工共	30	個	9,460	283,800	配管設備 35 見積	
冷温水・配管用炭素鋼鋼管(白)	ねじ接合 機械室・便所 20A	3	m	5,040	15,120	MO-631311 R07.07H通期 標準	
冷温水・配管用炭素鋼鋼管(白)	ねじ接合 機械室・便所 25A	2	m	6,450	12,900	MO-631314 R07.07H通期 標準	
冷媒用断熱材被覆銅管	9.52外径(3/8B) 液管 厚10mm以上	89	m	3,700	329,300	MO-631382 R07.07H通期 標準	
冷媒用断熱材被覆銅管	12.7 外径(1/2B) 液管 厚10mm以上	27	m	4,520	122,040	MO-631382 R07.07H通期 標準	
冷媒用断熱材被覆銅管	15.88外径(5/8B) 液管 厚10mm以上	43	m	6,070	261,010	MO-631382 R07.07H通期 標準	

市民体育館		空気調和設備			配管設備		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考	
冷媒用 断熱材被覆銅管	19.05外径(3/4B) 波管 厚10mm以上	21	m	7,840	164,640	NO-631382 R07.07H通期	標準
冷媒用 断熱材被覆銅管	15.88外径(5/8B) ガス管 厚20mm以上	62	m	8,420	522,040	NO-631382 R07.07H通期	標準
冷媒用 断熱材被覆銅管	22.22外径(7/8B) ガス管 厚20mm以上	27	m	12,000	324,000	NO-631382 R07.07H通期	標準
冷媒用 断熱材被覆銅管	28.58外径(1 1/8B) ガス管 厚20mm以上	70	m	17,900	1,253,000	NO-631382 R07.07H通期	標準
冷媒用 断熱材被覆銅管	31.75外径(1 1/4B) ガス管 厚20mm以上	21	m	20,600	432,600	NO-631382 R07.07H通期	標準
排水・硬質ポリ 塩化ビニル管 (VP)	屋内一般 20A	1	m	2,210	2,210	NO-631156 R07.07H通期	標準
排水・硬質ポリ 塩化ビニル管 (VP)	屋内一般 25A	168	m	2,700	453,600	NO-631156 R07.07H通期	標準
排水・硬質ポリ 塩化ビニル管 (VP)	屋内一般 50A	66	m	4,740	312,840	NO-631156 R07.07H通期	標準
排水・硬質ポリ 塩化ビニル管 (VP)	屋内一般 65A	146	m	6,100	890,600	NO-631156 R07.07H通期	標準
カー塩化ビニル管 (VP)改修	屋内一般 20A 材工共	10	m	2,960	29,600	配管設備 36 見積	
カー塩化ビニル管 (VP)改修	屋内一般 25A 材工共	21	m	3,880	81,480	配管設備 37 見積	
カー塩化ビニル管 (VP)改修	屋内一般 40A 材工共	40	m	5,560	222,400	配管設備 38 見積	
青銅仕切弁	5K(ねじ) 20A	7	個	5,490	38,430	NO-634611 R07.07H通期	標準
青銅仕切弁	5K(ねじ) 25A	1	個	6,970	6,970	NO-634611 R07.07H通期	標準
青銅仕切弁	5K(ねじ) 50A	12	個	19,000	228,000	NO-634611 R07.07H通期	標準
ゴムシートパッキン	10K(ワエバー・フタ) 100A	4	個	20,200	80,800	NO-634655 R07.07H通期	標準
青銅逆止弁	10K(ねじ・スイング) 20A	1	個	5,970	5,970	NO-634631 R07.07H通期	標準
ねずみ鋳鉄逆止弁	10K(フランジ・スイング) 100A	1	個	45,000	45,000	NO-634635 R07.07H通期	標準
逃し弁	20A	1	個	12,600	12,600	刊行物(機械) 1 刊行物	
Y形ストレーナ	10K 50A	3	個	19,400	58,200	NO-634671 R07.07H通期	標準

市民体育館		空気調和設備			配管設備		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考	
防振継手	合成ゴム製 50A	6	個	11,700	70,200	NO-634113 R07.07H通期	標準
防振継手	合成ゴム製 100A	2	個	24,000	48,000	NO-634113 R07.07H通期	標準
フレキシブルジョイント	合成ゴム製 20A	1	個	9,950	9,950	NO-634112 R07.07H通期	標準
フレキシブルジョイント	バネ形 25A	1	個	6,850	6,850	NO-634112 R07.07H通期	標準
温度計	パイプ内形	6	個	13,100	78,600	NO-634411 R07.07H通期	標準
圧力計	水用	3	組	12,500	37,500	NO-634412 R07.07H通期	標準
瞬間流量計	50A	3	個	55,000	165,000	NO-634431 R07.07H通期	標準
自動エア抜弁装置	自動エア抜弁20A×1 GV20×1	4	個	21,000	84,000	代価表 0003	
定流量弁	20A	73	個	7,460	544,580	NO-634332 R07.07H通期	協議
Uトラップ	U- 65	4	個	32,400	129,600	NO-733151 R07.07H通期	標準
床下掃除口	CO 65A	8	個	5,240	41,920	NO-733133 R07.07H通期	標準
クーラーキャップ	100φ 材工共	2	個	2,330	4,660	配管設備 39 見積	
鋼製架台	500×200H 溶融亜鉛メッキ	82	個	7,500	615,000	配管設備 40 見積	
コンクリート製架台	100×200×100H	59	個	1,070	63,130	代価表 0004	
高所作業車	外部配管用	1	式		90,000	配管設備 41 見積	
保温		1	式		2,511,710	別紙 00-0006	
形鋼振止支持		1	式		302,788	別紙 00-0007	
防火区画貫通処理		1	式		23,990	別紙 00-0008	
はつり補修		1	式		1,602,320	別紙 00-0009	
計					22,128,608		

市民体育館		換気設備			ダクト設備	
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
共板フランク工法ダクト	インサート無 0.6mm(451~750mm)	10	㎡	6,620	66,200	NO-542144 R07.07H通期 市場
共板フランク工法ダクト	インサート無 0.8mm(751~1200mm)	866	㎡	7,220	6,252,520	NO-542144 R07.07H通期 市場
共板フランク工法ダクト	インサート無 0.8mm(751~1200mm) カバリング鋼板製	39	㎡	21,800	850,200	ダクト設備 1 見積
スパイラルダクト(低圧ダクト)	インサート無 100mm	11	m	3,420	37,620	NO-542134 R07.07H通期 市場
スパイラルダクト(低圧ダクト)	インサート無 125mm	6	m	3,630	21,780	NO-542134 R07.07H通期 市場
スパイラルダクト(低圧ダクト)	インサート無 150mm	1	m	4,160	4,160	NO-542134 R07.07H通期 市場
スパイラルダクト(低圧ダクト)	インサート無 175mm	18	m	4,840	87,120	NO-542134 R07.07H通期 市場
スパイラルダクト(低圧ダクト)	インサート無 200mm	5	m	5,460	27,300	NO-542134 R07.07H通期 市場
スパイラルダクト(低圧ダクト)	インサート無 225mm	1	m	6,040	6,040	NO-542134 R07.07H通期 市場
スパイラルダクト(低圧ダクト)	インサート無 250mm	3	m	6,540	19,620	NO-542134 R07.07H通期 市場
スパイラルダクト(低圧ダクト)	インサート無 300mm	6	m	7,910	47,460	NO-542134 R07.07H通期 市場
スリット形吸込口	GVS 100 100	1	個	10,600	10,600	NO-542321 R07.07H通期 市加
スリット形吸込口	GVS 200 200	6	個	10,600	63,600	NO-542321 R07.07H通期 市加
スリット形吸込口	GVS 250 250	2	個	12,200	24,400	NO-542321 R07.07H通期 市加
ガラリ	SL-H-1000×1000 材工共	2	個	68,000	136,000	ダクト設備 2 見積
風量調節ダンパー	600 500	2	個	25,100	50,200	NO-542411 R07.07H通期 市加
風量調節ダンパー	850 650	4	個	36,500	146,000	代価表 0007
防火ダンパー	1300 500	4	個	49,300	197,200	NO-542412 R07.07H通期 市加
ベントキャップ	ステンレス製 100φ	2	個	4,480	8,960	NO-542351 R07.07H通期 市加
風量測定口		12	個	4,660	55,920	NO-542232 R07.07H通期 市加

市民体育館		衛生器具設備				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
洋風便器	C710S 節水FV形(壁給水) 棚付2連紙巻器、温水洗浄便座 材工共	19	組	252,000	4,788,000	衛生設備 1 見積
洋風便器	C710S 節水FV形(床給水) 棚付2連紙巻器、温水洗浄便座 材工共	2	組	261,000	522,000	衛生設備 2 見積
小便器	H620 低リップ形 節水FV 材工共	14	組	221,000	3,094,000	衛生設備 3 見積
カウンター式洗面器	自動水栓、Pトラップ 材工共	16	組	135,000	2,160,000	衛生設備 4 見積
カウンター式洗面器	自動水栓、Sトラップ 材工共	3	組	134,000	402,000	衛生設備 5 見積
洗面器カウンター	2350W×450D 3連用、2方エプロン 材工共	1	組	257,000	257,000	衛生設備 6 見積
洗面器カウンター	1740W×450D 2連用、1方エプロン 材工共	1	組	190,000	190,000	衛生設備 7 見積
洗面器カウンター	1145W×450D 1連用、1方エプロン 材工共	1	組	148,000	148,000	衛生設備 8 見積
洗面器カウンター	1000W×450D 1連用、1方エプロン 材工共	1	組	125,000	125,000	衛生設備 9 見積
洗面器カウンター	2950W×450D 4連用、1方エプロン 材工共	2	組	303,000	606,000	衛生設備 10 見積
洗面器カウンター	1450W×450D 2連用、1方エプロン 材工共	2	組	177,000	354,000	衛生設備 11 見積
掃除用流し	S210 材工共	4	組	166,000	664,000	衛生設備 12 見積
水石けん入れ	洗面器用 材工共	19	個	7,090	134,710	衛生設備 13 見積
化粧鏡	耐食鏡 350×800H 材工共	21	枚	17,000	357,000	衛生設備 14 見積
多機能トイレパック	ロータック式、温水洗浄便座、洗面器、 手洗器、汚物流し、化粧鏡一式 材工共	1	組	1,380,000	1,380,000	衛生設備 15 見積
汚物流しユニット	電気温水器付、片側側板 材工共	1	組	665,000	665,000	衛生設備 16 見積
腰掛便器用手すり	樹脂被覆 L形 (D=120) RC壁用 材工共	19	組	56,800	1,079,200	衛生設備 17 見積
腰掛便器用手すり	樹脂被覆 L形 (D=120) パーテーション用 材工共	2	組	59,800	119,600	衛生設備 18 見積
小便器用手すり	樹脂被覆 軽鉄下地用 材工共	3	個	97,900	293,700	衛生設備 19 見積
ペーパーチェア	平壁設置タイプ RC壁用 材工共	2	組	96,200	192,400	衛生設備 20 見積

市民体育館		排水設備					
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考	
汚水用						(コメント)	
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)改修	機械室・便所 50A	26	m	5,330	138,580	MO-651156 R07.07H通期 標準	
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)改修	機械室・便所 65A	3	m	6,860	20,580	MO-651156 R07.07H通期 標準	
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)改修	機械室・便所 75A	57	m	8,320	474,240	MO-651156 R07.07H通期 標準	
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)改修	機械室・便所 100A	32	m	11,000	352,000	MO-651156 R07.07H通期 標準	
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)改修	機械室・便所 125A	7	m	13,900	97,300	MO-651156 R07.07H通期 標準	
雑排水用						(コメント)	
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)改修	機械室・便所 40A	38	m	4,170	158,460	MO-651156 R07.07H通期 標準	
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)改修	機械室・便所 50A	16	m	5,330	85,280	MO-651156 R07.07H通期 標準	
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)改修	機械室・便所 65A	18	m	6,860	123,480	MO-651156 R07.07H通期 標準	
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)改修	機械室・便所 75A	15	m	8,320	124,800	MO-651156 R07.07H通期 標準	
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)改修	機械室・便所 100A	15	m	11,000	165,000	MO-651156 R07.07H通期 標準	
通気用						(コメント)	
通気・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)改修	機械室・便所 40A	38	m	4,170	158,460	MO-651157 R07.07H通期 標準	
通気・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)改修	機械室・便所 50A	43	m	5,330	229,190	MO-651157 R07.07H通期 標準	
通気・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)改修	機械室・便所 65A	15	m	6,860	102,900	MO-651157 R07.07H通期 標準	
通気・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)改修	機械室・便所 75A	3	m	8,320	24,960	MO-651157 R07.07H通期 標準	
床上掃除口(非防水形)	CVA 50A 材工共	3	個	9,120	27,360	代価表 0013	
床上掃除口(非防水形)	CVA 65A 材工共	4	個	14,500	58,000	排水設備 1 見積	
床上掃除口(非防水形)	CVA 75A 材工共	7	個	12,300	86,100	代価表 0014	

市民体育館		発生材処理		運搬		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
<アスファルト類>						(コメント)
アスファルト類 積込み	人力 集積共	0.1	m3	6,370	637	代価表 0051
とりこわし 発生材運搬	ダンプトラック 10t積級 バックホ0.45m3 - DID区間有り 4.0km以下	1	台	6,980	6,980	D0-339613 R07.07A通期 格参
						(コメント)
<がれき類>						(コメント)
がれき類 積込み	人力 集積共	1.9	m3	6,370	12,103	代価表 0052
とりこわし 発生材運搬	ダンプトラック 10t積級 バックホ0.45m3 - DID区間有り 3.0km以下	1	台	5,720	5,720	D0-339613 R07.07A通期 格参
						(コメント)
<<金属類>>						(コメント)
金属類 積込み	人力 集積共	15.9	m3	4,820	76,638	代価表 0053
とりこわし 発生材運搬	ダンプトラック 10t積級 バックホ0.45m3 - DID区間有り 17.5km以下	3	台	15,700	47,100	D0-339613 R07.07A通期 格参
						(コメント)
<<廃プラ類>>						(コメント)
廃プラ類 積込み	人力 集積共	0.6	m3	4,820	2,892	代価表 0054
とりこわし 発生材運搬	ダンプトラック 10t積級 バックホ0.45m3 - DID区間有り 17.5km以下	1	台	15,700	15,700	D0-339613 R07.07A通期 格参
						(コメント)
<<ガラス・陶器類>>						(コメント)
ガラス・陶器類 積込み	人力 集積共	5.7	m3	4,820	27,474	代価表 0055
とりこわし 発生材運搬	ダンプトラック 10t積級 バックホ0.45m3 - DID区間有り 28.5km以下	1	台	20,900	20,900	D0-339613 R07.07A通期 格参
計					216,144	

屋外		ガス設備			都市ガス設備		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考	
ガス用ポリエチレン管	100A	89	m	17,000	1,513,000	ガス設備 1 見積	
ガス用ポリエチレン管	50A	3	m	6,060	18,180	ガス設備 2 見積	
ポリエチレン被覆鋼管	PLP 20A	4	m	4,270	17,080	ガス設備 3 見積	
白ガス管	SGP 100A	2	m	20,000	40,000	ガス設備 4 見積	
白ガス管	SGP 50A	44	m	9,730	428,120	ガス設備 5 見積	
白ガス管	SGP 20A	10	m	4,030	40,300	ガス設備 6 見積	
屋外撤去工事	32A	5	m	860	4,300	ガス設備 7 見積	
既設管切断	50A以下	4	か所	1,840	7,360	ガス設備 8 見積	
ネジガス栓撤去	25A以下	2	個	180	360	ガス設備 9 見積	
ネジガス栓取付	20A	8	個	3,290	26,320	ガス設備 10 見積	
検圧プラグ取付	15A	2	個	1,880	3,760	ガス設備 11 見積	
メーターガス栓取付	50A	2	個	12,500	25,000	ガス設備 12 見積	
露出型ホールバルブ	100A	2	個	114,000	228,000	ガス設備 13 見積	
埋設型ホールバルブ	PE 100A用 ボックス共	1	式		132,000	ガス設備 14 見積	
ガスメーター取付	25号	1	台	2,270	2,270	ガス設備 15 見積	
ガスメーター取付	10号	1	台	1,690	1,690	ガス設備 16 見積	
防食テープ巻き	支持金物部	1	式		2,120	ガス設備 17 見積	
塗装工事	露出部	1	式		125,000	ガス設備 18 見積	
分岐取り出し工事	PE50	1	式		7,870	ガス設備 19 見積	
擁壁内坪掘	既存管切断部用	2	か所	12,000	24,000	ガス設備 20 見積	

屋外		ガス設備			都市ガス設備	
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
擁壁内坪堀	PEホ-ルバ-ルフ'取付用	1	か所	12,000	12,000	ガス設備 21 見積
金属可とう管	15A×250L	2	本	3,160	6,320	ガス設備 22 見積
フレキシブル継手	20A 強化ホ-ス	6	本	5,180	31,080	ガス設備 23 見積
機器鉄管接続	フレキシブル継手部	6	か所	6,280	37,680	ガス設備 24 見積
機器鉄管接続	フランク部	4	か所	6,280	25,120	ガス設備 25 見積
表示杭取付	キックパイ	1	か所	720	720	ガス設備 26 見積
表示杭取付	リアラックス	2	か所	2,440	4,880	ガス設備 27 見積
セ-ファイライ-		92	m	210	19,320	ガス設備 28 見積
カッター切工事		168	m	750	126,000	ガス設備 29 見積
舗装破砕	AS	89	m	550	48,950	ガス設備 30 見積
舗装復旧工事	AS	1	式		374,000	ガス設備 31 見積
掘削・埋戻工事	PE配管部	1	式		390,000	ガス設備 32 見積
残土処理・入替砂	土砂・AS	1	式		203,000	ガス設備 33 見積
配管支持金物費	架台含む	1	式		201,000	ガス設備 34 見積
共通仮設費		1	式		41,300	ガス設備 35 見積
諸経費		1	式		384,000	ガス設備 36 見積
法定福利費		1	式		247,000	ガス設備 37 見積
計					4,799,100	

電気設備工事図					
図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺
E-01	特記仕様書1	—	E-29	男子女子便所(2)・シャワ-(1)(2) 平面詳細図(改修前・改修後)	電灯・コンセント設備 1/50
E-02	電気設備機材指定表	—	E-30	男子女子便所(3) 平面詳細図(改修前・改修後)	電灯設備 1/50
E-03	付近見取図・構内配電線路改修図	1/600	E-31	男子女子便所(3) 平面詳細図(改修前・改修後)	コンセント設備 1/50
E-04	高圧受変電盤結線図改修前	—	E-32	男子女子便所(4) 平面詳細図(改修前・改修後)	電灯設備 1/50
E-05	高圧受変電盤結線図	—	E-33	男子女子便所(4) 平面詳細図(改修前・改修後)	コンセント設備 1/50
E-06	受電室外形図-1	1/20	E-34	M-1 空調電源盤外形図	1/20
E-07	受電室外形図-2	1/20			
E-08	受電室外形図-3	1/20			
E-09	低圧分電盤結線図(1)	—			
E-10	低圧分電盤結線図(2)	—			
E-11	低圧分電盤外形図	1/20			
E-12	電気室盤配置図(改修前)	1/100			
E-13	電気室盤配置図(改修後)	1/100			
E-14	空調設備 1階室外機電源設備(北)	1/100			
E-15	空調設備 1階室外機電源設備(南)	1/100			
E-16	空調設備 2階電源配線図	1/200			
E-17	2階平面図(改修後) 既設ケーブル配置図	1/200			
E-18	全熱交換器電源設備図 3階平面図	1/200			
E-19	断面図(改修後) 既設ケーブル立立面図	1/200			
E-20	自動制御設計図	—			
E-21	空調制御 1階配線図(改修後)	1/200			
E-22	空調制御 2階配線図(改修後)	1/200			
E-23	空調制御 3階配線図(改修後)	1/200			
E-24	照明器具姿図	—			
E-25	1階便所電源、7F-1コンセント移設配線図	1/200			
E-26	2階便所電源配線図	1/200			
E-27	男子女子便所(1)・多目的便所 平面詳細図(改修前・改修後)	電灯設備 1/50			
E-28	男子女子便所(1)・多目的便所 平面詳細図(改修前・改修後)	コンセント設備 1/150			

		2024/05/18	TITLE 市民体育館整備事業(電気設備工事)	JOB TITLE 電気設備図面資料	SCALE
		DATE	WORKING DATE	REVISION	JOB No. E-00

電気設備特記仕様書

I 工事概要

1. 工事場所 山梨小野田市中川五丁目6833番地1 地内

2. 建設概要

Table with 6 columns: No., 建物名, 構造, 階数, 棟数, 延面積 (m²), 消防別表, 備考. Contains details for building No. 1, 市民体育館.

3. 工事項目 (○印のついたものを適用し、各一式とする。)

Table with 2 main columns for '工事項目' and '建物名称'. Lists various electrical and mechanical items like '換気設備', '照明設備', etc.

II 工事仕様

1. 共通仕様

図面および仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官庁官庁庁舎建設部、公共施設工事標準仕様書(電気設備工事編)及び公共施設改修工事標準仕様書(電気設備工事) (以下「標準仕様書」といふ)を適用する。

2. 特記仕様

(1) 項目(設備)は○印のついたものを適用する。(2) 特記事項は○印のついたものを適用する。○印は適用しない場合は、※印のついたものを適用する。

Table with 2 columns: '項目' and '特記事項'. Details on '耐震性能' and '耐荷重及び耐外力'.

建築基準法に基づき定められた区分等... 建築基準法に基づき定められた区分等

※施工に先立ち改修工事関連部分の事前確認を行い、監督職員に報告書提出する。

発生材の処理等(1.3.9) 発生材の処理にあたっては、「建設工事に関する資材の再資源化等に関する法律」...

環境負荷 山口県グリーン購入の推進方針及びグリーン購入ガイド(最新版)に基づき材料の調達を行う。

環境への配慮(1.4.1) 化学物質を放散させない建築材料等 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所定の品質及び性能を有するものとする。

工事時の提出図書 設計図書等(1.2.2) 総合図 電気主任技術者 電気保安技術者(1.3.2) 工事写真・完成写真

完成時の提出図書(1.7.2) 施工図 その他工事との取り合い

工事請負契約書に定められたもののほか、次のものを監督職員の指示に従い竣工時に提出すること。

※ 完成図は、A1版裏表紙で(2)部提出する。詳細は、施工監理要領によるほか監督職員の指示による。

※ 竣工写真等は、国土交通省大臣官庁官庁庁舎建設部「工事写真の撮り方(改訂版)-建築設備編」に基づき

図面特記のない場合、下表による。

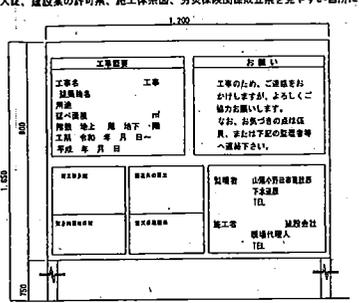
Table with 4 columns: '項目', '建築', '電気', '機械'. Lists various equipment and materials like '換気設備', '照明設備', etc.

3. 換気取付高さ 換気取付高さは、下記を原則とする。

Table with 5 columns: '名称', '測定', '取付高さ', '名称', '測定', '取付高さ'. Lists ventilation equipment and their installation heights.

工事表示板

工事表示板は下図による。建設共加入証、建設業の許可票、施工体系図、労務保険関係書類を見やすい場所に掲げる。



仮設工事 仮設物 監督員事務所 工事用水 仮設電話

※ 工事用材料倉庫、作業小屋、倉庫、仮事務所等の仮設物は、あらかじめ仮設工事計画書を作成し、監督職員と協議のこと。

接地抵抗 接地抵抗測定 スリーブ工事 金属管の接続箇所

※ A種、B種、C種は、鋼板 900×t=1.5 とし、D種は、鋼線棒接地棒とする。

ケーブルの余長 管路の埋め戻し 埋設指示

※ 地下埋設の場合、ハンドホール内では余長を見逃し、(埋設) 管の上層10cm程度までは、真砂土または砂で敷き詰め

分電盤予備回路の配管 位置ボックス

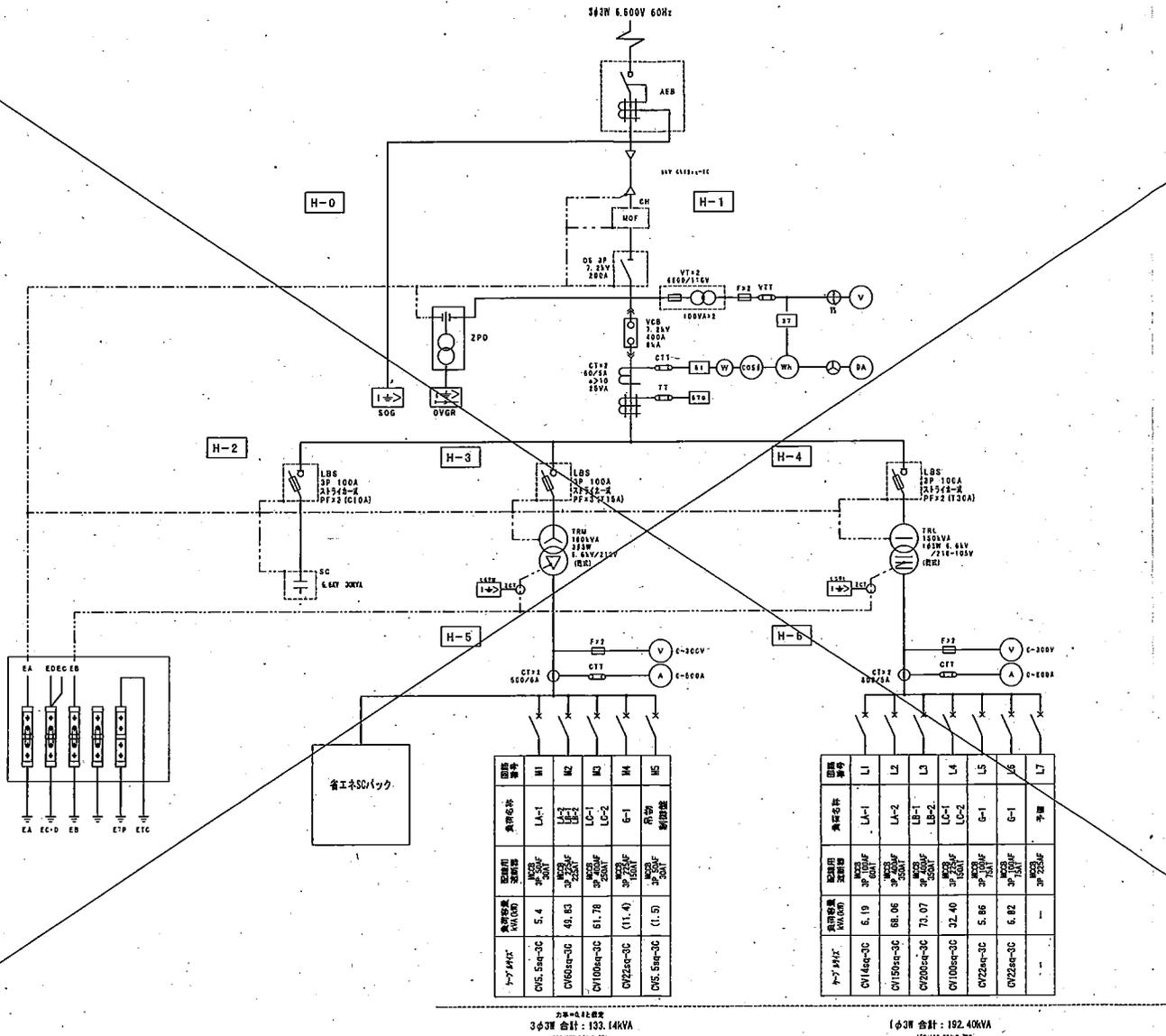
※ 引掛けシーリング、埋込ローゼットの取付ボックスは金属製とする。(耐荷重性)

測定

※ 測定する場所：改修した一階明り及び非常照明

Table with 5 columns: '名称', '測定', '取付高さ', '名称', '測定', '取付高さ'. Lists measurement points and heights.

Table with 5 columns: '名称', '測定', '取付高さ', '名称', '測定', '取付高さ'. Lists measurement points and heights.



回路番号	回路名称	設備名	容量 (kVA)	電圧 (V)	電流 (A)	電圧降下 (V)	電圧降下率 (%)
H1	LA-1	CV140qr-3C	5.4	220V	24.5	0.1	0.45
H2	LA-2	CV150qr-3C	40.83	220V	185.6	0.1	0.45
H3	LC-1	CV100qr-3C	61.70	220V	280.5	0.1	0.45
H4	LC-2	CV220qr-3C	(11.4)	220V	51.8	0.1	0.45
H5	G-1	CV5.5qr-3C	(1.5)	220V	6.8	0.1	0.45

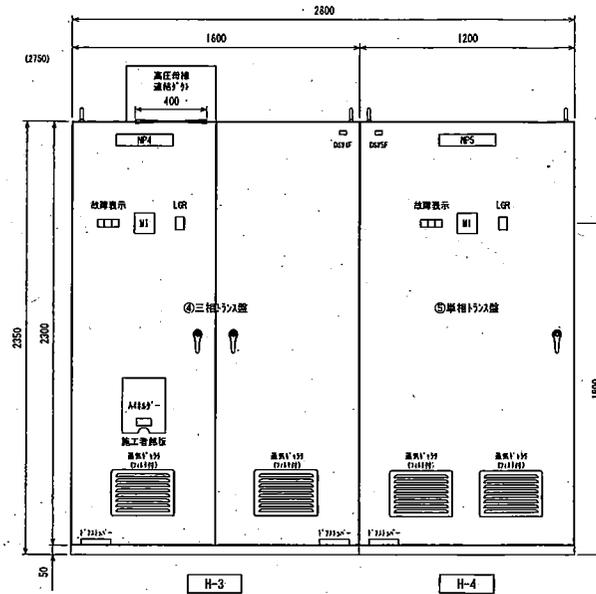
回路番号	回路名称	設備名	容量 (kVA)	電圧 (V)	電流 (A)	電圧降下 (V)	電圧降下率 (%)
L1	LA-1	CV140qr-3C	6.19	220V	28.1	0.1	0.45
L2	LA-2	CV150qr-3C	68.06	220V	309.4	0.1	0.45
L3	LB-1	CV200qr-3C	70.07	220V	318.5	0.1	0.45
L4	LC-1	CV100qr-3C	32.40	220V	147.3	0.1	0.45
L5	LC-2	CV220qr-3C	5.86	220V	26.6	0.1	0.45
L6	G-1	CV5.5qr-3C	6.82	220V	30.9	0.1	0.45
L7	予備						

3φ3線 合計: 133.14kVA
100/12.14kV.71

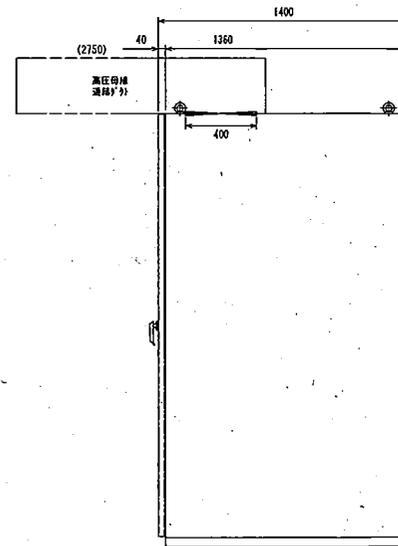
(3φ3線 合計: 192.40kVA
100/12.14kV.71)

備考: 1) 11.4kVA
2) 11.4kVA (1.4kVA+1.0kVA)
3) 11.4kVA (1.4kVA+1.0kVA)
4) 11.4kVA (1.4kVA+1.0kVA)
5) 11.4kVA (1.4kVA+1.0kVA)

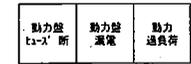
NO.	113.8204	市市民体育館整備事業 (電気設備工事)	受電室改修前 単線結線図	SCALE (A3=71%)
DATE		PROJECT/REP. OFFICE	REVISION	JOB No. E-04



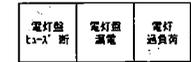
正面



右側面



三相トランス 故障表示 (詳細)

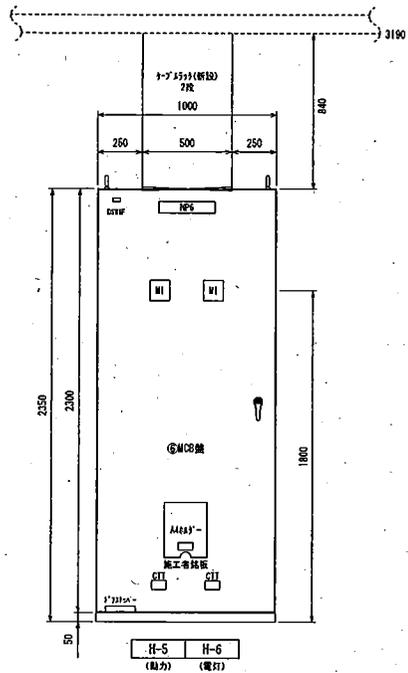


単相トランス 故障表示 (詳細)

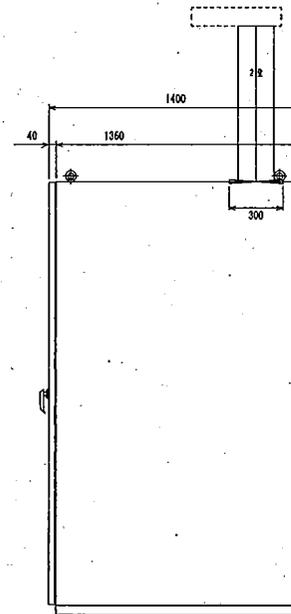
仕様

構造	屋内鋼板製自立型
寸法	A-140-1 寸No. 200
板厚	本体・扉・屋根 t2.3 SPCC 中板 t3.2 SPCC
塗装色	外面 2.5Y9/1 半艶 内面 2.5Y9/1 半艶
数量	1面

訂正 内容 日付 担当者	TITLE	市民体育館整備事業 (電気設備工事)	JOB TITLE	受電室外形図-2	SCALE	S = 1:20 (A3=7154)
	DATE	NO. / REG. / OFFICE	REVISION		JOB No.	E-07



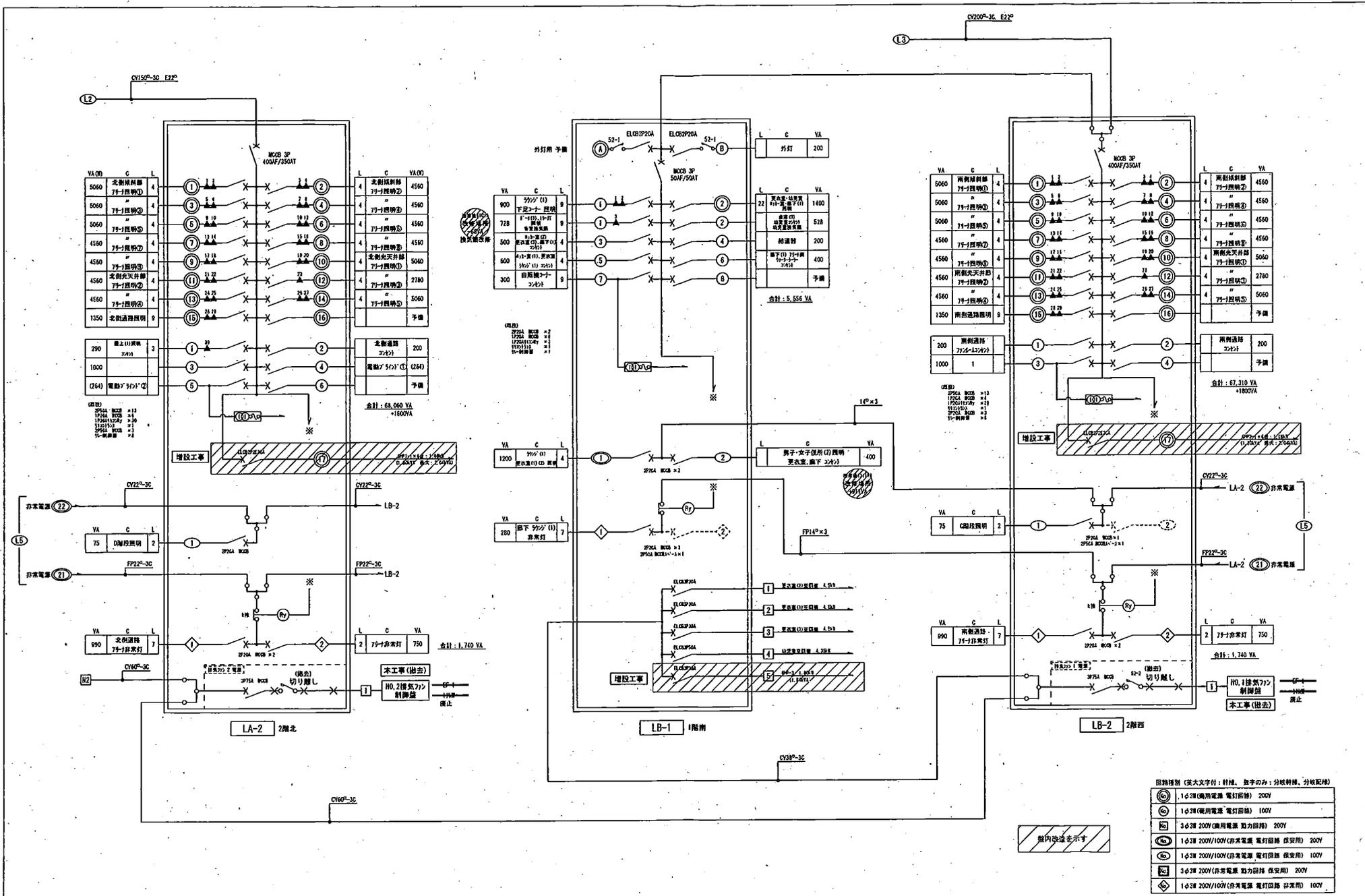
正面

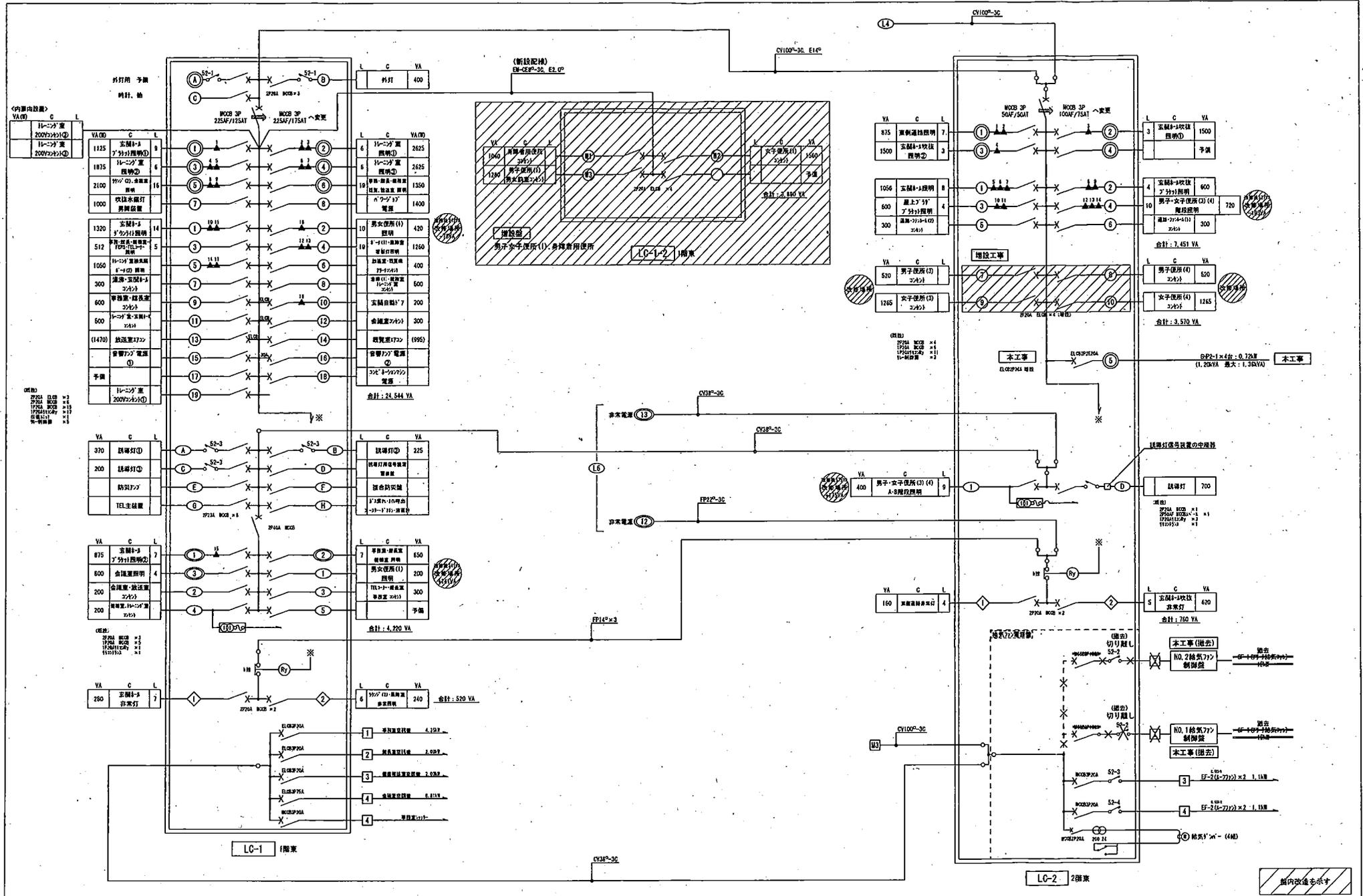


右側面

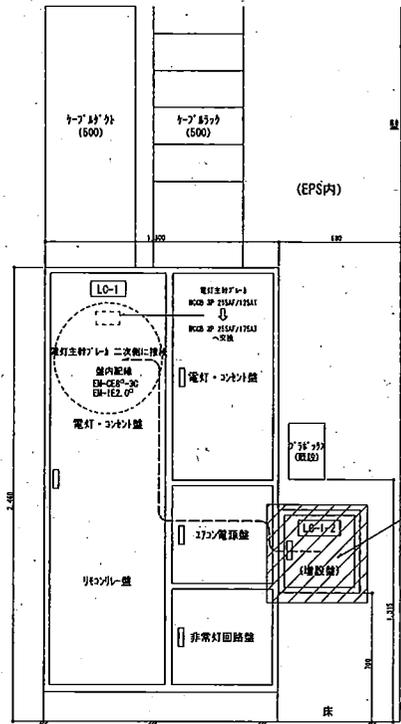
仕様
構造: 座内鋼板製自立型
心寸: A-140-1: 寸No. 200
板厚: 本体・扉・屋根 t2.3 SPCC
中板 t3.2 SPCC
塗装色: 外面 2.5V9/1 半艶
内面 2.5V9/1 半艶
数量: 1面

		TITLE	市民体育館整備事業 (電気設備工事)	JOB TITLE	受電室外形図-3	SCALE	S = 1:20 (A3=71%)
		DATE		REVISION		JOB No.	E-08



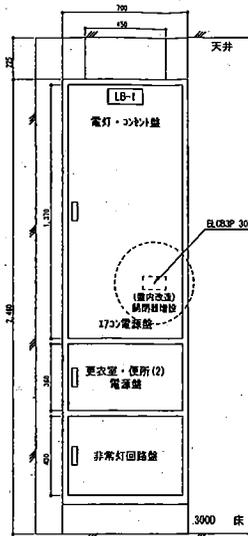


TITLE 市民体育館整備事業（電気設備工事）		JOB TITLE 低圧分電盤結線図-2		SCALE (A3-71%)	
DRAWER 〇〇〇〇〇〇		REVISION 〇〇〇〇〇〇		JOB No. E-10	

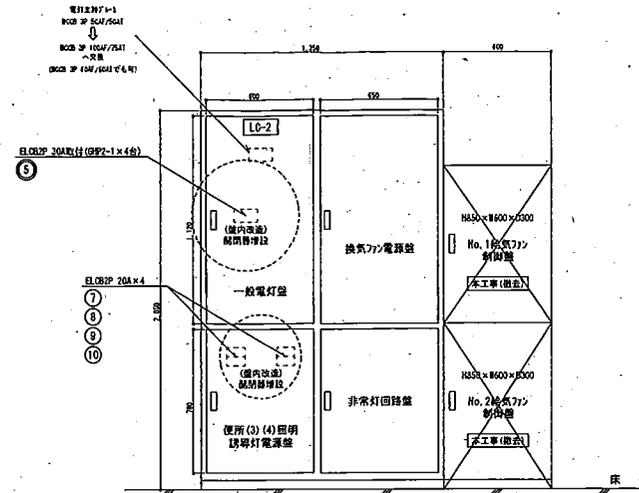


1階湯室前EPS内 LC-1

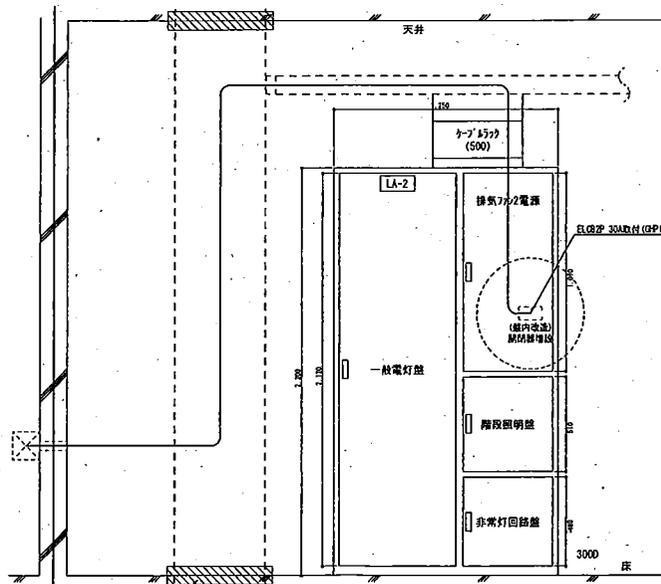
＜注記＞
 ・ 室内改造、閉閉器増設、変更 位置については参考とし、現合にて取付可能な箇所に施工する事。(施工前に調査を実施し、監督員に了解を得る事)
 ・ 主幹配線用遮断器の変更では、フレームが大きくなり、収まらない場合は監督員と協議する事。
 ・ 本改修工事において、不要となる配線(幹線及び分枝配線)とその付属品(電線管等、箱)で、撤去可能な物は強引撤去の事。
 また、その場合は監督員と協議の事。



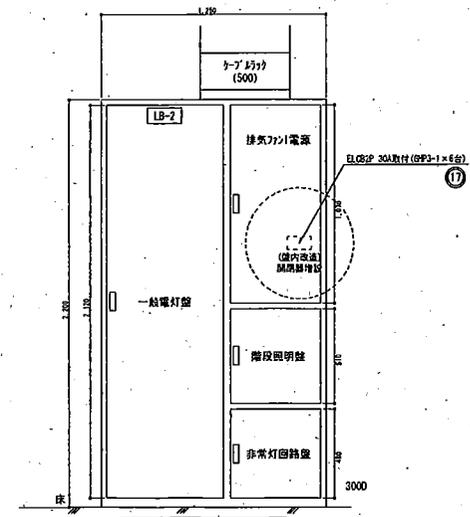
1階ロッカ室(2) LB-1



2階西通路EPS LC-2



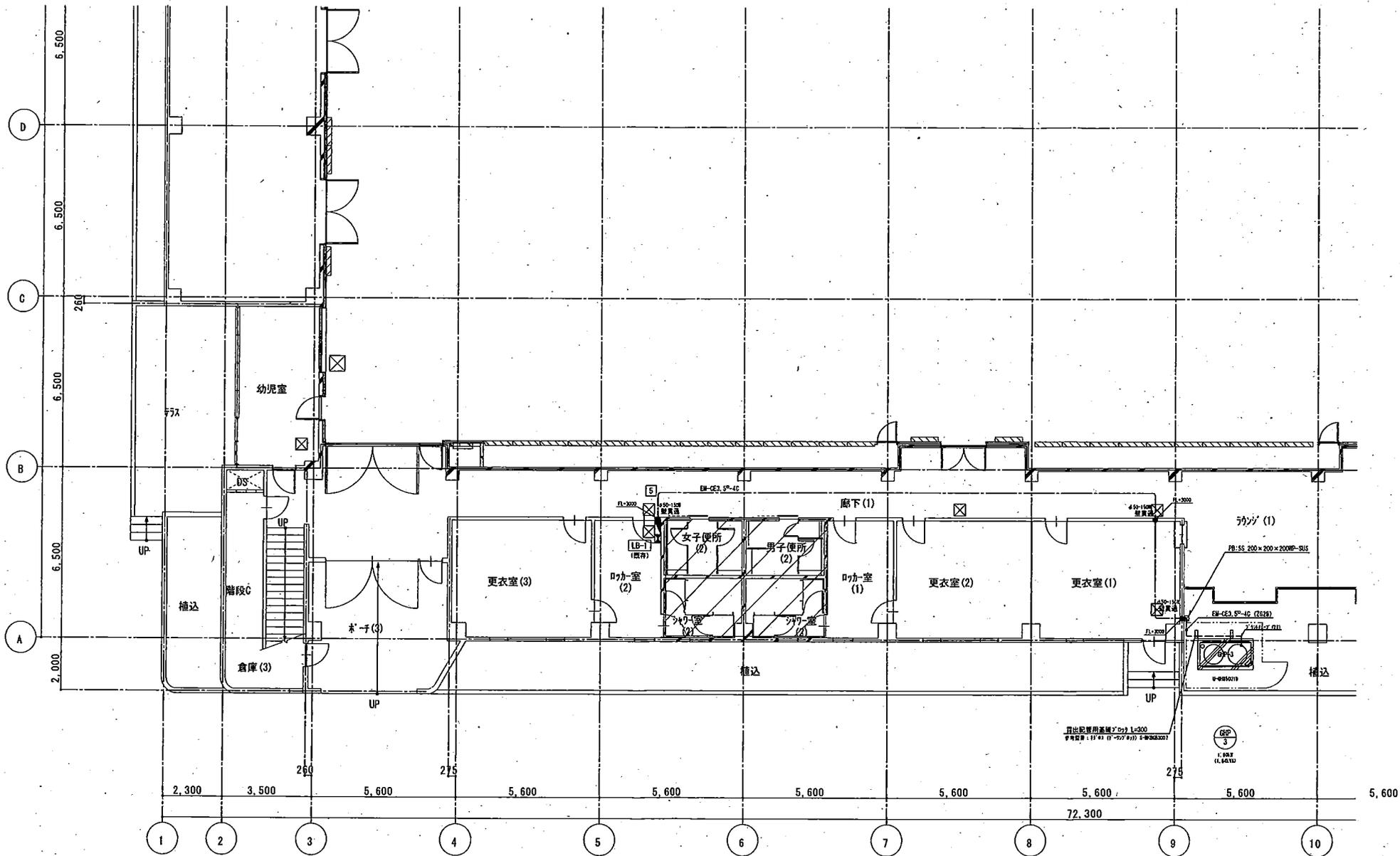
2階北通路EPS LA-2



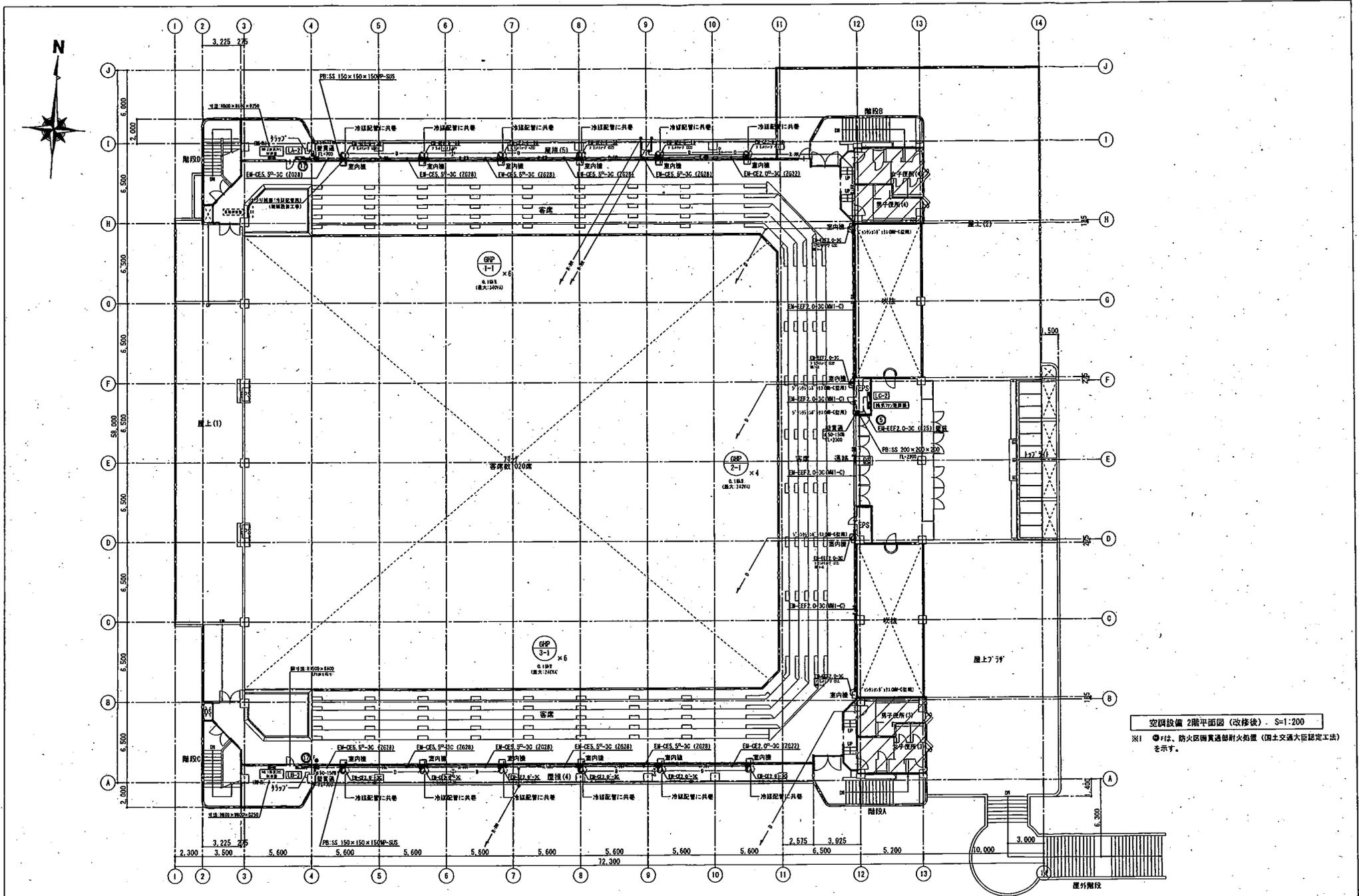
2階南通路EPS LB-2

区画間通路(ケーブル架)
 一旦撤去し、新設ケーブル架、再設置

FILE	市民体育館整備事業(電気設備工事)	JOB TITLE	既設低圧分電盤改造図	SCALE	S = 1:20 (A3=11%)
OWNER	MORIGAKA, OTTE	REVISION		JOB No.	E-11

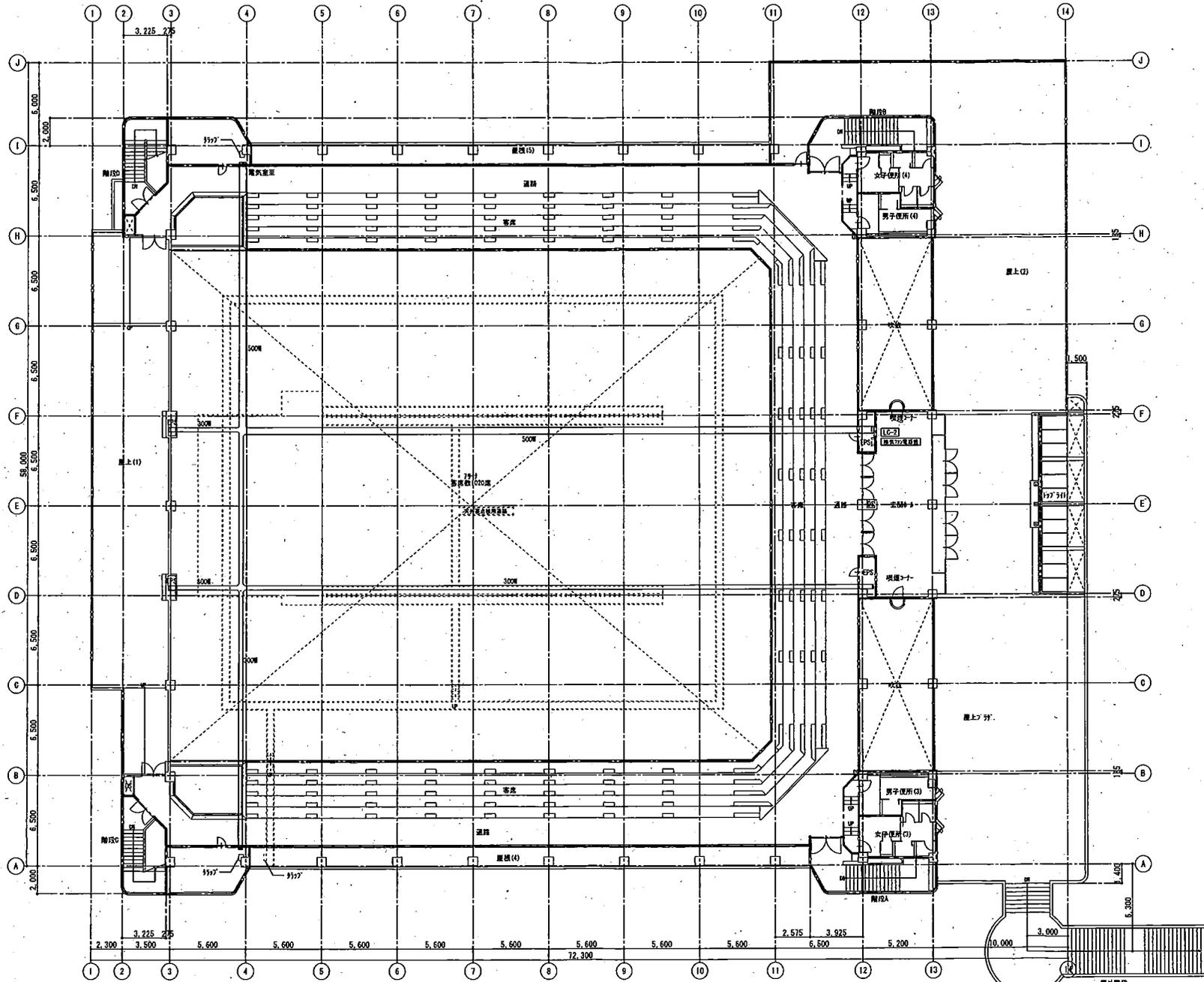


		TITLE	市民体育館整備事業 (電気設備工事)	JOB TITLE	空調設備 1階室外機電源設備 (南)	SCALE	S = 1:100 (A3=7194)
		DRIVER	MCH/TERESA OTSU	REVISION		JOB No.	E-15

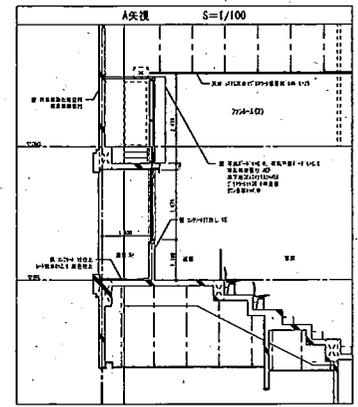
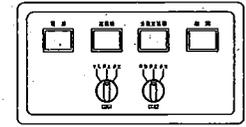
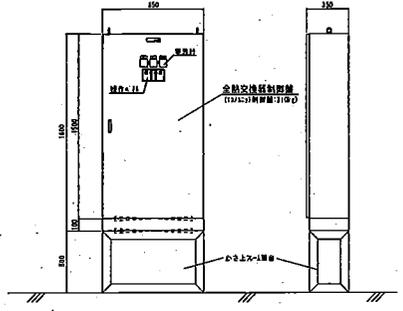
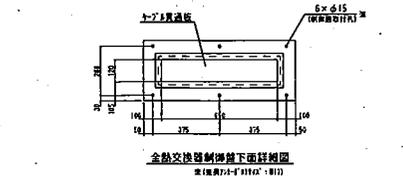
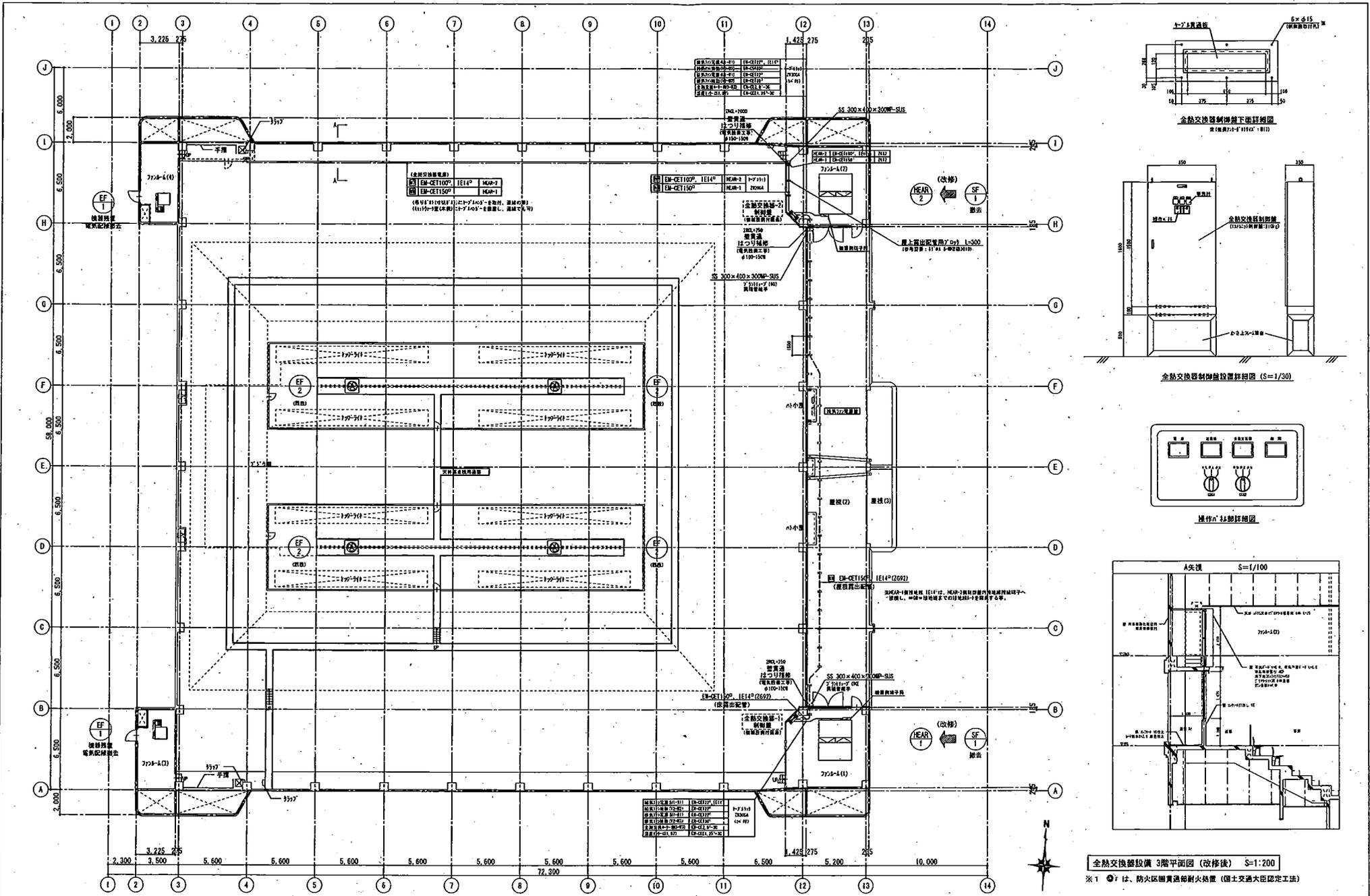


空調設備 2階平面図 (改修後) - S=1:200
 ※1 ●Fは、防火区画貫通耐火火気置 (国土交通大臣認定工法) を示す。

FILE 市民体育館整備事業 (電気設備工事)		JOB TITLE 空調設備 2階電線配線図		SCALE S = 1:200 (A3=7156)	
DRAWN ARCHITECTURAL OFFICE		METHOD		JOB No. E-16	

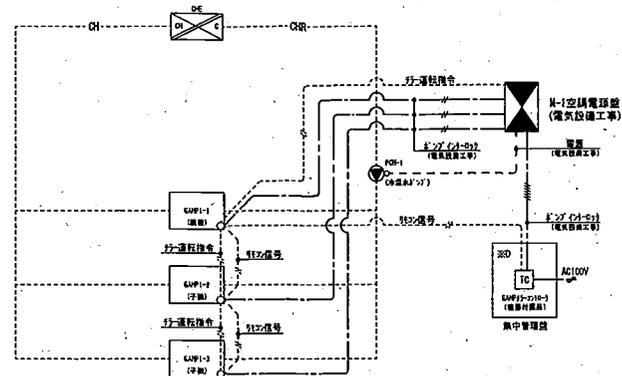
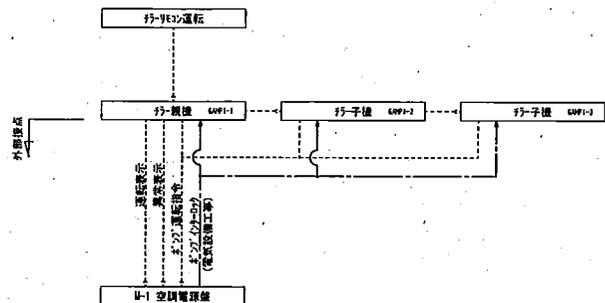


		TITLE 市民体育館整備事業（電気設備工事）	JOB TITLE 2階平面図（改修後） 既設ケーブル配線図	SCALE S = 1:200 (A3-2156)
		DESIGNER ARCHITECTURAL OFFICE	REVISION	SHEET No. E-17



全熱交換器設備 3階平面図 (改修後) S=1/200
 ※ ① は、防火区画貫通耐火地盤 (国土交通大臣認定工法)

		TITLE 市民体育館整備事業 (電気設備工事) PROJECT OFFICE	JOB TITLE 全熱交換器電源設備 3階平面図 REVISION	SCALE S=1/200 (A3-7154) DATE E-18
--	--	---	--	---

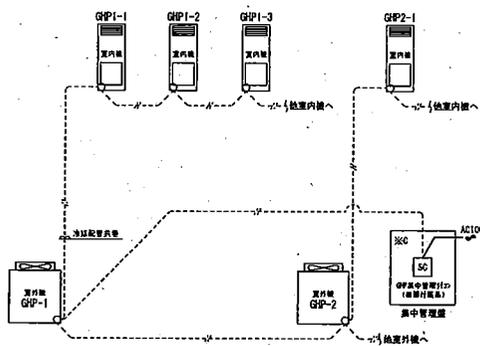


- <動作説明>
1. 行-子機よりGWP行-子機の発停制御を行う。
 2. GWP行-子機と冷水水ポンプの運転工事並びにM-1の分断工事は電気設備工事とする。
 3. 電源供給工事は電気設備工事とする。

凡例、盤寸法表

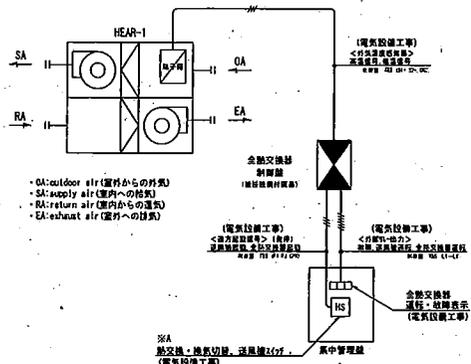
記号	名称	凡例	備考
⊠	集中管理盤	型番確認(計4台)	(電気設備工事)
⊡	分断スイッチ	SS 100×100×100mm-SUS	
⊢	分断1種・床穴明け	寸法(1213)・穴明け	
⊣	GWP行-子機	機種付属品	
⊤	集中管理機(制御盤)	機種付属品	
⊥	全熱交換機・換気切替・送風機2付	電気設備工事	

2. ガスエンジン・ボイラー式空調和機制御

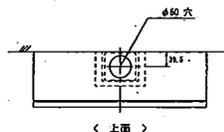


- <工事内容>
1. 室外機~室内機間の配線工事を行う。
 2. SC (集中管理機) を1階事務室の分断収納箱に取付、室外機間の配線工事を行う。
 3. 電源供給工事は電気設備工事とする。

3. 全熱交換器制御



- <動作説明>
1. 運転スイッチ (電気設備工事) により全熱交換機の発停制御を行う。
 2. 集中管理盤に運転・故障表示を行なう。(電気設備工事)
 3. 電源供給工事は電気設備工事とする。



冷水水ポンプ 運転・故障表示 (計2)

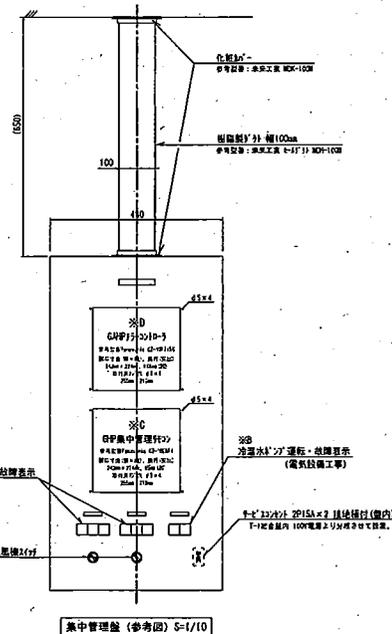
全熱交換機 運転・故障表示 (計2)

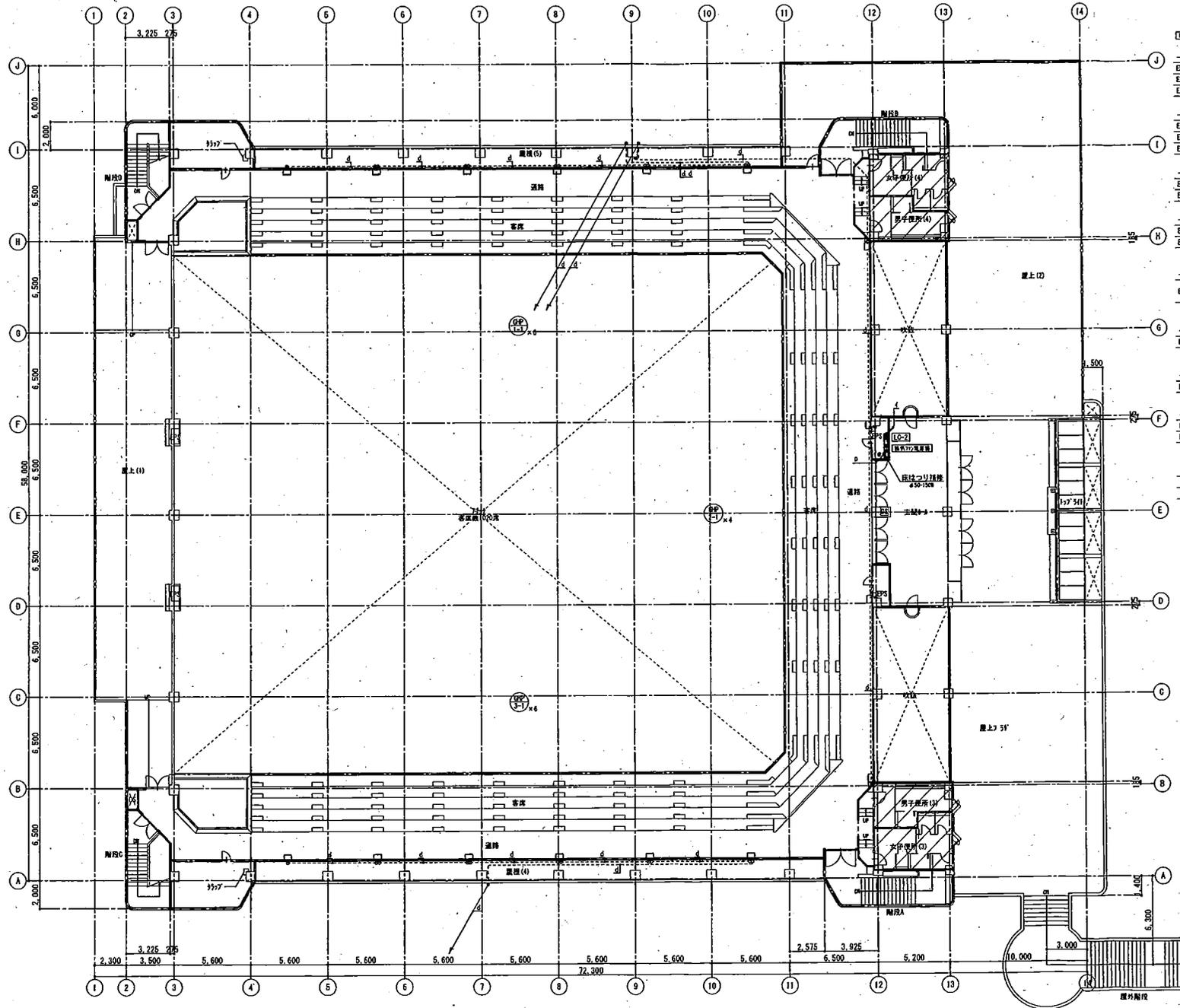
(左側)

全熱交換機 運転・故障表示 (計2)

(右側)

全熱交換機 運転・故障表示 (計2)

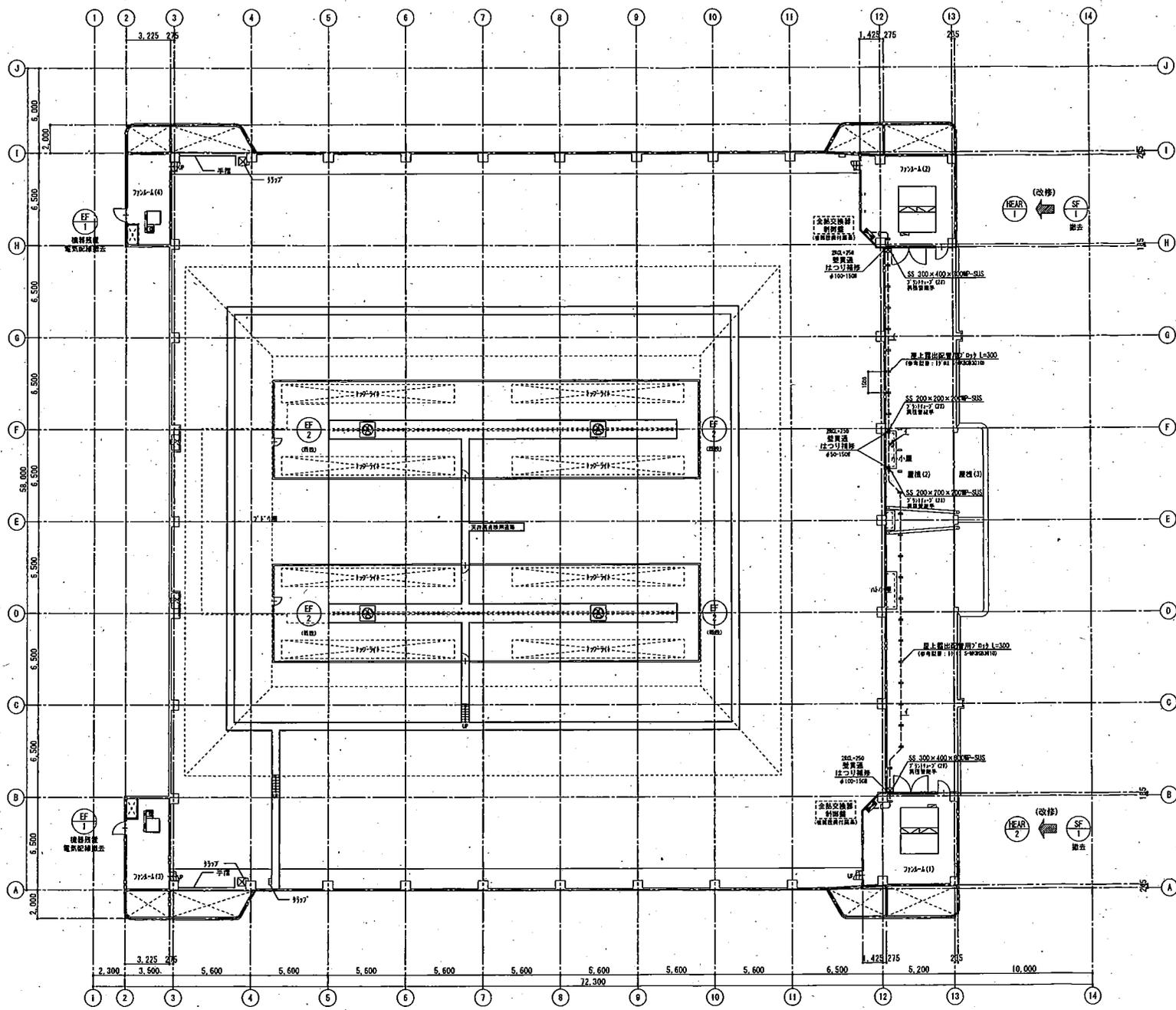




[配管計画書 (電工)]			
EM-CEES 1.0P-20	(G03)	8'22" (1P-20)	(電気設備工事)
EM-CEE 2.0P-20	7'20" (1P-20)	1P-20	(電気設備工事)
EM-CEES 1.25P-20	GMP1P-20	1P-20	(電気設備工事)
-B-			
EM-CEES 2.0P-20x3	(G04)	8'22" (1P-20)	(電気設備工事)
EM-CEE 2.0P-20	7'20" (1P-20)	1P-20	(電気設備工事)
EM-CEES 1.25P-20	GMP1P-20	1P-20	(電気設備工事)
-C-			
EM-CEES 1.25P-20	(G05)	GMP1P-20	(電気設備工事)
EM-CEE 2.0P-60	7'20" (1P-20)	1P-20	(電気設備工事)
EM-CEES 2.0P-60	GMP1P-20	1P-20	(電気設備工事)
-D-			
EM-CEES 1.25P-20	(G06)	GMP1P-20	(電気設備工事)
EM-CEE 2.0P-60	7'20" (1P-20)	1P-20	(電気設備工事)
EM-CEES 2.0P-60	GMP1P-20	1P-20	(電気設備工事)
-E-			
EM-CEES 1.25P-20	(G07)	GMP1P-20	(電気設備工事)
EM-CEE 2.0P-60	7'20" (1P-20)	1P-20	(電気設備工事)
EM-CEES 2.0P-60	GMP1P-20	1P-20	(電気設備工事)
-F-			
EM-CEES 1.25P-20	(G08)	GMP1P-20	(電気設備工事)
EM-CEE 2.0P-60	7'20" (1P-20)	1P-20	(電気設備工事)
EM-CEES 2.0P-60	GMP1P-20	1P-20	(電気設備工事)
-G-			
EM-CEE 1.25P-20	(G09)	GMP1P-20	(電気設備工事)
EM-CEE 1.25P-60	7'20" (1P-20)	1P-20	(電気設備工事)
EM-CEES 1.25P-60	GMP1P-20	1P-20	(電気設備工事)
-H-			
EM-CEE 1.25P-20	(G10)	GMP1P-20	(電気設備工事)
EM-CEE 1.25P-60	7'20" (1P-20)	1P-20	(電気設備工事)
EM-CEES 1.25P-60	GMP1P-20	1P-20	(電気設備工事)
-I-			
EM-CEE 1.25P-20	(G11)	GMP1P-20	(電気設備工事)
EM-CEE 1.25P-60	7'20" (1P-20)	1P-20	(電気設備工事)
EM-CEES 1.25P-60	GMP1P-20	1P-20	(電気設備工事)
-J-			
EM-CEE 1.25P-20	(G12)	GMP1P-20	(電気設備工事)
EM-CEE 1.25P-60	7'20" (1P-20)	1P-20	(電気設備工事)
EM-CEES 1.25P-60	GMP1P-20	1P-20	(電気設備工事)

空調制御 2階平面図 (改修後) S=1:200
 ※1 ●fは、防火区画貫通部耐火処置 (国土交通大臣認定工法) を示す。
 ※2 配管・継ぎ・δ'は全て電気工事とする。

DRAWN	TITLE	市民体育館整備事業 (電気設備工事)	JOB TITLE	空調制御 2階配線図 (改修後)	SCALE	S = 1:200 (A3=71mm)
	DATE	2017.04.10	REVISION		JOB No.	E-22



【設備】(RFP仕様書, G2P22)			
-A-	EM-CES 2.0 ^W -2C	G216	ダクト (12x12) (電気設備工事)
	EM-CCE 2.0 ^W -2C	F3111-F 010	付帯配管類 (電気設備工事)
	EM-CES 1.25 ^W -2C	G4P22	ダクト (12x12) (電気設備工事)
-B-	EM-CES 2.0 ^W -2C x 3	G242	ダクト (12x12) (電気設備工事)
	EM-CCE 2.0 ^W -2C	F3111-F 010	付帯配管類 (電気設備工事)
	EM-CES 1.25 ^W -2C	G4P22	ダクト (12x12) (電気設備工事)
-C-	EM-CES 1.25 ^W -2C	G216	G4P22-2110-3 (電気設備工事)
	EM-CES 2.0 ^W -6C	F3111-F 010	ダクト (12x12) (電気設備工事)
-D-	EM-CES 1.25 ^W -2C	G217	G4P22-2110-3 (電気設備工事)
	EM-CES 2.0 ^W -6C	QF22	ダクト (12x12) (電気設備工事)
-E-	EM-CES 1.25 ^W -2C	G216	G4P22-2110-3 (電気設備工事)
-F-	EM-CES 1.25 ^W -2C	G217	G4P22-2110-3 (電気設備工事)
-G-	EM-CES 1.25 ^W -2C	G216	G4P22-2110-3 (電気設備工事)
-H-	EM-CES 1.25 ^W -2C	G217	G4P22-2110-3 (電気設備工事)
-I-	EM-CES 1.25 ^W -2C	G216	G4P22-2110-3 (電気設備工事)
-J-	EM-CES 1.25 ^W -2C	G217	G4P22-2110-3 (電気設備工事)
-K-	EM-CES 1.25 ^W -2C	G216	G4P22-2110-3 (電気設備工事)
-L-	EM-CES 1.25 ^W -2C	G217	G4P22-2110-3 (電気設備工事)
-M-	EM-CES 1.25 ^W -2C	G216	G4P22-2110-3 (電気設備工事)
-N-	EM-CES 1.25 ^W -2C	G217	G4P22-2110-3 (電気設備工事)

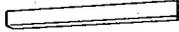
空調制御 3階平面図 (改修後) S=1:200

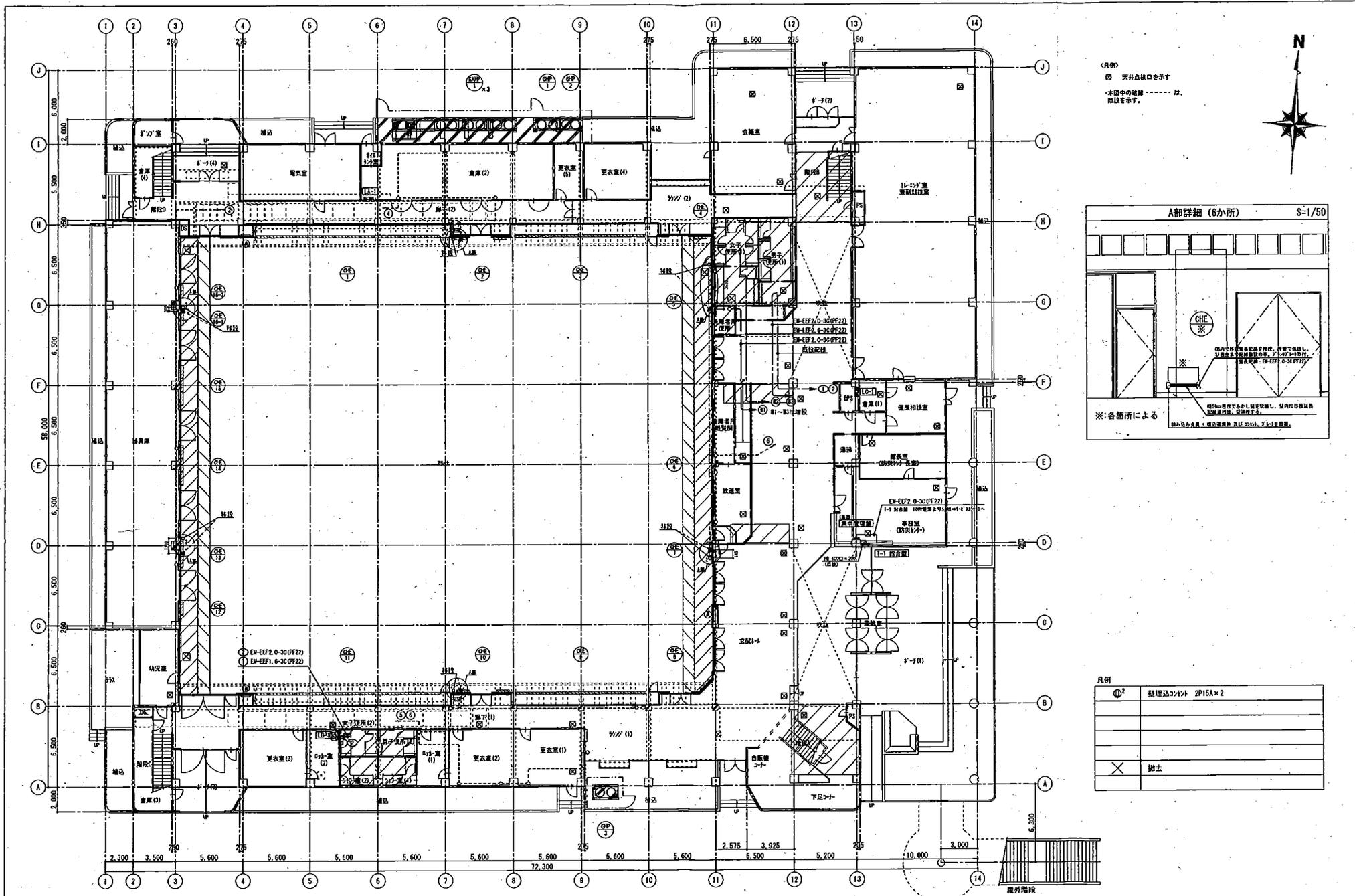
※1 ●Fは、防火区画貫通耐火制度 (国土交通大臣認定工法) を示す。

※2 配管・継ぎ・ダクト類は全て電気工事とする。

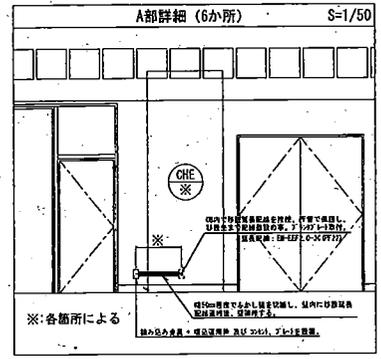
DRAWER	市市民体育館整備事業 (電気設備工事)	空調制御 3階平面図 (改修後)	SCALE S = 1:200 (A3-71%)
	ARCHITECTURAL OFFICE	REVISION	JOB No. E-23

☑ 公共型番を表す

<p>A LSS9-4-65 LE9 ☑</p> <p>参考型番: Panasonic 直付XLX460AEP LE9</p>	<p>B LBF3MP/RP-4-26 LE9 ☑</p> <p>参考型番: Panasonic NMF#41810C LE9</p>	<p>C LBF3MP/RP-2-13 LE9 ☑</p> <p>参考型番: Panasonic NMF#21810C LE9</p>	<p>D LRS1-17 LE9</p> <p>参考型番: Panasonic XND2060M LE9</p>	<p>E LRS1-13 LE9 ☑</p> <p>参考型番: Panasonic XND1560M LE9</p>
<p>44.9VA 直付型40形 1150</p>  <p>一般47°、6900lm/17° 消費電力 43.1W、定格出力型、電圧 100~242V 昼白色 (5000K)、Ra83</p>	<p>30.0VA LED分岐付 40形</p>  <p>防湿型・防雨型 器具光束 2980lm、消費電力 27W 電圧 100~242V 天井直付型・壁面付型、保護等級: IP23 昼白色 (5000K)、Ra83、本体: 37×14</p>	<p>16.0VA LED分岐付 20形</p>  <p>防湿型・防雨型 器具光束 1480lm、消費電力 14.9W 電圧 100~242V 壁面(縦向き・横向き) 天井面取付兼用 直付型、保護等級: IP23 昼白色 (5000K)、Ra83、本体: 37×14</p>	<p>15.6VA 9°分岐付</p>  <p>一般光色47° 器具光束 2070lm、消費電力 15W 電圧 100~242V 昼白色 (5000K)、Ra85、拡散47°、埋込穴 φ150</p>	<p>12.4VA 9°分岐付</p>  <p>一般光色47° 器具光束 1695lm、消費電力 11.6W 電圧 100~242V 昼白色 (5000K)、Ra85、拡散47°、埋込穴 φ150</p>
<p>F 浴室用シーリングライト</p> <p>参考型番: Panasonic LCR5063IU</p>	<p>G LED 標示灯</p> <p>参考型番: Panasonic 標F11930 LE1 + FK1167I</p>			
<p>23.4VA</p>  <p>LED電球交換型、防湿型・防雨型、9°込み方式、天井直付型 器具光束 1020lm、消費電力 14W、電圧 100V 電球色 (2700K)、Ra80、60形電球2灯器相当 LED電球一般電球47°7.0W2灯 (E26) (電球色)</p>	 <p>昼白色 (5000K)、Ra75 型・天井面取付兼用、消費電力 5W、電圧 100V 光源寿命 40000時間 (光源維持率 70%) 本体 額高 (9°分岐付) 75×45 (寸法) 枠 プラスチック (9°分岐付) 75×45 (寸法)</p>			

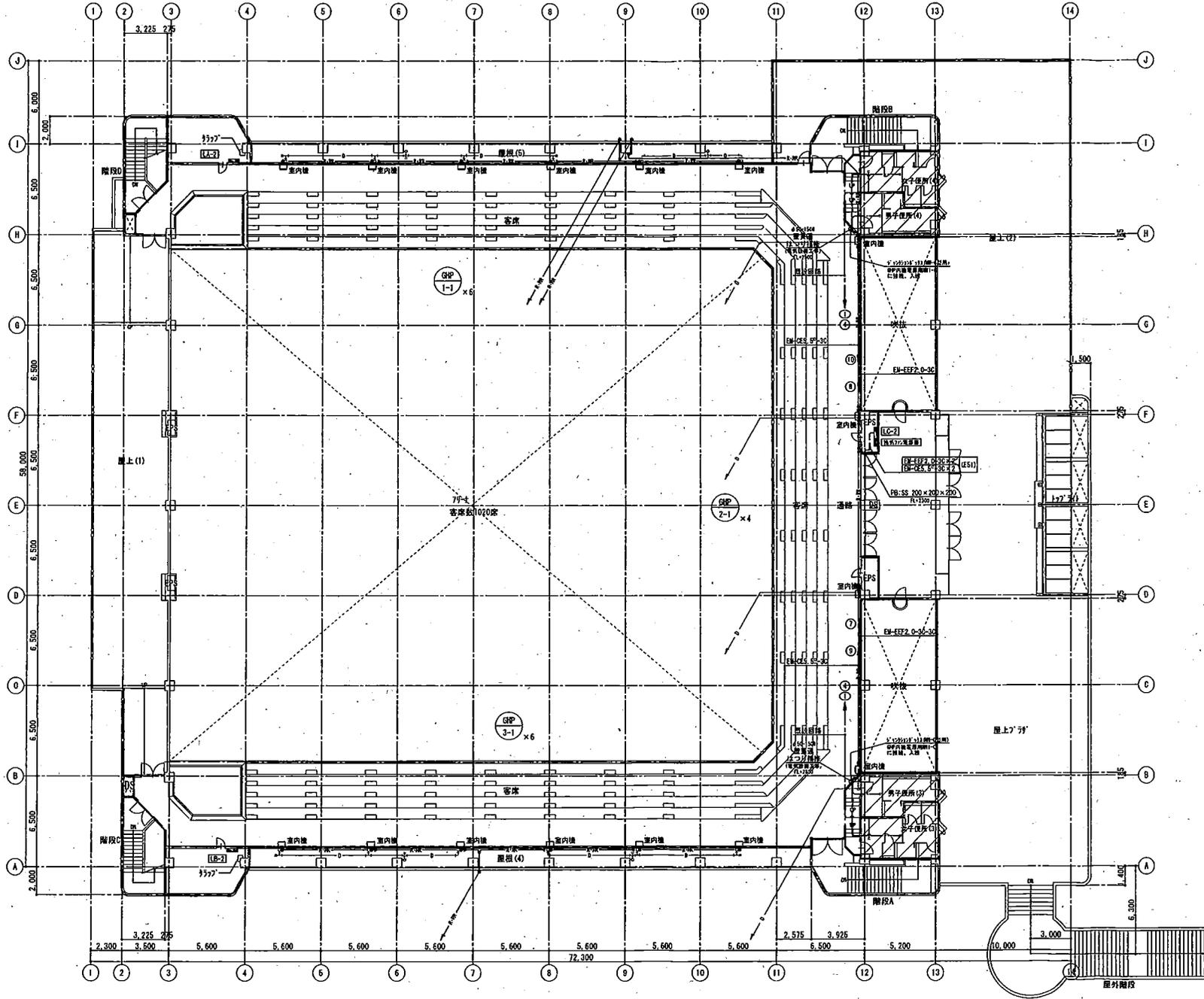


(凡例)
 ⊕ 天井点検口を示す
 - 本図中の虚線 - - - - は、
 配線を示す。

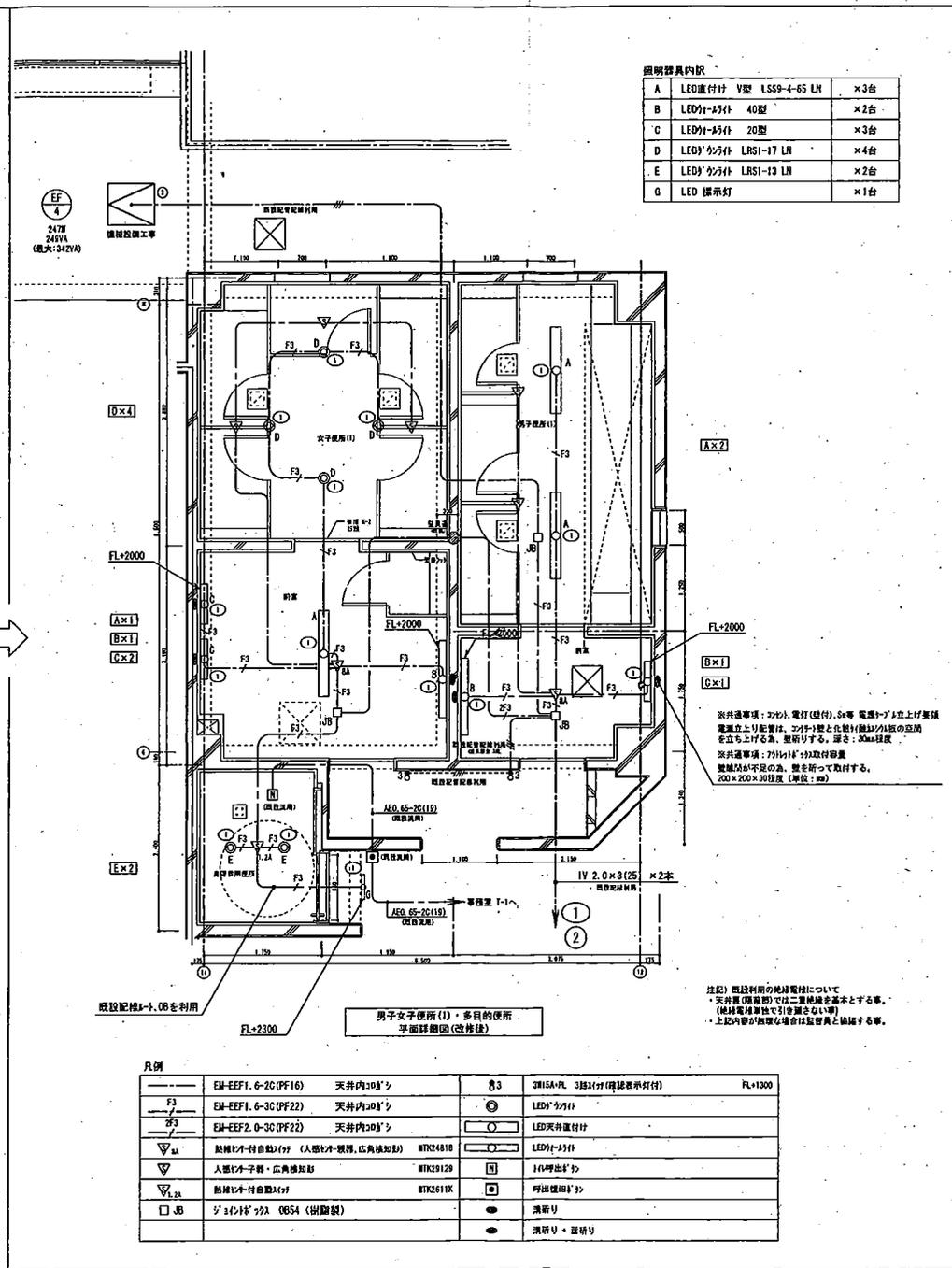
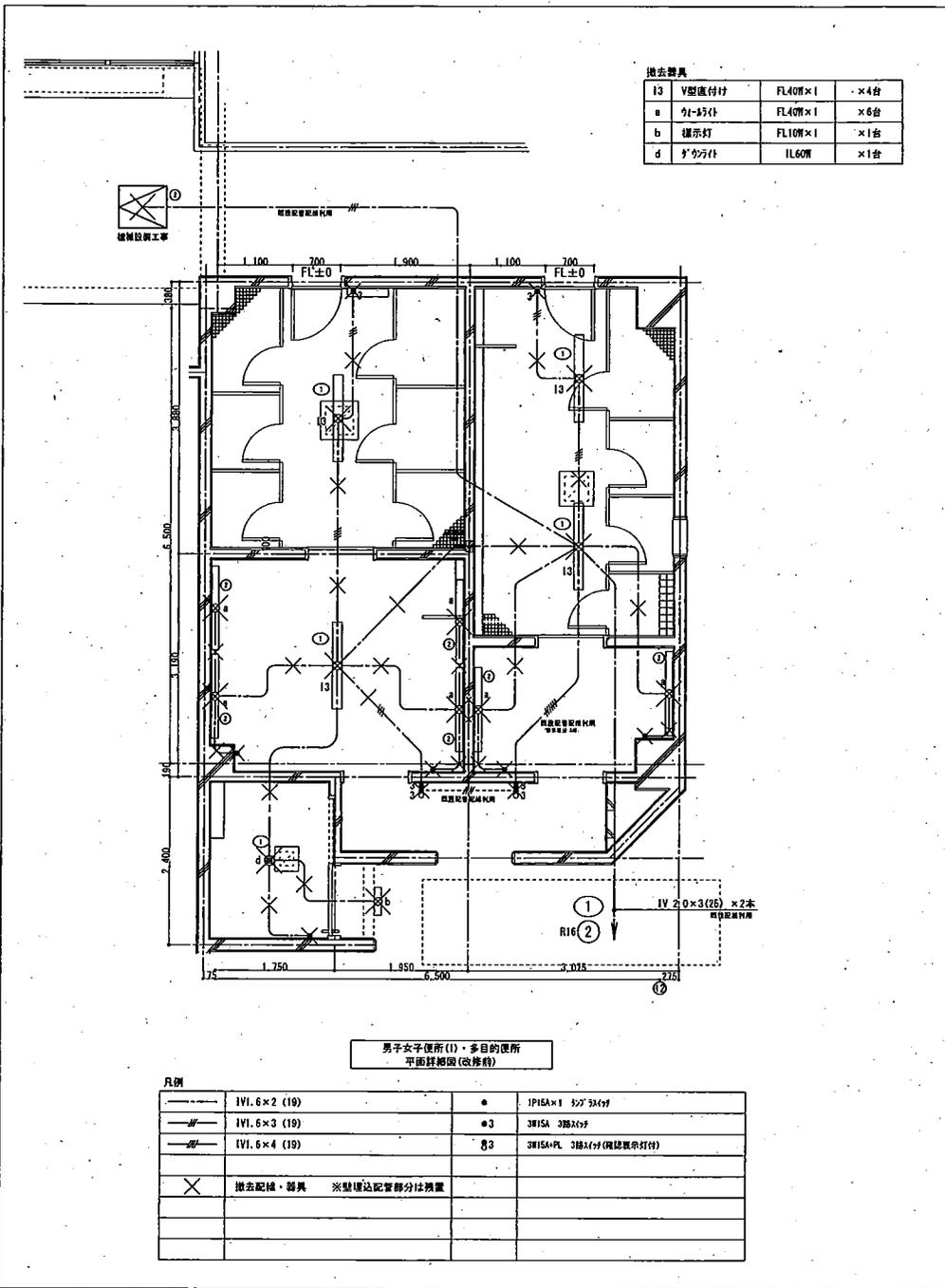


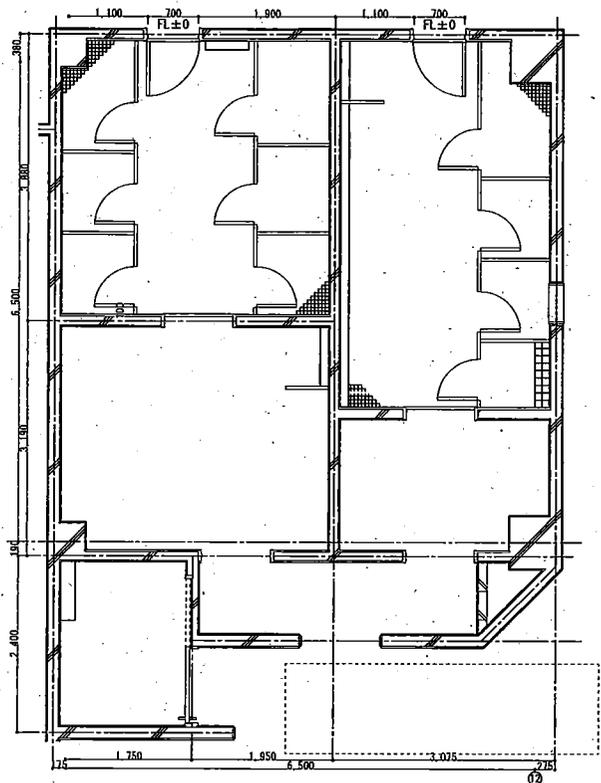
凡例

⊕ ²	天井点検口 2P15A×2
×	撤去

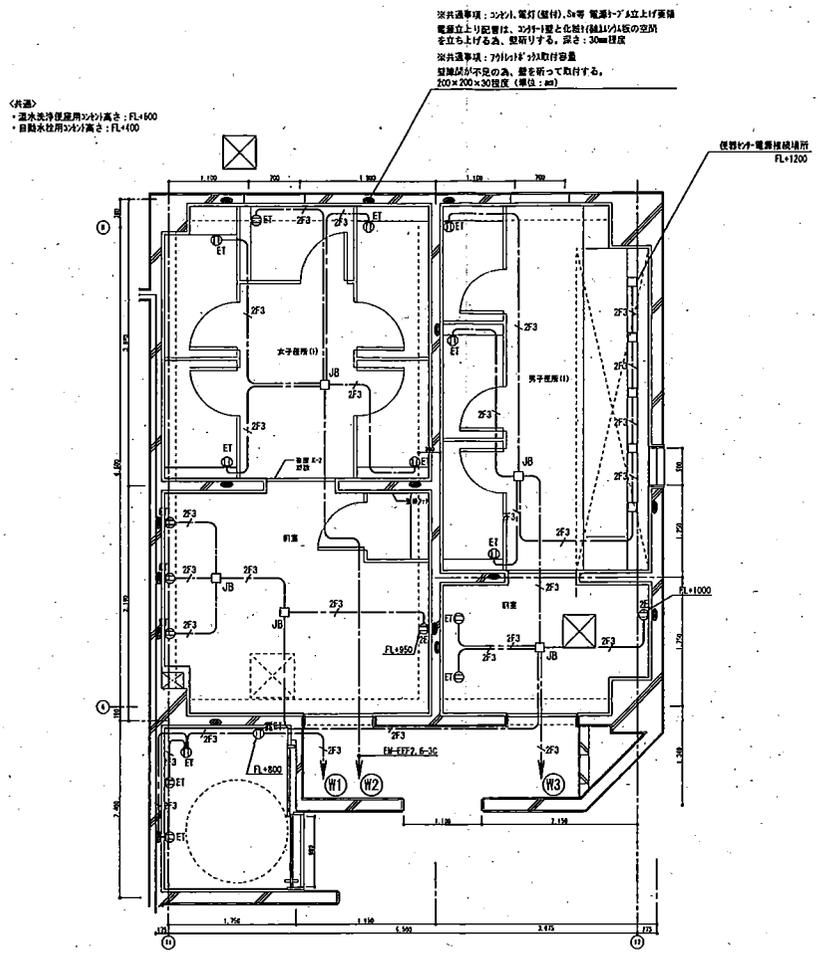


1. 設計者 2. 監理者 3. 施工者	TITLE	市民体育館整備事業（電気設備工事）	JOB TITLE	2階便所電源配線図	SCALE	S = 1:200 (A3=114)
	DRWD	MONITORING OFFICE	REVISED		JOB No.	E-26





男子女子便所(1)・多目的便所
平面詳細図(改修前)



男子女子便所(1)・多目的便所
平面詳細図(改修後)

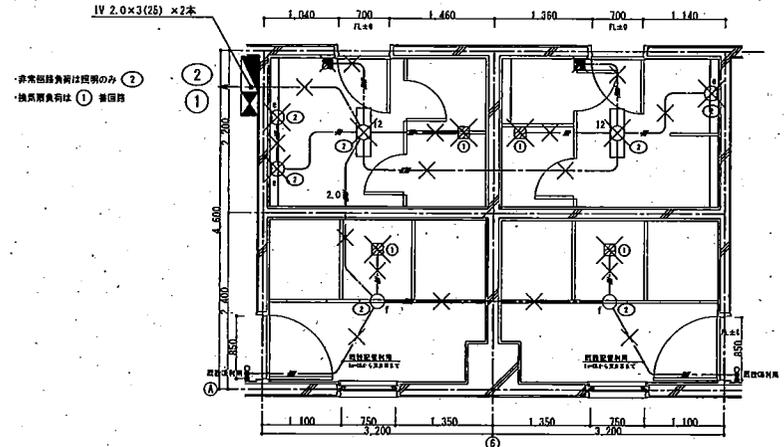
凡例

EH-EF1.6-2C (PF16)	天井内照明	⓪ET	壁埋込コンセント 2P15A×1 接地端子付	FL+100
E3	天井内照明	⓪E	壁埋込コンセント 2P15A×2 接地端子付	
EH-EF2.0-3C (PF22)	天井内照明	⓪ET	真出コンセント 2P15A×1 接地端子付	
		●	清掃用	
		●	清掃用・清掃用	
JB	コンセントボックス 0B54 (樹脂製)			

		TITLE	市民体育館整備事業(電気設備工事)	JOB TITLE	男子女子便所(1)・多目的便所 平面詳細図(改修前・改修後)	SCALE	S = 1:50 (A3-71mm)
		DATE		REVISION	コメント設備	JOB No.	E-28

12	V型直付付	FL20W×2	×2台
a	壁灯 (5ヶ所付)	IL40W	×3台
f	直付 (防護)	FL13W	×2台

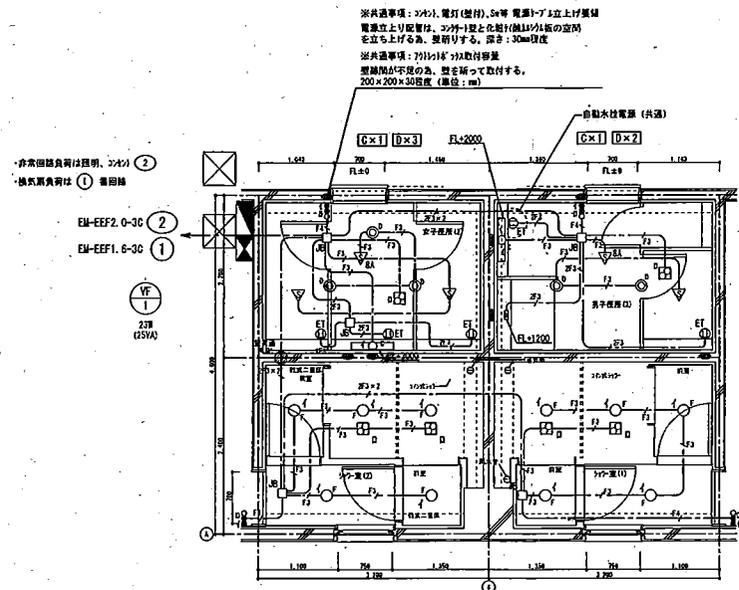
C	LEDシーリング付	20型	×2台
D	LEDシーリング付	LRS1-17 LH	×5台
F	LEDシーリング付	防水型	×10台



※ 換気扇本体撤去は機械設備工事

男子女子便所 (2)・シャワー室 (1) (2)
平面詳細図 (改修前)

IVL 2.0×3 (25)	●	IPISA 3ヶ所付
IVL 6×3 (19)	⊗	IPISA-PL 3ヶ所付 (確認表示灯付)
IVL 6×4 (19)		
IVL 6×5 (25)		
IVL 6×5 (19)		
IVL 2.0×3 (19)		
撤去配線・器具	※ 壁燈込配管部分は残置	



〈共通〉
・温水洗浄便座用コンセント高さ: FL+400
・自動水栓用コンセント高さ: FL+400

男子女子便所 (2)・シャワー室 (1) (2)
平面詳細図 (改修後)

EM-EEF1.6-20 (PF16)	天井内308ヶ所	⊕ET	壁埋込コンセント 2PISA×1 接地端子付	FL+400
EM-EEF1.6-30 (PF22)	天井内308ヶ所	⊕	IPISA×2ヶ所 3ヶ所付 (確認表示灯付)	FL+1300
EM-EEF1.6-20×2 (PF22)	天井内308ヶ所	⊙	LEDシーリング付	
EM-EEF2.0-30 (PF22)	天井内308ヶ所	○	LED直付付防護型	
自動水栓付自動給水付 (人感センサー付、応答速く30秒)	WTM40118	□	LEDシーリング付	
人感センサー付・広角検知型	WTM23123	●	消音器	
シーリング付 3ヶ所	OS54 (樹脂製)	●	消音器・蓋付	

注記) 施設利用の経路電線について
・天井裏 (確認部) では二次絶縁を基本とする。
・絶縁電線管等 (引込管等) を用いない。
・上記内容が物理的な場合は器具と協議する事。

撤去器具

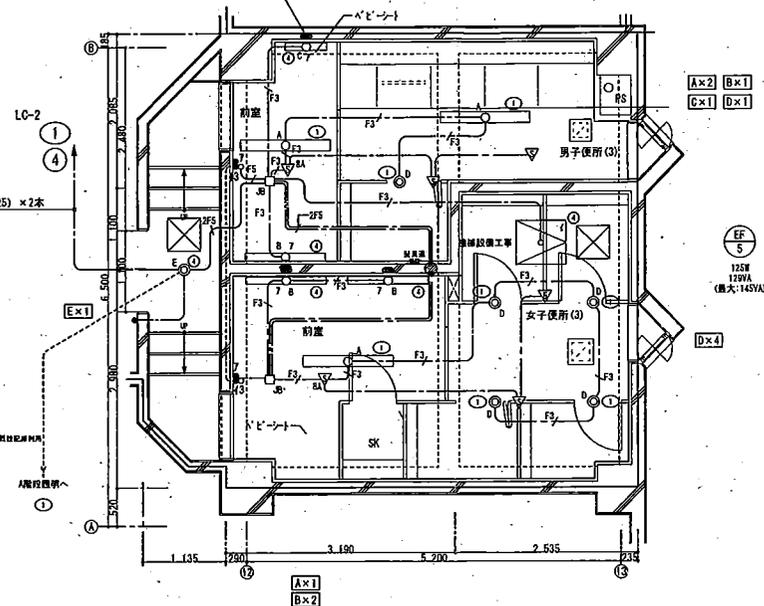
13	V型直付付	FL40W×1	×2台
a	91-45付	FL40W×1	×4台
CI	3'9寸付	HL60W	×1台

照明器具内訳

A	LED直付付 V型 LS59-4-65 LH	×3台	取+2000
B	LED91-45付 40型	×3台	
C	LED91-45付 20型	×1台	
D	LED91-45付 LRS1-17 LH	×5台	
E	LED91-45付 LRS1-13 LH	×1台	

※共通事項：2x41、電灯(器具)、5w等 電線が1m立上げ距離
電線立上げ距離は、2x41型と化装(照明)の空間
を立ち上げる為、要検討する。深さ：30mm程度

※共通事項：791x175の取付容量
取付容量が不足の為、壁を削って取付する。
792x200x20程度 (単位:mm)



男子女子便所(3)
平面詳細図(改修後)

注記) 建設利用の他線電線について
・天井裏(断熱部)では二重絶縁を基本とする事。
・他線電線単独で引き廻さない事。
・上記内容が異なる場合は既得資料と協議する事。

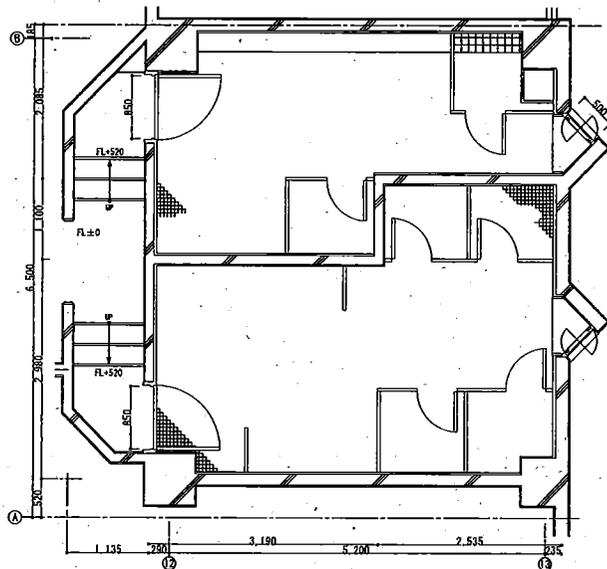
凡例

EM-EFF1. 6-20 (PF16)	天井内30'シ	□ JB	3'9寸付付 0654 (樹脂製)
EM-EFF1. 6-30 (PF22)	天井内30'シ	●	IP15A×1 327'3A付
EM-EFF1. 6-20 + 30 (PF22)	天井内30'シ	● B	3P15A×FL 3線4付(保証表示灯付)
EM-EFF2. 0-30 (PF22)	天井内30'シ	○	LED91-45付
EM-EFF2. 0-30 + 20 (PF22)	天井内30'シ	○	LED天井直付付
照明1'9寸自動2付 (人感1'9寸センサー、広角検知型)	WT24818	○	LED91-45付
人感1'9寸センサー 広角検知型	WT22119	●	消音リ
		●	消音リ + 取付リ

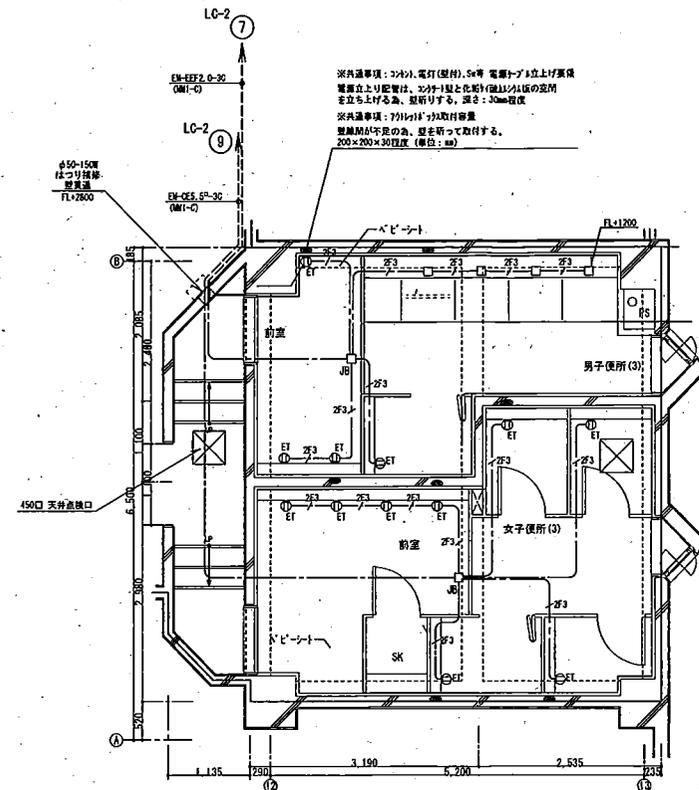
男子女子便所(3)
平面詳細図(改修前)

凡例

IV1. 6×2 (19)	●	IP15A×1 327'3A付
IV1. 6×3 (19)	● B	3P15A×FL 3線4付(保証表示灯付)
IV1. 6×4 (25)		
IV1. 6×5 (25)		
IV1. 6×6 (25)		
IV5. 5×4 (25)		
撤去配線・器具	※ 既得資料の図紙再利用	
	※ 整理込配線部分は別表	



男子女子便所(3)
平面詳細図(改修前)



男子女子便所(3)
平面詳細図(改修後)

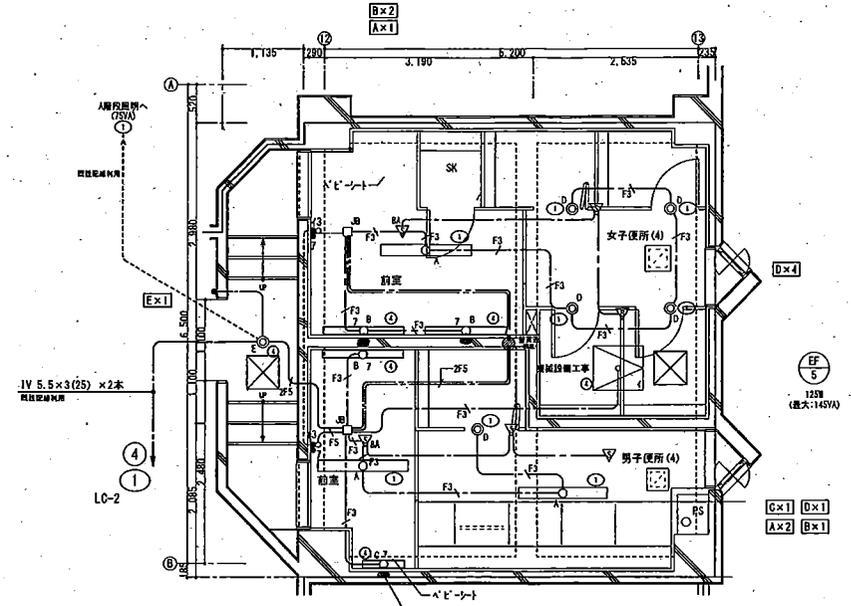
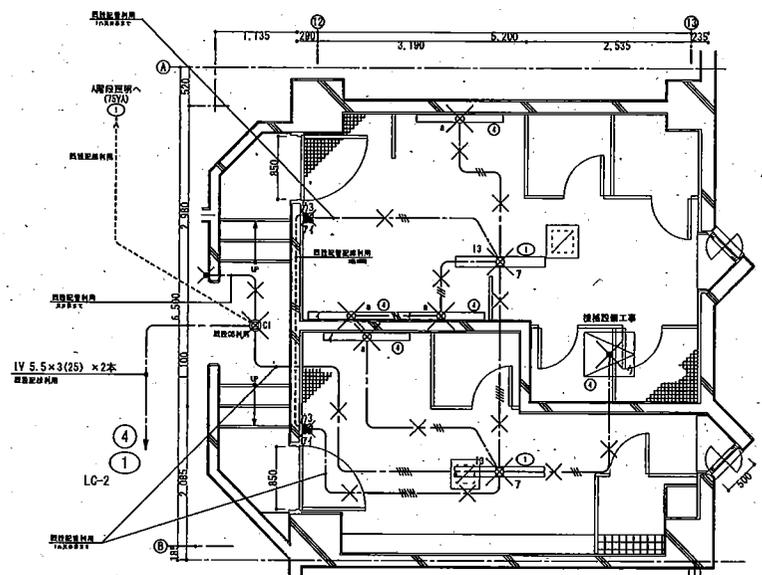
〈共通〉
・温水洗浄便座用200mm高さ：抜+600
・自動水栓用200mm高さ：抜+400

凡例

EH-EEF1.6-20 (PF16)	天井内200V	①ET	壁埋込200V 2P15A×1 接地端子付	FL+400
F3	天井内200V			
EH-EEF1.6-30 (PF22)	天井内200V			
EH-EEF2.0-30 (PF22)	天井内200V		清研り	
			清研り + 面研り	
JB	シンク付 0854 (樹脂製)			

13	V型直付付	FL40W×1	×2台
a	丸型直付	FL40W×1	×4台
01	丸型直付	FL60W	×4台

A	LED直付付 V型 LSS9-A-65 LH	×3台	深×2000
B	LED丸型直付 40型	×3台	
C	LED丸型直付 20型	×1台	
D	LED丸型直付 LRS1-17 LH	×5台	深×1500
E	LED丸型直付 LRS1-13 LH	×1台	



※内通事項：200V、電灯(直付、50W等)電源ケーブル上げ要領
電圧上げ配管は、200V1線とも取り廻し入線の空間
を空にする為、取替りする。深さ：30mm程度

※内通事項：711111(丸型)取付留量
製備物が不足の為、型を取って取替する。
200×700×30程度(単位:mm)

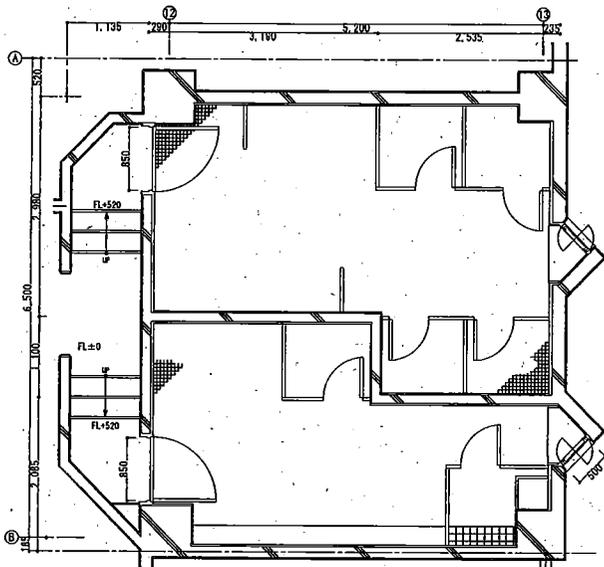
男子女子便所(4)
平面詳細図(改修前)

男子女子便所(4)
平面詳細図(改修後)

—	IVI. 6×2 (19)	●	IPISA×1 32734付
—	IVI. 6×3 (19)	●	IPISA×1 32734付
—	IVI. 6×4 (25)		
—	IVI. 6×5 (25)		
—	IVI. 6×6 (25)		
—	IVS. 5×4 (25)		
×	撤去配線・器具	※	撤去取付脚の部は再利用 ※ 変更品取付脚分付設置

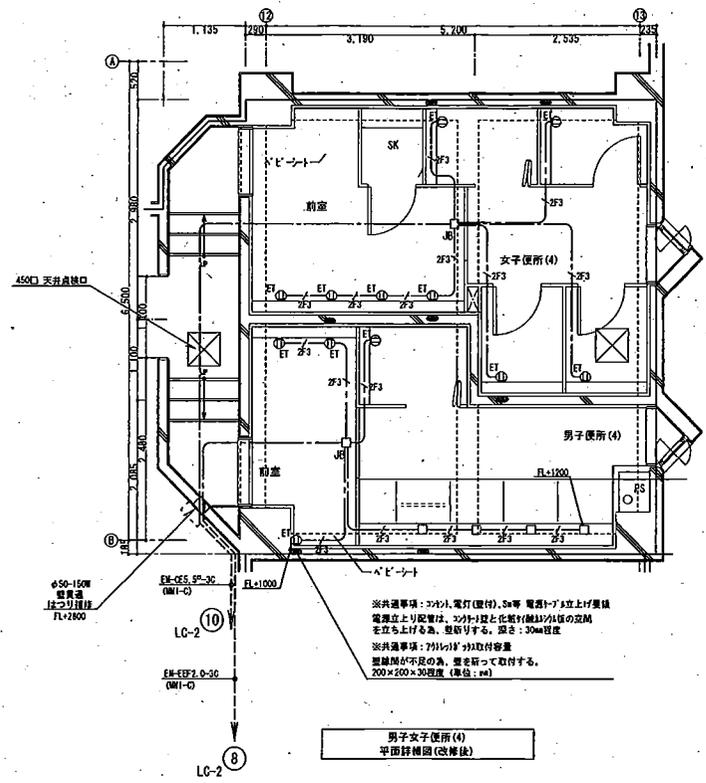
EM-EEF1. 6-2C(PF16)	天井内30°	□ UB	3'30(1'27) 0854 (樹脂製)
EM-EEF1. 6-3C(PF22)	天井内30°	●	IPISA×1 32734付 FL×1300
EM-EEF1. 6-2C + 3C(PF22)	天井内30°	●	IPISA×2FL 1275A付(確認表示灯付) FL×1300
EM-EEF2. 0-3C(PF22)	天井内30°	○	LED丸型直付
EM-EEF2. 0-3C + 2C(PF22)	天井内30°	○	LED丸型直付
照度センサー付自動2灯 (人感センサー、広角検知型)	WTK2418	○	LED丸型直付
人感センサー付広角検知型	WTK2312	○	調光器
		○	調光器 + 取替り

注記) 既設利用の配線電線について
・天井裏(0854等)では二重絶縁を基本とする事。
(絶縁電線単独で引き置きしない事)
・上記内容が異なる場合は変更品と協議する事。



男子女子便所(4)
平面詳細図(改修前)

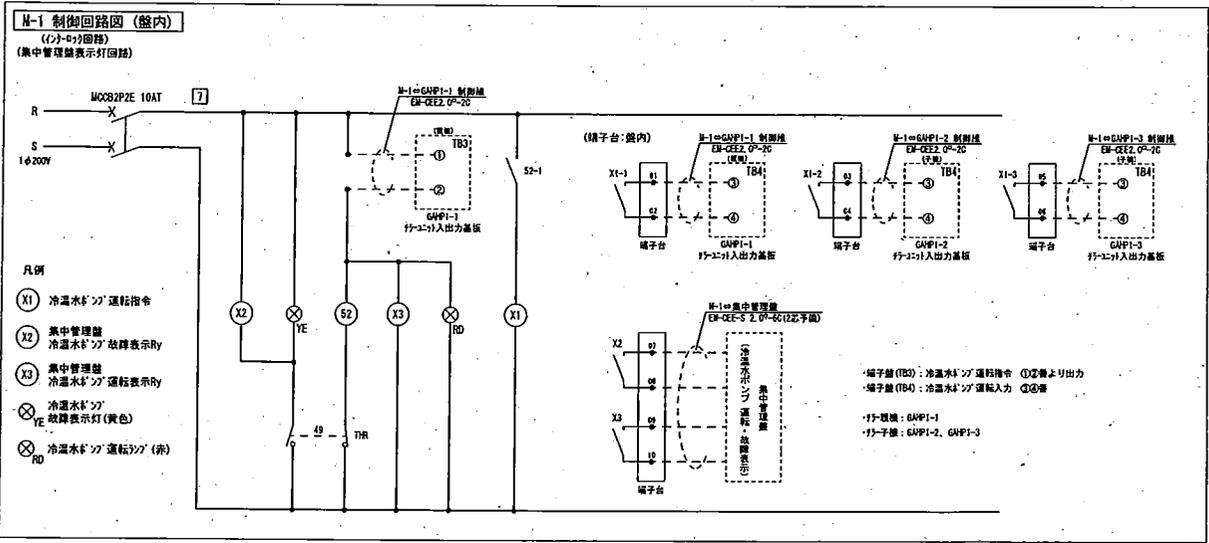
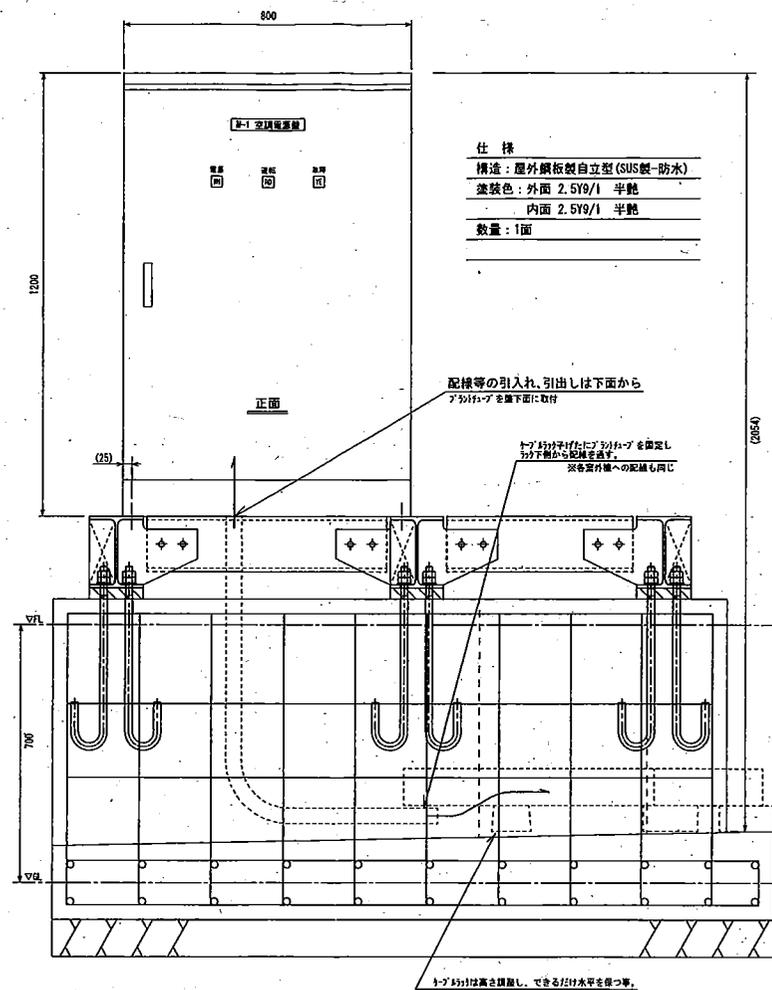
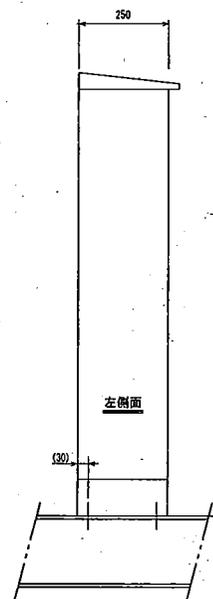
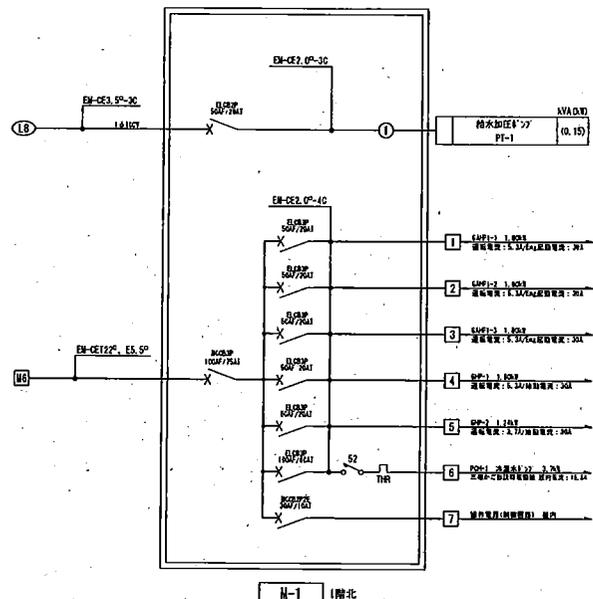
〈供通〉
・温水洗浄便座用20分高さ：既+600
・自動水栓用20分高さ：既+400



男子女子便所(4)
平面詳細図(改修後)

凡例

—	EM-EF1.6-20(PF16)	天井内照明	⊙EI	整理込20分 2P15A×1 接地端子付	FL+400
F3	EM-EF1.6-30(PF22)	天井内照明	●	消祈り	
F23	EM-EF2.0-30(PF22)	天井内照明	●	消祈り・面祈り	
□JE	シンク付 0854 (樹脂製)				



市民体育館整備事業（電気設備工事）		図名 N-1 空調電源盤外形図	縮尺 S = 1:20 (A3=7145)
図番 0101		設計者 0101	承認者 0101

工事名称 市民体育館整備事業（電気設備）

工事場所 山陽小野田市中川五丁目6833番地1 地内

工事請負仮契約書



1. 工事名称 市民体育館整備事業（建築主体工事）
2. 工事場所 山陽小野田市中川五丁目6833番1 地内
3. 工期 本契約移行の日 から 令和 9年 3月19日 まで
4. 請負代金額 ¥240,240,000-

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥21,840,000-

・内訳

受注者は次表左欄に掲げる各会計年度において、同表中欄に掲げる出来高予定額に相当する工事の出来形部分を仕上げるものとし、各会計年度における請負代金の支払限度額は、同表右欄に掲げる金額とする。ただし、発注者は予算の都合その他やむを得ない理由があるときは、受注者と協議して次表の出来高予定額及び支払限度額を変更することができる。

会計年度	支払限度額
令和7年度	¥96,000,000-(税込)
令和8年度	¥144,240,000-(税込)

5. 契約保証金 要 ¥24,024,000-

6. 前払金 あり

・内訳

受注者は次表左欄に掲げる各会計年度において、同表右欄に掲げる前払金額を掲げる金額を請求できるものとする。

会計年度	支払限度額
令和7年度	¥96,000,000-(税込)
令和8年度	¥0-

7. 部分払

令和7年度	なし
令和8年度	あり

8. 解体工事に要する費用等
別紙のとおり

上記の工事について、発注者と受注者とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、この契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。
この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 7年 10月 7日

発注者

山陽小野田市
山陽小野田市長 藤田 剛二

受注者

住所 山陽小野田市 大字西高泊6-3-1番地の11

市民体育館整備事業（建築主体工事）
商号又は名称 嶋田工業・アーステクノ特定建設工事共同企業体
氏名 嶋田工業株式会社 代表取締役 松倉 晋一

別紙

1 解体工事に要する費用 金4,190,245円
 (受注者の見積金額……直接工事費)

2 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 金741,900円
 (受注者の見積金額……直接工事費(再資源化施設の受け入れ価格と再資源化施設までの運搬費を加えたもの))

3. 分別解体等の方法 (建築物に係る新築工事等の場合)

工程ごとの作業内容及び解体等の方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎杭	基礎・基礎杭の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

4 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊	株式会社松本興産	山陽小野田市大字西高泊434-1
アスファルト・コンクリート塊	株式会社松本興産	山陽小野田市大字西高泊434-1
建設発生木材	株式会社ヒラタ	宇部市大字上宇部字上芋529

※ 受注者が選択した施設を記載 (品目ごとに複数記入可)

公共工事請負契約約款

山陽小野田市

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事の目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事の目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄区域とする裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工程表)

- 第3条 受注者は、この契約を締結した日から5日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。変更契約を締結したときも同様とする。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であつて、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、請負代金の額の10分の1以上としなければならない。

4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第49条の2第1項第3号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 請負代金の額の変更があつた場合には、保証の額が変更後の請負代金の額の10分の1に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。

7 第1項の規定に基づく契約の保証は、発注者が必要がないと認めたときは、免除することができる。

（権利義務の譲渡等）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事の目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための検査を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者が前払金の使用や部分払等によつてもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人等の通知)

第7条 受注者は、工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合において、発注者から当該第三者の商号又は名称その他必要な事項の通知を求められたときは、これを書面により発注者に通知しなければならない。

(受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請契約(受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。)の相手方としてはならない。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務

(2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務

(3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

3 発注者が、受注者が第1項の規定に違反していると認める場合又は前項前段に定める特別の事情があると発注者が認めたにもかかわらず、受注者が同項後段に定める期間内に書類を提出しなかった場合において、受注者は、発注者の請求に基づき、違約罰(制裁金)として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定

めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議をすること。

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾をすること。

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）をすること。

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 受注者は、現場代理人を定めたときは、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。現場代理人を変更したときも同様とする。

2 受注者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者（以下「主任技術者」という。）、同条第2項に規定する監理技術者（以下「監理技術者」という。）、同条第3項ただし書に規定する監理技術者補佐（以下「監理技術者補佐」という。）又は同法第26条の2に規定する工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（以下「専門技術者」という。）を置いたときは、これらの者の氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）又は専門技術者を変更したときも同様とする。

3 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、請負代金の額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の措置及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

4 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

5 受注者は、第3項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

6 現場代理人、監理技術者等及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

7 受注者が現場代理人を定めないときは、第3項に定める現場代理人の職務は、受注者が執行する。この場合において、第4項中「現場代理人」とあるのは「受注者」として

同項の規定を適用する。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督職員は、監理技術者等又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる者があるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について適当な措置を執り、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について適当な措置を執り、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。ただし、設計図書にその品質が明示されていない場合は、中等の品質を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査に合格しなかった工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 発注者又は監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないことを認めるときは、受注者は、その旨を直ちに通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適當でないことを認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負

代金の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。

2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、又は取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する受注者の執るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、発注者又は監督職員が改造、修補その他必要な措置を執ることを請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者又は監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 発注者又は監督職員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊し、分解し、若しくは試験し、又は受注者に工事の施工部分を破壊させ、分解させ、

若しくは試験させて検査することができる。

3 前項に規定するほか、発注者又は監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊し、分解し、若しくは試験し、又は受注者に工事の施工部分を破壊させ、分解させ、若しくは試験させて検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状、地質、ゆう水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査を終了した日から14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 発注者は、前項の調査の結果において第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。この場合において、同項第4号又は第5号に該当することにより設計図書を変更することとなるとき（工事の目的物の変更を伴うこととなるときを除く。）は、発注者は、受注者と協議してこれをしなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事の目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金の額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（著しく短い工期の禁止）

第23条の2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（請負代金の額の変更方法等）

第24条 請負代金の額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金の額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増額費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金の額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、工期内でこの契約を締結した日から12月を経過した後、に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金の額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金の額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金の額から当該請求時の出来形部分に対する請負代金相当額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち、変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金の額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金の額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「この契約を締結した日」とあるのは「直前のこの条の規定に基づく請負代金の額の変更について請求があった日」として同項の規定を適用する。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金の額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金の額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金の額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金の額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金の額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、その執った措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金の額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第27条 工事の目的物の引渡し前に、工事の目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第52条第1項の規定により付された保険(これに準ずるものを含む。以下同じ。))によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第52条第1項の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事の目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事の目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具(以下この条において「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第52条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物等であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができる工事の目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金の額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事の目的物に関する損害

損害を受けた工事の目的物に対する請負代金相当額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに対する請負代金相当額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事の目的物に対する償却費相当額を差し引いた額（以下この号において「償却費に係る損害額」という。）とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、当該修繕に要する費用の額が償却費に係る損害額より少額であるものについては、当該修繕に要する費用の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金の額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金の額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項の規定を適用する。

（請負代金の額の変更に代える設計図書の変更）

- 第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金の額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金の額を増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知

しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金の額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(工事の完成検査及び引渡し)

- 第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事の目的物を最小限度破壊し、分解し、若しくは試験し、又は受注者に工事の目的物を破壊させ、分解させ、若しくは試験させて検査することができる。
 - 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
 - 4 発注者は、第2項の検査（以下「完成検査」という。）によって工事の完成を確認した後、受注者が工事の目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事の目的物の引渡しを受けなければならない。
 - 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事の目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
 - 6 受注者は、工事が完成検査に合格しないときは、直ちに改造又は修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、当該改造又は修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

- 第32条 受注者は、前条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の完成検査に合格したときは、請負代金支払請求書を発注者に提出するものとする。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者の提出する適法な請負代金支払請求書を受理したときは、その日から起算して40日以内に請負代金を受注者に支払わなければならない。
 - 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に完成検査を完了しないときは、その期限を経過した日から完成検査をした日までの期間の日数（以下「遅延日数」という。）を、前項の期間（以下「支払期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、遅延日数が支払期間の日数を超えるときは、支払期間は、遅延日数が支払期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

- 第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡しを受ける前においても、工事の目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
 - 3 発注者は、第1項の規定により工事の目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

- 第34条 受注者は、保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする法第2条第5項に規定する保証契約（以下「前払金保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託したときは、前払金支払請求書を発注者に提出して前払金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者が請求できる金額は、請負代金の額の10分の4以内とする。
- 2 受注者は、前項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と前払金保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託したときは、前払金支払請求書を発注者に提出して前払金（以下「中間前払金」という。）の支払いを請求することができる。この場合において、受注者が請求できる金額は、請負代金の額の10分の2以内とする。
 - 3 受注者は、第1項及び第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
 - 4 受注者は、中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ認定請求書を発注者に提出しなければならない。
 - 5 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、遅滞なく、所要の要件に該当するかどうかの認定をし、速やかにその結果を受注者に通知しなければならない。
 - 6 発注者は、第1項又は第2項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して14日以内に前払金を受注者に支払わなければならない。
 - 7 請負代金の額が著しく減額された場合において、第1項及び第2項の規定により支払った前払金の額が減額後の請負代金の額の10分の6（第2項の規定により支払った前払金がないときは、2分の1）を超えるときは、発注者は、当該請負代金の額を減額した日から30日以内に、受注者から第1項及び第2項の規定により支払った前払金の額から当該請負代金の額の10分の6（第2項の規定により支払った前払金がないときは、2分の1）に相当する額を差し引いて得た金額（以下この条において「超過額」という。）を返還させることができる。ただし、超過額が相当の額に達し、当該超過額を返還させることが第1項及び第2項の規定により支払った前払金（以下「前払金」という。）の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき金額を定める。
 - 8 受注者は、前項の期限までに超過額又は同項ただし書の規定により定められた金額の全部又は一部を返還しなかったときは、当該期限を経過した日から返還をする日までの期間の日数に応じ、返還しなかった金額に年2.5パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下同じ。）を乗じて計算した金額を遅延利息として発注者に納付しなければならない。

（前払金保証契約の変更）

- 第35条 受注者は、請負代金の額が減額された場合において、前払金保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
 - 3 受注者は、前払金の額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代

わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用の制限等)

第36条 受注者は、前払金を契約書記載の工事の材料費、労務費、建設機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の経費の支払いに充ててはならない。ただし、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充てることができる。

- 2 発注者は、受注者が前払金を前項に定める経費以外の経費の支払いに充てたときは、期限を定めて、受注者から前払金の全部又は一部を返還させることができる。
- 3 受注者は、前項の規定により前払金を返還する場合においては、当該前払金の支払いを受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該返還をすべき前払金の額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として発注者に納付しなければならない。

(部分払)

第37条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。以下「工事の出来形部分等」という。）に対する請負代金相当額の10分の9に相当する額の範囲内において、発注者に対し、部分払金の支払いを請求することができる。ただし、この請求は工期中4回以内とし、月1回を超えてはならない。

- 2 受注者は、前項の規定により部分払金の支払いを請求しようとするときは、出来形検査申請書を発注者に提出しなければならない。
- 3 発注者は、前項の規定により受注者から出来形検査申請書の提出を受けた日から起算して14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の出来形部分等について検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事の出来形部分等を最小限度破壊し、分解し、若しくは試験し、又は受注者に工事の出来形部分等を破壊させ、分解させ、若しくは試験させて検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定により発注者から通知があつたときは、部分払金支払請求書を発注者に提出して部分払金の支払いを請求することができる。
- 6 発注者は、前項の規定により受注者の提出する適法な部分払金支払請求書を受理したときは、その日から起算して14日以内に部分払金を受注者に支払わなければならない。
- 7 第1項の規定により部分払金の支払いを請求することができる金額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の支払いを請求することができる金額

≤第1項の請負代金相当額×(9/10-前払金の額/請負代金の額)

8 第6項の規定により部分払金が支払われた後における2回目以後の部分払金の支払いを請求することができる金額は、前項の式により算定した金額から既に支払われた部分払金の額を差し引いて得た金額とする。

9 発注者は、第34条第7項又は第36条第2項の規定により受注者に対して前払金の返還を求めている場合において、当該返還を受ける前に部分払金の支払いをしようとするときは、当該部分払をすべき額から当該返還を受けるべき額を差し引いて得た金額を支払うことができる。この場合においては、発注者は、受注者にその旨を書面により通知しなければならない。

(部分引渡し)

第38条 第31条及び第32条の規定は、工事の目的物につき発注者が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)の工事が完成した場合について準用する。この場合において、第31条の見出し、第1項及び第6項中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、第31条第2項、第4項及び第6項中「工事の完成」とあるのは「指定部分に係る工事の完成」と、同条第2項、第4項及び第5項中「工事の目的物」とあるのは「指定部分に係る工事の目的物」と、同項及び第32条の見出し及び第2項中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えるものとする。

2 前項の規定において準用する第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に対する請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定において準用する第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額

=指定部分に対する請負代金相当額×(1-前払金の額/請負代金の額)

(前払金等の不払に対する工事中止)

第39条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は前条において準用する第32条の規定に基づく支払いを遅延し、かつ、受注者が相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金の額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第40条 発注者は、引き渡された工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適

合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることを発見したときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第41条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条、第43条又は第43条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

(3) 工期内に工事を完成しないとき又は工期を経過した後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき。

(4) 主任技術者（監理技術者を置かなければならない場合にあっては、監理技術者）を設置しなかったとき。

(5) 正当な理由なく、第40条第1項の履行の追完がなされないとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事の目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第45条又は第46条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイか

らホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第43条の2 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の排除措置命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下同じ。）を提起しなかったとき。

(2) 受注者が、独占禁止法第62条第1項の納付命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。

(3) 受注者が第1号又は前号の抗告訴訟を取り下げたとき。

(4) 受注者が第1号又は第2号の抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(5) 受注者又はその使用人その他の従業者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第44条 第42条各号又は第43条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第42条又は第43条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第45条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第46条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金の額が2分の1以上減少したとき。

(2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の2分の1（工期の2分の1が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、当該中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後6月を経過しても、なお当該中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第47条 第45条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第48条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、工事の出来形部分等を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた工事の出来形部分等に対する請負代金相当額を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事の出来形部分等を最小限度破壊し、分解し、若しくは試験し、又は受注者に工事の出来形部分等を破壊させ、分解させ、若しくは試験させて検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の工事の出来形部分等に対する請負代金相当額から控除する。この場合において、受領済みの前払金の額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第42条、第43条、第43条の2又は第49条の2第1項第3号の規定によるときにあっては前払金の支払いを受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該余剰金の額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額を利息として当該余剰金の額に付した額を、解除が第41条、第45条又は第46条の規定によるときにあっては当該余剰金の額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の工事の出来形部分等の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は工事の出来形部分等の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者の執るべき措置の期限、方法等についてはこの契約の解除が第42条、第43条、第43条の2又は第49条の2第1項第3号

の規定によるときは発注者が定め、第41条、第45条又は第46条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者の執るべき措置の期限、方法等については発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(相殺)

第48条の2 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、請負代金請求権及びその他債権と相殺することができる。

- 2 前項の場合において、相殺してなお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

- 3 第1項の場合において、充当する金銭債権の順序は発注者が指定する。

(発注者の損害賠償請求等)

第49条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 工期内に工事を完成することができないとき。

(2) この工事の目的物に契約不適合があるとき。

(3) 第42条又は第43条の規定により、工事の目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 前項各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、前項の規定は適用しない。

- 3 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、完成期日の翌日から工事を完成する日までの期間の日数に応じ、請負代金の額(工事の出来形部分があるときは、当該出来形部分に対する請負代金相当額を控除した額)に年3パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

(発注者の違約金請求等)

第49条の2 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金の額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

(1) 第42条又は第43条の規定により工事の目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

(2) 工事の目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

(3) 次に掲げる者が契約を解除したとき。

イ 受注者について破産法(平成16年法律第75号)第30条第1項の規定により破産手続開始の決定がされた場合における同法第31条第1項の規定により選任された破産管財人

- ロ 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定により更生手続開始の決定がされた場合における同法第42条第1項の規定により選任された管財人
 - ハ 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定により再生手続開始の決定がされた場合における当該受注者又は同法第64条第2項の規定により選任された管財人
- 2 前項第1号及び第2号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、前項の規定は適用しない。
- 3 第1項の場合（第43条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（不正行為に伴う損害の賠償）

第49条の3 受注者は、この契約に関して、第43条の2各号のいずれかに該当するときは、請負代金の額の10分の2に相当する金額を賠償金として、発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第43条の2第1号から第4号までに掲げる場合において、命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、発注者が特に必要であると認めるとき。

2 発注者は、前項の契約に係る損害の額が同項の請負代金の額の10分の2に相当する金額を超えるときは、受注者に対して、当該超える金額を併せて支払うことを請求することができる。

3 前2項の規定は、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により、工事の目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。

4 発注者は、前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、当該企業体の構成員であった全ての者に対して賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、当該構成員であった者は、共同連帯して第1項の責任を負うものとする。

（受注者の損害賠償請求等）

第50条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第45条又は第46条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の全部又は一部の支払いが遅れた場合においては、受注者は、同項に規定する期間が満了する日の翌日から請負代金の全部又は一部を受領する日までの期間の日数に応じ、当該請負代金の全部又は一部の額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第51条 発注者は、引き渡された工事の目的物に関し、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意若しくは重大な過失により生じた場合には適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、工事の目的物の引渡しを受けた際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者が当該契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事の目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

10 引き渡された工事の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者が当該支給材料又は当該指図が不相当であ

ることを知りながらその旨を通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

第52条 受注者は、工事の目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により工事の目的物及び工事材料等を保険に付したときは、その証券を直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事の目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第53条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による山口県建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が措置を執った後若しくは同条第5項の規定により発注者が措置を執った後又は発注者若しくは受注者が措置を執らずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第54条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服するものとする。

(契約の費用)

第55条 この約款に特別の定めがあるもののほか、この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て受注者の負担とする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第56条 契約において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

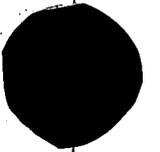
(補則)

第57条 この約款に定めのない事項については、山陽小野田市財務規則（平成17年山陽小野田市規則第52号）を適用し必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

特 約 条 項

部分払を適用する。

この場合において、公共工事請負契約約款第34条第2項は適用しない。



工事請負仮契約書



1. 工事名称 市民体育館整備事業（機械設備工事）
2. 工事場所 山陽小野田市中川五丁目6833番1 地内
3. 工期 本契約移行の日 から 令和 9年 3月19日 まで
4. 請負代金額 ¥448,800,000-

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥40,800,000-

・内訳
受注者は次表左欄に掲げる各会計年度において、同表中欄に掲げる出来高予定額に相当する工事の出来形部分を仕上げるものとし、各会計年度における請負代金の支払限度額は、同表右欄に掲げる金額とする。ただし、発注者は予算の都合その他やむを得ない理由があるときは、受注者と協議して次表の出来高予定額及び支払限度額を変更することができる。

会計年度	支払限度額
令和7年度	¥179,500,000-(税込)
令和8年度	¥269,300,000-(税込)

5. 契約保証金 要 ¥44,880,000-

6. 前払金 あり

・内訳
受注者は次表左欄に掲げる各会計年度において、同表右欄に掲げる前払金額を掲げる金額を請求できるものとする。

会計年度	支払限度額
令和7年度	¥179,500,000-(税込)
令和8年度	¥0-

7. 部分払
- | | |
|-------|----|
| 令和7年度 | なし |
| 令和8年度 | あり |

8. 解体工事に要する費用等
別紙のとおり

上記の工事について、発注者と受注者とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、この契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。
この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 7年 11月 6日

発注者 山陽小野田市 山陽小野田市長 藤田 剛二

受注者 住 所 山陽小野田市 新有帆町19番1号

商号又は名称 太陽産業・エム・ビー・オーシステム
特定建設工事共同企業体
氏 名 太陽産業株式会社 代表取締役 杉山 和弘

別紙

- 1 解体工事に要する費用 金4,073,337円
 (受注者の見積金額……直接工事費)
- 2 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 金105,400円
 (受注者の見積金額……直接工事費(再資源化施設の受け入れ価格と再資源化施設までの運搬費を加えたもの))
- 3 分別解体等の方法(建築物に係る新築工事等の場合)

工程	作業内容	分別解体等の方法
①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
②基礎・基礎杭	基礎・基礎杭の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑥その他()	その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

4 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊	株式会社松本興産	山陽小野田市大字西高泊434-1
アスファルト	株式会社松本興産	山陽小野田市大字西高泊434-1

※ 受注者が選択した施設を記載(品目ごとに複数記入可)

公共工事請負契約約款

山陽小野田市

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事の目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

3 仮設、施工方法その他工事の目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄区域とする裁判所とする。

12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工程表)

第3条 受注者は、この契約を締結した日から5日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。変更契約を締結したときも同様とする。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、請負代金の額の10分の1以上としなければならない。

4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第49条の2第1項第3号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 請負代金の額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金の額の10分の1に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。

7 第1項の規定に基づく契約の保証は、発注者が必要がないと認めたときは、免除することができる。

（権利義務の譲渡等）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事の目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための検査を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人等の通知)

第7条 受注者は、工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合において、発注者から当該第三者の商号又は名称その他必要な事項の通知を求められたときは、これを書面により発注者に通知しなければならない。

(受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

3 発注者が、受注者が第1項の規定に違反していると認める場合又は前項前段に定める特別の事情があると発注者が認めたにもかかわらず、受注者が同項後段に定める期間内に書類を提出しなかった場合において、受注者は、発注者の請求に基づき、違約金（制裁金）として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定

めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議をすること。

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾をすること。

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）をすること。

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 受注者は、現場代理人を定めたときは、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。現場代理人を変更したときも同様とする。

2 受注者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者（以下「主任技術者」という。）、同条第2項に規定する監理技術者（以下「監理技術者」という。）、同条第3項ただし書に規定する監理技術者補佐（以下「監理技術者補佐」という。）又は同法第26条の2に規定する工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（以下「専門技術者」という。）を置いたときは、これらの者の氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）又は専門技術者を変更したときも同様とする。

3 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、請負代金の額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の措置及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

4 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

5 受注者は、第3項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

6 現場代理人、監理技術者等及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

7 受注者が現場代理人を定めないときは、第3項に定める現場代理人の職務は、受注者が執行する。この場合において、第4項中「現場代理人」とあるのは「受注者」として

同項の規定を適用する。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督職員は、監理技術者等又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる者があるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について適当な措置を執り、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について適当な措置を執り、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。ただし、設計図書にその品質が明示されていない場合は、中等の品質を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査に合格しなかった工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 発注者又は監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負

代金の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは破損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、又は取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者の執るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、発注者又は監督職員が改造、修補その他必要な措置を執ることを請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者又は監督職員の指示による場合その他発注者の責めに帰すべき事由による場合は、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 発注者又は監督職員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊し、分解し、若しくは試験し、又は受注者に工事の施工部分を破壊させ、分解させ、

若しくは試験させて検査することができる。

3 前項に規定するほか、発注者又は監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊し、分解し、若しくは試験し、又は受注者に工事の施工部分を破壊させ、分解させ、若しくは試験させて検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。
(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)

(2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状、地質、ゆう水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査を終了した日から14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 発注者は、前項の調査の結果において第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。この場合において、同項第4号又は第5号に該当することにより設計図書を変更することとなるとき(工事の目的物の変更を伴うこととなることを除く。)は、発注者は、受注者と協議してこれをしなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第2
す
と
害
め
は
2
受
3
る
備
の
と
(
第2
受
と
き
2
き
す
又
1
第2
更
2
し
1
第2
姓
2
す
て
の
請
第2
備
加

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事の目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金の額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあつては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（著しく短い工期の禁止）

第23条の2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（請負代金の額の変更方法等）

第24条 請負代金の額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金の額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増額費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金の額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、工期内でこの契約を締結した日から12月を経過した後、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金の額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金の額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金の額から当該請求時の出来形部分に対する請負代金相当額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち、変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金の額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金の額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「この契約を締結した日」とあるのは「直前のこの条の規定に基づく請負代金の額の変更について請求があった日」として同項の規定を適用する。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金の額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金の額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金の額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金の額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金の額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

し、通知
通知
開始
とが
合に
と後
った
(請
う。
と動
も金
)。
指
引
日
以
手
度
「直
の
と生
る
フ
は、
と
も議
は、
受
とを
は、

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、その執った措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金の額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第27条 工事の目的物の引渡し前に、工事の目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第52条第1項の規定により付された保険(これに準ずるものを含む。以下同じ。))によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第52条第1項の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事の目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事の目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具(以下この条において「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第52条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物等であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第3.7条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができる工事の目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金の額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事の目的物に関する損害

損害を受けた工事の目的物に対する請負代金相当額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに対する請負代金相当額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事の目的物に対する償却費相当額を差し引いた額（以下この号において「償却費に係る損害額」という。）とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、当該修繕に要する費用の額が償却費に係る損害額より少額であるものについては、当該修繕に要する費用の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金の額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金の額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項の規定を適用する。

（請負代金の額の変更に代える設計図書の変更）

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金の額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金の額を増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知

負担
は、
2項
によ
若し
の額
分の
する
り、
は、
し、
当該
目的
額」
当該
修
可抗
害の
寸け
のは
「損
て同
着
用を
頂の
図書
4日
通知

しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金の額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(工事の完成検査及び引渡し)

第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事の目的物を最小限度破壊し、分解し、若しくは試験し、又は受注者に工事の目的物を破壊させ、分解させ、若しくは試験させて検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査(以下「完成検査」という。)によって工事の完成を確認した後、受注者が工事の目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事の目的物の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事の目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、工事が完成検査に合格しないときは、直ちに改造又は修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、当該改造又は修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第32条 受注者は、前条第2項(同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の完成検査に合格したときは、請負代金支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の規定により受注者の提出する適法な請負代金支払請求書を受理したときは、その日から起算して40日以内に請負代金を受注者に支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に完成検査を完了しないときは、その期限を経過した日から完成検査をした日までの期間の日数(以下「遅延日数」という。)を、前項の期間(以下「支払期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、遅延日数が支払期間の日数を超えるときは、支払期間は、遅延日数が支払期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡しを受ける前においても、工事の目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により工事の目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第34条 受注者は、保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする法第2条第5項に規定する保証契約（以下「前払金保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託したときは、前払金支払請求書を発注者に提出して前払金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者が請求できる金額は、請負代金の額の10分の4以内とする。

2 受注者は、前項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と前払金保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託したときは、前払金支払請求書を発注者に提出して前払金（以下「中間前払金」という。）の支払いを請求することができる。この場合において、受注者が請求できる金額は、請負代金の額の10分の2以内とする。

3 受注者は、第1項及び第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 受注者は、中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ認定請求書を発注者に提出しなければならない。

5 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、遅滞なく、所要の要件に該当するかどうかの認定をし、速やかにその結果を受注者に通知しなければならない。

6 発注者は、第1項又は第2項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して14日以内に前払金を受注者に支払わなければならない。

7 請負代金の額が著しく減額された場合において、第1項及び第2項の規定により支払った前払金の額が減額後の請負代金の額の10分の6（第2項の規定により支払った前払金がないときは、2分の1）を超えるときは、発注者は、当該請負代金の額を減額した日から30日以内に、受注者から第1項及び第2項の規定により支払った前払金の額から当該請負代金の額の10分の6（第2項の規定により支払った前払金がないときは、2分の1）に相当する額を差し引いて得た金額（以下この条において「超過額」という。）を返還させることができる。ただし、超過額が相当の額に達し、当該超過額を返還させることが第1項及び第2項の規定により支払った前払金（以下「前払金」という。）の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき金額を定める。

8 受注者は、前項の期限までに超過額又は同項ただし書の規定により定められた金額の全部又は一部を返還しなかったときは、当該期限を経過した日から返還をする日までの期間の日数に応じ、返還しなかった金額に年2.5パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下同じ。）を乗じて計算した金額を遅延利息として発注者に納付しなければならない。

（前払金保証契約の変更）

第35条 受注者は、請負代金の額が減額された場合において、前払金保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 受注者は、前払金の額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代

わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用の制限等)

第36条 受注者は、前払金を契約書記載の工事の材料費、労務費、建設機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の経費の支払いに充ててはならない。ただし、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充てることができる。

2 発注者は、受注者が前払金を前項に定める経費以外の経費の支払いに充てたときは、期限を定めて、受注者から前払金の全部又は一部を返還させることができる。

3 受注者は、前項の規定により前払金を返還する場合においては、当該前払金の支払いを受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該返還をすべき前払金の額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した金額を違約金として発注者に納付しなければならない。

(部分払)

第37条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。以下「工事の出来形部分等」という。）に対する請負代金相当額の10分の9に相当する額の範囲内において、発注者に対し、部分払金の支払いを請求することができる。ただし、この請求は工期中4回以内とし、月1回を超えてはならない。

2 受注者は、前項の規定により部分払金の支払いを請求しようとするときは、出来形検査申請書を発注者に提出しなければならない。

3 発注者は、前項の規定により受注者から出来形検査申請書の提出を受けた日から起算して14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の出来形部分等について検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事の出来形部分等を最小限度破壊し、分解し、若しくは試験し、又は受注者に工事の出来形部分等を破壊させ、分解させ、若しくは試験させて検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定により発注者から通知があったときは、部分払金支払請求書を発注者に提出して部分払金の支払いを請求することができる。

6 発注者は、前項の規定により受注者の提出する適法な部分払金支払請求書を受理したときは、その日から起算して14日以内に部分払金を受注者に支払わなければならない。

7 第1項の規定により部分払金の支払いを請求することができる金額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の支払いを請求することができる金額

\leq 第1項の請負代金相当額 \times (9/10 - 前払金の額/請負代金の額)

8 第6項の規定により部分払金が支払われた後における2回目以後の部分払金の支払いを請求することができる金額は、前項の式により算定した金額から既に支払われた部分払金の額を差し引いて得た金額とする。

9 発注者は、第34条第7項又は第36条第2項の規定により受注者に対して前払金の返還を求めている場合において、当該返還を受ける前に部分払金の支払いをしようとするときは、当該部分払をすべき額から当該返還を受けるべき額を差し引いて得た金額を支払うことができる。この場合においては、発注者は、受注者にその旨を書面により通知しなければならない。

(部分引渡し)

第38条 第31条及び第32条の規定は、工事の目的物につき発注者が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)の工事が完成した場合について準用する。この場合において、第31条の見出し、第1項及び第6項中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、第31条第2項、第4項及び第6項中「工事の完成」とあるのは「指定部分に係る工事の完成」と、同条第2項、第4項及び第5項中「工事の目的物」とあるのは「指定部分に係る工事の目的物」と、同項及び第32条の見出し及び第2項中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えるものとする。

2 前項の規定において準用する第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に対する請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定において準用する第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額

= 指定部分に対する請負代金相当額 \times (1 - 前払金の額/請負代金の額)

(前払金等の不払に対する工事中止)

第39条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は前条において準用する第32条の規定に基づく支払いを遅延し、かつ、受注者が相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金の額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第40条 発注者は、引き渡された工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適

合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることを発見したときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第41条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条、第43条又は第43条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

(3) 工期内に工事を完成しないとき又は工期を経過した後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき。

(4) 主任技術者（監理技術者を置かなければならない場合にあっては、監理技術者）を設置しなかったとき。

(5) 正当な理由なく、第40条第1項の履行の追完がなされないとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事の目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第45条又は第46条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイか

らホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第43条の2 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の排除措置命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下同じ。）を提起しなかったとき。

(2) 受注者が、独占禁止法第62条第1項の納付命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。

(3) 受注者が第1号又は前号の抗告訴訟を取り下げたとき。

(4) 受注者が第1号又は第2号の抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(5) 受注者又はその使用人その他の従業者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第44条 第42条各号又は第43条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第42条又は第43条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第45条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第46条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金の額が2分の1以上減少したとき。

(2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の2分の1（工期の2分の1が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、当該中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後6月を経過しても、なお当該中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第47条 第45条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第48条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、工事の出来形部分等を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた工事の出来形部分等に対する請負代金相当額を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事の出来形部分等を最小限度破壊し、分解し、若しくは試験し、又は受注者に工事の出来形部分等を破壊させ、分解させ、若しくは試験させて検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の工事の出来形部分等に対する請負代金相当額から控除する。この場合において、受領済みの前払金の額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第42条、第43条、第43条の2又は第49条の2第1項第3号の規定によるときにあっては前払金の支払いを受けた日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該余剰金の額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額を利息として当該余剰金の額に付した額を、解除が第41条、第45条又は第46条の規定によるときにあっては当該余剰金の額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の工事の出来形部分等の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は工事の出来形部分等の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者の執るべき措置の期限、方法等についてはこの契約の解除が第42条、第43条、第43条の2又は第49条の2第1項第3号

の規定によるときは発注者が定め、第41条、第45条又は第46条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者の執るべき措置の期限、方法等については発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(相殺)

第48条の2 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、請負代金請求権及びその他債権と相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺してなお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

3 第1項の場合において、充当する金銭債権の順序は発注者が指定する。

(発注者の損害賠償請求等)

第49条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 工期内に工事を完成することができないとき。

(2) この工事の目的物に契約不適合があるとき。

(3) 第42条又は第43条の規定により、工事の目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、前項の規定は適用しない。

3 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、完成期日の翌日から工事を完成する日までの期間の日数に応じ、請負代金の額(工事の出来形部分があるときは、当該出来形部分に対する請負代金相当額を控除した額)に年3パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

(発注者の違約金請求等)

第49条の2 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金の額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。

(1) 第42条又は第43条の規定により工事の目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

(2) 工事の目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

(3) 次に掲げる者が契約を解除したとき。

イ 受注者について破産法(平成16年法律第75号)第30条第1項の規定により破産手続開始の決定がされた場合における同法第31条第1項の規定により選任された破産管財人

- ロ 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定により更生手続開始の決定がされた場合における同法第42条第1項の規定により選任された管財人
- ハ 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定により再生手続開始の決定がされた場合における当該受注者又は同法第64条第2項の規定により選任された管財人

2 前項第1号及び第2号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、前項の規定は適用しない。

3 第1項の場合（第43条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（不正行為に伴う損害の賠償）

第49条の3 受注者は、この契約に関して、第43条の2各号のいずれかに該当するときは、請負代金の額の10分の2に相当する金額を賠償金として、発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第43条の2第1号から第4号までに掲げる場合において、命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、発注者が特に必要であると認めるとき。

2 発注者は、前項の契約に係る損害の額が同項の請負代金の額の10分の2に相当する金額を超えるときは、受注者に対して、当該超える金額を併せて支払うことを請求することができる。

3 前2項の規定は、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により、工事の目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。

4 発注者は、前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、当該企業体の構成員であった全ての者に対して賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、当該構成員であった者は、共同連帯して第1項の責任を負うものとする。

（受注者の損害賠償請求等）

第50条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第45条又は第46条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の全部又は一部の支払いが遅れた場合においては、受注者は、同項に規定する期間が満了する日の翌日から請負代金の全部又は一部を受領する日までの期間の日数に応じ、当該請負代金の全部又は一部の額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第51条 発注者は、引き渡された工事の目的物に関し、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意若しくは重大な過失により生じた場合には適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、工事の目的物の引渡しを受けた際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者が当該契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事の目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

10 引き渡された工事の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者が当該支給材料又は当該指図が不相当であ

ることを知りながらその旨を通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

第52条 受注者は、工事の目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により工事の目的物及び工事材料等を保険に付したときは、その証券を直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事の目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

第53条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による山口県建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が措置を執った後若しくは同条第5項の規定により発注者が措置を執った後又は発注者若しくは受注者が措置を執らずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第54条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服するものとする。

(契約の費用)

第55条 この約款に特別の定めがあるもののほか、この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て受注者の負担とする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第56条 契約において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

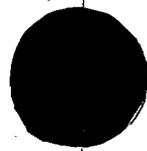
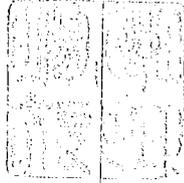
第57条 この約款に定めのない事項については、山陽小野田市財務規則（平成17年山陽小野田市規則第5.2号）を適用し必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

特約条項

部分払を適用する。

この場合において、公共工事請負契約約款第34条第2項は適用しない。

て
付
そ
し
議
に
法
ん
は
工
第
発
は
停
に
意
必
に
ず
山
る。



議案第103号及び議案104号 総務文教常任委員会資料

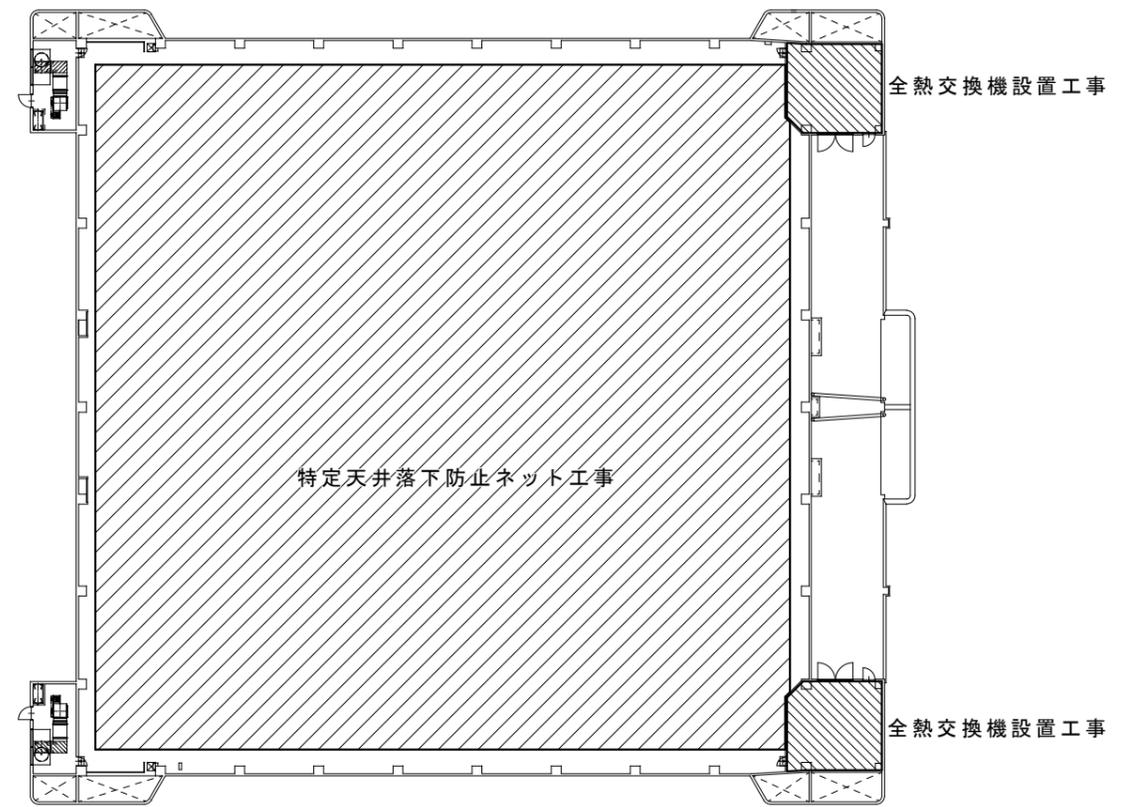
市民体育館整備事業（建築主体工事）及び
市民体育館整備事業（機械設備工事） 契約内容

契約期間：契約締結後から令和9年3月19日まで

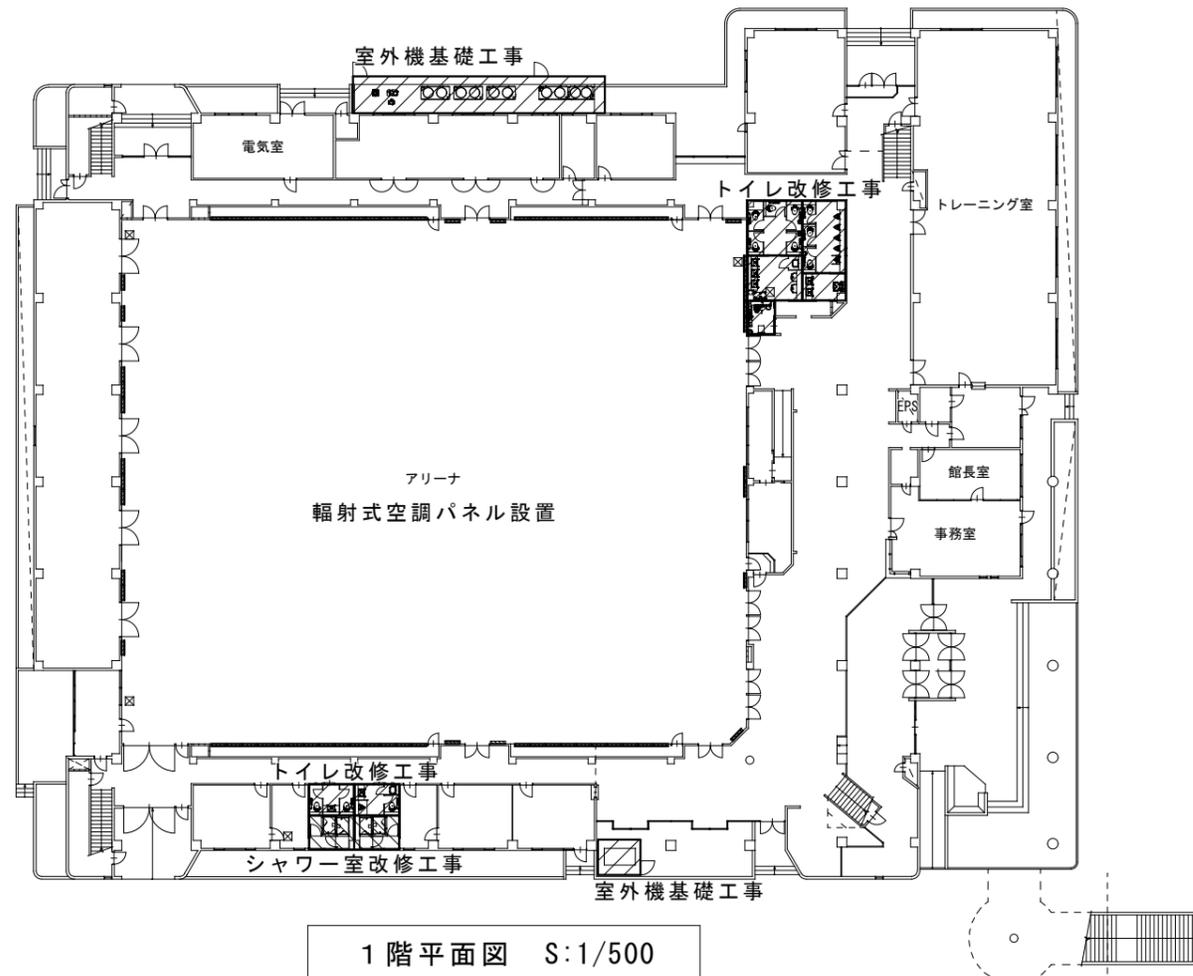
建築工事内容：特定天井落下防止工事、トイレ・シャワー室改修工事等

機械工事内容：空調機新設工事、換気設備改修工事、トイレ等給排水設備改修工事、
給湯工事、ガス工事等

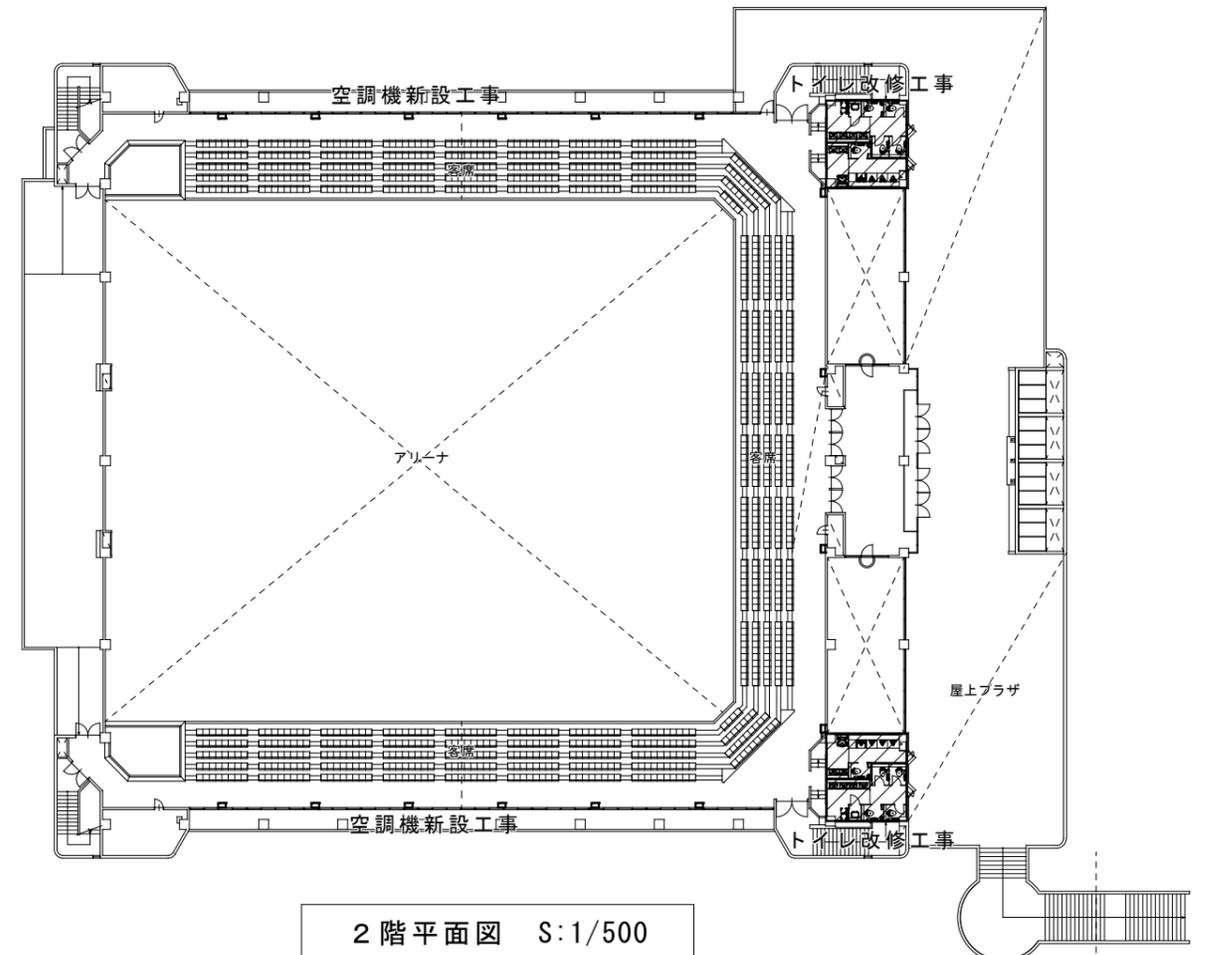
（参考）電気工事内容：受変電設備更新工事、電灯設備工事、動力設備工事等



小屋裏兼天井伏図 S:1/500



1階平面図 S:1/500



2階平面図 S:1/500

入札・見積結果情報閲覧



更新日: 2025/09/30

開札結果	落札者決定
年度	2025年度
工事名	市民体育館整備事業(建築主体工事)
契約管理番号	2025000315
入札方式	公募型指名競争入札
工種	建築一式工事
落札方式	価格競争
工事場所	山陽小野田市 中川五丁目6833番1 地内
開札日時	2025/09/24 10:01:00
予定価格(税抜)	230,900,000円
基準評価値	
設計額又は見積額(税抜)	
調査基準価格/最低制限価格区分	最低制限価格
調査基準価格(税抜) /最低制限価格(税抜)	217,700,000円
条件1	指定しない
条件2	
添付ファイル	
課所名	監理室
備考	

※本画面上記載の金額は全て税抜きです。

※添付ファイルは必ず「保存」を選択し、ダウンロードした後に開いて下さい。

入札経過(赤色で表示されているのは落札業者です。)

業者名	第1回	第2回	最終回	随意契約	摘要
	金額(税抜)	金額(税抜)	金額(税抜)	金額	
嶋田工業・アーステクノ特定建設工事 共同企業体	218,400,000				落札
市民体育館整備事業(建築主体工事)長 沢建設・池田工業特定建設工事共同 企業体	208,000,000				失格
市民体育館整備事業(建築主体工事)へ キムラ興業・かわさき特定建設工事共同 企業体	219,800,000				

指名状況

指名理由	山陽小野田市建設工事指名競争入札参加者指名基準による。
------	-----------------------------

入札・見積結果情報閲覧



山陽小野田市 電子入札システム

発注情報検索

入札・契約情報検索

お知らせ

受注者用
トップメニューへ

戻る

更新日: 2025/10/20

開札結果	落札者決定
年度	2025年度
工事名	市民体育館整備事業(機械設備工事)
契約管理番号	20250003161
入札方式	公募型指名競争入札
工種	管工事
落札方式	価格競争
工事場所	山陽小野田市 中川五丁目6833番1 地内
開札日時	2025/10/16 11:30:00
予定価格(税抜)	409,400,000円
基準評価値	
設計額又は見積額(税抜)	
調査基準価格/最低制限価格区分	調査基準価格
調査基準価格(税抜) /最低制限価格(税抜)	389,100,000円
条件1	指定しない
条件2	
添付ファイル	
課所名	監理室
備考	

※本画面上記載の金額は全て税抜きです。

※添付ファイルは必ず「保存」を選択し、ダウンロードした後に開いて下さい。

入札経過(赤色で表示されているのは落札業者です。)

業者名	第1回	第2回	最終回	随意契約	摘要
	金額(税抜)	金額(税抜)	金額(税抜)	金額	
太陽産業・エム・ビー・オーシステム 特定建設工事共同企業体	413,300,000	408,000,000			落札

指名状況

指名理由	山陽小野田市建設工事指名競争入札参加者指名基準による。	
業者番号	業者名	備考